ひたちなか市地域防災計画

Hitachinaka City Regional Disaster Management Plan

総

風水害等対策計画編 地震災害対策計画編 津波災害対策計画編

令和6年2月修正 ひたちなか市防災会議

ひたちなか市地域防災計画 目次

(風水害等対策計画編・地震災害対策計画編・津波災害対策計画編)

総	則		
	第1節	計画の概要	1
	第2節	ひたちなか市の概況	4
	第3節	ひたちなか市の防災体制	6
	第4節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	7
	第5節	市民・事業所のとるべき処置	15
),		
風	水害等	対策計画編	
Á	第1章	総則	
	第1節	計画の目的	16
	第2節	災害の種類	16
	第3節	本市の風水害の記録	16
Ą	第2章	災害予防計画	
	第1節	水政計画	18
	第2節	道路等災害予防計画	21
	第3節	都市計画(災害に強いまちづくり計画)	22
	第4節	上下水道整備計画	24
	第5節	防災教育・保育計画	25
	第6節	農地・農業計画	26
	第7節	商工観光施設災害予防計画	27
	第8節	危険物取扱施設等災害予防計画	28
	第9節	情報通信設備等整備計画 ·····	30
	第 10 節	気象業務整備計画	32
	第 11 節	災害用資機材点検整備計画	33
	第 12 節	土砂災害防止計画	34
	第 13 節	火災予防計画	36
	第 14 節	防災組織体制の整備計画	38
	第 15 節	自主防災組織の活動体制整備計画	40
	第 16 節	災害時ボランティア活動計画	42
	第 17 節	要配慮者(避難行動要支援者)支援計画	44

第 18 節	防災知識の普及計画	47
第 19 節	防災訓練計画	48
笠の辛 〈	《宋内色》等到面	
弗3早 9	災害応急対策計画	
第1節	組織計画	50
第2節	動員計画	58
第3節	気象情報等収集・伝達計画	61
第4節	被害状況調査報告計画	62
第5節	通信連絡計画	65
第6節	広報計画	68
第7節	消防救急活動計画	70
第8節	交通対策計画	72
第9節	緊急輸送道路確保計画	74
第 10 節	災害救助法による救助計画	75
第 11 節	避難計画	76
第 12 節	食糧供給計画	81
第 13 節	生活必需品等供給計画	83
第 14 節	給水計画	85
第 15 節	要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画	87
第 16 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	90
第 17 節	医療及び助産計画	92
第 18 節	防疫計画	94
第 19 節	清掃計画	96
第 20 節	救出救護計画 ······	98
第 21 節	行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画	99
第 22 節	障害物の除去計画	101
第 23 節	輸送計画	102
第 24 節	労務供給計画	104
第 25 節	応急教育計画	105
第 26 節	応急保育計画	108
第 27 節	農地農業対策計画	110
第 28 節	土砂災害対策計画	111
第 29 節	環境保全対策計画	112
第 30 節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	113
第 31 節	相互応援協力計画	117
第 32 節	民間協力計画	120
第 33 節	災害時ボランティア活動の体制整備計画	122
第 34 節	被災者生活支援計画	124
第 35 節	海上災害対策計画	126
第 36 節	鉄道災害対策計画	131

第 37 節	航空災害対策計画	133
第 38 節	大規模火事災害対策計画	135
第 39 節	水防計画	137
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者の生活の安定化計画	147
第2節	被災施設の復旧計画	155
第3節	激甚災害の指定	157
第4節	復興計画の作成	158
抽震 巛宝	対策計画編	
地展火口		
第1章	総則	
第1節	計画の目的	160
第2節	計画の基本方針	160
第3節	災害の想定	160
第4節	県内の震災の記録(茨城県地域防災計画から抜粋)	162
第2章	災害予防計画	
第1節	防災組織体制の整備計画	166
第2節	都市防災計画	169
第3節	建築物等の安全確保計画	171
第4節	地盤災害防止対策の推進計画	176
第5節	地震被害軽減への備え	178
第6節	防災教育・訓練計画	186
第3章	災害応急対策計画	
第1節	組織計画	190
第2節	動員計画	191
第3節	災害情報の収集・伝達計画	192
第4節	被害軽減対策計画	198
第5節	燃料対策計画	206
第6節	応急医療計画	208
第7節	被災者生活支援計画	211
第8節	要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画	218
第9節	応急教育計画	221
第 10 節		222
第 11 節	応急復旧計画	227

第4章	災害復旧・復興対策計画	
第1節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援	232
第2節	迅速な原状復旧	234
第3節	激甚災害の指定	235
第4節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画	236
津波災害	対策計画編	
第1章	総則	
第1節	計画の目的	237
第2節	計画の基本方針	237
第3節	災害の想定	238
第4節	国内の津波被害の歴史(茨城県地域防災計画から抜粋)	239
第2章	災害予防計画	
第1節	津波防災計画	241
第2節	津波防災教育・訓練計画	244
第3節	災害発生直前対策計画	247
第3章	災害応急対策計画	
第1節	組織計画	251
第2節	動員計画	251
第3節	津波情報の収集・伝達計画	251
第4節	被害軽減対策・応急医療計画	258
第5節	避難計画	259
第6節	物資調達・供給活動計画	261
第7節	要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画	262
第8節	事後処理対策計画	263
第9節	社会秩序の維持,物価の安定等に関する活動計画	264
第 10 節	応急復旧及び二次災害の防止活動	265
第4章	災害復旧・復興対策計画	
第1節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援	267
第2節	迅速な原状復旧	269
第3節	激甚災害の指定	269
第4節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画	270
資料編		271

【総則】

ひたちなか市地域防災計画総則

(風水害等対策計画,地震災害対策計画,津波災害対策計画編)

第1節 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条および原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が作成する計画であって、ひたちなか市の地域にかかる風水害、地震災害、津波災害、原子力災害等について、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 基本方針

この計画は,災害から「市民の生命・身体・財産の安全確保」を充分に達成するため, 市及び防災関係機関,事業所,市民が一体となって行う「災害に強い安全で住みよい まちづくり」,を基盤とした防災対策を確立し,あらゆる災害による被害を最小限と するための長期的なビジョンのもと,予防,応急対策,復旧・復興の各計画分野にわ たり,体系的・総合的な計画とする。

また,市及び防災関係機関はもとより,「自らの身の安全は自ら守る」との観点から,市民・事業者それぞれの役割も明示した計画とする。

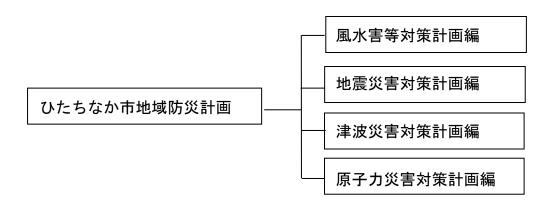
本計画に基づく施策の推進は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の観点を踏まえながら取り組んでいく。

3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、茨城県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画及び「ひたちなか市国土強靭化地域計画」との整合を図るよう定める。

4 計画の構成

この計画は、「風水害等対策計画」「地震災害対策計画」「津波災害対策計画」「原子力 災害対策」の4つの「編」に区分し、各編それぞれ「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復 興計画」の章構成で、より具体的な計画を示す。



(1) 風水害等対策計画編

この編は、ひたちなか市の災害特性である大雨、台風等から発生する河川氾濫と その影響による「風水害」に関わる災害応急等での地域住民の自主的・自発的な防災 活動やボランティア活動との協力体制の強化などを中心に構成している。

(2) 地震災害対策計画編

この編は、東北地方太平洋沖地震と同クラスの大規模な地震と茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、首都圏直下型の地震、茨城県南部地震、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による被害を想定して構成している。また平成7年の阪神・淡路大震災等他の地域での災害実例の教訓とともに、地震発生時には同時に「津波対策」が重要な位置を示すことから、各自の意識の高揚、知識の普及、情報伝達体制の強化などを中心に構成している。

(3) 津波災害対策計画編

この編は、東北地方太平洋沖地震による津波を含む東日本大震災による被害を 踏まえ、国内外において、大規模な地震が発生し、同震災クラスの津波が発生し た場合を想定して、津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本 方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の 予防、発災時の応急対策及び復旧対策を中心に構成している。

(4) 原子力災害対策計画編

この編は、原子力事業者の原子炉の運転等(加工施設、原子炉施設、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設(保安規定を定める施設)の運転及び事業所外運搬)により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策、措置を中心に構成している。

5 計画の修正

この計画は他の地域の災害実例及び災害の防止に関する科学的研究の成果及び市において発生した災害の状況,並びにこれに対してとられた災害応急対策の効果を考えあわせ,必要があると認められたときは,これを市防災会議において修正する。

第2節 ひたちなか市の概況

1 地形

ひたちなか市は、東京から約 110 キロメートルの距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 キロメートル、南北約 11 キロメートルで 100.26 平方キロメートルの面積を有している。

西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13キロメートルの海岸線が続いている。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海抜7メートル前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海抜約30メートル前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられる。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっている。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行しているが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっている。

資料1-1 地目別土地面積

2 地質

市の大部分は、海抜 30m前後の北西から南東に極めて緩やかに傾斜する起伏の少ない平坦な台地で、成田層群より形成され、表層に黄褐色ロームが $1\sim2$ m載り、その下に砂礫層が推積している。礫は、直径 $0.5\sim10$ cmの円礫で砂層はラミナが良く発達している。一般には、基盤の第三紀シルト岩までの深さは、ほぼ 18m位で均一であるが、国営ひたち海浜公園付近では、深さ約 25mまで砂礫層が認められる。

台地における地質は、軽しょう高燥な火山灰で酸度の強い洪積層であるが、那珂川 沿岸には沖積層砂壌土が見受けられる。また、海岸面には、中生代及び新生代の地層 が露出している。

3 気候

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も少なく、年間平均気温は15度、最高気温は38度前後、最低気温はマイナス10度を下回ることはない。降水量は月平均で110ミリメートルを超え、降雪は数えるほどである。

最近5年間の平均気候 (令和元年~令和5年)

気 温	15.2℃
降水量	1, 388mm

資料1-2 ひたちなか市の気象概要

4 人口

令和5年10月1日現在の人口は154,283人(常住人口)で,水戸市,つくば市,日立市に続く茨城県下4番目の規模の都市である。

人口構成比率では、平成 25 年と令和 5 年の 4 月を比較すると、年少人口(0歳~14歳)では、2.6%の減に対し、老年人口(65歳以上)では、5.0%増加しており、少子高齢化が進行している状況にある。

人口集中地区人口では, 平成 22 年と令和 2 年で比較すると, 人口では, 11,681 人, 面積では, 3.6k ㎡とそれぞれ増加している。

外国人登録人口は,令和元年と令和 5 年で比較すると 1,770 人から 2,331 人と増加 している。

産業別職業人口比率では、平成17年と令和2年とで比較して、第1次産業が3.3%から2.2%に、第2次産業が32.2%から30.5%に減少し、第3次産業へ移行している状況にある。

5 交通

(1) 鉄道

鉄道は、JR常磐線を主軸に、水戸線、水郡線が接続しており、勝田駅など4つの駅がある。常磐線の上野一勝田駅間の所要時間は、特急で約70分である。さらに、平成27年3月には、上野東京ラインが開業し、東京、品川駅までの乗り入れが可能となった。また、平成20年4月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅と那珂湊駅、阿字ヶ浦駅を結んでいる。

(2) バス

市域には、茨城交通株式会社が主要幹線道路を運行しているほか、コミュニティバスの「スマイルあおぞらバス」が運行している。

(3) 道路

本市から群馬県高崎市までの 150 キロメートルをつなぐ, 北関東自動車道が平成 23 年 3 月 19 日に全線開通した。都市間を結ぶ主要幹線道路としては, 国道 6 号, 国道 245 号がある。

高速自動車道北関東自動車道路が開通しているのをはじめ、広域幹線道路である 国道 6 号と 245 号が南北に縦断している。

主要地方道那珂湊那珂線と瓜連馬渡線が那珂市と,水戸勝田那珂湊線が水戸市と接続している。

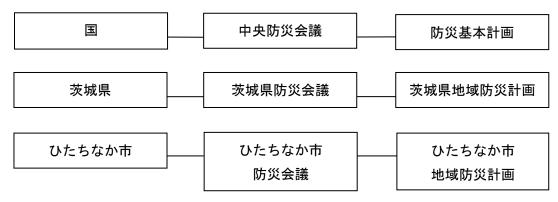
(4) 港湾

現在,1,182 ヘクタールのひたちなか地区開発の中核施設である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」は、中央ふ頭地区の整備が着々と進められ、建設機械や完成自動車等の輸出入が活発に行われており、北関東の物流の拠点としてさらなる発展が期待される。

第3節 ひたちなか市の防災体制

1 活動体系

市は、地域防災計画に基づき県及び防災関係機関との協力体制を図るものとする。



2 ひたちなか市防災会議

市は,災害対策基本法第 16 条に基づき,ひたちなか市防災会議を置き,地域防災計画の作成及びその実施の推進を行う。

防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員ほか、会長から任命された委員及び専門委員をもって組織する。

資料1-3 ひたちなか市防災会議委員構成

資料1-4 ひたちなか市防災会議条例

資料1-5 ひたちなか市防災会議運営規程

資料1-6 ひたちなか市災害対策本部条例

資料1-7 ひたちなか市災害対策本部規程

3 関連する防災組織

- (1) 市災害対策本部
- (2) 市水防本部
- (3) 市警戒体制本部
- (4) 市災害対策連絡会議

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市,県,市の地域を管轄する一部事務組合,指定地方行政機関,指定公共機関,指 定地方公共機関,公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の 事務又は業務を処理する。

1 ひたちなか市

事務又は業務の大綱

- (1) ひたちなか市防災会議及びひたちなか市災害対策本部の運営に関すること。
- (2) 防災に関する施設・組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (4) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (5) 気象の予報・警報等の伝達及び避難の指示に関すること。
- (6) 災害復旧資機材の確保に関すること。
- (7) 災害時における交通,輸送の確保に関すること。
- (8) 災害の防御と拡大防止に関すること。
- (9) り災者の救助、防疫及び保護に関すること。
- (10) 災害時における文教対策に関すること。
- (11) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (13) 被災事業所に対する融資等の対策に関すること。
- (14) 被災施設の復旧に関すること。
- (15) 災害対策上必要な近隣市町村間の相互応援協力に関すること。
- (16) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (17) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2 茨城県

事務又は業務の大綱

- (1) 茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設,組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助, 防疫等り災者の救助保護
- (6) 災害復旧資機材の確保と物価の安定
- (7)被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員, 雇上
- (12) 災害時における交通,輸送の確保

- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務・事業の指導, 指示, あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

3 ひたちなか・東海広域事務組合

事務又は業務の大綱

- (1) 防災のための調査研究,災害予防,警戒及び防御に関すること
- (2) 消防施設及び資機材の整備に関すること(消防水利に関することを除く)
- (3) 災害時における消防、救助及び救急業務に関すること。
- (4) 災害時におけるごみ処理に関すること
- (5) 災害時における火葬に関すること
- (6) 災害時における下水施設の復旧に関すること

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1)管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
	に関すること。
	(2)他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
	(3)管区内防災関係機関との連携に関すること。
	(4)管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに
	報告連絡に関すること。
	(5)警察通信の確保及び統制に関すること。
	(6)津波警報,火山警報等の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1)非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
	に関すること。
	(2)災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに
	関すること。
	(3)非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線
	局の開局,周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等
	の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施(臨機
	の措置)に関すること。
	(4)電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
	に関すること。
関東財務局	(1)災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
	(2)災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
	(3)災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
	(4)国有財産の無償貸与業務に関すること。
	(5)金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局	(1)管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
	(2)関係機関との連絡調整に関すること。

茨城労働局	(1)工場,事業所における労働災害の防止に関すること。
	(2)災害時における賃金の支払いに関すること。
	(3)災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
	(4)労災保険給付に関すること。
	(5)職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関
	すること。
関東農政局	(1)ダム,堤防,ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実
	施又は指導に関すること。
	(2)防災ダム, ため池, 湖岸, 堤防, 土砂崩壊防止, 農業用河
	川工作物,たん水防除,農地浸食防止等の施設の整備に関
	すること。
	(3)災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関するこ
	کی
	 (4)災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
	(5)災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
	(6)災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病
	害虫の防除に関すること。
	(7)土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動
	員に関すること。
	(8)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する
	こと。
	(1)国有林野の保安林,保安施設(治山施設)等の維持,造成
NAME OF STATE	に関すること。
	(2)災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
	(1)生活必需品,復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確
为 术胜仍生未问	保に関すること。
	(2)商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関するこ
	(2)向工場未の事業者の未務の正市な建省の確保に関すること。
	(3)被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安	(1)火薬類, 高圧ガス, 液化石油ガス, 電気, ガス等危険物等
 	の保全に関すること。
	の床主に関すること。 (2)鉱山に関する災害防災及び災害時の応急対策に関するこ
	کی ا
関東地方整備局	(1)防災上必要な教育及び訓練に関すること。
対水地力 正 畑 川	(1)
	(2)公共施設等の整備に関すること。 (3)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
	(4)災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関する
	こと。

	(5)水防活動,土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (6)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (7)災害時における応急工事等に関すること。 (8)災害復旧工事の施工に関すること。 (9)港湾施設,海岸保全施設等の整備に関すること。 (10)港湾施設,海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。 (11)港湾施設,海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
	(12)河川,道路等社会資本の応急復旧に関すること。
	(13)大規模自然災害発生時の各種の技術的支援 (「TEC-FORCE」)に関すること。
	(14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
関東運輸局	(1)災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
	(2)災害時における自動車及び被災者,災害必要物資等の輸送調整に関すること。
	(3)災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	(1)災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
	(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	(1)災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2)復旧復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。
東京管区気象台 (水戸地方気象台)	(1)気象,地象,水象の観測及びその成果の収集,発表に関すること。
	(2)気象,地象(地震にあっては地震動に限る),水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風,大雨,竜巻等突風に関する情報等を適時,的確に防災機関に伝達することともに,これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。 (3)気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・
	広報に関すること。 (4)市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。

東京管区気象台	(5)災害の発生が予想されるときや,災害発生時における県や
(水戸地方気象台)	市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関す
	ること。
	(6)県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情
	報の理解促進、防災知識の普及啓活動に関すること。
海上保安庁	(1)情報の収集及び連絡に関すること。
第三管区海上保安	(2)活動体制の確立に関すること。
本部	(3)海難救助及び緊急輸送時等に関すること。
茨城海上保安部	(4)流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
	(5)海上交通安全の確保に関すること。
	(6)警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
	(7)関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

5 指定公共機関

3 相足公共協民	
機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話	(1)電気通信施設の整備及び点検に関すること。
(株)茨城支店	(2)災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
	(3)被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ
	と。
(株)NTTドコモ	(1)電気通信施設の整備及び点検に関すること。
茨城支店	(2)被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ
KDDI(株)	と。
水戸支店	
ソフトバンク (株)	
楽天モバイル (株)	
東日本旅客鉄道	(1)鉄道施設等の整備、保全に関すること。
(株)水戸支社	(2)災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関
日本貨物鉄道(株)	すること。
日本銀行	(1)災害時における現地金融機関の緊急措置についての指
水戸事務所	導に関すること。
日本赤十字社	(1)災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の
茨城県支部	救護の実施に関すること。
	(2)災害救助の協力,奉仕団の連絡調整に関すること。
	(3)義援金品の募集配布に関すること。
日本放送協会	(1)防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
水戸放送局	(2)気象予報,警報等の周知徹底に関すること。
	(3)災害応急対策等の周知徹底に関すること。
	(4)災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
	(5)社会事業等による義援金品の募集,配布に関すること。

東京電力	(1)災害時における電力供給に関すること。
パワーグリッド(株)	(2)被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
茨城総支社	
日本通運(株)	(1)救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
ひたちなか営業所	
国立研究開発法人	(1)国, 県, 所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災
日本原子力研究開発	対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急
機構	被ばく医療活動, 広報活動等)
	(2)原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・
	技術的支援(事故拡大防止,汚染拡大防止等)
	(3)原子力防災に必要な教育・訓練
日本原子力発電	(1)国, 県, 所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災
株式会社	対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急
	被ばく医療活動, 広報活動等)
	(2)原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・
	技術的支援(事故拡大防止,汚染拡大防止等)
	(3)原子力防災に必要な教育・訓練
東日本高速道路(株)	(1)会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係
関東支社	る道路の保全並びに応急復旧工事の施工に関すること。
水戸管理事務所	
東京瓦斯(株)	(1)ガス施設の安全、保全に関すること。
日立支社	(2)災害時におけるガスの供給に関すること。
	(3)ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
日本郵便(株)	(1)被害者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
	(2)被害者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
	(3)被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
	(4)災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療関係団体((一社) 茨城県医師会,(公社) 茨城	(1)災害時における応急医療救護活動及び医薬品の確保等に関すること。
県看護協会,(社)茨城県 薬剤師会)	(2)医療機関との連絡調整に関すること。
輸送機関(ひたちなか海 浜鉄道(株), 茨城交通	(1)避難者及び災害対策用物資の輸送協力
(株),(社)茨城県トラ	
ック協会、ジェイアール	
バス関東(株),(一社)	
茨城県バス協会)	

報道機関((株) 茨城新	(1)災害時における放送に関すること。
聞社, (株) 茨城放送)	(2)災害時における放送要請への協力に関すること。
(一社)茨城県高圧ガス	(1)高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
保安協会	(2)高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
	(3)高圧ガスの供給に関すること。
	(4)行政機関,公共機関等が行なう災害広報活動の協力に
	関すること。
茨城県土地改良事業	(1)各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整
連合会	備,防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関
	すること。
(福)茨城県社会	(1)災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
福祉協議会	(2)生活福祉資金の貸付けに関すること。

7 自衛隊

	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊施設学	(1)防災関係資料の基礎調査に関すること。
校(勝田)	(2)自治体災害派遣計画の作成に関すること。
陸上自衛隊第一施	(3)ひたちなか市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練
設団 (古河)	の実施に関すること。
航空自衛隊第7航	(4)人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救
空団(百里基地)	援又は応急復旧に関すること。
海上自衛隊横須賀	(5)災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及
地方総監部	び譲与に関すること。

8 公共的団体及びその他防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)ひたちなか市	(1)災害時における緊急医療活動に関すること。
医師会	
(一社) ひたちなか	
市歯科 医師会	
(一社) ひたちなか	
薬剤師会	
(福)ひたちなか市社	(1)災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
会福祉協議会	(2)生活福祉資金の貸付けに関すること。
	(3)福祉避難所に関すること。

常陸農業協同組合	(1)災害時における被害状況調査及び応急対策の協力に関	
	すること。	
	(2)農作物等被害に係る応急対策の指導に関すること。	
	(3)農業生産資材,農家生活資材及び非常食糧の確保,あっ	
	せんに関すること。	
	(4)農作物の採取及び出荷の制限に関すること。	
那珂湊漁業協同組合	(1)海上における緊急輸送協力に関すること。	
	(2)水産物の採取及び出荷の制限に関すること。	
磯崎漁業協同組合	(3)被害調査に関すること。	
ひたちなか商工会議所	(1)商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関するこ	
	と。	
	(2)救援物資及び災害復旧用資機材の確保の協力に関する	
	こと。	
	(3)被災商工業者の相談及び指導に関すること。	
(株)水戸コミュニティ	(1)災害応急対策等の周知に関すること。	
放送	(2)災害時における放送要請への協力に関すること。	

第5節 市民・事業所のとるべき処置

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民	(1)災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために、
	地域において相互に協力すること。
	(2)県知事及び市長等が実施する防災対策に協力するととも
	に自発的に防災活動に積極的に参加し,災害の未然防止,
	被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与し, 市民の生命,
	身体及び財産の安全確保に努めること。
事業所	(1)災害防止についての第一次的責任者を有する点に鑑み防
	止上重要な施設管理者として、消防計画等の災害計画書等
	を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹
	底、防災資機材の整備等に努めるなど、平素から防災対策
	の充実を図ること。
	(2)災害発生時には,災害応急措置を実施し,従業員・来訪
	者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用
	し、県、市、その他の防災機関の防災活動に積極的に協力
	し地域住民全体の生命,身体及び財産の安全確保に努める
	こと。
	(3)県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、地域
	における防災力の向上に努めること。

【風水害等対策計画編】

第1章総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条の規定に基づき、 ひたちなか市防災会議が策定する計画であって、市内の風水害全般に関して総合的な 指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機 関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における風水害による災害 予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を 風水害から保護することを目的とするものである。

第2節 災害の種類

1 台風,豪雨,洪水,高潮,高波

(1) 台風

日本本土に上陸ないし接近する台風は、過去30年の平均で、年間約10個位で7月から10月にかけて多い。台風は経路、規模によって雨量、風力等が違い、災害の状況も地域によって大差がある。

(2) 豪雨, 洪水

市域において、地理的条件から最も心配されるのは、集中豪雨による台地上における内水の溢水や那珂川上 流域での豪雨による那珂川のはん濫である。

(3) 高潮, 高波

高潮は暴風雨の被害を拡大するもので、気圧降下に伴う海面の吸い上げによるものと、風による海水の吹き寄せとに分けられる。しかし、台風時には、このほか高波もあり、これを区分することは困難であるので合わせて考えるものとする。うねりの高さは海岸の状態や海の深さにより違いがある。

第3節 本市の風水害の記録

本市に関係する過去の主な災害は、次のとおりである。

1 台風(昭和61年以降)

発生年月日	市内の被害	
台風名		
昭和61年8月5日	住家半壊 2 戸,床上浸水 582 戸,床下浸水 283 戸,	
台風 10 号	畑冠水 979. 7ha 等	
平成 10 年 8 月 27~30 日	床上浸水 71 戸,床下浸水 104 戸等	
台風 4 号		
平成 11 年 7 月 14 日	床下浸水 104 戸, 1,400 トンの海岸漂着ごみ処理によ	
大雨	る多額の損害	
平成14年10月1日	住家半壊 2 戸,一部損壊 19 戸,船舶 5 隻,倒木 52	
台風 21 号	本,小学校の体育館の屋根が吹き飛ぶ等	

平成 16 年 10 月 9 日	負傷者 1 名, 床下浸水 3 戸, 道路通行止め 14 箇所
台風 22 号	倒木 32 箇所等
平成 16 年 10 月 20 日~21 日	道路陥没8箇所,床下浸水22戸,道路通行止め16箇
台風 23 号	所, 倒木 16 箇所, 停電 769 件
平成17年8月25日	床下浸水 6 戸, 道路通行止め 7 箇所, 倒木 1 箇所
台風 11 号	
平成 18 年 9 月 5 日	阿字ヶ浦地区及び磯崎地区の一部(50 世帯)に避難勧
台風 12 号	告発令
平成 19 年 9 月 6 日~7 日	倒木 24 本,木製塀一部倒壊等
台風9号	
平成 23 年 9 月 21 日~22 日	那珂川沿岸, 那珂川河口地域に対し避難指示, 床下浸
台風 15 号	水 1 戸等
平成 25 年 10 月 15 日~16 日	負傷者2名,高潮・冠水等による道路通行止め13路
台風 26 号	線,強風による住宅被害 24 件,倒木 122 本等
平成27年9月9日~10日	大雨特別警報発令。那珂川沿岸地域に避難勧告発令。
平成27年9月関東・東北豪雨	
平成 28 年 8 月 23 日	住宅及び店舗浸水被害。床上浸水 7 棟,床下浸水 10
大雨警報	棟。冠水による道路通行止め 8 路線。 累加雨量 141 m
JOIN ELTR	m
令和元年9月26日	負傷者 1 名,倒木 83 件,道路冠水による通行止め 4
令和元年房総半島台風	路線,停電約 400 軒等。
(台風 15 号)	
	負傷者1名。太平洋沿岸部に避難勧告発令。翌13日
令和元年 10 月 12 日	には那珂川沿岸地域に避難指示(緊急)及び災害発生
令和元年東日本台風	情報発令。避難所 22 箇所開設,避難者 582 人(最大
(台風 19 号)	時)。那珂川及び支流による住宅床上浸水 87 棟,床
	下浸水 219 棟等。
令和5年6月2日~3日	道路,河川,施設等で計26件の被害。冠水による道
(台風2号)	路通行止め9路線。累加雨量202mm。
令和5年9月8日	負傷者1名。床上浸水4棟,床下浸水71棟。道路,
(台風13号)	河川,施設等で計43件の被害。冠水等による道路通
	行止め 15 路線。累加雨量 188mm。

資料2-1 県内の風水害の記録

第2章 災害予防計画

第1節 水政計画

担当部署 建設部・市民生活部

この計画は、近年、流域内の都市化が進み、集中豪雨時には河川への流出量が増大 し低地での洪水の危険性が高まっていることから、浸水に対する重要危険区域を定め、 排水路の整備及び中小河川の改修を推進するとともに、海岸線での侵食を防止する海 岸保全施設の整備を促進し、市域を水害から防ぐ方策について定める。また、洪水時 の被害軽減を図るため、避難体制の整備等必要な措置について定める。

1 河川の概況

河川名	種別	行政管理者	延長(m)	平均幅員(m)
那珂川	一級河川	国土交通大臣	11,600	150
早戸川	一級河川	茨城県知事	6, 400	10~30
中丸川	一級河川	茨城県知事	7, 700	4~13
大川	一級河川	茨城県知事	2, 700	5. 5
本郷川	一級,普通河川	茨城県知事, 市長	5,000	3
おさえん川	準用河川	市長	1,800	5~12
下江川	準用河川	市長	640	4~15
鳴戸川	準用河川	市長	1,600	1.5~13
旧早戸川	普通河川	市長	600	2
新川	普通河川	市長	5, 700	2

この計画は、震災対策の円滑な実施を図るために、市及び防災関係機関が、防災体制を整備し関係機関相互の連携を強化していくことについて定める。

(1) 那珂川

那珂川水系は、その源を栃木県那須郡の那須岳(標高1,917m)に発し、那須塩原市油井において那須平原に出て、幅員200mから300mの侵食谷を形成しつつ南東に流れ、余笹川に合流後、流路を南に変じ、箒川を合流し、さらに武茂川、荒川をあわせ、これより山間部に入り茂木町牧野から流路を南東に変え栃木県と茨城県の県境を過ぎ、本県の常陸大宮市、平地に出て水戸市に至り、緒川、藤井川をあわせてひたちなか市に至る。ここで桜川と合流し、河口付近において、さらに涸沼川をあわせ大洗町との間を流過して太平洋に注いでいる。このようなことから出水時における本市を通過する水量は極めて多く上流の水量を一手に引き受けている現状であり、今後も、河川のはん濫を防ぐため、完成堤の事業促進を図る必要がある。

那珂川の観測所及び水位等

観測所	位置(河 口から の距離) (km)			水		位			
		水防団	はん濫	避難	はん濫	計画高	過去最高水位 (m)		計画高
		待機	注意	判断	危険	水位			水流量
		水位	水位	水位	水位				m³/秒
		(m)	(m)	(m)	(m)	(m)			
小口	82. 0	4. 00	5.00	5. 00	5. 50	9. 67	令和元年 10月13日	6. 54	5, 700
野口	38. 3	2. 50	3. 50	4. 10	4. 50	7. 56	令和元年 10月13日	6. 48	6,600
水府橋	12. 4	3. 00	4.00	5. 40	5. 80	8. 36	令和元年 10月13日	9. 78	6, 600

(2) 早戸川

早戸川水系は、その水源を那珂市に発し、水田地帯を貫流し、途中、大井川をあわせ当市の枝川地先で那珂川に合流している。雨量の多いときには護岸が侵食等により 危険な状態になるため、小規模河川改修事業の促進を図る。

(3) 中丸川

中丸川水系は、当市の田彦付近に源を発し、市の中心部を南東に流下し、大川及び本郷川を合流して柳沢で那珂川に合流する。近年宅地開発等により、流出係数が変化し、出水時における流出量の増大、洪水到達時間の短縮に伴い浸水被害が多発しているため、小規模河川改修事業並びに調節池としての多目的遊水池事業の推進を図る。(4)新川

新川は、那珂市堤に源を発し、当市の最北部を流れ太平洋に注いでいる。河川は水田地帯を流れているため、河川の改修及び土地改良事業の促進を図る。

(5) おさえん川

おさえん川は,那珂市豊喰地区に源を発し,当市の西側部を流下し早戸川に合流している。

近年における宅地開発等により,流出系数が変化し出水時における流出量の増大, 洪水到達時間の短縮に伴い浸水被害を助長しているため,準用河川改修事業の推進を 図る。

(6) 大川, 本郷川

大川,本郷川とも中丸川に合流し,出水時に中丸川に影響を与えるため,大川については,都市基盤河川改修事業を推進し,改修整備を図るとともに土地改良事業による護岸整備を年次的に行う。

(7) 下江川、鳴戸川、旧早戸川

旧早戸川及び下江川とも鳴戸川に合流し、出水時における流出量の増大に伴い浸水被害を助長しているため河川改修事業の推進を図る。

(8) 小場江堰用水路

小場江堰用水路は、土地改良事業により安全施設等の整備を促進することに努め、これらの計画に併せ、降雨時に対応できる幹線排水路の整備、那珂川の築堤計画を促進する。

2 海岸の概況

本市の海岸線の延長は約13kmである。海岸や海岸に接する地域について、高潮、津波、波浪等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備促進を図るものとする。特に、阿字ヶ浦地区では、一部砂浜の侵食が見られることから早期整備を促進し、高潮等に対する予防を図る。県では、恒久対策事業として、離岸堤や突堤の整備、砂の投入による養浜工事を行った。また、ひたちなか地区では、茨城港常陸那珂港区をはじめとした各種事業が展開されているが、今後、台風及び高潮等により被害を受けることが予想される。こうした被害を未然に防止及び軽減するため、海岸侵食対策及び高潮対策に配慮した事業を積極的に促進する。

市は、「ひたちなか市総合防災マップ(令和3年6月改訂)」を作成し、浸水予想範囲等について、海岸線の津波浸水予想地区住民等に対して、引き続き住民への注意喚起を促していく。

3 避難体制等の整備

- (1) 市は、「ひたちなか市洪水ハザードマップ(洪水避難地図)令和2年3月改訂版」 等に基づき、那珂川の浸水想定区域に係る、次の事項について定め、住民に周知す るものとする。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難所,避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な 事項
 - ウ その他関係機関連絡先等
 - また,洪水以外の津波,土砂災害危険区域等についても掲載した「防災マップ」 等を作成して市民等に配布する。
- (2) 市長は、避難指示、高齢者等避難、(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報)等について、国県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
- (3) 市,県及び国(国土交通省,気象庁)は,関係機関の協力を得て,雨量,水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り,関係行政機関はもとより,報道機関を通じた一般への情報提供体制の整備を図る。また,市は,高齢者,障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の整備を図る。
- (4) 国及び県は、住民に対して水位、雨量等の河川情報を提供するため、河川情報 提供システム(国土交通省ホームページ等)により、情報提供に努める。

第2節 道路等災害予防計画

担当部署 | 企画部・建設部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害発生直後の救急・救助活動や緊急輸送物資の輸送及び復旧時の資機材や人員の輸送等を迅速かつ円滑に行うために、平常時から道路等の維持管理を行い、道路機能を確保する方策について定める。

1 道路施設の災害予防対策

- (1) 道路施設の整備・強化
- ア 道路建設においては、河川、湿地、沼等の接近を避け、水田等の低地を通過する場合は、盛土等を溢水が侵食しないように対策を講ずるとともに、水位増に対し越流をしないよう安全な高さを確保する。
- イ 法面,盛土等の斜面に対しては,落石防止や植栽等による災害予防措置を施すと ともに,必要に応じてコンクリート擁壁等で斜面の保護を図る。
- ウ 側溝等の排水施設には、十分な強度と排水能力を備えるとともに、補修が必要な 箇所は速やかに対策を施す。
- エ 橋りょう等の構造物は、必要に応じて補修等の対策を施す。
- オ 標識・照明灯等の付属設備は、点検を行い、災害時に転倒、落下等が生じないよう維持管理に努める。
- カ 街路樹等については、災害時において倒木による被害が生じないよう適切な維持 管理に努める。

(2) 迂回道路の調査・把握

市長は、災害時において道路及び橋りょうが被害を受けて、その早期復旧が困難で 交通輸送に支障をきたす場合に対処するため、主要道路に連結し迂回する道路をあら かじめ調査・把握しておき、緊急事態に備える。

(3) 緊急輸送道路の整備

各道路管理者は,災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に実施するため,緊急輸送道路の維持機能を図るとともに,無電柱化の計画を検討する。

資料2-2 緊急輸送道路

2 鉄道等施設の災害予防対策

鉄道,バス及び港湾等の施設管理者は、それぞれの防災業務計画等に基づき災害予防対策を実施するほか、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画「総則」第4節のとおりとする。

第3節 都市計画(災害に強いまちづくり計画)

担当部署 企画部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるために、市域における有効な土地利用を図るとともに、市街地における防災空間や防災拠点を確保するなど、都市施設の整備を図る方策について定める。

1 土地利用の推進

本市における土地利用状況は、宅地が最も多く、次いで農用地(田・畑)、山林となっている。近年の都市化に伴い、農用地が減少し、宅地化が進んでいることから、引き続き、市街化の進展や土地利用状況をふまえ、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、市域の総合的かつ計画的な土地利用の推進を図る。

2 市街化区域と市街化調整区域の区分

市街化区域と市街化調整区域の線引きは、無秩序な市街化を防止し、土地利用と都 市施設及び市街地開発事業の整合を図り、計画的な市街化を推進するものである。市 街化区域においては、適正な都市機能と良好な都市環境を確保するため、都市計画法 に基づき、用途地域を指定し、地域地区の種類に応じて建築物の用途・建ペい率・容 積率・高さ等を規制することにより、健全な市街地の形成を図る。

◎令和3年9月2日現在

市街化区域 : 42.09 k m²(42.1%) 市街化調整区域: 57.88 k m²(57.9%) 計 99.97 k m²(100.0%)

3 防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため,都市計画法に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行い,地域内の建築物の防火性能を高めることにより,火災の延焼拡大を抑制する。

◎令和3年9月2日現在

防火地域:6.6ha準防火地域:123.0ha

4 都市施設の整備

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地における火災に対応するための延 焼遮断空間、災害時における避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難 地などの防災空間の確保が不可欠である。このため、市域における都市計画道路や都 市公園等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1)都市計画道路の整備

道路は、災害時において、人や緊急物資を輸送する交通機能のほか、火災の延焼防止効果や避難ルートとしての機能も有している。このため、市は市街地の構造、交通事情及び防災等を総合的に検討し、災害時の緊急活動を行う幹線道路の整備や地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

(2) 都市公園等

公園及び都市公園は、災害時における避難地及び火災の延焼遮断空間等の施設であることから、都市計画マスタープランを基本に整備を推進するとともに、雨水貯留浸透施設などの災害対応施設の整備を促進していく。風致地区及び緑の保存地区においては、土地所有者への適切な維持管理、指導を通じて、良好な保全に努めていく。

第4節 上下水道整備計画

担当部署 建設部・水道事業所

この計画は、上下水道施設において、災害時の被害を最小限にとどめるための予防 策及び速やかに機能回復を図るための方策について定める。

1 上水道整備計画

災害時における給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施するうえで、大きな支障となることから、 災害による断水、減水を最小限に抑えるとともに、緊急時における飲料水を確保する ための必要な措置を講ずる。

- (1) 複数 (表流水、県水、地下水) の取水源の確保
- (2) 水道施設の耐震化や漏水防止
- (3) 給水車、給水タンク等災害対策用資機材の整備
- (4) 近隣市町村との災害時における相互応援給水協定の充実
- (5) 災害時対応マニュアルの作成

2 下水道整備計画

市の下水道事業は、市域の良好な生活環境の維持と洪水や浸水等を防ぐための排水機能を備えており、単独公共下水道処理区域、那珂久慈流域関連公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域等に分けられている。災害発生時には、下水道事業業務継続計画等に基づき、施設の早期復旧や優先実施業務の継続を図るとともに、平常時から災害に備えた施設の維持管理に努める。

- (1) 下水道耐水化計画に基づいた下水道施設の耐水化及び適正な維持管理の推進
- (2) 災害時に必要な資機材の整備

第5節 防災教育・保育計画

担当部署|教育委員会・子ども部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、保育所、幼稚園、小・中学校等及びその他の教育機関(以下「学校等」という。)において、施設を災害から予防するとともに、災害が発生した場合に、幼児及び児童生徒並びに教職員等の安全の確保と迅速な対応を図る方策について定める。

1 防災教育の実施

- (1) 学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、予防対策や避難、応急対策 を盛り込んだ防災計画を作成し、防災教育を適切に行う。
- (2) **子ども部**及び教育委員会は、関係職員の災害及び防災に関する知識を習熟させるため、防災対策資料の作成、配布及び研修等を実施する。
- (3) 市民生活部及び市教育委員会は、生涯学習活動及び社会教育活動、関係団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災訓練の実施

- (1) 学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、避難訓練等の防災訓練を定期的に実施する。
- (2) 学校等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導、初期消火等の防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域で実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 学校施設等の点検整備

市教育委員会又は学校等の長は,災害による学校施設等の被害を予防し,児童・生徒等の安全を確保するため,次の計画を実施する。

- (1) 学校敷地等を選定、造成する場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 学校施設等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修等を実施する。特に、避難時の危険防止のため、壁の落下防止、ガラスの飛散防止等必要な措置を行い、また防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備を定期的に行う。

4 防災施設等の整備・充実

市教育委員会は、災害発生の場合、迅速かつ適切な防災活動ができるよう、学校等の通報、消火、避難及び救助に関する設備の整備及び医薬品等の充実を図る。

5 文化財の保護

文化財は、火災や地震等による焼失・損壊等が懸念されることから、定期的に安全 点検を行うとともに、所有者又は管理者の協力を得て、防災対策を講ずる。また、市 が所有する文化財については、埋蔵文化財調査センター等に保管し、その保護を図る。

第6節 農地・農業計画

担当部署|経済環境部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害から農地及び農作物を保護するため事前にとるべき対策と、農地及び農作物の被害を未然に防止する方策について定める。

1 農地計画

市長は、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農道整備、排水路整備及び土地改良事業等を推進して優良農地を保全する。

2 農業計画

市長は、風水害等から農産物及び畜産物を防護するため、農家に対し事前にとるべき対策を指導し、所要の対策を講じる。

(1) 災害又は被害の未然防止対策

ア 防災営農対策

災害の発生に備え、常陸農業協同組合等関係機関と緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努める。また、災害からの農作物被害を防ぐための気象情報等の伝達体制の整備を図る。

イ 防災技術対策

農作物防護指導要領に基づき、各農作物の災害対策を講じるよう指導する。

(2) 資機材の確保

ア 防除器具の整備

農家が病害虫防除器具等を整備し、災害時に円滑に使用できるように指導する。

イ 薬剤・飼料等

風水害等に備え、薬剤・飼料等が迅速に確保されるよう農業協同組合等に必要量の 備蓄を行うように指導する。

(3) 家畜対策

低湿地畜舎は周囲の土盛、排水路の整備を実施し、浸水等を想定して家畜避難移動場所の確保を図るように農家を指導する。

第7節 商工観光施設災害予防計画

担当部署|経済環境部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、工場、商店、ホテル等の商工観光関係機関の施設を災害(火災等)から未然に防止するための方策について定める。

1 消防用設備の整備

広域消防は、工場、商店、ホテル等の宿泊施設及びその他多数の従業員を擁する建築物に設ける消防用設備等(消火設備、警報設備、避難設備)に関して、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及びひたちなか・東海広域事務組合火災予防条例(平成24年条例第21号)等の基準に適合するよう指導する。

- (1) 消火設備(消火器,屋内消火栓設備,スプリンクラー設備,水噴霧消火設備等)
- (2) 警報設備(自動火災報知設備,消防機関に通報する火災報知設備等)
- (3) 避難設備(避難器具(避難はしご,救助袋,緩降機等),誘導灯,誘導標識)

2 消防計画

広域消防は、消防法第8条の規定に基づき、各施設管理者に対し、防火管理者を定めるとともに、火災その他の災害の発生に備えた消防計画の作成、当該消防計画に基づく、避難訓練の実施、消防用設備の点検整備、その他防火管理上必要な事項について指導する。

第8節 危険物取扱施設等災害予防計画

担当部署 | 市民生活部 · 広域消防本部

この計画は、危険物施設及び高圧ガス貯蔵所等の現況を把握し、災害時における危険物等の応急対策の円滑化を図るとともに、災害の発生と被害の拡大を予防する方策について定める。

1 危険物の貯蔵取扱施設

(1) 危険物の貯蔵取扱施設の立入検査

広域消防は、危険物の貯蔵取扱施設で、位置、構造、設備並びに貯蔵取扱いの方法 が消防法に適合していない施設については、消防法に基づき立入検査を実施し、技術 基準に適合するよう指導する。

(2) 自主保安体制の確立

市, 広域消防及び県は, 危険物の貯蔵取扱い施設等における安全管理体制を強化し, 危険物の流出及び毒劇物の事故等, 各種災害の未然防止を図るよう各事業所の自主保 安体制について指導する。

(3) 防災知識の普及

- ア 危険物の貯蔵取扱者については,一定期間ごとに関係法令と取扱いの技術上の基準についての教育を行う。
- イ 市及び広域消防は、定期的に機関紙等を発行して安全技術並びに防災知識の向上 に努めるほか、毎年、春秋の火災予防運動に併せて危険物の安全管理の徹底を目的 とした各種行事を行う。

(4) 防災訓練の実施

危険物の貯蔵取扱施設管理者は,災害時における応急対策活動の実効を期するため, 定期的に防災訓練を実施する。

(5) 化学消火薬剤等の備蓄

広域消防及び危険物の貯蔵取扱施設は、火災時その他油流出事故時に備えるため、 化学消火薬剤等の防災資機材の備蓄を図る。

(6) 危険物貯蔵タンクの安全対策

ア 地盤対策

広域消防は、危険物貯蔵タンクを設置する場合の地盤等について、地盤変動による不等沈下等におけるタンクの移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、定期点検及び調査等、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

イ 位置・構造設備の対策

広域消防は、危険物貯蔵タンクの位置・構造設備及び防油堤等について、耐震、耐 風等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよ う指導する。

ウ 管理上の対策

市及び広域消防は、危険物貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、 特に下記事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

- (ア)漏洩,流出防止及び事故発生感知のための警報,緊急遮断装置の整備
- (イ) 消火、警報、避難設備の設置と維持管理の徹底
- (ウ) 非常時の通報及び消火体制確立のための教育・訓練の徹底

2 高圧ガス施設等

(1) 高圧ガス施設等の安全対策

県は、高圧ガス及び火薬類等の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱いについては、関係法令に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

(2) 自主保安体制の確立

県は、高圧ガス及び火薬類等関係事業所では、常に災害発生の防止を意識して、保 安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止 を図るよう指導する。

(3) 防災知識の普及

市及び県は、高圧ガス及び火薬類等を取扱う者については、定期的に災害予防に対する関係法令等の説明会、保安教育説明会等を開催し、知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

(4) 防災訓練の実施

高圧ガス及び火薬類の貯蔵取扱施設管理者は,高圧ガス施設等に起因する災害を想 定して,応急対策活動の実効を期するため,定期的に防災訓練等を実施する。

第9節 情報通信設備等整備計画

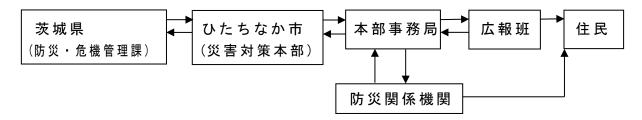
担当部署|企画部・市民生活部・広域消防本部

この計画は,災害時における市と各防災関係機関・団体相互間の通報,要請,指示, 伝達等の情報通信に必要な連絡体制を確保する方策について定める。

1 通信網の整備

市及び広域消防は、各種の要因が絡み合って発生する災害を速やかに予測し、災害 予防、災害応急対策及び災害復旧対策等を実施するため、防災通信システムの高度化 を進めるとともに、次により通信機構の整備を図る。

< 通信連絡系統図>



2 有線通信施設の整備

市では、災害時対応として、資料「災害時優先電話の配備状況」のとおり、非常・緊急通話用電話(災害時優先電話)の指定を受けている。引き続き、東日本電信電話株式会社茨城支店に申請し、指定避難所等に追加指定を行う。また、災害時において、市の電話交換器が損傷した場合の電話回線を確保するため、災害対策本部事務室(生活安全課)等に災害時臨時電話を設置する。

避難所を開設したときは、緊急連絡用として、災害特設公衆電話の配備を東日本電信電話株式会社茨城支店に要請する。

資料2-3 災害時優先電話の配備状況

資料2-4 災害時臨時電話の配備状況

3 無線通信施設の整備

災害時において有線通信が途絶した場合、情報の収集、伝達等を迅速かつ的確に行 うための手段として無線通信の役割は重要になるため、次により整備充実を図る。

(1) 防災行政無線(同報系)

市長は、防災行政無線(同報系)の基地局を市庁舎に設置し、市内に非常用電源を備えた子局(屋外放送塔)を配置するとともに、戸別受信機等により地域住民、事業所及び各施設等に対し必要な情報を伝達する体制を確保する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を運用し、緊急地震速報や津波注意報等の緊急情報にも即応する。今後、現行の防災行政無線の耐用年数等を勘案し、デジタル方式への移行を推進する。

(2) MCA無線(移動系)

災害応急対策活動時の被害状況把握及び緊急連絡のため、MCA無線(半固定,携帯型)を各防災拠点等に配置し、平常時から管理点検に努めるとともに、通常業務においても活用する。

(3) 茨城県防災情報システム

茨城県防災情報システムは、県、県出先機関及び県内市町村を結ぶ無線通信網であり、災害時等における気象情報等の伝達、災害情報の収集・伝達等相互の連絡体制の万全を図っている。

(4)消防無線

消防無線は、周波数別に、活動波、主運用波、統制波、防災相互波があるが、広域 消防は、各種災害において第一線の活動部隊として防ぎょ活動等を実施するものであ り、その活動を円滑に行うための消防無線について、計画的に整備充実を図る。

資料2-5 ひたちなか市無線連絡系統図

資料2-6 ひたちなか市防災行政無線の整備状況

資料2-7 ひたちなか市MCA無線の整備状況

資料2-8 茨城県防災情報システムの配備状況

4 その他の通信施設の整備

災害情報を迅速に察知して災害を未然に防止し,あるいは災害の拡大を阻止するため,災害対策本部事務室(生活安全課)等にテレビ,ラジオ等の機器を配備する。

また、衛星電話や携帯電話(災害時優先電話)、電子メール、緊急速報メール、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、多種多様な情報収集、発信に努める。

第10節 気象業務整備計画

担当部署|市民生活部・広域消防本部

この計画は、注意報・警報等の気象情報の収集を的確に行い災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速な行動を確保する方策について定める。

1 気象情報等の伝達

水戸地方気象台及び関係機関から気象情報等の連絡があり、又は周囲の状況から災害発生のおそれがあると市長が判断したときは、速やかにひたちなか市防災行政無線等で地域住民に周知するとともに、関係機関に通知する。

2 防災気象情報の改善・充実

水戸地方気象台は、市町村の行う避難指示等の判断を支援するため、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月中央防災会議)」等に沿って、大雨、洪水、高潮警報のより適切な発表を図る。改善にあたっては、気象台等において災害に関する情報を市町村単位で発表するとともに、新たな警報基準を作成する。

資料2-9 気象注意報及び警報の種類と発表基準

第11節 災害用資機材点検整備計画

担当部署 | 建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害(水害)による被害を未然に防止するために、市が常備する水防用資機材の点検整備方策について定める。

1 水防用資機材の整備

市及び広域消防の水防用保有資機材については、毎年梅雨期の前に点検整備を行い、 不足するものは、補給し各倉庫へ配備するとともに、水防体制強化のために必要な資 機材の整備・充実を図るものとする。その他詳細については、本計画第3章災害応急 対策計画第39節「水防計画」に定める。

第12節 土砂災害防止計画

担当部署 建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策を行うため、市域内の土砂災 害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の急傾斜地崩壊危険箇所を調査把握し、災害 発生のおそれがあるときは事前に巡視警戒を実施して、災害の未然防止を図るととも に、災害が発生したときは、被害の拡大防止を図る方策について定める。

1 防災パトロールの実施

市長は、土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び土砂災害が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査するため、定期的に防災パトロール等を実施するものとする。また大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても、随時パトロールを実施する。

2 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条の規定に基づい て県知事が指定する。

《土砂災害警戒区域の指定基準》

- (1) 急傾斜地の崩壊
- ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の 区域
- (2) 土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区 域

- (3) 地滑り
- ア 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

《土砂災害特別警戒区域の指定基準》

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

資料2-10 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す る法律」概要図

資料2-11 土砂災害警戒区域等の状況

3 警戒避難に関する事項の住民への周知

市長は、区域ごとの特色を踏まえたうえで、円滑な警戒避難等に関する情報を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布し、住民への周知を図る。

4 情報伝達・警戒避難体制の確立

市長は、土砂災害の発生のおそれがある場合あるいは危険が切迫した場合、迅速かつ適切な指示及び伝達ができるよう住民に対する情報伝達、警戒避難体制の確立を図るものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険 度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援 するため、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する市町村を 発表対象とする。

(2) 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に,予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準 (土砂災害警戒避難基準雨量)を上回ると予測されるとき

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準(土砂災害警戒避難 基準雨量)を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき

(3) 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同様に関係機関及び市町村等へ伝達する。

6 土砂災害警戒情報の活用

市は、避難指示等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するものとする。

第13節 火災予防計画

担当部署|市民生活部・広域消防本部

この計画は、火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防組織の整備、 消防施設の充実、消防職・団員の教育訓練等により、消防力を充実強化する方策について定める。

1 消防体制の充実・強化

消防体制を充実・強化するため「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号〈平成17年題名改正〉)」に基づき整備を図るものとする。また、大災害に備えて各消防機関が相互に応援できる茨城県広域消防相互応援協定(平成7年締結)等に基づき、広域消防体制の確立を図るものとする。あわせて、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

資料2-12 消防組織の状況

資料2-13 消防団の状況

資料2-14 茨城県広域消防相互応援協定書

資料2-15 隣接消防相互応援協定の状況

資料2-16 茨城県緊急消防援助隊受援計画

2 消防施設等の整備・強化

市及び広域消防は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)」に適合するよう、消防本部、消防署所庁舎、消防指令システム、消防救急無線設備、消防機械、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

資料2-17 消防団車両配置状況

資料2-18 消防水利の現況

資料2-19 防火対象物件の状況

3 火災予防の徹底

(1) 建築同意制度の推進

市及び広域消防は,消防法第7条の規定による建築許可同意制度を活用し,防火面に対し,効果的に運用し,火災予防の徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成・指導

広域消防は,消防法第8条及び第8条の2に規定にする防火対象物においては,防 火管理者を定めるとともに,防火管理上必要な業務を行うよう指導の徹底を図る。

(3) 予防査察の強化及び指導

広域消防は、ひたちなか・東海広域事務組合火災予防立入検査規程(平成24年消防本部訓令第13号)に基づき、消防法第4条、第4条の2及び第16条の5に規定

する立入検査を、積極的に実施する。

(4) 危険物取扱者の指導

広域消防及び県は、消防法第13条で規定する危険物の貯蔵又は取扱いについては、 保安監督者を定めるよう指導するとともに、危険物の貯蔵取扱作業の保安に関する業 務を適正に行うよう指導を徹底する。また消防法第16条の5の規定による立入検査 を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行うものとする。

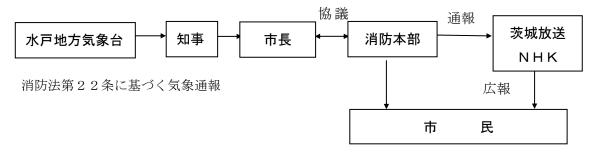
(5) 防火思想の普及徹底

市,広域消防及び県は、火災予防について、住民の理解と協力を得るため防火講習会等の開催、消防車による巡回広報及び広報紙等の配布を行い、予防広報活動を実施して防火意識の高揚を図る。

4 火災警報の発令等

市長は、消防法第22条第2項に基づく知事からの通報を受けたとき、又は気象の 状況が火災の予防上危険であると認めるときは、同法第22条第3項の規定により、 火災警報を発令することができる。また、火災警報を発令するときは、市防災行政無 線等を活用して、住民に対する広報を実施し、火気取り扱いの制限を行う。

(1) 火災警報の発令伝達系



- (2) 火災警報発令基準(ひたちなか・東海広域事務組合火災警報規程第2条)
- ア 実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下かつ最大風速が7mを超える見 込みのとき
- イ 平均風速毎秒10m以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき
- ウ 前2号に準ずる気象条件で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められる とき
- (3) 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、ひたちなか市防災行政無線、消防車両、広報車、市ホームページ等のほか、消防法施行規則第34条第4項の規定による消防信号種別の 火災警報信号による。

第14節 防災組織体制の整備計画

担当部署 市民生活部

この計画は,災害対策を円滑に実施するために,市をはじめとする防災関係機関が, 防災活動体制を整備するとともに,関係機関相互の連携及び相互応援体制を強化する 方策について定める。

1 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対して、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、災害応急対策に関するマニュアル等を配布するなどして啓発を図る。

また,市の各部課では,災害時に他の部課と円滑に連携が図れるよう,日頃より,情報交換を緊密に行うとともに,研修や訓練等を共同で行うなどして相互の連携体制を整備する。さらに,災害時には,十分な人員の確保ができない場合も想定されるため,関係機関・団体等との協力体制の強化を図る。

2 相互応援体制の整備

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定を締結するなどして、他市町村や防災関係機関との相互の連係を強化していくものとする。

(1) 市町村間の相互応援

ア 協定締結の推進

市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した市町村との間で、防災訓練や情報交換等の実施を行う。

ウ 応援受入体制の整備

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受入体制のマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(2) 国及び県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

災害時,指定行政機関,指定地方行政機関及び県からの職員派遣要請及びあっせんが,迅速かつ円滑に行えるよう,応援手続情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに,職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対し、災害時に、応急対策活動等に積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。このため、公共的団体に、防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして、協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4) 応援要請に対応するための体制整備

市は、被災した他市町村から応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないように、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯用資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備し、日常より研修及び訓練を実施する。その際、職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないように、食糧、衣料から情報伝達手段にいたるまで、自ら賄うことのできる自己完結型の体制を整える。

第15節 自主防災組織の活動体制整備計画

担当部署 市民生活部

この計画は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、地域住民が自主的な防災活動を実施することにより、災害の未然防止及び軽減を図るとともに、自主防災組織の育成指導及び平常時、災害時の活動内容等の方策について定める。

1 自主防災組織づくり

自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という精神に基づき、自主的な防災活動を実施することにより、災害の未然防止及び軽減を図ることを目的として結成されたものであり、地域住民の自発的な運営を基本とする。

2 自主防災組織の育成指導

市及び県は、定期的に、災害の状況を想定した防災訓練を実施し、災害初期段階での避難行動要支援者等の安否確認、救出・救護及び初期消火など応急対策の確立及び 防災意識の向上が図れるよう支援、指導を行う。

3 自主防災組織の概要

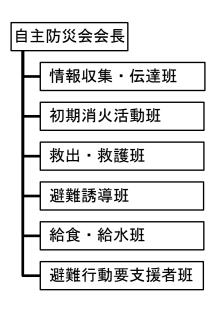
(1)組織及び名称

基本的に自治会組織を一単位とし、それぞれの自治会活動とあわせて自主防災活動が効果的に実施できる組織とし、名称は自主防災会とする。

また,地域における昼夜間人口の構成を考慮し,昼間や平日においても支障のないように組織を編成する。

(2)編成

自主防災会には、情報の収集・伝達班、初期消火活動班、けが人等の救出・救護班、 避難誘導班、給食・給水班、避難行動要支援者班の各班編成による地域防災活動に必 要な分担を定めておく。



(3)活動内容

ア 平常時

- (ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成(避難行動要支援者支援体制の整備及び更新)
- (イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ)情報の収集・伝達
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ)集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の安否確認等
- (4) 自主防災会への活動支援

市は、自主防災会に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(5) リーダーの養成

市及び県は、自主防災会のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防 災会の活動の活性化を図る。

資料2-20 自主防災組織等の状況

第16節 災害時ボランティア活動計画

担当部署|保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重し、連携に努めながら、 災害時におけるボランティアの活動及び人材確保等の方策について定める。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は, ひたちなか市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)に要請し, 災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地のニーズを集約する体制等が予め機能するよう整備をする。また、市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど広く周知する。

2 災害時におけるボランティアの人材確保

(1) 一般ボランティアの養成・登録

市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録にあたり、次の対策を実施する。

ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一体化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

[県の拠点施設における業務]

- (ア) 紹介先,紹介人数,活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- (イ)(ア)に基づくボランティアの紹介
- (ウ) 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介 〔市町村の拠点における業務〕
- (ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- (イ) (ア)に基づくボランティアの紹介
- (ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請 イ ボランティアリーダーの養成

災害時に,ボランティアが能力を十分に発揮し,組織的なボランティア活動が行えるよう,ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に,ボランティア活動の需要調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために,平常時から市町村社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に,災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

エ 一般ボランティアの登録

県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、 その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

(2) 一般ボランティア団体のネットワーク

県社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大 学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

- (3) 一般ボランティアの活動環境の整備
- 市,県,市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。
- ア 災害時におけるボランティアの協力や円滑な活動が行えるよう,市民・企業等に 対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに,学校教育においても,ボラ ンティア活動の普及に努める。
- イ 災害時ボランティアの活動拠点である災害ボランティアセンターは、市総合福祉センター(西大島 3 丁目 16 番 1 号)に置き(同福祉センターが被災した場合は、那珂湊総合福祉センター等適宜変更する。)、災害時に、ボランティア活動が円滑に行えるよう、情報通信手段となる非常・緊急通話用電話、FAX等通信機器等の資機材の整備を進める。
- ウ 防災意識の高揚を図るため、登録された災害時ボランティア等は、市総合防災訓練や地域における自主防災組識等の防災訓練への積極的な参加を促し、災害時の心 得や、防災意識の高揚を図る。
- エ ボランティア活動を行う者に対し、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を促進する。

3 企業防災の促進

企業は,災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保,二次災害の防止,事業の継続,地域貢献,地域との共生)を十分に認識し,各企業において災害時において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するように努めるとともに,防災体制の整備,防災訓練の実施,事業所の耐震化・耐浪化,予想被害からの復旧計画策定,各計画の点検・見直し,燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応,取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また,企業等においては,災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう,従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など,帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災会や消防団などと積極的な連携を図りながら防災に関するアドバイスを行う。

第17節 要配慮者(避難行動要支援者)支援計画

担当部署|教育委員会・保健福祉部・子ども部・市民生活部

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語で災害情報が理解できにくい外国人等(以下「要配慮者」)に対する、災害時における支援体制や安全を確保する方策について定める。

1 避難行動要支援者の支援体制の確保

市は、要配慮者のうち自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、または家族の支援だけでは迅速な避難が困難であり、支援を必要とする者(以下「避難行動要支援者」)を対象として、福祉部局等で把握している情報をもとに、災害時における要支援者として登録希望の有無を郵送・面談等により確認したうえで、希望者を避難行動要支援者名簿に登録する。

避難行動要支援者名簿には①氏名,②生年月日,③性別,④住所又は居所,⑤電話番号その他連絡先,⑥家族構成,⑦避難支援等を必要とする事由,⑧かかりつけ医療機関,⑨情報の外部提供に関する同意等の情報を記載,記録するが,避難行動要支援者の状況は転出入や出生,死亡,障害の発現等により絶えず変化するものであることから,避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう随時更新を行う。

登録者については自治会,自主防災組織,民生委員・児童委員等(以下「地域支援者」)の協力を得ながら個別避難支援計画を作成し,災害時における支援体制を整える。なお,登録を希望せず,情報の詳細が未確定な場合でも,地域支援者が安否確認を行うなど地域で見守る体制づくりを促進する。

(1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

(2) 相互協力体制の整備

市は、自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、担当部署間との連携の下、防災 関係機関、福祉関係者と協力して、避難支援体制の整備に努める。また、地域支援者 等が実施した避難行動要支援者の安否確認などの情報については、市民生活部職員が その情報収集に当たる。

(3) 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施

市は、地域支援者、民生委員・児童委員などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

市は、地域支援者及び防災関係機関等の避難行動要支援者名簿の提供先に対し、災害対策基本法第49条の13の規定により守秘義務が課せられていることを説明し、

目的外利用等の不適切な取扱が行われないよう適切な措置を講ずる。

2 要配慮者利用施設の安全体制の確保

(1) 防災施設体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ自主防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制の整備を図る。また、施設利用者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度)について整理・保管する。市は、要配慮者利用施設における自主防災組織の協力体制の整備を促進し、施設利用者等の安全を図るよう努める。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、災害時における通信手段の確保を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協力体制及び自主防災組織、ボランティア組織等との連携等、施設利用者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の 連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は,非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに,食糧,飲料水, 医薬品等の備蓄に努める。市は,要配慮者の避難所ともなる福祉避難所等に対し,防 災資機材等の整備や食糧等の備蓄を推進する。

(4) 防災教育, 防災訓練の実施

施設管理者は施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等を含めた総合的な防災訓練への参加を推進する。

資料2-21 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は,災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援が行えるように, 平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、やさしい日本語や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流会や受入れ機関を通じて配布を行う等、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

県は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に 相談し適切なアドバイスを受けられるように、外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

市及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市及び県は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

市及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と 研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第18節 防災知識の普及計画

担当部署 |教育委員会・子ども部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災 関係機関と連携をとり、住民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知 識の普及及び高揚を図る方策について定める。

1 防災知識の普及方法

防災知識の普及は次の方法により行う。

(1) 学校教育・社会教育を通じての普及

災害の種類,原因等についての科学的知識,災害予防措置,避難方法等を学習内容に組み入れ、学校教育及び社会教育等の場を通じ防災教育に努める。

(2) 広報紙等による普及

市報又は印刷物等を作成配布するとともに,市ホームページ上において,防災知識の普及を図る。

(3) 講演会等による普及

学校,幼稚園,保育所等の施設,事業所,自主防災組織,地域住民等に対し,講演会等を適宜開催し,広くその普及を図る。

(4) 市職員及び防災関係者に対する普及

市職員及び防災関係機関の災害対策関係者に対し、防災体制及び災害時の適正な判断能力等についてあらゆる機会を利用して能力開発及びその周知徹底を図る。

また,市職員に対しては,災害時の心構えや動員等に関する「災害応急対策マニュアル」を作成し、一人ひとりが災害時に速やかに対応できるよう意識啓発を図る。

2 防災知識の普及内容

防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に捉えたものとし、普及事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) ひたちなか市地域防災計画の概要
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 自主防災組織の意義
- (4) 災害時の心得
- ア 災害情報の聴取方法
- イ 避難の方法,場所,時期等の徹底
- ウ 停電時の心得
- エ 非常食糧,飲料水等の準備
- オ MCA無線機の使用方法
- カ その他、災害の態様に応じてとるべき手段方法等

第19節 防災訓練計画

担当部署 | 保健福祉部・子ども部・教育委員会・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害対策基本法の趣旨に基づき、市、防災関係機関及び住民が、災害時における迅速かつ的確な対応と、平常時からの防災意識の高揚を図るために、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練の実施方策について定める。

1 総合防災訓練

市長は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、市防災会議に諮り総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練は、原則として防災週間(8月30日から9月5日)期間中に実施するものとするが、訓練内容等により、他の適切な時期に実施することも可能とする。

(2) 実施地域

訓練地域は、訓練内容等を勘案して選定する。

(3) 実施方法

市、防災関係機関、自主防災組織及び地域住民等の協力を得て実施する。

2 消防訓練

広域消防長及び消防署長は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し隣接市町村及び防災関係機関と合同して 実施する。

(1)消防職員の消防訓練

各消防署長は,所属職員に対し,災害時における基本的及び応用的な消防活動について,計画的な訓練を実施する。

(2)訓練の種別

- ア 基礎訓練(規律訓練,車両訓練,操法訓練,救助操法訓練,体力練成訓練)
- イ 火災防ぎょ訓練(建物火災等防ぎょ訓練,林野火災防ぎょ訓練,車両火災防ぎょ 訓練等)
- ウ 水災防ぎょ訓練(水防訓練等)
- エ 救助・救急訓練(多数傷病者発生時の救助・救急訓練等)
- 才 総合防災訓練

3 防災訓練

(1) 自主防災組織,大規模施設等の訓練

各自主防災組織は、地域住民に対して安否確認(避難行動要支援者)、避難誘導、初期消火及び救護訓練等を含めた防災訓練を実施する。

また,病院,社会福祉施設及び大規模店舗等の施設管理者は,収容者の人命保護のため,特に避難施設の整備と定期的な初期消火,避難訓練等を実施する。

(2) 学校等,病院及び社会福祉施設等の避難訓練

市は、幼児、児童生徒、及び施設を利用する傷病者、身体障害者、高齢者等の生命・ 身体の安全を確保し、災害による被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避 難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 通信訓練

市及び県は、隣接市町村、防災関係機関を含め、災害時において有線通信が被災して不通となった場合、若しくは何らかの理由によって有線通信系を利用することが著しく困難な場合を想定した無線通信訓練(非常用電源を活用した場合も想定する。)を実施する。

(4) 非常参集訓練

各防災関係機関は、非常災害の発生に備え、非常参集による職員の配備を迅速に行い、各種情報の伝達・連絡についての訓練を実施し、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練も併せて実施する。

(5) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。実施については、関係機関と密接な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

4 防災訓練時の交通規制

市は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について警察署長と協議する。

5 訓練結果の評価

訓練終了後は、訓練内容等の検証、評価を行い、課題問題点等を抽出し、訓練実施方法や体制の改善を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

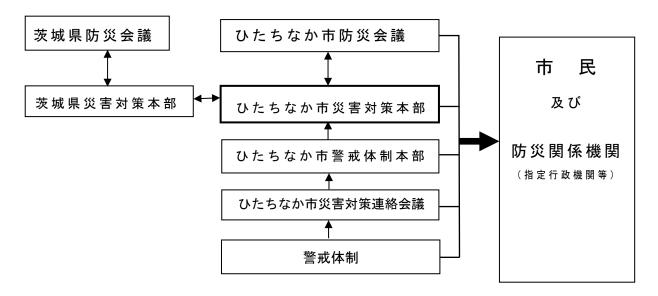
担当部署 市民生活部

この計画は、市域における災害の未然防止と、災害が発生した場合において、市が 災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。

1 防災組織図

市の防災体制は、市域における災害対策を総合的に実施する市防災会議と、災害の状況に応じて災害応急対策を実践する市災害対策本部等を下記のように位置付ける。

ひたちなか市防災組織図



2 ひたちなか市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、ひたちなか市防災会議を置き、地域防災計画の作成及びその実施の推進を行う。

防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員ほか、会長から 任命された委員及び専門委員をもつて組織する。

資料1-3 ひたちなか市防災会議委員構成

3 ひたちなか市災害対策本部

災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法、ひたちなか災害対策本部条例(平成6年条例第18号)及びひたちなか市災害対策本部規程(平成6年訓令第4号)に基づき、市長が設置する組織である。

(1) 構成

本部の構成は、次のとおりとする。

本 部 長	市長		
副 本 部 長 副市長、水道事業管理者、教育長			
本 部 員	市民生活部長,企画部長,総務部長,保健福祉部長,子ども部長,経済環境部長,建設部長,都市整備部長,会計管理者,議会事務局長,教育部長,理事,参与,技監,広域事務組合消防次長		
本 部 付 本部長及び本部員 の指示の下,会議 に参加するものと する。	本部員が選任した者, 農業委員会事務局長, 監査委員事務局長. 広報広聴課長, 情報政策課長		
本部事務局	市民生活部生活安全課		

※理事、参与、技監については、外部機関への出向者を除く。

(2) 設置基準

	ア 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。
116 最似点	イ 茨城県に大津波警報が発表されたとき。
地震災害	ウ 市域に地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそ
	れがあるとき。
	ア 各種警報等が発令され、大規模な災害が発生し、又は発生
国业生	するおそれがあるとき。
風水害	イ 海上及び港内において大規模な海上災害が発生し、又は発
	生するおそれがあるとき。
	ア 災害救助法の適用を受けるような大規模な災害が発生し,
共 通	又は発生するおそれがあるとき。
	イ 市長が特に必要と認めたとき。

※アンダーライン時には,災害対策本部は自動的に設置され,災害対策本部構成員は, 招集命令を待つことなく,自主的に参集する。

(3) 設置の決定・廃止

ア 設置の決定

設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、 水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

イ 廃止の決定

災害対策本部長(市長)は、次の場合に本部を廃止する。

- (ア) 市域内において災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- (イ) 市域内において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (ウ) その他災害対策本部長が必要なしと認めた場合
- (4) 本部設置の要請
- ア 各部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、副市長に対し、設置を要請することができる。
- イ 副市長は、設置の要請があったとき又は設置する必要があると認めたときは、水 道事業管理者及び各部長等を招集し協議のうえ、市長に対し本部設置を具申する。
- (5) 設置及び廃止の通知

市長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに知事及び防災関係機関に通知するとともに、住民等に公表する。

- (6) 設置場所
- ア 本部は,第3分庁舎防災会議室に本部事務室を設置する。ただし,その場所に設置が困難な場合は,市長が指定する場所に置く。
- イ 市役所が被災して本部としての機能を果たせないときは,広域事務組合消防本部 庁舎に設置する。
- (7) 災害対策本部会議
- ア 本部に災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。
- イ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定 し、その実施を推進する。
- ウ 本部員及び本部付は、災害情報、被害情報及び災害応急対策の状況その他必要な 事項について随時、本部会議に報告する。
- エ 本部付は本部員を補佐し、本部長の指示により本部連絡員に決定事項を連絡する。
- オ 本部会議は、本部長が必要の都度招集し、議長となる。
- カ 本部長は、必要により防災関係機関等の代表者の参画を要請する。
- キ 本部員は、本部会議決定事項のうち職員に周知を要すると認めたものについて、 速やかにその徹底を図る。
- ク 本部会議の構成は次のとおりとする。

災害対策本部会議構成員

本部長,副本部長,本部員,本部付,本部事務局 (生活安全課),本部連絡員(各部ごとに本部員が 指名した者),広報班,秘書班

(8)審議事項

本部会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害情報の収集、管理、伝達及び災害広報に関すること。
- イ 避難指示等の住民の避難行動にかかる発令に関すること。
- ウ 県及び防災関係機関等に対する応援協力要請に関すること。
- エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- オ 隣接市町村との相互応援協力に関すること。
- カ 災害救助法の適用申請及び自衛隊の災害派遣要請に関すること。

- キ その他重要な災害対策に関すること。
- ク 災害対策本部の廃止に関すること。
- (9) 各部等の分掌事務
- ア 災害時における各部等の分掌事務は、災害対策本部等事務分掌によるものとする。ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を指示することができる。(指名動員等)
- イ 本部員は、本部長の命を受け、部を統括し、班長(課長等)は、本部員の命を受け、班の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- (10) 現地災害対策本部の設置
- ア 本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、被災地に災害対策本 部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。
- イ 本部長は、副本部長を現地災害対策本部長として任命し、被災地における特定の 本部活動について、現地の判断により実施させる。
- (11) 国の災害対策本部との連携

市長は、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策 を効果的に実施する。

資料2-22 災害対策本部組織図

4 ひたちなか市警戒体制本部

警戒体制本部は、副市長が設置する組織である。災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

(1) 構成

警戒体制本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	副市長
副本部長	水道事業管理者,教育長,市民生活部長(本部事務局長)
本部員	企画部長,総務部長,保健福祉部長,子ども部長,経済環境部長,建設部長,都市整備部長,会計管理者,議会事務局長,教育部長,広域事務組合消防次長
本部事務局	市民生活部生活安全課

(2) 警戒体制本部設置基準

ひたちなか市警戒体制本部は,次の場合において副市長がその必要を認めたときに 設置する。

風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
共 通	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が 発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 副市長が特に必要と認めたとき。

※アンダーライン時には,警戒体制本部は自動的に設置され,警戒体制本部構成員は, 招集命令を待つことなく,自主的に参集する。

(3) 警戒体制本部の設置・廃止

ア 設置の決定

警戒体制本部設置の決定は、副市長が行う。ただし、副市長が不在、連絡不能等の場合は、水道事業管理者、教育長、市民生活部長の順でその権限を代行する。

イ 廃止の決定

警戒体制本部長(副市長)は、次の場合に警戒体制本部を廃止する。

- (ア) 市域内において災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- (イ) 市域内において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (ウ) その他, 警戒体制本部長が必要なしと認めた場合

(4) 警戒体制本部設置の要請

ア 各部長は、警戒体制本部を設置する必要があると認めたときは、市民生活部長に 対し警戒体制本部の設置を要請することができる。

イ 市民生活部長は、警戒体制本部設置の要請があったとき、又は警戒体制本部を設置する必要があると認めたときは、副市長に対し警戒体制本部の設置を具申する。

(5) 警戒体制本部の設置場所

警戒体制本部は、第3分庁舎防災会議室に本部事務室を設置する。ただし、その場所に警戒体制本部の設置が困難な場合は、副市長が指定する場所に置く。

(6) 警戒体制本部会議

- ア 警戒体制本部に警戒体制本部会議を置く。
- イ 警戒体制本部会議は,災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審 議決定し,その実施を推進する。
- ウ 構成員は災害情報,被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について 随時,警戒体制本部会議に報告する。
- エ 警戒体制本部会議は、警戒体制本部長が必要と認めたとき、招集する。
- オ 警戒体制本部会議の決定事項のうち、職員に周知を必要と認めた事項について、警戒体制本部員は速やかにその徹底を図る。

カ 警戒体制本部会議の構成は次のとおりとする。

警戒体制本部会議構成員

警戒体制本部長,警戒体制副本部長,警戒体制本部員,警戒体制本部事務局(生活安全課)

(7) 警戒体制本部会議審議事項

警戒体制本部会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部の設置に関すること。
- イ 災害情報の収集、管理、伝達及び災害広報に関すること。
- ウ災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- エ その他重要な災害対策に関すること。
- オ 警戒体制本部の廃止に関すること。

(8) 各部等の分掌事務

- ア 災害時における各部等の事務は、災害対策本部等事務分掌によるものとする。ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を指示することができる。(指名動員等)
- イ 本部員は、本部長の命を受け、部を統括し、班長は、本部員の命を受け、班の事 務を掌理し所属職員を指揮監督する。

5 ひたちなか市災害対策連絡会議

(1) 構成

ひたちなか市災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)の構成は,次のとおりとする。

	副市長,	市民生活部長,	総務部長,	建設部長,	都市整
災害対策連絡会議構成員	備部長,	広域事務組合消	肖防次長,		
	事務局	(生活安全課)			

(2) ひたちなか市災害対策連絡会議設置基準

連絡会議は、次の場合において副市長が必要と認めたときに設置する。ただし、副市長が不在、連絡不能等の場合は、市民生活部長がその権限を代行する。

地震災害	ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
	イ 茨城県に津波警報が発表されたとき
日业生	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
風水害	イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害
共 通	が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	イ 副市長が特に必要と認めたとき。

(3) 連絡会議開催の要請

市民生活部長は、気象、海上災害情報等から推測して連絡会議を開催する必要があ

ると判断したときは、副市長に連絡会議開催を要請することができる。

(4) 連絡会議審議事項

連絡会議にかかる審議事項は、次のとおりとする。

- ア 気象,海上災害情報等の資料収集及び災害予測の検討に関すること。
- イ 災害の発生が予測される場合,警戒体制本部及び災害対策本部設置の検討に関すること。

6 警戒体制

市民生活部長は、次の基準において必要と認めたときに第1次及び第2次警戒体制をとることを決定する。

- (1) 警戒体制決定基準
- ア 第1次警戒体制 (警戒体制)
- (ア) 気象業務法に基づく気象注意報が県下に発令され、局地的な災害の発生が予測 されるとき
- (イ) 市域に震度4以上の地震が発生した場合(自動設置)
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合(自動設置)
- (エ) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合(自動設置)
- (オ) その他, 市民生活部長が特に必要と認めた場合
- イ 第2次警戒体制(非常体制)
- (ア) 気象業務法に基づく気象警報が県下に発令され、局地的な災害の発生が予測され、応急対策活動等を迅速に進める必要があると認めた場合
- (イ) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき,又は茨城県に津波注意報が発表された場合(自動設置)
- (ウ) その他、市民生活部長が特に必要と認めた場合
- ★ 第1,2次警戒体制をとる場合の降雨量のめやす

	前日まで連続降雨量	前日まで連続降雨量	前日までの降雨量が	
区 分	が 100 mm以上あった	が 50 mm以上~100 mm	ない場合	
	場合	未満あった場合		
	当日の日雨量が 50	当日の日雨量が 70	当日の日雨量が 100	
第1次警戒体制	mmを超えたとき。	mmを超えたとき。	mmを超えたとき,又	
(警戒体制)			は2時間雨量が60	
			mmを超えたとき。	
	当日の日雨量が 50	当日の日雨量が 70	当日の日雨量が 100	
第2次警戒体制	mmを超え, 時降雨量	mmを超え, 時降雨量	㎜ を超え, 時降雨量	
(非常体制)	が 25 mm程度の強雨	が 30 mm程度の強雨	が 30 mm程度の強雨	
	が降り始めたとき。	が降り始めたとき。	が降り始めたとき。	

※降雨量の測定は、県雨量計(ひたちなか市役所本庁舎)、広域消防本部雨量計の測定値による。

(2) 配備職員

ア 第1次警戒体制 生活安全課職員

- イ 第2次警戒体制 生活安全課職員,道路管理課長及び課長が指名した職員,河川 課長及び課長が指名した職員,下水道課長及び課長が指名した職員
- (3) 警戒体制の決定者及び代決者

警戒体制の決定者及び代決者は次のとおりとする。

区 分 決定者		第1代決者	第2代決者	
警戒体制	市民生活部長	市民生活部副部長	生活安全課長	

7 事後対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長又は副市長が,災害対策本部又は警戒体制本部が廃止の際に事後対策として災害対策本部の分掌事務を継続して行う必要があると認めたとき。

8 災害復興対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長が、災害対策本部の廃止の際に災害復興を行うために、必要と認めたとき。

9 支援対策本部

(1) 構成

市長が必要と認めた者

(2) 設置基準

市長が、応援協定を締結する市町村で災害により応援を必要とすると認めたとき。

第2節 動員計画

担当部署 全部署

この計画は、市が円滑な災害応急対策活動を行うために必要な職員の動員体制について定める。

1 動員決定基準

動員にかかる決定基準は、気象予報の発表状況、市内における災害発生予測及び発生の状況等により、次のとおり定める。

4	制区分	決定基準	動員職員	
	指名動員	(1)市長(災害対策本部長),副市長(警戒体制本部長及び災害対策連絡会議)が特に必要と認めたとき	本部長から指名を 受けた職員	
動員	第1次動員	(1)気象業務法に基づく気象警報が県下に発令され、局地的な災害が発生したとき(2)その他、市長(災害対策本部長)又は副市長(警戒体制本部長)が特に必要と認めたとき	各部・班ごとにその 責任者が必要と認 めた職員で,全職員 約5分の1の人員 (各部の管理職等)	
体制	第2次動員	(1)大規模な災害が発生したとき又は発生が予測されるとき (2)局地的な災害が発生し更に被害が拡大するおそれがあるとき (3)その他,市長(災害対策本部長)又は副市長(警戒体制本部長)が特に必要と認めたとき	全職員	

2 動員体制の決定

- (1)動員体制の決定
- ア 本部事務局長(市民生活部長)の報告をもとに、状況を判断し災害対策本部長又 は警戒体制本部長が決定する。
- イ 災害対策本部長が不在又は連絡不能の場合は、副市長、水道事業管理者、教育長 の順でその権限を代行する。
- ウ 警戒体制本部長が不在又は連絡不能の場合は、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。
- (2) 決定者及び代決者

動員体制の決定者は次のとおりとする。

区分	本部	決定者	第1代決者	第2代決者	第3代決者
動員	災害対策本部	市長	副市長	水道事業管理者	教育長
体制	警戒体制本部	副市長	水道事業管理者	教育長	_

3 動員名簿の提出

- ア 各所属長は、所属職員について動員区分を明らかにした名簿を整備し、所属部長の決裁を経て、毎年度当初、速やかに市民生活部長に提出するとともに、所属職員に対して災害時における応急対策事務の周知徹底を図らなければならない。また、所属職員の変更が生じた場合においても、前記に準じ速やかに処理する。
- イ 市民生活部長は、各所属長から提出された名簿により、速やかに動員名簿を作成 し、市長に報告するとともに、各所属長にその写しを送付する。

4 動員方法

- ア 本部長が動員を決定したときは、本部事務局長は速やかに総務部長又は人事班長 (人事課長)に連絡し各部長に動員伝達を実施させる。
- イ 本部員は、各班長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害の状況により本 部事務室に本部連絡員を派遣する。
- ウ 各班長は、本部員の命に従い動員体制を整える。
- エ 動員された職員は、各班長の指示に従い直ちに災害応急対策活動を実施する。
- オ 動員の周知については、庁内放送、庁内LAN、電話、電子メール等の方法により行う。

5 自動参集

職員は、勤務時間外において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、テレビ、ラジオ等の放送機関等による災害情報を視聴し、災害の状況把握をするとともに動員決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営にあたる。

6 非常参集

職員は、動員命令による非常参集又は自動参集にあたって、原則的に所属勤務課所へ登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営にあたらなければならないが、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁又はあらかじめ定められた避難所の開設・運営ができないときは、市の避難所に指定されている最寄りのコミュニティセンター、学校等に非常参集する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得た後、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。なお、あらかじめ定められた職員が避難所開設・運営ができないときは、所属長は代わりのものを避難所に派遣する。

7 動員除外

次に掲げる職員で、所属長が認めた者は、動員対象から除外する。

- ア 病弱者等で災害応急対策活動を実施することが困難である者
- イ 災害による被害を受けた者
- ウ その他、特段の事情のある者

8 動員状況報告

- ア 本部員は、各班の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員を通して動員状況報告 書を本部事務局長に提出する。
- イ 本部事務局長は、提出された報告内容を調整し、本部長に報告する。

9 応援及び協力要請

ア 各班において災害応急対策活動を実施するにあたり,所属部内各班が相互応援協力しても,なおかつ職員に不足を生ずるときは,所属部長を通じ本部事務局長に他部からの応援を要請する。

関係部長から前号の要請を受けた本部事務局長は,直ちに他部との調整を行い,応援協力体制を整える。

第3節 気象情報等収集・伝達計画

担当部署 |建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、警報や注意報等の気象情報や災害が発生するおそれがある異常な現象等の情報の速やかな収集と伝達方法について定める。

1 気象情報等の収集・伝達

市長は、国、県等から通報を受けた情報を、速やかに判断し、必要がある場合は、住民等に対し防災行政無線等を使用して伝達する。

2 異常現象発見者の通報

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は,災害対策基本法第54条の規定に基づき,遅滞なく,その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなればならない。また,何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければ ならない。
- ウ 上記ア, イにより通報を受けた市長は, 本計画の定めるところによりその旨を水 戸地方気象台, 知事(防災・危機管理課)その他の防災関係機関に通報する。
- エ 市長は、上記ウによる通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知する。

第4節 被害状況調査報告計画

担当部署|市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の受信・報告と、災害が発生し被害が生じた時の災害対策本部長及び国、県への被害状況の調査報告の内容について定める。

1 災害情報の受信・報告

災害が発生し又は発生するおそれがある時の災害情報の受信は,情報の内容により 本部事務局長を経由して本部長へ報告する。

2 被害状況の調査報告

(1) 本部長に対する報告

各部長は,災害の発生により被害が生じたときは,調査収集した災害に関する情報を整理分析し,次の要領により本部事務局長を経由して本部長に報告する。

ア 報告事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ)被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとられた処置及び今後の措置
- (カ) その他必要事項

イ 報告区分

(ア) 即報(発生報告)

人的被害及び住家被害についての被害現況を把握次第直ちに報告し、併せて災害応 急対策実施の都度、その措置状況について速やかに報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が確定するまで毎日正午までに前日までの被害状況及び災害応急対策の措置状況についてとりまとめ報告する。

(ウ) 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合及び災害応急措置が完了した場合に報告する。

ウ 報告要領

報告の方法は、原則として文書をもって行う。但し、緊急を要する場合にあっては、 口頭又は電話等をもって行うことができる。

工 本部長指令等

被害状況等の報告を受けた本部長等は,災害応急対策に万全を期するとともに災害行動の徹底を図るため,次により,発令又は指示する。

- (ア) 本部長 本部長指令
- (イ) 各部長 本部指示

(2) 県(災害対策本部),国(消防庁)への報告

ア 県等に対する報告

市長は、市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施に関する情報を収集し、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとするとし、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、「火災・災害等即報要領(昭和59年消防災第267号)」第3直接即報基準に基づき、直接即報基準に該当する事象(震度5強以上を記録した場合等)が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- (ア) 市災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大するおそれがあるとき
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

※県に報告できない場合にあっては、国(消防庁)へ報告し、事後速やかに県へ報告する。また、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

報告先

茨城県防災・危機管理課

電 話 029-301-2885 (直通)

FAX 029-301-2898

消防庁応急対策室 電 話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

イ 報告事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ)被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- (カ) その他必要事項
- ウ 報告区分
- (ア) 災害緊急報告

災害発生覚知後, 県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また, 第1報の後, 詳細判明の都度直ちに電話・FAX等で報告する。

(イ) 即報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報システムを 利用して報告する。

(ウ) 確定報

災害に対する応急対策が終了した後,被害状況,措置情報及び被害総額情報等を 10日以内に文書及び茨城県防災情報システムにより報告する。

(3) 県に対する要請(災害救助法適用要請等)

災害発生状況及び災害概況の通報とともに、県に対し要請すべき事項がある場合は、 他の各計画に定める要請の必要事項を具備して要請する。

(4) 防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策実施状況等の措置について,市防災会議に報告する。

第5節 通信連絡計画

担当部署|市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報の収集・ 伝達及び被害状況等の報告並びに災害応急対策等の実施状況についての通信連絡を 迅速、的確に行うために必要な公衆電気通信設備及び専用通信設備等の利用について 定める。

1 NTT の災害時優先通信等の利用

災害時において通信,通話が輻輳等により困難な場合,災害の援助,復旧や公共の 秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係各種機関等に対し、提供しているサー ビスを利用する。

(1) 非常時優先電話の指定

非常・緊急通話用電話として災害時優先電話の指定をあらかじめ東日本電信電話株式会社茨城支店に申請し承認を受けておく。

(2) 原子力災害対策用臨時電話の利用

原子力災害対策用臨時電話は,原子力災害時において,緊急連絡用として使用できる専用電話である。

平常時は使用できないため、災害が発生したときに東日本電信電話株式会社茨城支 店災害対策室(029-232-4825)に連絡して使用を申し込む。

(3) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較 的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。 なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同 じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

資料2-3 災害時優先電話の配備状況

資料2-4 原子力災害時臨時電話の配備状況

(3) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」 と記して電報取扱局に申し込むものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者氏名を電報取扱局等に申込むものとする。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る防災関係機関の範囲は、上記非常・緊急通 話の内容等に準じる。

(4) 電話の輻そう対策

NTT東日本は、大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

2 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関係機関の利用についても協力する。

- 消防庁消防防災無線設備
- · 茨城県防災行政無線設備
- · 警察電話(有線・無線)設備
- 消防無線設備
- 東京電力通信設備
- 東日本旅客鉄道㈱通信設備
- 海上保安庁通信設備
- 漁業無線設備
 - 気象通信設備
 - 茨城交通通信設備
 - 国土交通省無線設備
- その他防災関係機関の専用通信設備
- 資料2-5 ひたちなか市無線連絡系統図
- 資料2-6 ひたちなか市防災行政無線の整備状況
- 資料2-7 ひたちなか市MCA無線の整備状況
- 資料2-8 茨城県防災情報システムの配備状況

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

(1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 水防通信設備
- · 海上保安通信設備
- 鉄道通信設備
- 自衛隊通信設備

- 消防通信設備
- 航空通信設備
- 気象通信設備
- 電力通信設備

イ 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。)

ウ 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は,原則として次の申込書による。但し,緊急やむを得ない場合は,口頭により行う。

(2) 非常通信の利用

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、非常通信を利用する。なお、非常通信は無線局の免許人が自ら送受信するほか防災関係機関からの依頼に応じて送受信する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際

の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者 から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受 けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

資料2-23 通信の内容

ア 頼信の手続き

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

- (ア) 宛先の住所,氏名(職名)及び電話番号
- (イ)本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあけない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、 毛布1,000枚を送られたい。」のように)を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名(職名) 及び電話番号を記入する。

(3) 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で他の有線電気通信設備及び無線通信設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、災害に関する通知、要請、伝達、予報等の放送を、知事を通じてNHK水戸放送局、(株)茨城放送に知事に対する放送要請により要請する。また、災害協定に基づく放送要請については、(株)茨城放送、水戸コミュニティ放送(株)へ災害協定に基づく放送要請書により市長が要請する。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害現地において,防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は, 防災相互通信用無線電話を利用する。

資料2-24 市周辺の報道機関の状況

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは著しく困難な場合,防災関係機関は使送により通信を確保する。

(6) 自衛隊の通信支援

市長は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼する。

なお,要請を依頼する場合は,第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」 に定める。

(7) アマチュア無線等による通信支援

市長は、市内における被害状況等を迅速に把握するため、日本アマチュア無線連盟 JR1ZEYJARL勝田クラブ等に対し通信支援を要請する。

第6節 広報計画

担当部署 | 企画部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を住民等に対して的確に広報する方策について定める。

1 住民等に対する広報の方法

市長は、住民等に対して、災害に関する情報を次の方法により的確に広報する。

(1) 防災行政無線による広報

市内全域に設置されている防災行政無線(屋外放送塔及び戸別受信機)により広報を実施する。なお、災害の態様に応じて全域広報と一部地域広報とし、広報にあたっては、ひたちなか市防災行政無線局管理運用規程(平成7年訓第2号)に基づくものとする。

(2) 広報車等による広報

災害状況により防災行政無線と併せて災害区域及び災害予想区域に広報車等を出動させ、細部にわたる広報を実施する。なお、広報すべき区域が広範囲な場合、災害対策本部事務分掌における広報広聴班は生活安全班と協議し広報する区域を分割して本計画第3章第2節「動員計画」に基づく応援及び協力要請による現地広報体制をとる。

(3) 戸別広報

広報車等の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員等 を派遣して戸別に広報を実施する。

(4) その他の広報

必要に応じて広報広聴班は、生活安全班と相互に緊密な連絡をとり、市ホームページ (メール配信サービス、緊急速報メール等)及びチラシ等広報資料を作成し災害地域において配布・掲示するとともに、その他あらゆる広報媒体を利用して広報する。また、視覚障害、聴覚障害など障害に応じた広報手段の確保を図るものとする。

なお, チラシ等の配布にあたっては, 職員のほか, 自治組織, 自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。

2 広報の内容

災害発生前,災害発生直後等における各種情報,被害の状況などを的確に知らせる ことにより住民感情を安定させ,災害応急対策への意欲の高揚を図るため,住民等に 対し次の内容の広報を行う。

(1) 災害発生前の広報

ア 気象, 地震, 津波, 海上災害, 火災予防等に関する情報

イ 一般的注意事項

(2) 災害発生直後の広報

ア 気象, 地震, 津波, 海上災害, 火災等に関する情報

イ 避難指示等に関すること

- ウ 道路交通及び交通機関の状況
- エ 市の災害対策活動体制及び活動状況
- オ 電気,水道等ライフラインの状況
- カ 防災関係機関、自主防災組織、事業所等に対する応急対策活動の実施要請
- キ 災害時の一般的注意事項
- ク その他必要と認められる事項
- (3) その後の広報
- ア 気象, 地震, 津波, 海上災害, 火災等に関する情報
- イ 被災状況
- ウ 救援物資の配布に関する情報
- エ 市内各施設の復旧状況
- オ 市の一般平常業務の再開状況
- カ 各種災害援護対策に関する事項
- キ 消毒その他保健衛生に関する事項
- ク その他必要と認められる事項

3 外部機関からの広報要請

市は、県及び防災関係機関等から災害応急対策等に必要な広報の要請を受けた場合は、市のホームページ、防災行政無線等の広報手段を使用して広報を行う。

4 報道関係機関との協力

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。また、報道関係機関が次のような災害に関わる報道をするにあたり、資料の提供等について依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

- (1) 災害関係記事または番組
- (2) 災害関係の情報
- (3) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (4) 防災関係機関の告知事項

5 報道関係機関に対する発表

市は、報道関係機関に対して、応急活動情報、災害情報及び被害状況等収集されたもののうち災害対策本部が必要と認める情報について速やかに発表する。

第7節 消防救急活動計画

担当部署 保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害時における消防活動及び救急活動を円滑、適切に実施する方策について定める。

1 消防活動体制の整備

市域内における風水害等を防ぎょし、又はこれらの被害を軽減するため消防部隊等 の編成及び運用その他消防活動の円滑な実施体制計画を策定しておく。

2 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市域内での次に掲げる危険区域について,必要に応じ具体的な被害想定図を作成し 消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 中心市街地及び住宅密集地区の火災危険区域
- (2) 崖崩れ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域(高層建築物、危険物及び放射線関係施設等)

3 応援協力体制の確立

風水害等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互 応援協定の締結を推進する。

資料2-14 茨城県広域消防相互応援協定書

資料2-15 隣接消防相互応援協定の状況

資料2-16 茨城県緊急消防援助隊受援計画

4 広域災害時の対応

風水害等が発生し、相互応援協定のみでは迅速かつ適切な応援措置が実施困難な場合又は緊急かつ必要がある場合は、適時、知事に人員の派遣等について、応援協力の要請をする。

5 火災気象通報

市長は、消防法第22条の規定に基づき、知事から火災についての気象情報を受理 し、かつ市内における気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を 発令する。

6 救急業務

救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制を図る。また、風水害等及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、次により救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図る。

(1) 通報

災害発生の第1報の受信から、医療施設等に対する通報及び医療機関相互の連絡を 迅速・的確に実施する。

(2) 医師等医療関係者の出動要請

市長は、災害等の通報を受信したときは、被害の規模・状況等を考慮して、必要があると判断した場合は、直ちにひたちなか市医師会長に対し、医師等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

(3) 負傷者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にする とともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか学校、コミュニティセンター等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮する。

(5) 医療用器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療用器材を必要とするので、その確保計画、運用及び 医療施設に対する供給等に関し、ひたちなか市医師会等と協議して円滑な運用を図る。

7 救急医療施設の整備

休日,夜間における救急医療の確保を図るため,休日夜間診療所の充実及び夜間当番医制を整備するとともに,県は,救急告示医療機関又は救急医療協力医療機関の増設を促進する。

資料2-25 救急告示医療機関の状況

資料2-26 近隣の二次救急医療機関の状況

第8節 交通対策計画

担当部署 | 建設部·都市整備部·市民生活部

この計画は、災害時における道路上の危険を防止し、施設構造の保全と交通の安全 及び円滑化を図るための交通規制と緊急時における措置の方策について定める。

1 規制の種別等

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第46条に基づく規制

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全,又は交通の危険を防止する必要があると認めるときは,道路管理者は,通行を禁止し,又は制限する。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条,第5条及び第6条に基づく規制

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法第76条に基づく規制

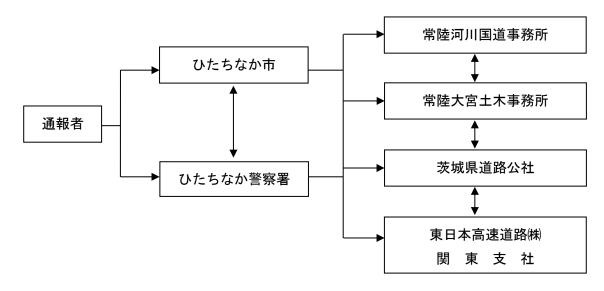
災害応急対策に必要な人員,物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められる ときは,公安委員会は緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し,又は制限 する。

2 発見者の通報

災害時に道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡を図るものとし、あわせて道路管理者等に速やかに通知する。

★ 道路情報連絡系統図



3 交通の禁止及び制限情報の収集等

- ア 公安委員会が災害対策基本法第76条及び同法施行令第32条の規定により行 う交通の禁止及び制限や、警察署長の行う交通規制については、確実な情報の収集 に努め、迂回道路の検討等、輸送確保の万全を図る。
- イ 市長は、管内道路状況を常に把握し、交通の禁止又は制限に関し、警察関係機関 と緊密な連絡をとり、緊急輸送が円滑に行われるよう努める。

4 緊急時の措置

道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の通行止め等の規制を行う。

なお、市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したが、その管理者が規制する暇がないときは、市長は、直ちに警察官に連絡して道路交通法に基づく規制を実施するとともに、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。また、立ち往生や所有者の避難等による放置車両等によって緊急通行車両の通行が阻害される恐れがあるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき対象となる区域を指定したうえで、運転者等に車両を移動するよう命令を行う。燃料切れや避

難等により運転者が周囲にいない場合においては, 道路管理者が必要な範囲で付近の

道路外へと移動する等、緊急車両の円滑な通行を確保するよう努める。

第9節 緊急輸送道路確保計画

担当部署|総務部・建設部・都市整備部・市民生活部

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、人員及び救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うために必要な緊急輸送道路を確保する方策について定める。

1 被害状況の把握と連絡体制

市長は,道路施設の被害状況を把握するため,道路パトロールを実施するとともに,防災関係機関との連絡体制の強化を図る。

2 復旧順位

市長は、人員及び救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うために必要な災害対策用緊急輸送道路を確保するため、次の順位により応急処置を国、県等と協力して行う。

- (1) 第1次緊急輸送道路・・・被災地域へ通ずる国、県、市道等
- (2) 第2次緊急輸送道路・・・その他応急対策活動上緊急度の高い道路
- (3) 第3次緊急輸送道路・・・第1次・第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

資料2-2 緊急輸送道路

3 復旧資機材等の確保

市長は、市内における復旧用資機材及び作業要員の状況について把握するとともに、 ひたちなか市建設業協同組合との労務等供給体制を確立し、緊急輸送道路の確保に努 める。

4 交通規制に関する措置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法、道路法及び道路 交通法の定めるところにより、公安委員会、警察署及び道路管理者は、一般交通の安 全と災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制等の緊急措置を講ずる。

第10節 災害救助法による救助計画

担当部署|保健福祉部・建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、市域内において大規模災害が発生し、災害救助法(昭和22年10月 18日法律第118号)が適用され、迅速な救助活動を実施するための方策について 定める。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は,災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条の 定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- (1) 本市において100世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 県内で2,000世帯以上の住家が滅失した場合であって,本市で50世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 県内で9,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市の多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
- 注 (1)~(4)までに規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

2 実施責任者

災害救助法に基づく応急救助活動は知事が実施するが、救助活動を迅速に実施する ため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法施行令(昭和22 年政令第225号)に基づき、市長は、知事からの市が行う事務の内容及び期限の通 知により行うこととする。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告するものと する。

(1) 災害救助法の内容

災害救助法適用時における災害救助の内容は,茨城県災害救助法施行細則(昭和36年8月5日茨城県規則第83号)のとおりとする。

資料2-27 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度,方法及び期間」 早見表

第11節 避難計画

担当部署 保健福祉部,教育委員会,市民生活部

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象地域にいる住民等に対し避難指示等を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る方策について定める。

1 事前避難

災害が発生するおそれのある場合,事前避難を必要とする地域をあらかじめひたちなか警察署と協議して定めておき,その地域の住民等に対しては,避難所及び避難方法等を周知徹底するとともに,災害時には市長があらかじめ準備した指定緊急避難場所及び指定避難所に積極的に自主避難するよう指導する。

2 高齢者等避難及び避難指示

(1) 高齢者等避難,避難指示の基準

市長は,災害対策基本法第60条の規定に基づき,災害の発生する可能性が高まり,要配慮等,特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階と判断した場合には,高齢者等避難を発令する。また,市長は,災害が発生し,又は発生するおそれがある場合において,危険があると認める地域の居住者,滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

<避難指示, 高齢者等避難の基準>

区 分	実 施 基 準
高齢者等避難	1 要配慮者等,特に避難行動に時間を要する者が避難行動を 開始しなければならない段階であり,災害の発生する可能性 が高まったとき
避難指示	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき

(2) 避難指示等の周知

住民等への避難指示等の伝達は、ひたちなか市防災行政無線、戸別受信機、広報車、サイレン、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話メールサービス等により行うとともに、Lアラート(公共情報コモンズ)等を通じて放送機関に協力を要請し、テレビ、ラジオ等を通じて周知徹底を図るものとし、併せて防災関係機関に対しても相互に連絡するものとする。

また,市長は,自主防災組織等と協力・連携を図り,要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

なお、市長は、避難指示等を行ったときは、速やかに知事へ報告する。

3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は 財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法 第63条の規定により「警戒区域」を設定し、災害対策に従事する者以外の者に対し て、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ず る。なお、「警戒区域」を設定した場合は、ひたちなか警察署にその旨を通知し、警察 官と協力して当該区域からの退去、立入りの制限・禁止を実施する。「警戒区域」が小 規模の場合は、バリケードの設置、又はロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合 は、道路を封鎖する。

警戒区域設定表示板例

ひたちなか市長立 入 禁 止 〇〇災害防護対策区域

- ※ 形状及び規格は適宜とする。
- ※ 「立入禁止」の措置は実際にとられる措置を表示する。

4 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

市長は、避難指示等を発令した場合において、関係住民を安全確実に避難させるため、警察署及び防災関係機関の協力を得て、次により組織的に避難誘導を行う。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害が発生するお それのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- イ 危険な地点には標示,縄張りを行うほか,状況により誘導員を配置して安全を確保する。
- ウ 自主防災会、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- エ 住民に対し、高齢者、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。
- オ 避難誘導は、避難所での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会(自主防災会)の班、組等の単位で行う。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては,病弱者,高齢者,障害者等(要配慮者)の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)等とし、比較的時間のある場合は、若干の食糧、生活用品等とする。

5 避難所の設置

避難所は、原則として市の指定する場所及びその他の公共施設に設置するが、災害の状況、規模等に応じては、民間施設及び県の「災害時支援協力に関する協定」に基づきゴルフ場の活用を図るほか、野外等にテント等を設営して設置する。

(1) 避難所の開設

- ア 避難所を開設するときは、速やかに当該施設の管理者等に通知し、承諾と協力を 得る。
- イ 避難所を開設した場合は、開設状況等を避難所設置報告書により知事に報告する。
- ウ 避難所には、その標示を行うとともに、給食、給水、毛布・寝具等の支給及び負 傷者に対する応急救護等、被災者救援措置を講ずる。

(2) 避難所の管理運営

市長は、指定避難所の合鍵を一括管理し、避難所を開設したときは、予め定めた担 当職員を派遣して管理運営を行わせるとともに、避難者の保護について措置する。ま た、避難所の管理運営にあたっては、次により努めて融和を図り、被災者の精神的負 担を和らげるようにする。

- ア 避難所の運営は、各施設の管理者等の承諾と協力を得て行う。
- イ 避難所への収容順序は、要配慮者を優先的に収容する。
- ウ 担当職員は、避難所における衛生について、マスクの着用・配布、手指の消毒や 定期的な換気等、基本的な衛生対策を徹底する。また、特に留意し必要な措置を講 ずるときは、市長に報告する。
- エ 愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県等と協力して、(避難所の隣接した場所に受け入れるように配慮する等)必要な措置を講じる。
- オ 担当職員は、避難所施設の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は、市長に 報告し避難者の移動を行う。
- カ 給食,給水,その他の物資の配分にあたっては,統制を保ち,かつ公平に行う。 なお,食糧等物資の受払いについては,食糧等物資受払簿(様式第23号)による。
- キ 担当職員は、避難者の精神的動揺を安定させるため、常に市との情報を交換し、 災害情報を収集するとともに、努めて避難者に対し災害状況及び市の応急対策状況 を周知する。
- ク 市長は、避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社 茨城支店に要請し、災害特設公衆電話を設置する。
- ケ 担当職員は、避難者名簿を整備し、直ちに市長に報告するとともに、毎日の収容 状況を避難所収容状況報告に整理し、市長に報告する。

(3) 福祉避難所の開設

ア 市長は、福祉避難所開設マニュアルを整備し、指定避難所で対応が困難な被災者

(要配慮者等)の避難所として,市が管理する公共施設のうちあらかじめ指定した 指定避難施設を「福祉避難所」として開設する。管理運営担当職員として保健福祉 部職員があたり,市長の指示に基づき,速やかに受け入れる体制を整える。

イ 市長は、市が管理する「福祉避難所」では、被災者の状況等により対応が困難と 判断したときは、災害協定を締結した民間高齢者福祉施設及び民間障害福祉施設に 「福祉避難所」の開設及び被災者の受け入れを依頼し、体制を整える。

資料2-28 指定避難所

6 学校その他の施設の避難計画

学校等,病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設等の管理者は,次の 事項に留意し,防災関係機関と協議の上,あらかじめ避難計画を作成するとともに関 係職員等に周知徹底させ,避難の万全に期する。

(1) 学校等施設

小中学校については、地域の特性等を考慮した避難の場所、経路、時期、誘導及び その指示・伝達の方法等並びに児童生徒の集団避難体制等に留意する。

(2) 医療施設

病院等については、患者を他の医療機関、又は安全な場所へ集団避難させる場合の 収容施設の確保、移送の方法、保健衛生に関する事項等に留意する。

(3) 福祉関係施設

福祉関係施設については、避難者に対する避難の指示・伝達、移送、介護、収容先等に留意する。

(4) その他の施設

避難者に対する避難の指示・伝達及び誘導等に留意する。

7 住民等の避難行動

市長は、避難が円滑に実施されるように、あらかじめ次の事項を住民等に周知し、 平素から訓練及び指導を行う。

ア 氏名票(住所・氏名・生年月日・血液型等を記入)を携行すること

- イ 食糧,水,タオル,ティッシュペーパー,最小限の着替え,照明器具,携帯ラジオ等を携行すること(食糧及び水等については,家族が最低3日間は自足できる分をあらかじめ備蓄しておく。)
- ウ 服装はできるだけ軽装とする。裸足、長靴は避け、ひもでしめられる運動靴等を はき、雨や寒さ対策としてレインコートや防寒衣を携行すること
- エ 原則として徒歩避難とし、貴重品以外の荷物はできるだけ持ちださないこと
- オ 前各号の内、平素から用意しておける物品は非常用袋に準備しておくこと

8 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については,同法及び同法施 行細則等による。

(1) 対象者

災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 実施方法

避難所は、原則として学校、コミュニティセンター、神社、寺院、公園・緑地、工場等の既存の建物を利用することとし、要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて 避難所とすることもできる。

なお, 既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは収容できないときは, 仮設物 を設置し収容保護する。

(3)費用の範囲

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用 謝金、借上費又は購入費、光熱費並びに仮設便所等の設置費

(4) 開設期間

避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

第12節 食糧供給計画

担当部署 保健福祉部·経済環境部·市民生活部

この計画は,災害時に住家に被害を受け炊飯ができない者及び避難所等へ避難した 被災者等に対し必要な食糧を調達供給する方策について定める。

1 実施機関

- ア 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- イ 市独自での食糧供給が困難な場合は,近隣市町村,県,国及びその他の防災関係 機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 避難所に避難した者で、現に食糧を得ることができない者
- (2) 住家に被害を受け、炊飯ができない者(旅館、ホテル等の宿泊人、帰宅困難者も含む。)
- (3) 災害復旧作業に従事する者

3 食糧の供給

市長は、上記対象者に対し、市で備蓄している非常用備蓄食糧(アルファ米等)及び救援物資を適宜供給する。

4 食糧の調達

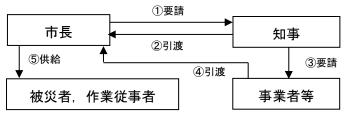
(1) 市内業者等からの調達

市長は、保有している非常用備蓄食糧に不足が生じた場合は、必要に応じて主要食糧等の配給を協定締結事業者(以下「協定締結事業者」という。)及び市内の各事業者に要請する。



(2) 県からの調達

市長は、協定締結事業者等及び市内の各業者から調達しても、さらに不足が生じた ときは、知事に対して県で備蓄している食糧、または県があらかじめ協力を依頼して いる事業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。



5 食糧の応急供給

- (1) 応急食糧供給実施範囲
- ア 被災者に対し炊出し等による食糧の供給を行う場合
- イ 災害により食糧供給機関が通常の供給を行うことができないため、供給機関を通 じないで供給を行う必要がある場合

(2) 供給食糧

供給食糧は、原則として米穀、アルファ米とするが、消費の実情に応じて弁当、パン、調味料、副食等、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。

(3) 非常炊出し計画

非常炊出しは、市で保有している非常用備蓄食糧の供給及び協定締結業者並びに市 内各業者等から調達した非常用食糧の供給をしても、なお不足する場合において、各 学校等に設置してある調理場施設を利用し実施するものとする。

この場合,状況に応じて自主防災会,地域の婦人会及びボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 整備すべき書類

- ア 応急食糧等受給者名簿
- イ 応急食糧等調達台帳
- ウ 応急食糧等購入代金等支払証明書類

6 災害救助法による食品の給与

本市に災害救助法が適用された場合の炊出し、その他による食品の給与については、 同法及びその運用方針による。

第13節 生活必需品等供給計画

担当部署 保健福祉部・経済環境部・市民生活部

この計画は、災害時による住家の被害等により、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を支給又は貸与する方策について定める。

1 実施機関

- ア 生活必需品の支給又は貸与は、災害救助法適用の有無にかかわらず、市長が行う。
- イ 市独自で困難な場合は,近隣市町村,県,国,災害時相互応援協定都市及びその 他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2 対象者

- (1) 住家に被害を受けた者
- (2)被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3)被服,寝具その他生活必需物資がないため,直ちに日常生活を営むことが困難である者

3 衣料・生活必需品等調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を関係 業者及び協定締結業者等との密接な連携により行う。

4 支給又は貸与品目

- (1) 寝具(毛布及び布団等)
- (2) 日用品雑貨(石鹸, タオル, 歯ブラシ, トイレットペーパー, ごみ袋, 軍手, バケツ, 洗剤, 洗濯ロープ, 洗濯バサミ, 蚊取り線香, 携帯ラジオ, 老眼鏡, 雨具, 生理用品, ティッシュペーパー, ウェットティッシュ, 紙おむつ等)
- (3) 衣料品(作業着,下着(上下),靴下,運動靴等)
- (4) 炊事用具(鍋,釜,やかん,包丁,缶切等)
- (5) 食器 (箸, スプーン, 皿, 茶碗, 紙コップ, ほ乳ビン等)
- (6) 光熱材料(ローソク,マッチ,懐中電灯,乾電池,LPガス容器一式,コンロ等付属器具,卓上ガスコンロ等)
- (7) その他 (ビニールシート等)

5 支給又は貸与方法

衣料・生活必需品等物資の配分については、世帯構成員別被害状況に基づき、物資 配布計画を作成し、被災者の被害区分に応じて支給又は貸与する。

6 整備すべき書類

応急物資支給・配給台帳

7 災害救助法による生活必需品の支給又は貸与

本市に災害救助法が適用された場合の被服,寝具その他生活必需品の支給又は貸与 については、同法及びその運用方針による。

第14節 給水計画

担当部署 | 企画部・水道事業所・市民生活部

この計画は,災害時の応急給水について定める。

1 実施機関

- ア 飲料水の供給は市長及び水道事業管理者が行う。ただし,災害救助法適用時に知 事が行うことを妨げない。
- イ 市独自で対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、災害時相互応援協定都市及 びその他防災関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 水道施設の応急復旧は、水道事業管理者が行う。

2 情報の収集・伝達

水道事業管理者は,災害が発生した場合,速やかに水道施設の点検を行い,被害状況の把握に努めるとともに,火災等に備えて広域消防本部との連絡を速やかに行う。

3 対象者

市が行う飲料水の供給は,災害のため飲料水を必要とする者を対象に行うものとする。この場合,医療施設,福祉避難所,福祉施設,要配慮者等については,他に優先して供給する。

4 飲料水の供給方法

(1) 飲料水の確保

飲料水については、使用可能な水道施設(配水池等)から確保する。

(2) 給水方法

ア 給水拠点

応急給水は、災害の状況に応じて市内に給水所を設けて実施する。また、各自主防 災会へフレキシブルタンクを提供し、自主防災会毎の応急給水活動を支援する。

イ 運搬方法

配水地等で確保した飲料水を給水用具及び給水車等を活用して,給水所まで運搬し 給水する。

5 整備すべき書類

応急飲料水供給台帳

6 広報

市防災行政無線,戸別受信機,広報車,市ホームページ及び報道機関等の協力を得て給水日時,場所,復旧見通し,その他適切な事項を被災住民に広報する。また,住民等が自助努力によって飲料水を確保する場合は,衛生上の注意事項等を含めた広報を実施する。

7 給水量

被災者に供給する飲料水は,1人1日3リットルとする。なお,水道施設の復旧状況に応じ,給水量を増加する。

8 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち、次により行う。

(1) 応急復旧方針

取水施設,導水施設,浄水施設等基幹施設の復旧を最優先とし,次いで送配水施設 を復旧する。

(2) 応援・協力体制

- ア 水道事業管理者は、ひたちなか市指定管工事業協同組合と災害時における応急復 旧体制を構築しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の市町村、水道工 事業者等の応援又は協力を求める。
- イ 水道事業管理者は、必要があるときは、水道資機材取扱業者及び防災関係機関へ 復旧活動の協力を求める。

9 災害救助法による飲料水の供給

本市に災害救助法が適用された場合の飲料水の供給については、同法及びその運用 方針による。

第15節 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画

担当部署|保健福祉部・子ども部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、要配慮者に対する、安否確認、避難誘導、救助活動、搬送、情報提供 及び保健・福祉巡回サービス等の安全確保対策を実施する方策について定める。

1 安全確保対策の実施機関

- ア 要配慮者(避難行動要支援者)に対する安全確保対策は、市長が行う。
- イ 要配慮者利用施設利用者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- ウ 当該施設及び市独自で安全確保対策が困難な場合は,近隣市町村,県,国,その 他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 要配慮者 (避難行動要支援者) の安全確保対策

(1) 安否確認, 救助活動

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、自治会(自主防災会)、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施し、要支援者の状況により指定避難所(福祉避難所)、病院等に搬送する。

市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難行動要支援者支援制度による、全体計画及び個別避難支援計画に基づき適切な避難支援を実施する。 (2)搬送体制の確保

市は,避難行動要支援者の搬送手段として,自主防災組織等の協力を得るとともに,救急自動車や福祉関連施設所有及び地域支援者等の自動車により行う。

また,これらが確保できない場合,県等が確保した輸送車輌により,避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報提供

市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・ 朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住 宅や避難所で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施すると共に、 保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

- (4)食糧,飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮 市は,要配慮者に配慮した食糧,飲料水,生活必需品等を確保し,自治会(自主防 災会),民生委員・児童委員,地域支援者,福祉団体,ボランティア等の協力を得て, 要配慮者に配慮した配布を行う。
- (5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健、医療、福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 要配慮者利用施設の安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、利用者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した利用者等を搬送するための手段の確保を図る。 市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮 者利用施設に受入を要請する。

(3)食糧,飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給する とともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を 行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協力等に基づき、他の社会 福祉施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5)巡回相談の実施

市は、被災した施設入居者等や他の施設に避難した要配慮者等に対して、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気,ガス,水道等の各ライフライン業者は,社会福祉施設の早期回復を図るため, 優先復旧に努める。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、教育委員会の外国人教師及び語学ボランティア等の協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認, 救助活動

市は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3)情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ, ラジオ, インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適切な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

ウ 情報伝達マニュアルの作成

市は,災害時に外国人への情報伝達を円滑に行うための情報伝達マニュアルを作成する。

(4) 外国人相談窓口の開設

市及び県は、外国人相談窓口を設置し生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化を 図る。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

担当部署 一総務部・保健福祉部・建設部

この計画は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自らの資力では住家を得る ことができない者に対し、応急仮設住宅の建設や、空き市営住宅等を利用して居住の 確保を図るとともに、住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない場 合には、必要最小限度の部分を応急的に修理して居住を確保する方策について定める。

1 実施機関

- ア 応急仮設住宅等の供与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。
- イ 住宅の応急修理は、災害救助法適用の有無にかかわらず、市長が行うことができる。
- ウ 市独自で困難な場合は、近隣市町村、県、国及び防災関係機関の応援を得て実施 する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

災害により住家が全焼、全壊又は流出の被害を受けたため、居住する場所がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができない者(世帯単位)とする。なお、 入居者は次の基準により決定する。

- ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力で住家を確保することができない者
- (ア) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- (エ) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者
- (2) 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として市、県及び国が有する公有地とする。やむ を得ず私有地を借り上げる場合は、所有者と市との間に賃貸借契約を締結する。

その場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な安全な場所(高台等災害の発生する可能性が極めて低い場所)とする。

(3) 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は, 茨城県災害救助法施行細則に定める規模を基準とする。また, 建物の構造は, 軽量鉄骨組立方式とする。

(4) 着工及び供与期間

災害救助法に基づく応急仮設住宅は,災害発生の日から20日以内に着工するものとし,その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置にあたっては,リース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し,設置方法を決定する。

(5) 設置計画の作成等

市は、被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

3 住宅の応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半焼又は半壊し、日常生活に欠くことのできない部分についての 応急修理を自らの資力では行うことができない者(世帯単位)とする。なお、応急修理 は前記2の基準により行う。

(2) 応急修理の方法

住宅の応急修理部分は、日常生活に欠くことのできない箇所で、居室、炊事場及び トイレ等必要最小限度の部分とする。

(3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1か月以内に完成させるものとする。

4 整備すべき書類

応急仮設住宅設置等状況

5 災害救助法による応急仮設住宅の供与

本市における災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与は,同法及びその 運用方針による。

第17節 医療及び助産計画

担当部署 保健福祉部・子ども部・広域消防本部

この計画は、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療・助産の途を失った場合において、応急的に医療及び助産等の応急救護活動を実施する方策について定める。

1 実施機関

- ア 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うこと を妨げない。
- イ 市独自で困難な場合は,近隣の市町村,県,国及びその他の関係機関の応援を得 て実施する。

2 対象者

(1) 医療

災害のため医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要のある者

(2) 助産

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩をした者であって,災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)

3 医療及び助産の実施

医療及び助産は、市長の要請に基づきひたちなか市医師会、ひたちなか市歯科医師 会及び日本助産師会茨城県支部の協力のもとに行う。

4 応急救護活動

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

(1) 医療の範囲

- ア診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- 才 看護
- (2) 助産の範囲
- ア 分娩の介助
- イ 分娩前,分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

5 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ア 医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき
- イ 医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき
- ウ 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき

(2) 設置手順

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

ア 被災状況を勘案して、学校、コミュニティセンター等の避難所、病院、生涯保健 センターや那珂湊保健相談センター等の適時適切な場所に医療救護所を設置し、運営 する。

イ 設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)についてひたちなか保健所に報告する。

- (ア) 設置場所(救護所への連絡方法,付近の医療機関の状況,救護所への経路等)
- (イ) 市医師会による医療救護班の必要性の有無(医師,看護師等具体的な内容)
- (ウ) ライフラインの確保状況(電気,ガス,水道等)
- (エ) 医療品等の必要性の有無
- ウ 速やかに市防災行政無線,戸別受信機,広報車,市ホームページ及び報道機関等 を利用して,医療救護所の開設状況等を住民に広報する。
- エ 災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等 と連絡を取り合って協議の上設置する。

6 医療救護班の編成

市長は、ひたちなか市医師会等に医療救護班の出動を要請する。また、災害の程度により県に派遣要請を行う。

受援担当窓口は、下記のとおり対応する。

- ア 医療活動チームの拠点を設定する。
- イ 各医療活動チームの活動期間・氏名・資格等を含む名簿を作成する。
- ウ 各医療活動チームに依頼する業務について計画書を作成し、提示する。
- エ 複数のチーム派遣がある場合、定時にミーティングを行い、情報共有を図る。
- オ 災害対策本部・受援担当窓口の連絡先・活動場所の地図・道路状況・被災状況・ 医療機関の開設状況等の情報を整理し、提示する。
- カ 活動状況等を市災害対策本部に報告する。

7 医薬品等の確保

災害時の医薬品等は、保健所及び茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保に努める。

8 災害救助法による医療及び助産

本市に災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針による。

第18節 防疫計画

担当部署 保健福祉部 • 市民生活部

この計画は、被災地における感染症などの蔓延及び食中毒等の発生を未然に防止し、災害時の防疫措置を迅速に実施する方策について定める。

1 実施機関

被災地における防疫は、知事の指示に基づき市長が実施する。

2 防疫の実施

防疫は、被災地域又は被害状況を正確・迅速に把握するとともに、市保有の諸機材等をもって行う。また、併せて各自主防災組織等と連携を図りながら適切な防疫対策 を実施する。

(1) 防疫組織の設置

市は、健康推進班が防疫組織をつくり、日頃より必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後、県、気象庁及び警察等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また,適切な防疫措置を講じるため,被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫計画の策定

市は,県の協力を得て,被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに, できるだけ詳しい防疫計画を策定する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

市及び県は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置の実施

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号以下「感染症法」という。)に基づく県の指示により、防疫措置等を行うものとし、県は、市の被災状況に応じ、保健所職員をもって組織される防疫班などにより、次の事項を行う。また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。ア 県の実施事項

(ア)被害状況の調査及び市町村指導

- (イ) 法に基づき就業制限,入院勧告を要する患者に対する措置
- (ウ) 検病調査及び健康診断
- (エ) 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限,移動禁止,消毒及び 廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施
- (オ) 多人数の集合する場所(集団避難所)への予防上必要な設備の設置
- (カ)清潔方法・消毒方法の指示

- (キ) 生活用水の使用制限, 禁止及び市町村に対する用水供給の指示
- (ク) 臨時予防接種の実施または指示
- (ケ) ねずみ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施
- (コ) 厚生労働大臣に対する応援要請
- イ 県の指示に基づく市の実施事項
- (ア) 清潔方法及び消毒方法の施行(法第27条第2項及び第29条第2項)
- (イ) ねずみ族昆虫等の駆除(法第28条第2項)
- (ウ) 生活用水の供給(法第31条第2項)
- (エ) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (オ) 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- (6) 患者等の措置

知事は、被災地において、「感染症法」に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講じるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

市及び県は、災害が予想される時期において、災害時の伝染病や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をひたちなか保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティアの要請

市及び県は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に対し、消毒等の指導のため、医療ボランティアの確保を要請する。

※災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)により行う。

第19節 清掃計画

担当部署 経済環境部・建設部

この計画は,災害時において同時多量に発生する廃棄物(粗大ごみ,不燃性ごみ,可燃性ごみ,し尿等)の収集,運搬及び処理を迅速かつ適切に行うことにより,地域住民の保健衛生の確保及び良好な環境を保全する方策について定める。

1 実施機関

- ア 被災地域における清掃は、市長が実施する。
- イ 市独自で困難な場合は,近隣市町村,県,国及びその他防災関係機関の応援を得 て実施する。

2 廃棄物の収集・処理

(1) ごみの収集及び処理

被災地域において,あらかじめ地区別に集積所の設置を計画することは,災害の態様により変化するため,災害時においては,被災地区の状況に応じ,不燃物,可燃物等集積場所(定期的に実施しているもので自治組織等が指定した場所)等を集積所とし,これらに集積されたごみをごみ対策班で保有する収集車及び市委託業者等の応援・協力により収集する。なお,地震災害時における収集車による収集処理が不能である期間は,住民自らの処理の協力を求め,環境への影響が最も少ない場所,方法により応急処理を行う。

ア ごみ排出量の推定

市は,災害時に処理するごみを,災害により排出されるもの(建物倒壊,火災による建物の焼失等)と一般生活により発生するものとに区分し,各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

イ 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

ウ処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握 に努める。

(イ) 市民への広報

市は、速やかに仮置場及び収集日時を定めて市民に広報する。

(ウ) 処理の実施

市は、市民によって集められた仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(2) し尿の収集及び処理

ア し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防 疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。 このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿 排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

イ 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の 処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ 収集、処理の応援要請を行う。

ウ処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握 に努める。

(イ) 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置きを指導する。

(ウ) 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレの設置や簡易トイレを配布する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

(3) 仮設トイレの設置・簡易トイレの配布

災害時において収集車によるし尿収集ができない期間及び下水道の処理機能が復旧するまでの期間は、地下水汚染等の環境問題が起きないような場所を選定するなど、立地条件等を考慮し、屋外仮設トイレの早急な設置や簡易トイレを配布する。また、屋外仮設トイレの閉鎖にあたっては、消毒実施後、完全に埋設する。

(4) 死亡獸畜処理方法

死亡獣畜の処理は、次の方法により処理する。

ア 集中焼却

移動し得る死亡獣畜については、環境衛生上支障のない場所に集めて埋めるか、又は焼却等の方法により処理する。

イ 個別処理

移動し難い死亡獣畜については、その場で他に影響を及ぼさない方法で個別に処理する。

第20節 救出救護計画

担当部署 総務部・保健福祉部・建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害により、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し保護する方策について定める。

1 対象者

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 水害の際に水とともに流された者又は孤立した地点に取り残された者
- (3) 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになった者
- (4) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
- (5) 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (6) その他, 救出を要する者

2 救出の方法

- ア 市長は、広域消防、警察署、自衛隊及び地元消防団等の協力を得て被災者救出を 実施する。
- イ 被災者救出において、倒壊家屋、土石、倒木等の障害物で特殊救出技術を要し、 その状況により機械等を必要とする場合は、ひたちなか市建設業協同組合、県、防 災関係機関等へ協力を要請する。なお、被災者救出については、広域消防、警察署 と十分な連絡をとり、円滑な活動を実施する。
- ウ 負傷者の救出完了後,的確な判断により最寄りの病院,診療所等の医療機関に搬送する。
- エ 災害現場に、日本赤十字社及びひたちなか市医師会等による応急救護所が設置された場合において、医療機関への搬送については、応急救護所の医師等の指示に従う。
- オ 負傷者の搬送は、原則として救急自動車で行うものとし、状況によりバスその他 の車両を動員して行う。

第21節 行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画

担当部署 保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、災害により行方不明となっている者の捜索・収容と、災害により死亡 した者について遺体識別等の処理及び遺体の応急的な埋葬等を実施する方策につい て定める。

1 実施機関

- ア 遺体の捜索及び埋葬等は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- イ 遺体の処理は、市長がひたちなか市医師会等の協力を得て実施するものとするが、 災害救助法が適用されたときは、知事及び市長が行う。
- ウ 市独自で困難な場合は,近隣市町村,県,国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2 遺体の捜索、収容及び埋葬等

(1) 捜索の方法

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防職員、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元ボランティア等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し 応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体を発見した時の処置

- ア 遺体は、速やかに検死または検案を受け、身元が判明し引取人があるときは、遺族等の引取人に引き渡す。
- イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に収容する。 この場合、警察は死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の規定に基 づき、検視等所要の措置を講ずる。

(3)遺体の収容及び埋葬等

- ア 発見遺体, 漂着遺体及びその他の事故遺体は, 災害発生に伴い臨時に開設された 遺体収容所に収容する。
- イ 市は、被害地域の周辺の適当な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所 (安置所)を設置する。
- ウ 収容された遺体については、その必要に応じ遺体の鑑別ができるよう洗浄、縫合、 消毒等の処置を行う。
- エ 遺体の氏名,住所,性別,発見場所,身長及び特徴等を遺体処理台帳(様式第31号)に記載するとともに、一体ごとにその棺にも標示する。
- オ 縁故者から遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査の上、これを引渡す。
- カ 遺体の身元が判明しないもので,一定期間経過後,引取人のないときは行旅死亡 人として取り扱うこととし,火葬許可を受け埋火葬する。

(4) 行方不明者の届出

行方不明者の届出の受理にあたっては,行方不明捜索届出書に記録し,警察署に通報する。

(5)遺体の埋葬等

ア 埋葬等を行う場合

災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわら ず埋葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合には遺体の応急 的な埋葬等を行う。

イ 埋葬等の方法

- (ア) 埋葬等の方法は、応急的な火葬とする。
- (イ) 身元不明のため行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品は,市役所等において保管し,引渡人の申し出があれば十分調査の上引き渡す。

3 災害救助法による遺体の捜索、処理及び埋葬等

本市に災害救助法が適用された場合の遺体の捜索,処理及び埋葬等は,同法及びその運用方針による。

第22節 障害物の除去計画

担当部署 建設部・市民生活部

この計画は,災害応急対策活動に支障となっている障害物及び住民の日常生活に著しい支障を及ぼしている,がけ崩れ,浸水等によって運ばれた土砂,倒木等の障害物を迅速に除去する方策について定める。

1 実施機関

- ア 障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- イ 道路,河川等にある障害物の除去は、それぞれの維持管理者が行う。
- ウ 市独自で困難な場合は、ひたちなか市建設業協同組合、近隣市町村、県、国及び その他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- エ 公共施設以外の障害物の除去は,原則としてその施設,敷地内の所有者又は管理者が行う。

2 対象者等

対象者等は,下記のとおりとする。

- (1) 当面の日常生活が営めない状態にある者
- (2) 住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- (3) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

- ア 障害物の除去は、やむを得ない場合の他、周囲の状況等を考慮し、事後、支障の 起こらないよう配慮する。
- イ 実施者は、自らの機械器具等を用い、又は状況に応じ、ひたちなか市建設業協同 組合等の協力を得て速やかに行う。

4 障害物の集積場所

市長は,災害の状況に応じ公園,広場及び日常生活や道路交通に支障とならない場所等を,環境衛生に留意し、障害物の集積場所として指定する。

5 災害救助法による障害物の除去

本市に災害救助法が適用された場合の障害物の除去は,同法及びその運用方針による。

第23節 輸送計画

担当部署 全部署

この計画は,災害時における被災者の収容,避難及び救助物資,応急対策用資機材, 災害対策要員等の輸送を迅速かつ適切に行うための方策について定める。

1 実施機関

- ア 避難, 救助物資等の輸送は市長が行う。ただし, 災害救助法適用時には知事が行 うことを妨げない。
- イ 市独自で困難な場合は,近隣市町村,県,国及びその他の防災関係機関の応援を 得て実施する。

2 対象者等

輸送の対象者等は、下記のとおりとする。

- (1)被災者
- (2) 重傷患者, 妊産婦その他要配慮者
- (3) 飲料水、食糧及び救助用物資
- (4) 死体の捜索又はその処理のための人員, 資機材
- (5) その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3 輸送力の確保

市長は、災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を別に定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

(1)乗用車,バス及び貨物自動車

市長は、財団法人茨城県トラック協会常陸那珂支部及び茨城交通株式会社勝田営業所に協力を要請する。

なお、財団法人茨城県トラック協会に対する協力の要請は、知事を通じて行う。

(2) 特殊自動車

特殊自動車については, ひたちなか市建設業協同組合等に協力を要請する。また, 知事を通じ陸上自衛隊施設学校に派遣を要請する。

(3) 船艇

那珂湊漁業協同組合, 磯崎漁業協同組合に協力を要請する。また, 知事を通じ陸上 自衛隊施設学校に派遣を要請する。

(4) JRへの協力要請

大規模な緊急輸送が生じた場合においては、JR東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 長に協力を要請する。

(5) 航空機 (ヘリコプター)

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、知事を通じ自衛隊等に対して航空機(ヘリコプター)の災害派遣を要請する。

4 輸送体制

- ア 被災者の避難輸送を優先的に実施し、物資等の輸送は、その状況により適切な運用を行う。
- イ 輸送車両は,災害緊急輸送である旨の表示をし,市庁舎講内に待機する。なお, 災害対策基本法第76条の規定により行う場合は,県公安委員会の指示に従う。
- ウ 配車担当は、輸送計画を策定し輸送活動に支障のないよう努める。
- エ 各部班において車両を必要とするときは、車両、台数、引渡場所、日時等を明示のうえ配車担当に請求する。
- オ 車両及び航空機等を緊急に借上げし、又は要請した場合における運用等について は、その都度、協議して定める。

第24節 労務供給計画

担当部署 |総務部・保健福祉部・教育委員会・市民生活部

この計画は、災害時における円滑な応急対策を実施するため、市職員及びその他の 労務の供給方法等について定める。

1 実施機関

ア 災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

イ 市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又はあっせん を要請する。

2 労務の供給方法

(1) 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、本計画第3章第1節「組織計画」及び第3章第2節「動員計画」 によるものとし、知事要請によるものは、第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣 要請計画」による。

- (2) ひたちなか市建設業協同組合等からの労務供給 ひたちなか市建設業協同組合等に要請し供給する。
- (3) 住民からの労務供給

自主防災会及び自治会等の民間団体に要請し供給する。

3 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

(1) 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する器具等の操作

(2) 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者,又は医療措置を必要と する患者を病院等に運ぶために,他に方法がない場合

(3) 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

- (4) 救助用物資の整理,輸送及び配布
- ア 被服,寝具その他の生活必需品
- イ 学用品
- ウ 食糧品及び燃料
- エ 医薬品及び衛生材料
- (5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業
- (6) その他災害応急対策に必要な作業

第25節 応急教育計画

担当部署 教育委員会・市民生活部

この計画は、災害により教育施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育の実施が困難になった場合に、応急教育及び応急的な学用品の給与等を行い、児童、生徒の安全及び教育を確保する方策について定める。

1 情報等の収集・伝達

- ア 市長は,災害が発生し,又は発生するおそれがある場合は,学校長等に対し災害 に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに,必要な措置を指示する。
- イ 学校長等は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに 所属教職員に伝達するとともに、自らもテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等 災害情報の収集に努める。

なお, 児童, 生徒への伝達にあたっては, 混乱を防止するよう配慮する。

- ウ 学校長等は、児童、生徒及び学校施設等に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市長に報告する。
- エ 学校長は、停電により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報連絡方法や伝達方法を定める。

2 児童、生徒の避難等

(1)避難の指示

学校長等は,災害の状況を的確に判断し,屋外への避難の要否,避難所等を迅速に 教職員等に指示する。

なお、状況によって教職員は、児童、生徒に対し個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

学校長及び教職員等は、各学校等であらかじめ定める避難計画に基づき、児童生徒の安全を確保した避難誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及び防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずる。なお、通学路の安全については、日頃から点検に努める。

(4) 校内保護

学校長等は,災害の状況により児童,生徒を下校させることが危険であると認める場合は,校内に保護し保護者へ連絡する。この場合において学校長等は,速やかに市長に対して児童生徒数や保護の状況等必要な事項を報告する。また,保護者との連絡が取れない場合は,保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続する。なお,通信網の遮断等を想定し,児童生徒等の引渡し方法等について,日頃から保護者と連携を図り,共通理解に努める。

(5) 保健衛生及び健康管理

市長及び学校長は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、 食料、毛布等の備蓄に努める。また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、 給食及び飲料水等に注意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

3 応急教育

市長及び教育委員会等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し 教育施設等を確保すると同時に、次の措置を講じ、授業の確保に努める。また、校舎 の被害状況を速やかに、かつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(1) 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理をして授業を行う。

(2) 校舎の一部が被害を受けた場合

残存教室等の施設を利用するとともに、状況により合併及び二部授業等を実施する。

- (3) 校舎の全部が被害を受けた場合
- ア 短期間に復旧できる場合

臨時休校とし,家庭学習等を実施する。

- イ 復旧に長期間を要する場合
- (ア) コミュニティセンター等の公共施設を利用する。
- (イ) 寺院等の民間施設を利用する。
- (ウ) 隣接学校の校舎を利用する。
- (エ) 必要な場合は、応急仮設校舎を建設する。
- (4) 特定の地域全体が被害を受けた場合

被害を受けなかった他の学校、コミュニティセンター及び寺院等の施設を利用する。

(5) 教職員の確保

学校長は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じる。

ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員 の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

4 学用品の調達・給与

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け学用品が使用不能となった児童生徒であることとする。

(2)調達及び給与方法

学用品等は給与対象人員,学校別,学年別等による必要数量を正確に把握し,一括 購入し,児童生徒に配分する。

なお、学用品等の購入及び配分については、関係書類、帳簿等を整理し保存する。

(3) 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な 用品とする。

(4) 県への要請

市独自で学用品等の給与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の給与の実施及 び調達について応援を要請する。

5 応急給食

災害の状況によっては学校給食の一時中止又は簡易な献立等に変更する。なお,学校給食に必要な食糧等は,第3章第12節「食糧供給計画」に基づき措置する。

6 生涯学習施設,文化財等の応急措置

生涯学習施設及び文化財等の被害については、その被害の程度を速やかに把握し、 関係機関に連絡するとともに、被害程度に応じた適切な措置を講ずる。

7 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は,災害が発生し又は発生するおそれがある場合は,上記に準じて,施設の利用者の安全を図る措置を講ずる。

8 災害救助法による学用品等の給与

本市に災害救助法が適用された場合の学用品等の給与については,同法及びその運用方針による。

9 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、事前に次の 措置を講ずる。

- ア 市長は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を学校長と協議する。
- イ 市長は、避難所に指定する学校長と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担 を明確にする。
- ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- エ 学校長は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

第26節 応急保育計画

担当部署 | 子ども部・教育委員会・市民生活部

この計画は、災害により保育所等の保育施設が被災し、通常の保育を行うことができない場合、応急保育及び応急的な保育用品の給与等を行い、入所児童・園児の安全及び保育を確保する方策について定める。

1 情報等の収集・伝達

- ア 市長は,災害が発生し,又は発生するおそれがある場合は,保育施設の管理者に 対し災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに,必要な措置を指示する。
- イ 保育施設の管理者は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、 速やかに保育士・幼稚園教諭に伝達するとともに、自らも地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ウ 保育施設の管理者は、入所児童・園児及び保育施設等に被害を受け、又はそのお それがある場合は、直ちにその状況を市長に報告する。

2 保育児. 園児の避難等

(1)避難の指示

保育施設の管理者は、災害の状況を的確に判断し屋外への避難の要否、避難所等を 迅速に指示する。なお、状況によって保育士・幼稚園教諭は、個々に適切な指示を行 う。

(2) 避難の誘導

保育施設の管理者及び保育士・幼稚園教諭は、入所児童・園児の安全を確保するため、各保育施設で定める避難計画に基づき誘導を行う。なお、状況により施設外への避難が必要である場合には、市及び防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 施設内保護

入所児童・園児を帰宅させることが危険であると認める場合は、施設内に保護し、保護者へ連絡する。また、災害が鎮静化した場合は、状況を判断して、保護者に連絡し、入所児童・園児を引き渡す。

(4) 保健衛生及び健康管理

施設の管理者は、災害時において建物内外の清掃、給食及び飲料水等に注意し、入 所児童・園児の保健衛生について必要な措置を講ずる。また、伝染病予防接種や健康 診断を行う必要があると認めたときは、保護者の了解を得るとともに、ひたちなか保 健所及び嘱託医師等に依頼し実施する。

3 応急保育

(1) 園舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理して可能な限り保育を行う。

(2) 園舎の一部が被害を受けた場合

残存保育室等の施設を利用するとともに、状況により合併保育等を実施する。

(3) 園舎の全部が被害を受けた場合

原則として臨時休園とするが、状況によりコミュニティセンター等の公共施設、寺 院等の民間施設を利用する。また必要な場合は、応急仮設園舎を建設する。

(4) 特定の地域全体が被害を受けた場合

災害を受けなかった他の保育施設, コミュニティセンター及び寺院等の施設を利用する。

(5) 保育士・幼稚園教諭の確保

保育施設の被害及び保育士・幼稚園教諭の事故等により、変則的保育を実施すると きは、保育関係機関と緊密な連絡をとり、保育士・幼稚園教諭の確保等必要な措置を 講ずる。

4 保育用品の調達・給与

災害のため住家及び保育施設に被害を受け、保育用品を喪失又は棄損し、しかも物品販売機構の一時的混乱により、これら保育用品を直ちに入手することができない状態にある入所児童・園児に対し、資力の有無にかかわらず必要最小限度の保育用品を給与し、保育の便を図る。

(1) 対象者

ア 災害によって住家に被害を受けた入所児童・園児であること。

イ 公立、私立の別を問わない。

(2) 給与方法

保育用品は、給与対象人員、施設別、年齢別等による必要数量を正確に把握し、一 括購入して保育園児に対し配分する。

なお、保育用品の購入及び配分については、関係書類、帳簿等を整理保存しておく。

(3) 保育用品の品目

保育用品としては、通常保育に用いられている用品とする。

(4) 県への応援要請

市独自で保育用品等の給与の実施が困難な場合は、県に対し保育用品等の給与の実施及び調達について応援を要請する。

5 応急給食

災害の状況によっては保育給食の一時中止、又は簡易な献立等へ変更する。

なお、保育給食に必要な食糧等は、本計画第3章第12節「食糧供給計画」に準拠する。

第27節 農地農業対策計画

担当部署 経済環境部・市民生活部

この計画は、災害により農作物、農地等に被害が発生した場合、応急的に所要の施策を講じて、農作物、農地等の被害を軽減し、主要食糧等の安定供給を図る方策について定める。

1 農地の応急措置

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(1) 農業用施設の応急措置

ア場防

ため池堤防等の法崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

イ 水路

素掘仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

- (2) 頭首工の応急措置
 - 一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。
- (3) 農道の応急措置

特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農作物等の応急措置

(1) 農作物の応急措置

災害時において、所要の応急措置を行い被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

- (ア)被害畜舎の早期修理,復旧に努める。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努める。
- (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

イ 水害

- (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図るものとし、乾燥後、畜舎内外の消毒を励行する。
- (イ) 県家畜防疫員による災害地域内家畜の一斉健康診断を行い,併せて病傷家畜に対する応急手当を行う。
- (ウ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。
- (エ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第28節 土砂災害対策計画

担当部署 建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、降雨等により土砂災害の発生が予想される土砂災害警戒区域について、 土砂災害に関する情報の収集と警戒体制をとることにより、災害を未然に防止すると ともに、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめる方策について定める。

1 土砂災害発生に関する情報の収集

- ア 降雨量
- イ 地表水又は湧水の状況
- ウ 亀裂の有無
- エ 立木等の傾倒の状況
- オ 建築物等の損壊の状況
- カ 周辺の人家数
- キ その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 警戒体制

(1) 警戒体制をとるべき時期

警戒体制をとるべき時期については、本計画第3章第1節「組織計画」に準拠する。

(2) 実施内容

ア 警戒体制

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒巡視及び住民に対する広報等 を実施する。

イ 非常体制

住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置及び同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

3 住民への伝達

住民への気象情報,避難指示及びその他の必要な周知すべき事項の伝達は,本計画 第3章第6節「広報計画」及び第11節「避難計画」に準拠する。

4 避難

災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫し関係住民を避難させる場合は、災害の推移あるいは周囲の状況により本計画第3章第11節「避難計画」に準拠する。

資料2-10 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律」概要図

資料2-11 土砂災害警戒区域等の状況

第29節 環境保全対策計画

担当部署 経済環境部

この計画は、災害時における有害物質等の流出、漏洩、飛散及び浸透(以下「流出等」という。)の防止に関する環境保全対策について定める。

1 有害物質等

有害物質等とは,次に定めるものをいう。

- ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第3号で定める有害物質,第2条第5項で定める特定粉じん及び第17条第1項で定める特定物質
- イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1項で定める有害 物質
- ウ ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条で定めるダ イオキシン類
- エ 茨城県化学物質の環境にやさしい取扱指針(平成7年1月策定)第2号に定める 特別配慮化学物質

2 有害物質等の流出防止

市は、有害物質等の研究、開発、製造、使用、保管、処理及び処分を行っている工場・事業場に対して、災害時に有害物質等の大気、地下又は公共用水域への流出防止についての万全の措置を講ずるよう指導する。また、建造物に使用されている有害物質等の流出防止についても、所有者、管理者に適切な措置を講ずるよう指導する。

3 保安組織体制の充実

有害物質等の研究,開発,製造,使用,保管,処理及び処分を行っている工場・事業場は,社内保安組織体制の充実を図るとともに,有害物質等の流出防止に必要な資機材を常に備蓄し,流出事故発生時に,迅速かつ的確に対応するため,定期的に従業員の教育訓練等を行う。

第30節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

担当部署 総務部,市民生活部

この計画は、天災地変その他の災害に際して、市民等の生命及び財産保護のため、 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請 する場合の手続き等について定める。

1 災害派遣要請要領

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

(2) 災害派遣要請の手続き

市長は、以下の要件により自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼書を提出する。ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること

イ 緊急性

差し迫った必要性があること

ウ非代替性

自衛隊部隊が派遣される以外、他に適当な手段がないこと

(3) 災害派遣要請依頼書の提出先

茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課

電 話 029-301-2885(直通)

FAX 029-301-2898

衛星電話 8-600-2885

衛星FAX 8-600-2898

2 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

市長は、災害派遣が決定されたときは、災害派遣部隊の活動が円滑、効率的に行い 得るよう防災関係機関との緊密な連絡をとるとともに、作業計画及び資機材の準備等 を行い、受入れ体制を整える。

(1) 作業計画

市長は、自衛隊に作業を要請又は依頼するにあたっては、より効率的に行い得るよう、作業計画を次の基準により作成するとともに、他の防災関係機関と競合することのないよう配慮する。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資機材の種類別保管(調達)場所
- エ 派遣部隊との連絡責任者,連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材等の準備

市長は、作業計画に基づき速やかに作業実施に必要とする十分な資機材等の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を得るよう配慮する。

なお, 調達が困難な場合は, 知事に要請する。

(3) 自衛隊との連絡・交渉窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡・交渉の窓口を 総務部総務課に置く。

(4) 受入施設

派遣された部隊の受入施設は、原則として陸上自衛隊施設学校とする。

4 災害派遣の活動範囲

4 火石州地切加到乳	
項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を
	行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で
	必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
	する。
避難者の捜索・	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動
救助	に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み
	等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては,利用可能な消防車その他の防火用具(空中消
	火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に
	あたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用
	する。
道路又は水路の	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それら
啓開	の啓開又は除去にあたる。
応急医療, 救護	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常
及び防疫	関係機関の提供するものを使用する。
1 早 エッド地次の	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の
人員及び物資の	緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、
緊急輸送 	特に緊急を要すると認められるものについて行う。

炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する
	総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対
	し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措
除去	置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものに
	ついては,所要の措置をとる。

5 ヘリコプターの受入体制

(1) ヘリコプターの受入基準

ア 知事及び市長は、派遣された部隊に対し、以下の条件をみたす発着場を用意する。

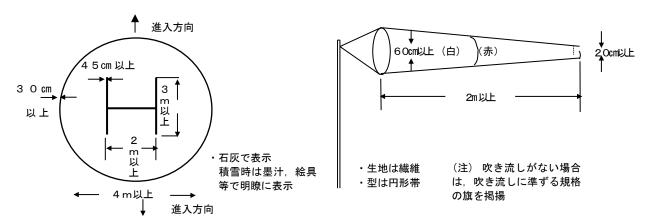
機種	必要面積
小型機 (OH-1)	約 35m× 35m
中型機(UH-1, UH-60J)	約 40m× 40m
大型機 (CH-47)	約100m×100m

注) 四方向に障害のない広場のとき

イ 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



(イ) 吹き流しの基準



(2) 危険予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には,立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機 (ヘリコプター) の進入方向に留意 して散水等の措置を講ずる。

(3) 災害用応急ヘリコプター離着陸場

市域の災害用応急へリコプター発着場の設置場所は、下記の通り。

名称	所 在 地	土地の状況	
六ツ野スポーツの杜公園	中根 4880-2	草地	
那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	裸地	
陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	草地	
オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	草地	
津田運動ひろば	津田 1736-1	草地	
佐野運動ひろば	高野 2456	草地	
石川運動ひろば	石川町 10	草地	
那珂湊漁港中央埠頭	和田町 3-11-11	舗装地	
那珂川グラウンド	勝倉地先	裸地	
ひたちなか地区多目的広場	新光町 46	裸地	
防災拠点倉庫	馬渡 2184-1	舗装地	

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、 事前に派遣部隊の長と協議の上、自衛隊災害派遣部隊撤収依頼書をもって知事に対し 派遣部隊の撤収要請を行う。

7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

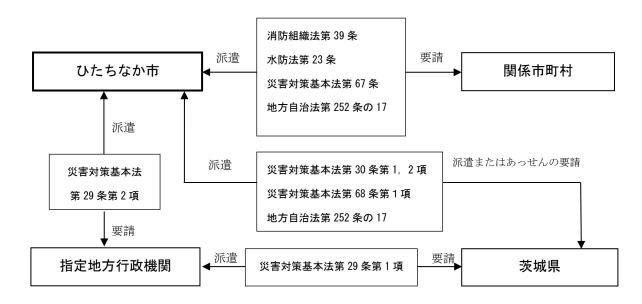
- ア 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費,借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の 補償(なお, 疑義が生じた場合は, 自衛隊と市が協議する。)

第31節 相互応援協力計画

担当部署 全部署

この計画は、暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、市独自では十分な応急措置が実施できないときに、他の市町村に応援を求め、迅速かつ円滑な応急対策を実施する方策について定める。

1 応援・協力の要請系統



2 応援要請

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

資料2-29 災害時等の相互応援に関する協定

資料2-30 災害時相互応援協定

資料2-31 災害時相互応援に関する協定書

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資,資材,機械,器具等の品目及び数量

- (エ) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (カ) その他必要な事項
- イ 職員派遣あっせん時に記載する事項
- (ア)派遣のあっせんを求める理由
- (イ)派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ)派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めると きは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職 員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は,市民生活部生活安全課とする。ただし,災害対策本部 が設置されたときの,応援受入連絡窓口は,災害対策本部とする。

(2) 受入施設

市長は、防災拠点倉庫、総合体育館、松戸体育館、那珂湊体育館等を、国県及び他市町村等からの物的、人的応援の受入施設として指定する。

4 経費の負担

- ア 応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。
- (ア) 職員等の応援に要した交通費, 諸手当, 食糧費
- (イ) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等
- イ 災害対策基本法第32条の規定に基づき,市は他の地方公共団体等から災害応急 対策又は災害復旧のため派遣された職員に対して,災害派遣手当(所得税の課税対 象外)を支給する。

5 応援支援体制の整備

(1) 支援対策本部の設置

市長は、応援協定を締結した市町村で応援を必要とする災害が発生した場合、速やかに情報収集を行い、関係部課で構成する支援対策本部を設置し、物資供給、職員派遣等の応援内容について協議する。

(2) 応援の実施

支援対策本部は、収集した災害情報に基づいて、応援内容等の決定を行う。応援の 実施に際しては、応援先の市町村から支援を受けることのないよう自己完結型の体制 を整える。

6 消防機関の応援要請、受入体制の確保

(1) 応援要請

市域内の消防力で十分な活動が困難である場合、県内の被害を受けていない他の消防機関に対し、広域消防が締結している茨城県広域消防相互応援協定に基づいて応援を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口

市の応援受入窓口は、広域消防本部警防課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部とする。

イ 受入施設

市長は、総合体育館、松戸体育館、那珂湊体育館等を消防機関の応援を速やかに受け入れるための施設として指定する。

(3) 応援隊との連携

指揮系統,情報伝達方法等を明確にし,茨城県広域応援基本計画に基づき,応援隊 との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ア 災害状況の情報提供,連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- ウ 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(学校、体育館等)
- エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は,原則として,茨城県広域消防相互応援協定書(平成7年)の規程に基づく。

第32節 民間協力計画

担当部署 全部署

この計画は、災害時における市域内の応急対策活動を円滑に行うために、市内の民間団体に対する協力要請の範囲及び災害活動内容等について定める。

1 協力団体との連絡調整

市は,災害時における応急対策活動が効率的かつ円滑に行えるよう協力団体と平素から連絡を密にする。また,市が実施する総合防災訓練への積極的な参加を求めるとともに,市民に対し災害時協力要請団体の周知に努める。

2 協力要請対象団体

- (1) ひたちなか市建設業協同組合
- (2) ひたちなか市指定管工事業協同組合
- (3) ひたちなか市造園業協会
- (4) ひたちなか市造園事業協同組合
- (5) ひたちなか電設業協会
- (6) ひたちなか塗装工業組合
- (7) ひたちなか防水研究会
- (8) ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会
- (9) ひたちなか市赤十字奉仕団
- (10) 日本アマチュア無線連盟茨城支部 JR1ZEY JAR L 勝田クラブ
- (11) ひたちなか地区交通安全協会, ひたちなか市民間交通指導員
- (12) ひたちなか市自治会連合会, 自主防災会, 民間防火防災組織, 青年婦人団体
- (13) 農業協同組合
- (14) 漁業協同組合
- (15) その他勤労奉仕等を申し出た団体

3 協力要請の範囲

被災地域における活動内容は、おおむね次に示すものとし、作業の種別により適宜、協力要請を行う。

(1) 災害情報の連絡

異常現象,災害危険箇所等を発見した場合における市及び防災関係機関への通報連絡(市は,災害危険箇所周辺住民の代表者を「防災情報連絡協力員」として配置した。)

(2) 災害情報の伝達

災害に関する気象予報・警報その他の情報の区域内住民への伝達

(3) 避難所等での奉仕

避難所等に収容された被災者のうち、自らの資力で避難生活を維持することができない者等への援助

(4) 炊き出し奉仕

被災者のうち自ら食糧を確保することができない者への炊き出し

(5) 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分

(6) 飲料水の供給

飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動

(7) 清掃及び防疫奉仕

被災地域内の清掃及び防疫の協力

(8)被害調査等

被災地域内の被害状況調査等活動

(9) その他災害応急対策措置の応援活動

4 協力要請の時期

市長は、本計画中他の応急対策計画に定めるところにより、民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請団体等のうちから適宜、指定して要請する。

5 協力要請の方法

市長は、災害応急対策活動上、特に民間団体等の協力の必要性を認めたときは、直接民間団体等の責任者に対し、次の事項を明確にして協力要請を行う。

- (1) 災害活動の内容
- (2) 災害協力希望人員
- (3) 調達を必要とする資機材
- (4) 災害活動の場所及び期間
- (5) 災害活動内容と事後措置
- (6) その他参考となる事項

6 災害活動内容と事後措置

市長は、民間団体等に協力要請したときは、次の措置を講ずるものとする。

- ア 各部長は、協力要請した団体等の長に対し、災害活動内容を説明するとともに、 活動区域に誘導する職員を配置し、活動状況を把握する。
- イ 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を策定する。
- ウ その他、作業の円滑化を図る措置を行う。
- エ 各部長は、協力要請活動が終了した場合においては、次の事項を明らかにした報告書を市長に提出する。
- (ア) 協力の内容
- (イ) 協力の人員と期間
- (ウ) 活動場所
- (エ) 協力の効果
- (オ) 事故ある場合はその内容及びその他今後の参考となる事項

第33節 災害時ボランティア活動の体制整備計画

担当部署 保健福祉部・市民生活部

この計画は,災害応急対策を迅速かつ的確に行うにあたり,ボランティア活動を円滑に実施するための受入体制及び活動内容等について定める。

1 受入体制の確保

市長は、ひたちなか市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを設置 (「市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」等に基づく)して、ボランティアの受入体制を確保する。

2 災害ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は,次に示すとおりとする。

- (1) 被災者ニーズの把握, 市からの情報収集
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市との連絡調整
- (7) ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- (8) ボランティア支援本部(茨城県社会福祉協議会)へのボランティアの応援要請
- (9) その他,被災者の生活支援に必要な活動

3 災害ボランティアセンターとの協力体制

市長は、災害発生後、市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを開設した時は、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

4 協力依頼する活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(炊き出し,給水,救援物資の仕分け・配布,高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者の安否確認・介護, 食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入, 仕分け, 配布, 配達等)
- (5) その他、被災者の生活支援に必要な活動

5 活動拠点の提供

市長は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、市社会福祉協議会に 要請し、総合福祉センター、那珂湊総合福祉センター等を必要に応じてボランティア の活動拠点として提供する。

6 ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動を行う者は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入する。

第34節 被災者生活支援計画

担当部署 保健福祉部・市民生活部

この計画は、災害により被害を受けて支援を必要とする住民に対し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口等を設置し、適切な情報提供等を行う方策について定める。

1 ニーズの把握、相談窓口の設置

市長は、被災者の生活支援のため、必要に応じて被災地域その他必要な場所に臨時 被災者相談所を設け、生活、資金、法律、健康、就職、身上等の被災者の相談に応ず る。また、救助事務の重複防止のため被災者台帳に基づき、被災証明書をいつでも発 行できるように準備しておく。なお、臨時被災者相談所の設置場所及び規模は、被害 規模及び状況により、その都度定める。

(1) ニーズの把握

ア 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

イ 要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

(2) 相談窓口の設置

ア 総合窓口の設置

総合窓口を設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険, 損害保険(支払い条件等)
- (イ) 家電製品(感電,発火等の二次災害)
- (ウ) 法律相談(借地借家契約, マンション修復, 損害補償等)
- (エ)心の悩み(不安,虚脱感,不眠,ストレス,人間関係,PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- (オ) 外国人(安否確認, 母国との連絡, 避難生活等)
- (カ) 住宅(仮設住宅,空家情報,公営住宅,復旧工事)

- (キ) 雇用, 労働(失業, 解雇, 休業, 賃金未払い, 労災補償等)
- (ク)消費(物価,必需品の入手)
- (ケ)教育(学校)
- (コ) 福祉 (障害者, 高齢者, 児童等)
- (サ) 医療・衛生(医療,薬,風呂)
- (シ) 廃棄物 (ガレキ, ごみ, 産業廃棄物, 家屋の解体)
- (ス) 金融(融資,税の減免)
- (セ) ライフライン (電気, ガス, 水道, 下水道, 電話, 交通)
- (ソ) 手続き(り災証明, 死亡認定等)
- (タ) 複合災害に関する相談(例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

2 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義と思われる生活情報は,テレビ,ラジオ,インターネット等の各種媒体を活用して積極的に提供する。

3 被災者支援システムの構築と運用

市は、り災証明の受付による家屋等の調査判定結果を一元的に管理するシステムを構築し、各種支援制度や税金等の減免制度等に活用する。

第35節 海上災害対策計画

担当部署 | 企画部・経済環境部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、海上、海岸部及び港湾内部における船舶の火災、座礁、接触、衝突、 沈没等の災害並びにこれらに起因する多量の油の流出に対し、迅速かつ円滑な応急対 策を行うための方策について定める。

1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1)情報の収集・伝達体制の整備

市長は、海上災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策がとれるよう 災害現場や関係機関等で情報収集員及び連絡要員をあらかじめ定め、緊急時の体制を 整備する。

また,民間企業,報道機関,住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の活動体制の整備

非常参集体制の整備を図るとともに,災害活動マニュアルを作成し,職員に災害時 の活動内容を周知する。

イ 防災関係機関相互の連絡体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時においても連携を強化しておく。

ウ 茨城県沿岸排出油等防除協議会等への参加

海上保安部,県,関係団体,事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や常 陸那珂港船舶安全対策協議会へ参加し,関係機関及び関係団体等相互の連絡調整を図 るとともに,応急体制の整備を推進する。

(3) 捜索、救出・救助及び消火活動への備え

海上保安部,県及び市等防災関係機関は,災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう,それぞれの防災関係機関の実情に応じ,救急・救助用資機材,消火用資機材,船舶等の整備に努める。

(4) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 排出油防除体制の確立

海上保安部及び県は、関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス,油処理剤,油吸着剤等の排出油防除資機材,化学消火薬剤,作業船舶等を把握確認するとともに、緊急時における防災関係機関の協力体制の強化に努める。

イ 排出油防除資機材の整備

海上保安部,県及び市等防災関係機関は、オイルフェンス,油処理剤,油吸着剤等の排出油防除資機材,化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

ウ 回収油の一時保管等の検討

市長は、沿岸へ漂着した油の回収に備えて、回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておく。

(5) 防災関係機関との防災訓練の実施

海上保安部,県及び市等防災関係機関は、大規模海難、危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図る。

(6) 災害復旧への備え

県,港湾管理者及び市等防災関係機関は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ 重要な所管施設の構造図等関連資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避する ため、複製を別途保存するよう努める。

2 災害応急対策

(1) 災害情報の収集・連絡

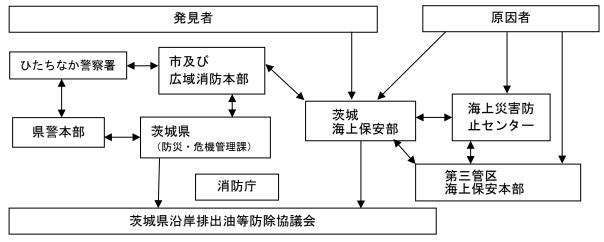
海上保安部は、海上災害が発生したことを覚知したときは、海上災害情報収集・連絡系統に基づき、関係機関等へ通知するとともに情報の収集を行い、その状況の把握に努め、調査収集した情報は災害対策本部で整理し、関係機関等に伝達する。

海上災害発	生時に収集す	トる事項	は次のと	おり	とする。
144-25 12 12	上""()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	ノンナース	ログレくマン こ	- 40 /	

項目	内容
ア 災害の概要	災害の種類,発生日時,発生場所
イ 船舶等の概要	船名、総トン数、船種、船籍、船舶電話番号、仕出港、仕向
	港,船長,所有者,運航者,代理店,積載貨物品名
ウ 被害の状況	人的被害,火災等の発生状況
エ 気象の状況	気象状況,海象状況
オ 排出物質の状況	排出物質(品名,生状,数量等),排出の状況,拡散の状況,
	沿岸の状況
カ 今後の対応等	対応状況

(2) 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



(3)被害概況の収集・把握

市長は、市域内に被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。あわせて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告するものとする。

(4) 災害情報の通報

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は,直ちに,その旨を市 長,広域消防本部,警察署又は海上保安部に通報しなければならない。

また,何人も,この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、その旨を速やかに市長へ通報し、また市長は水戸地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

(5) 市民等への情報提供

海上保安部,県及び市は,防災関係機関相互の連絡を密にし,海上災害の状況,安 否,各機関が講じる施策等の情報について,市民等へ適切に提供する。

また,この情報の伝達にあたっては,放送事業者,通信社,新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。なお,テレビ放送については字幕をつけるよう依頼する。

3 応急活動体制

海上災害が発生した場合の警戒体制,災害対策連絡会議,警戒体制本部,災害対策本部の設置及び動員体制については,本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」及び第2節「動員計画」による。

4 搜索, 救出·救助活動

(1) 海上、海岸部及び港湾内部での災害

市長は、海上災害が発生し、捜索及び被害者の救助等の必要がある場合は、直ちに、海上保安部へ船艇及び航空機等の災害現場への派遣を要請し、資機材等を使用して捜索や救出・救助活動を行うよう依頼する。

(2) 資機材の携行

救助活動等に必要な資機材は,当該活動を行う機関が携行する。また,必要に応じ, 他機関からの協力等により資機材を確保し,救助活動等を円滑に行う。

5 危険物等流出応急対策

(1) 排出の原因者(防除措置等義務者)の自衛対策

排出の原因者(防除措置等義務者)は、危険物の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、(一財)海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

(2) 市の対応

市は,排出の原因者(防除措置等義務者)から危険物流出の連絡を受けた場合には, 速やかに被害状況を調査し,海上保安部,県等関係機関に報告する。

6 沿岸の監視及び住民への避難指示等

市長は、排出油等の漂流、漂着又は排出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施する。排出油等が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し排出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。また、市長(市長が指示できないと認めるときは、警察官、海上保安官等)は住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章で広報する。

7 漂着油等の防除活動の実施

市長は、海岸等への漂着油等に対処するため、海上保安部の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者(排出油の原因者)に協力し、オイルフェンス等の設置により必要な措置を講ずる。

- (1) 排出油の漂流・拡散の防止等
- ア 油流出源の周囲にオイルフェンスを展張する等により、排出油の拡散を防止する。
- イ 排出油を回収しやすい場所に誘導する。この場合の代表的なオイルフェンス展張 形態としては「誘導展張」がある。
- (2) 排出油の回収
- ア オイルフェンスにより拡散を防止し,油層を厚くした排出油を回収する。
- イ オイルフェンスの性能は、気象・海象等の影響により減殺されることが少なくないので、オイルフェンスにより包囲等を行った浮流油は直ちに回収の措置を講ずる。
- (3)油処理剤による分散処理

回収不可能な浮流油については、環境への影響を考慮し関係者等と協議のうえ、油 処理剤の効果が期待できる場合には、油処理剤による分散処理を図る。

(4) 処分

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について,県又は海上保安部をとおして,排出した原因者側に速やかに処分させる。

(5) 保管方法等

市長は,排出した原因者側に対して,処分までの一時保管について,環境と安全を 考慮し,場所の選択と保管方法の適切な管理を指導する。

8 排出油災害の補償対策

(1) 補償請求資料の記録と保存

県及び市は、海上排出油、漂着油等を直ちに採取保存し、証拠の保全を行うととも に、補償請求の基礎となる資料の記録と保存に努める。

(2) 排出油防除費用の請求

(一財)海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき排出油防除 を実施した機関は、防除に要した費用を(一財)海上災害防止センターに請求する。

また、海上保安部の要請(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による)に応じ、排出油防除のため必要な措置を講じた場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の3に基づき、防除に要した費用を防除措置等義務者に請求するものとする。

(3) 被害補償請求

排出油の防除,清掃等に要した経費,漁業被害,旅館・観光業者等の被害について,被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」,「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」,「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき,船舶所有者,P&I保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して,県及び市は,これに助言を行う。

第36節 鉄道災害対策計画

担当部署 | 企画部・保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、市域を運行する列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の 流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶなど大規模 な鉄道災害が発生した場合に、関係機関が実施する方策について定める。

1 ひたちなか市の鉄道状況

東日本旅客鉄道(株) 常磐線 水戸~東海 (14.7km)

ひたちなか海浜鉄道(株) 湊線 勝田~阿字ヶ浦(14.3km)

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市、広域消防、県及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる連絡体制の整備を図る。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段においては,本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また,消防相互応援体制の整備に努めるとともに,緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定(県内全市町村)」

「茨城県広域消防相互応援協定(県内消防本部)」

4 救助・救急、消火活動の備え

市,広域消防及び県は,迅速な救助・救急,消火活動を行うため,救助工作車,救 急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用,消火用資機材の整備に努める。

5 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本計画地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」 等を準用するものとする。

6 災害情報の収集・連絡

大規模な鉄道災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

その他詳細については、本地域防災計画風水害等対策計画編各節等を準用するものとする。

第37節 航空災害対策計画

担当部署 全部署

この計画は、市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、防災関係機関が実施する方策について定める。

1 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が1か所(龍ヶ崎)、非公共用へリポートが3か所(前山下妻、茨城県庁、つくば)及び自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))及び茨城空港がある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また,民間企業,報道機関,住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段においては,本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また,消防相互応援体制の整備に努めるとともに,緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定(県内全市町村)」

「茨城県広域消防相互応援協定(県内消防本部)」

4 救助・救急、消火活動の備え

市,広域消防及び県は,迅速な救助・救急,消火活動を行うため,救助工作車,化 学車,救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用,消火用資機材の整備 に努める。

5 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本市計画震災対策計画編第3章第6節「応急医療計画」 等を準用するものとする。

6 災害情報の収集・連絡

大規模な航空災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

その他詳細については、本計画風水害等対策計画編各節等を準用するものとする。

第38節 大規模火事災害対策計画

担当部署 保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、市域における大規模な火事による多数の死傷者等の発生に備え、大規模な火事災害を未然に防止するとともに、発生時の被害の軽減を図る方策について定める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1)情報の収集・連絡

市及び広域消防は、大規模な火事災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また,民間企業,報道機関,住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段

非常通信体制を含めた大規模火事災害時における通信手段においては,本計画風水 害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」に準ずるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

市は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。また、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

「災害時等の相互応援に関する協定(県内全市町村)」

「茨城県広域消防相互応援協定(県内消防本部)」

3 救助・救急活動の備え

市,広域消防及び県は,迅速な救助・救急活動を行うため,救助工作車,救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動の備え

医療活動の備えとしては、本計画地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」 を準用するものとする。

5 消火活動への備え

市,広域消防及び県は、同時多発火災並びに消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

6 災害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

7 防災知識の普及

市,広域消防及び県は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

8 防災関連機器等の普及

市,広域消防及び県は,住民等に対し,住宅用防災機器(住宅用火災警報器)等の 普及に努めるものとする。

その他詳細については、本計画風水害等対策計画編各節等を準用するものとする。

第39節 水防計画

担当部署 |建設部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、洪水、高潮等による被害等の警戒・防ぎょ及びその被害の軽減のための水防活動(※)を円滑、適切に実施する方策について定める。

※水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第2条の規定による水防管理者であるひたちなか市長は、法第33条の規定に基づく水防計画を定め、知事と協議を行う。水防計画とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

1 水防管理団体としての責任

ひたちなか市は、水防管理団体として、市内の水防活動が十分行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団 (消防団) の整備
- (3) 水防倉庫, 資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 河川,海岸,堤防,ため池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施
- ア 水防に要する費用の自己負担の確保
- イ 消防団の出動体制の確立
- ウ 通信網の再点検
- エ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
- オ 雨量,水位観測の的確な実施
- カ 農業用取水堰及び水閘門,ため池等の操作
- キ 堤防、ため池等決壊時及び決壊後の措置を講ずること
- ク 水防上緊急に必要があるときの公用負担権限の行使
- ケ 住民の水防活動従事の指示
- コ 警察官の出動要請
- サ 関係機関への協力応援要請
- シ 避難のための立退きの指示
- ス 水防管理団体相互の協力応援
- セ 水防解除の指示
- ソ 水防てん末報告書の提出
- (7) 水防機関の整備
- (8) 水防計画の樹立
- (9) 水防訓練の実施

2 水防事務の処理

水防管理団体であるひたちなか市は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎょし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法の規定による水防警報の通知等を受けたときから、洪水又は高潮による危険が回避されるまで、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。

3 水防組織

市域における水防組織については,本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

動員体制については、本計画風水害等対策計画編第3章第2節「動員計画」の定めるところによる。

4 監視、警戒及び重要水防区域

(1) 監視, 警戒

ア 常時監視

水防管理者は、法第9条の定めるところに従い、随時、区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに次に掲げる当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

連	絡	先	所 在 地	電話番号	
関東地方整備局			水戸市千波町 1962-2	029-240-4061	
常陸河川国道事務所			八戸川 (汉四) 1902-2		
茨城県			 常陸大宮市野中町 3083-2	0295-52-3151	
常陸大'	宮土木	事務所	市座八呂川野中町 3083-2	0290-02-3151	

那珂川については、水府橋、早戸川水門、鳴戸川合流地点、新那珂川大橋(東水戸道路)に設置されているCCTVカメラ(常陸河川国道事務所)を活用し常時監視する。 当該情報の取得については、市生活安全課の端末機により行う。

イ 非常警戒

水防管理者は、非常警戒に至った時、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防区域箇所を中心として巡視する。特に次に掲げる項目に注意し、 異常を発見した場合は、直ちに(1)に定める機関に報告するとともに、水防作業を開始する。

- (ア) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の越水
- (オ) 樋門堰の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異常

5 器具. 資材及び設備の整備

(1) 水防倉庫及び備蓄資機材

水防用の資機材は水防倉庫のほか、各消防署に備蓄する。

(2) 土のうの整備

水防活動を迅速かつ効率的に執行するため、あらかじめ土のうを備蓄し、水防活動に供する。

資料2-32 水防倉庫設置場所

6 通信連絡

(1) 通信連絡施設の整備強化

水防管理者は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 通信連絡系統

無線による通信連絡については、本計画風水害等対策計画編第2章第9節「情報通信設備等整備計画」の定めるところによる。

7 洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

法第10条第2項, 気象業務法第14条の2第2項に基づき, 国土交通大臣と気象 庁長官が共同して水位又は流量を示して洪水の予報を行う河川のうち本市に係る河 川は次のとおりである。

河川名	区域	担当官署名
那珂川	左岸:栃木県大田原市亀久字大平419番4番地 先から海まで 右岸:栃木県大田原市佐良土宇野島2835番1番 地先から海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台

資料2-33 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の種類と基準

8 観測通報

(1) 雨量の観測通報

ア 雨量観測所

設置箇所	所 在 地
ひたちなか市役所	東石川2丁目10番1号

イ 雨量の通報

水防管理者は、雨量が次の基準に達したときは、常陸大宮土木事務所長に通報する。

1 時間雨量 · · · · · 2 0 m m

3時間雨量 · · · · · 50 m m

6 時間雨量 · · · · · · 6 0 m m

1 2 時間雨量 · · · · · · 8 0 m m

2 4 時間雨量 · · · · 1 0 0 m m

※連続雨量80mmを超えたときは、毎時間ごと

(2) 水位の通報

ア 那珂川水位の通報

水防管理者は,那珂川の水位の変動を監視し,次の水位に達したときは,遅滞なく 常陸大宮土木事務所長に報告する。

- (ア) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- (イ) 事後水防団待機水位(通報水位)を下るまでの間,毎時間
- (ウ) はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- (エ)避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- (オ) はん濫危険水位(危険水位)に達したとき
- (カ) はん濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- (キ) 急激に水位上昇したとき
- イ その他の河川の水位の通報

那珂川以外の河川についても,水位の変動を監視し,異常が認められるときは,遅 滞なく常陸大宮土木事務所長に報告する。

(3) 異常高潮及び波浪の通報

水防管理者は、潮位又は波浪の変動を監視し、異常を発見したときは、遅滞なく常 陸大宮土木事務所長、茨城港湾事務所長及び大洗港区事業所長に報告する。

9 情報の収集・分析

(1)情報の収集

情報の収集については、本市計画風水害等対策計画編第3章第3節「気象情報計画」 の定めるところによる。

資料2-34 基準水位観測所

(2)情報の分析

ア 水防管理者は、過去の雨量、水位及び浸水被害状況等のデータを収集し整理に努

める。資料の整理は、那珂川の水府橋地点ではん濫注意水位(警戒水位)を越えた ものを基準とする。

- イ 水防管理者は、那珂川での水位(水府橋地点)がはん濫注意水位(警戒水位)を 越える場合は、前項のデータに基づいて、今後予想される次の事項について順次分 析を行う。
- (ア)降雨状況
- (イ) 洪水到達時間及び浸水範囲
- (ウ) 潮位(満潮時)
- (エ) 水位の上昇(特に、ピーク(頂点)の予想及びその時間)
- (オ) その他
- (3) 住民への広報

ア 対象区域

ひたちなか市全域を対象とするが、特に、那珂川沿線の地区には、那珂川関係の情報を,海岸部には高潮関係の情報を重点的に広報する。

イ 伝達方法

伝達方法については、本計画風水害等対策計画編第3章第6節「広報計画」の定めるところによる。

10 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う当市に係る河川についての水防警報の発表は、常陸河川国道事務所長が行う。

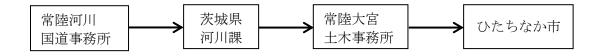
資料2-34 基準水位観測所

資料2-35 水防警報該当河川

資料2-36 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

(2) 水防警報通知系統

水防警報の発表及び通知系統は、次のとおりとする。



資料2-37 水防警報の種類,内容及び発表基準

資料2-38 待機の時期

資料2-39 指示の時期

11 水防機関の活動

水防管理者は、洪水予報及び水防警報が発せられたときは必要に応じ、災害対策本

部等を設置するとともに,水防関係者を待機させ,活動の準備をし,その旨,常陸大 宮土木事務所長に報告する。

(1) 水防配備

水防配備は、本市計画風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

(2) 信号及び標識

ア信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

- (ア) 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
- (イ) 第2信号 水防(消防) 団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきこと を知らせるもの
- (ウ) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- (エ) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

水防信号(昭和58年4月1日規則第23号全改)

	警 鐘 信 号	サイレン信号 (余いん防止符)
第1信号	〇 休止 〇 休止 〇 休止 〇	約5秒 約5秒 約5秒 於15秒 休止
第2信号	0-0-0 0-0-0	約5秒 約5秒 約5秒 ************************************
第3信号	0-0-0-0	約10秒 約10秒 約10秒 **** 休止 ***** 休止 ***** 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 於1分 休止 休止 休止 約5秒 約5秒

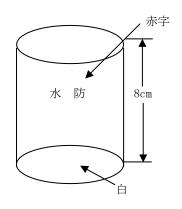
備考 1 信号は適宜の時間継続すること

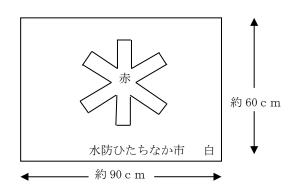
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険があったときは、口頭伝達及び防災行政無線により周知する。

イ 標 識

(ア) 腕 章

(イ) 諸車標識旗





ウ 水防作業

(ア) 水防工法

水防工法の選定については、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮し、 最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

工 公用負担

(ア) 権限の行使

水防管理者,水防団長又は消防機関の長は,水防のため,緊急の必要のあるときは, 水防の現場においては次の権限を行使することができる。

- a 必要な土地の一時使用
- b 土石, 竹木, その他の資材の使用, 若しくは収用
- c 運搬具若しくは器具の使用
- d 工作物,その他の障害物の処分

(イ) 公用負担権限委任証明書

法の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

資料2-40 ®様式第1号 公用負担権限委任証明書

(ウ) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は,原則として水防管理者発行の命令票を目的 物の所有者,管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

資料2-40 ®様式第2号 公用負担命令票

才 避難計画

避難計画については、本計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」の定めるところによる。

力 避難所

那珂川沿岸及び海岸地区における避難所は,資料2-41「指定避難所等」(那珂湊沿岸及び沿岸地区)のとおりとする。

資料2-41 指定避難所等(那珂湊沿岸及び沿岸地区)

キ 水防解除

水防管理者は、各種注意報の解除並びに水位の低下により、水防警戒の必要がなくなったと認めるときは、水防解除を命ずるとともに、一般に周知し、その旨を、常陸大宮土木事務所長を経由して知事に報告する。

12 決壊時の通報と処置

(1) 決壊時の通報

水防管理者は、堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、法第25条の規定により、直ちにその旨を常陸河川国道事務所長、常陸大宮土木事務所長に通報しなければならない。

(2) 決壊後の処置

水防管理者は、堤防等の決壊後においても、できるかぎりはん濫により被害が拡大 しないよう努める。

13 協力応援

(1) 相互応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村の相互応援については、本市計画風水害等対策計画編第3章第31節「相互応援協力計画」の定めるところによる。

(2) 体制強化

ア 警察官の援助要請

法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは 警察署長に対して警察官の出動を求める。

イ 居住者の水防義務

法第24条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。

ウ 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、本市計画風水害等対策計画編第3章第30節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」の定めるところによる。

エ 建設業協同組合への協力要請

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、建設業協同組合に対し協定に基づき協力応援を要請する。

14 水防報告

(1) 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告する。

- ア はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき,又はそれ以外の場合で消防機関が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき、及びこれに関する処置を行ったとき
- エ 一般被害の生じたとき
- (2) 水防てん末報告

水防管理者は、水防活動を終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめ、常陸 大宮土木事務所長を経由して知事に報告する。

- ア 気象の状況
- イ 出水,雨量,水位,高潮及び波浪の状況
- ウ 水防活動要員の出動,終結の時刻及び人員
- エ 堤防その他の施設等の異常の有無
- オ 水防作業の状況及びその結果
- カ 使用水防資材の種類及び員数,経費,並びにその消耗分と回収分
- キ 法第21条による公用負担下命の種類及び員数
- ク 応援の状況
- ケ 居住者等の出動状況
- コ 警察,自衛隊援助の状況
- サ 現場指揮者氏名
- シ 避難, 立退きの状況
- ス 水防関係者の死傷状況
- セ 功労者及びその功績
- ソ 今後の水防につき考慮を要する点,その他管理者の所見

資料2-40 ®様式第3号 水防てん末報告書

15 その他

(1) 水防訓練

ア 水防訓練の実施

水防管理者は、円滑な水防活動ができるよう次の訓練を実施するとともに住民に対する水防思想の高揚に努める。

- (ア) 観測
- (イ) 通報
- (ウ) 動員
- (エ) 輸送
- (才) 工法
- (カ) 避難, 立退き

(2) 証票

法第49条第2項の規定により、水防計画作成のため必要な土地に立ち入る場合は、 身分証明書を携帯し、必要に応じ関係者に提示する。

資料2-40 ®様式第4号 身分証明書

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化計画

担当部署 | 全部署

この計画は、厚生資金その他の資金の貸付け並びに義援金品の配付等により、被災者生活の早期更生を図る方策について定める。

1 義援金品の募集及び配分

(1) 義援金品の募集

義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、市は県とともに、直ちに義援金品の受付窓口を設置する。募集に当たっては、県、日本赤十字社茨城県支部、日本赤十字社茨城県支部ひたちなか市地区、ひたちなか市社会福祉協議会、茨城県共同募金会と連携を図りながら、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては、品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

(2) 義援金品の受付

ア義援金

住民, 県, 日本赤十字社茨城県支部等から預託された義援金については, 出納班が 受付, 受領にあたっては, 預託者に受領書を発行する。

イ 義援品

住民, 県等から預託された義援品については, 社会福祉班が受付けし, 受領にあたっては, 預託者に受領書を発行する。

(3) 義援金配分委員会(以下「委員会」という。)の設置

ア 委員会の設置

市は、被災者あてに委託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

イ 委員会の構成

市民(自治会)及び市職員の代表者,その他市長が必要と認める団体の代表者等(4)義援金品の配分の実施

ア 配分方法の決定

委員会は,各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象,基準,時期,方法並びにその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。

イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

ウ 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分について、市報等を通じて公表する。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づくひたちなか市災害弔慰金支給等条例(平成6年条例第67号)の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

	・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害
	・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場
	合の自然災害
対 象 災 害	・県内において,災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合
	の自然災害
	・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2
	以上ある場合の自然災害
士 公 妬	(1) 生計維持者が死亡した場合 500万円
支 給 額	(2) その他の者が死亡した場合 250万円
事なの然田	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、配偶者、子、
遺族の範囲	父母, 孫, 祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
費用負担割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

<災害障害見舞金の支給>

・・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1)両眼が失明した者 (2)そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	、火日降日九舜並ッス和ノ							
対象災害 ・県内において,災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 上記の災害により,精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1)両眼が失明した者 (2)そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し,常に介護を要する者 (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し,常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害						
対 象 災 害 ・県内において,災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 上記の災害により,精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1)両眼が失明した者 (2)そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し,常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場						
の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1)両眼が失明した者 (2)そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		合の自然災害						
・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2 以上ある場合の自然災害 上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた 者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する	対象災害	・県内において,災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合						
以上ある場合の自然災害 上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		の自然災害						
上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1)両眼が失明した者 (2)そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2						
者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し,常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し,常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		以上ある場合の自然災害						
(1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた						
(2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		者						
(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 障害の程度 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(1) 両眼が失明した者						
する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(2) そしゃく及び言語の機能を廃した者						
障害の程度 (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5)両上肢をひじ関節以上で失った者 (6)両上肢の用を全廃した者 (7)両下肢をひざ関節以上で失った者 (8)両下肢の用を全廃した者 (9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要						
(5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		する者						
(6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する	障害の程度	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者						
(7)両下肢をひざ関節以上で失った者(8)両下肢の用を全廃した者(9)精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(5) 両上肢をひじ関節以上で失った者						
(8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(6) 両上肢の用を全廃した者						
(9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する		(7)両下肢をひざ関節以上で失った者						
		(8) 両下肢の用を全廃した者						
障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者		(9) 精神又は身体の障害と重複する場合における当該重複する						
		障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者						

士	給	額	(1) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円
	小口	113	(2) その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合		割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

<災害援護資金の貸付>

	以及吃		-	- > - 1	4 ·			
対象災害		・県内にお	さいて災害救助法が適用された市町村が1以上ある場					
XJ		火	ξ	古	合の自然災	经害		
					(1) 世帯	主の1月以上の負傷 150万円		
					(2) 家財(の1/3以上の損害 150万円		
					(3) 住居(の半壊 170(250)万円		
					(4) 住居(の全壊 250(350)万円		
貸	付 阝	艮点	度	額	(5) 住居(の全体が滅失 350万円		
					(6) (1)	と(2)が重複 250万円		
					(7)(1)	と(3)が重複 270(350)万円		
					(8)(1)	と(4)が重複 350万円		
						()は特別の事情がある場合		
					世帯人員	市民税における前年の総所得金額		
					1人 220万円未満			
					2人 430万円未満			
					3人	620万円未満		
貸	所:	得	制	限	4人	730万円未満		
付付					5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		
, -					0八约工	未満		
条					ただし、そ	の世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270		
件					万円未満とする。			
	貸	付	利	率	年3%(据置期間中は無利子)			
	据	置	期	間	3年(特別の事情のある場合は5年)			
	償	還	期	間	10年(据置期間を含む)			
	償:	還	方	法	年賦又は半年賦			
貸付原資負担			ļ	国(2/3)), 県(1/3)			

3 生活福祉資金

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図られると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として福祉資金の住宅の改築、補修等に必要な経費の貸付対象とはしないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるとき

は、更生資金、福祉資金、療養・介護等資金、修学資金及び緊急小口資金に限り、貸付対象とすることができる。申込受付は、市社会福祉協議会が窓口になって行う。

4 農林漁業復旧資金

市長は,災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し,農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため,各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう,県等に要望する。

- (1) 天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- (2)農林漁業金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例(昭和42年茨城県条例第20号)による融資
- (4) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による融資

5 中小企業復興資金

市長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関 (普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央 金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設 の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に 要望する。

6 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受けた次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融 支援機構法 (平成17年法律第82号)の規定により災害復興住宅資金の融資を適用 し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市長は,災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し,独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは,災害復興住宅資金の融資について,入れ手続の指導,融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し,災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者住宅が50%以上の被害を受けたもので,13㎡以上175㎡以内の 住宅部分を有する住宅を建設する者

イ 貸付限度 原則1,500万円以内

ウ 土地取得費 原則970万円以内

工 整地費 400万円以内

才 償還期間

(ア) 木造等 (一般) 25年以内

- (イ) 耐火, 準耐火, 木造(耐久性) 35年以内
- (2) 新規購入, リ・ユース (中古住宅) 購入資金
- ア 貸付対象者住宅が50%以上の被害を受けたもので,50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を購入する者

イ 貸付限度

- (ア) 新築住宅 原則2,470万円以内(土地取得資金を含む)
- (イ) リ・ユース住宅 原則2,170万円以内(土地取得資金を含む)
- ウ 償還期間 25~35年以内
- (3) 補修資金
- ア 貸付対象者

補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者

イ 貸付限度660万円以内ウ 移転費400万円以内エ 整地費400万円以内オ 償還期間20年以内

7 租税及び公共料金等の特例措置

市長は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に被災住民等に周知していく。

(1) 市税の徴収猶予及び減免の措置

市は,災害により被災者の納付すべき市税について,法令及び条例の規定に基づき, 申告,申請,請求,その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長,市 税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) その他公共料金の特例措置

ア 郵便事業

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合,被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の 範囲内で無償交付する。なお交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局 とする。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字 社茨城県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(エ) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(才) 郵便局窓口業務関係

災害時において,被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため,被災により 業務継続が不能となった郵便局について,仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開, 臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

- イ 通信事業(NTT東日本株式会社茨城支店)
- (ア) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免 避難指示の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。
- (イ) 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により,仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。 ウ 電気事業(小売電気事業者等)

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とする。ただし,経済産業省の許可 が必要となる。

- (ア) 電気料金の徴収期間及び支払い期限の延伸
- (イ) 不使用月の基本料金の免除
- (ウ) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る。)
- (エ) 仮設住宅等で臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (オ)被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- (カ)被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- (キ)被災に伴う引込線・メーター類の取付位置変更のための諸工料の免除

8 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市長は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を迅速かつ適切に実施する。市で対応が困難な場合は、県に対し、災害公営住宅の建設を要望する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(1) 建設計画の作成

住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、被災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

(2) 事業の実施

作成した建設計画に基づき, 災害公営住宅の建設, 既設公営住宅の復旧を実施する。

(3) 入居者の選定

特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

9 被災者生活再建支援法の適用

市は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用にあたって、被災者に対して制度の周知と助言を行う。

(1) 法律の目的

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府 県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する ことにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな 復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町 村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (3) 支給対象世帯
- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世 帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世 帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模 半壊世帯)

(4) 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額とする。(注)世帯人数が1人の場合は、各該 当欄の金額の3/4の額

ア 住宅の被害程度に応じて支給される支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額		100万円		50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以
			外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後,自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は, 合計で200万円(又は100万円)

(5) 支援金支給申請手続き

ア 支給申請手続き等の説明

市長は、支給対象世帯に対して、手続き等について説明するものとする。

イ 必要書類の発行

市長は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (ア) 住民票等世帯が居住する住所の所在, 世帯の構成が確認できる証明書類
- (イ) り災証明書類
- (6) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を取りまとめのうえ速やかに県に送付する。

10 り災証明書の発行

(1) 発行の手続き

り災証明書の発行事務は、市民課及び那珂湊支所にて取り扱う。また、火災のり災 証明書の発行事務は、広域消防で取り扱う。

ア り災証明書の交付事務処理

り災者から,り災証明交付申請書により申請があった場合は,り災証明書を交付する。

- イ 前項の規定様式以外の証明願出については,証明をもって足りるものとする。(他 の証明により,規定様式の必要事項が確認できれば同様に扱うこととする。)
- ウ り災証明は、原則としてり災者の被害状況の調査確認終了後交付する。
- エ り災家屋の調査は、職員の流動体制によりチームを編成し行う。
- (2) り災証明交付台帳の作成

り災証明書を交付したときは、り災証明交付台帳に記入し交付の状況を明確にする。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は,災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で,次の被害とする。

- アー人的被害
 - ① 死者 ② 行方不明 ③ 負傷者
- イ 住家被害
- ① 全壊(全焼・全流出)② 大規模半壊 ③ 中規模半壊
- ④ 半壊(半焼) ⑤ 準半壊
- ⑥ 準半壊に至らない(一部損壊(床上浸水・床下浸水))
- ウ 非住家被害 ① 非住家 ② 公共建物 ③ その他
- (4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を免除する。

第2節 被災施設の復旧計画

担当部署 全部署

この計画は、災害による被害が発生し、災害応急対策を講じた後、被災した施設の 復旧計画の作成と災害復旧事業の実施に伴う財政援助及び助成措置の調整等につい て定める。

1 災害復旧事業計画の作成

市長は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因,被災状況等を的確に把握し,再度災害による被害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り,計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

被災状況等を的確に把握し,速やかに効果のあがるよう,関係機関と十分連絡調整 を図り,事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整

市長は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお,災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については,国庫負担法,同施行令,同施行規則,国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に 基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

- (1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの
- ア 公共十木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- ウ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- 工 十地区画整理法 (昭和29年法律第119号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第1 14号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- キ 予防接種法 (昭和23年法律第68号)
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の 範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律(昭和25年法律 第169号)
- コ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

(3) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため,市長は,復旧事業の事業費が決定され次第,早期に事業に着手する。

(4)解体,がれき処理

ア 作業体制の確保

迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

イ 処理対策

(ア) 状況処理

職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(イ)処理の実施

被災地域の状況に基づき、住宅、道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

(ウ) 集積地の確保

解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、 交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地 の確保を要請する。

(エ) 最終処分場の確保

県は、がれき等の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業 者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。

第3節 激甚災害の指定

担当部署 全部署

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

1 調査体制の整備

市長は、激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害状況を激甚法に定める 事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、災害後、迅速かつ正確に公共 施設の被害情報を把握するものとし、このための体制整備に努める。

2 災害調査

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し(局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は防災・危機管理部を通じ)、知事に報告する。その際、市は、県が行う調査について協力するものとする。知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

3 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合,内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第4節 復興計画の作成

担当部署 全部署

災害により被災した市民の生活や地域の社会経済活動等の健全な回復には,迅速な 被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これらを効果的に実施するために、被災後速やかに復興計画を作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするか を迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は,災害復興方針に基づき,災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では, 市街地復興に関する計画,産業復興に関する計画,生活復興に関する計画及びその事 業手法,財源確保,推進体制に関する事項について定める。

(3) 国・県との連携

災害復興は、国及び県と密接に連携しなければ円滑な事業遂行は図れない。特に、 都市計画決定や事業許可等の行政上の手続及び財源の確保等を迅速に進めるために は、国・県との調整が重要である。

3 災害復興事業の実施

- (1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条による被災市街地における建 築制限区域の指定

特定行政庁は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、 建築基準法第84条の規定により、区域を指定し、その区域内における建築物の建築 を制限又は禁止できる。また、区域の指定を行ったときは、その旨を告示する。

イ 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条による都市計画 市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興 推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施することができる。被災市街地復興推 進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を設置し、その専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【地震災害対策計画編】

第1章総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が策定する計画であって、市内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び南海トラフ地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の基本方針

この計画は、市域に係る地震災害対策について定めるものである。運用にあたって 規定のない事項については、ひたちなか市地域防災計画風水害等対策計画編(以下「風 水害等対策計画編」とする。) に規定する事項に準拠するものとする。

地震災害対策計画の基本方針は,次のとおりとする。

- 1. 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本 大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定し た防災対策の確立を図る。
- 2. 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3.「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- 4. 市, 県及び防災関係機関はもとより,「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

第3節 災害の想定

(1) 県地震被害想定による想定地震

茨城県は、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、茨城県における首都直下型地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東北地方太平洋沖地震後に茨城県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、茨城県の地震想定の見直しを実施した。

「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成30年12月)で本市に影響が大きいと考えられる地震である,①ひたちなか市で最大震度6強が想定され、地震動による影響が特に大きいと考えられる「太平洋プレート内の地震(北部)」(モーメントマグニ

チュード 7.5),②津波による甚大な影響が考えられる「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」(モーメントマグニチュード 8.4)を想定してこの計画を策定する。なお、 津波災害対策については、別編で策定する。

(2) 南海トラフ地震

南海トラフ地震について、当市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」 に指定されている。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計画編に含まれるため、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

(3) 首都直下地震

首都直下地震について、当市は、首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、 「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、 その定められるべき基本事項が、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計 画編に含まれるため、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計画編は、地 方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。

(4) 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、当市は、日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条及び第9条の規定に 基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び「日本海溝・千 島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計画編に含まれるため、この計画の地震災害対策計画編及び津波災害対策計画編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第4節 県内の震災の記録 (茨城県地域防災計画から抜粋)

1 明治以前の地震

発震年	月日	震央0	0位置	マグニ	http://day
西曆	日本暦	北緯	東 経	チュード	被害摘要
799. 9. 18	延暦 18.8.11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡 に津波,早朝より夕刻まで約15回。波は 平常の汀線より1町(約110m)の内陸に 達し,平常の汀線より20余町(約2.2km) の沖まで水が引いた。
818	弘仁 9.7	36.0∼ 37.0	139.0~ 140.0	M≧7.5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等, 山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多 数。
1420. 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波 寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677.11. 4	延宝 5.10.9	35. 5	142. 0	M≒8. 0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550(あるいは487)軒,死・不明130余(あるいは189)。水戸領内で潰家189,溺死36。舟破損または流失353。房総で倒家233余,溺死246余。奥州岩沼領で流家490余,死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855. 11. 11	安政 2.10.2	35. 65	139. 8	M=7.0 ∼7.1	江戸地震。激震地域は江戸の下町で、なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く14,346軒。土蔵潰1,410。死者は1万位。布佐、布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛、上町でも瓦落ち、土蔵少損、土浦で蔵の潰、大破あり。

最新版日本被害地震総覧 [416] -2001 宇佐美龍夫著東京大学出版会より引用

2 明治以後の地震

発震年月日		震央の位置		マグニ	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東 経	チュード	被 害 摘 要
1895. 1.18	明治 28. 1.18	36° 01′	140° 04′	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえ ないが被災範囲が広い。特に被害の大き かったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行 方各郡と水戸で、東京の下町にもかなり の被害があった。
1895. 1. 18	明治 28.1.18	36° 06′	140° 24′	7. 2	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地 方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖 でも小被害があった。弱い津波あり(周期 8分)。

発震年	 月日	震央0	 D位置	マグニ	
西 暦	日本暦	北緯	東経	チュード	被害摘要
1897. 1. 17	明治 30.1.17	36° 12′	139° 54′	5. 6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に 亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。
1921. 12. 8	大正 10.12.8	36° 00′	140° 12′	7. 0	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路 に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く 倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳 賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下 などがあった。千葉・成田・東京でも微小 被害があった。
1922. 5. 9	大正 11.5.9	36° 00′	140° 00′	6. 1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3,館野の高層気象 台で壁に亀裂を生ず。
1923. 1. 14	大正 12.1.14	36° 06′	139° 54′	6. 1	水海道付近の地震。 東京で傷1,家屋小破数軒。
1923. 9. 1	大正 12.9.1	35° 06′	139° 30′	7.9	関東大地震。 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868 。死者 99,331。負傷 103,733。行方不明 43,476。 茨城県の被害は死者 5名,負傷 40名,全 潰 517,半潰 681。
1930. 6. 1	昭和 5.6.1	36° 34′	140° 37′	6. 5	那珂川下流域の地震。 水戸(煉瓦塀倒る), 久慈(崖くずれ1, 倉庫傾斜1, 煙突倒壊1), 鉾田(石垣崩 る), 石岡(土蔵に亀裂), 真壁・土浦(壁の 剥落), 宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた) などの被害があった。
1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 09′	139° 14′	6. 9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1,非住家全潰2,半潰1,煙突倒壊1。
1938. 5. 23	昭和 12.5.23	36° 39′	141° 35′	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。 とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く, 煉瓦煙突の折損,壁落,壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し,磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 9. 22	昭和 13.9.22	36° 24′	141° 01′	6. 5	鹿島灘の地震。 水戸は震度 5 , 僅少被害。
1938. 11. 5	昭和 13.11.5	37° 20′	142° 11′	7. 5	福島県東方沖の地震。福島県東方沖の地震。福島県で死1,傷9,住家全潰4,半潰29,非住家全潰16,半潰42,その他小崖崩れ,道路の亀裂,鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害,津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974.8.4	昭和 49.8.4	36° 01′	139° 52′	5. 8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人,東京9人,千葉・茨 城各1人,ショック死東京・茨城で各1 名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数 軒あった。

発震年	月日	震央0	D位置	マグニ	
西暦	日本暦	北緯	東 経	チュード	被害摘要
1983. 2. 27	昭和 58. 2. 27	35° 56′	140° 09′	6. 0	茨城県南部の地震。 傷 11 人(東京 8 人,神奈川 2 人,千葉 1 人)。藤代・取手・牛久・船橋などでガス 管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂, 剥落あり。
1987. 12. 17	昭和 62. 12. 17	35° 23′	140° 30′	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子,勝浦,千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡,長生郡,市原市など。千葉県で死者2人,負傷者144人,住家全壊16,半壊102,一部破損71,212。茨城県で負傷者4,住家一部破損1,259。
2000. 7. 21	平成 12.7.21	36° 32′	141° 07′	6. 4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟,阿見町で 断水などの小被害。
2004.10.6	平成 16.10.6	35° 59′	140° 05′	5. 7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。 人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16	平成 17. 2. 16	36° 02′	139° 53′	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名, 土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名, 龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。
2005. 4. 11	平成 17.4.11	35° 44′	140° 37′	6. 1	本県における震度5強は震災階級改訂 後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16	平成 17. 8. 16	38° 09′	142° 17′	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所(JRR -4)が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19	平成 17.10.19	36° 23′	141° 03′	6. 3	鉾田市で軽傷者1名,物的被害無し。
2008. 5. 8	平成 20. 5. 8	36° 13'	141° 36'	7.0	水戸市で震度5弱を記録。 常総市で軽傷者1名,下妻市で6棟,土 浦市で1棟が住家一部破損。
2008. 7. 5	平成 20. 7. 5	36° 38'	140° 57'	5. 2	日立市で震度 5 弱を記録。 人的・物的被害は無し。
2011. 3.11	平成 23. 3.11	36° 06'	142° 52'	9. 0	8 市で震度 6 強, 21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で 6 強,神栖市で 6 弱を観測。人的被害:死者 24 名,行方不明者 1 名,重症 33 名,軽症 674 名,住家被害:全壊 3,070 棟,半壊 23,988 棟,一部損壊 173,624 棟,床上浸水 1,719 棟,床下浸水 711 棟(平成 24 年 2 月 3 日現在)
2011. 4.11	平成 23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7. 0	鉾田市で震度 6 弱を観測。7 市で震度 5 強を観測。軽傷者は県内 4 人。(北茨城市, 坂東市, 牛久市, 日立市各 1)
2011. 7.31	平成 23. 7. 31	36° 54'	141° 13'	6. 5	日立市,常陸大宮市で震度5弱を観測。 軽傷者は本市で1人と県内4人(水戸市, 常陸大宮市,筑西市,桜川市各1)
2012. 12.7	平成 24.12.7	38° 01'	143° 52'	7. 3	常陸太田市,常陸大宮市で震度5弱を観測。重傷者は水戸市1人,軽傷者が土浦市で1人。)
2016. 11. 22	平成 28.11.22	37° 21'	141° 36'	7.4	高萩市で震度 5 弱を観測。人的被害な し。住宅被害(一部損壊)2 棟。
2016. 12. 28	平成 28. 12. 28	36° 43'	140° 34'	6. 3	高萩市で震度 6 弱を観測。軽傷者 2 人 (高萩市,北茨城市各 1)。住宅被害(半 壊)高萩市 1 棟 (一部損壊)高萩市 24 棟, 石岡市 1 棟。

2017. 8. 2	平成 29.8.2	36° 48'	140 ° 32'	5. 5	水戸市などで震度4を記録。日立市で 重傷 1名、水戸市で軽傷1名、物的被 害無し。
2017. 8. 2	平成 29.8.2	36 ° 07'	140 ° 01'	4.6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で 軽傷 1名、物的被害無し。
2018. 9. 5	平成 30.9.5	36 ° 28'	141 ° 20'	5. 5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的 被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。
2020. 4. 12	令和 2.4.12	36 ° 11'	139 ° 57'	5. 1	水戸市など 15 市町で震度 4 を記録。 水戸市、 つくば市で軽傷各 1 名、物的 被害無し。
2021. 2. 13	令和 3.2.13	37 ° 43'	141 ° 41'	7.3	日立市など 10 市町村で震度 5 弱を記録。土浦市で中等症 1 名、桜川市、龍ケ崎市で軽傷各 1 名、物的被害無し。
2021. 10. 7	令和 3.10.7	35 ° 35'	140 ° 06'	5. 9	古河市など 17 市町で震度 4 を記録。 つくば市で軽傷 1 名、物的被害無し。
2021. 11. 1	令和 3.11.1	36 ° 27'	140 ° 36'	5. 3	水戸市など 13 市町村で震度 4 を記録。潮来市で軽傷 1 名、物的被害無し。
2022. 3. 16	令和 4.3.16	37 ° 41'	141 ° 37'	7. 4	水戸市など 15 市町で震度 5 弱、古河 市など 28 市町村で震度 4、大洗町で震 度 3 を記録。 土浦市、ひたちなか市で 重症 2 名、土浦市、常陸大宮市で中等症 2 名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷 4 名、物的被害無し。
2022. 4. 19	令和 4.4.19	36°9'	140 ° 3'	5. 4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で 震度3を記録。人的・物的被害無し。

注:1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。被害摘要は2004年から消防庁による。

資料3-1 気象庁震度階級

資料3-2 地震の震度階級解説表

資料3-3 震度別地震回数表

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織体制の整備計画

担当部署 全部署

この計画は、震災対策の円滑な実施を図るために、市及び防災関係機関が、防災体制を整備し関係機関相互の連携を強化していくことについて定める。

1 市の活動体制の整備

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう,日頃より研修会等を通じ,職員に対して,災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに,震災応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を配布するなどして啓発を図る。

その際,業務継続計画(BCP)を策定するなど,災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や,重要データの保全等に万全を期する。

また,市の各部課では,災害時に他の部課と円滑に連携が図れるよう,日頃より,情報交換を緊密に行うとともに,研修や訓練等を共同で行うなどして相互の連携体制を整備する。さらに,震災時には,十分な人員の確保ができない場合も想定されるため,関係機関・団体等との協力体制の強化を図る。

2 相互応援体制の整備

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定を締結するなどして、他市町村や防災関係機関との相互の連係を強化していくものとする。

(1) 市町村間の相互応援

ア 協定締結の推進

市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその 手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底 を図る。また、平常時から協定を締結した市町村との間で、防災訓練や情報交換等 の実施を行う。

ウ 応援受入体制の整備

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受入体制のマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(2) 国及び県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

災害時,指定行政機関,指定地方行政機関及び県からの職員派遣要請及びあっせんが,迅速かつ円滑に行えるよう,応援要請の窓口の明確化やその手続,情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに,職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対し、震災時に、応急対策活動等に 積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。このため、公共的団体に、防災に 関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして、協力体制が十分発揮 できるよう体制の整備を図る。

(4) 応援要請に対応するための体制整備

市は、被災した他市町村から応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないように、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯用資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備し、日常より研修及び訓練を実施する。その際、職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないように、食糧、衣料から情報伝達手段にいたるまで、自ら賄うことのできる自己完結型の体制を整える。

資料3-4 主要防災関係機関等の連絡先

3 防災組織等の活動体制整備

大規模地震が発生した場合,災害の防止又は軽減を図るため,行政機関や防災関係機関のみならず,市民が「自分達の地域は自分達で守る」の精神に基づき,助け合っていくことが重要である。

このため、市長は、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できる消防団、防災関係ボランティア及び自主防災組織の活動環境の整備、充実に努めるとともに、これらの組織との連携を通じて、地域・コミュニティの防災体制の充実を図る。

(1) 自主防災組織の整備、充実

ア 普及啓発の実施

研修会や市報等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

イ 自主防災組織の編成

- (ア) 自主防災組織は、自治組織等の地域既存の組織を活用し、それらの規模が大きいときは、さらにブロック化して編成する。
- (イ)地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼間や平日においても支障のないように組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織については、比較的地域内にいることが多い高齢者や職場が自宅である人々の参加を促進するなどして、構成員の調整を図る。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成(避難行動要支援者支援体制の整備及び更新)
- b 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や,地域の危険箇所の点検・把握など
- c 情報収集・伝達,初期消火,避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備点検等
- e 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再認識

(イ) 発災時

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出し及び給水,救助物資の分配に対する協力
- f 避難行動要支援者の安否確認等
- エ 自主防災組織への活動支援

市及び県は、自主防災組織に対しては、その結成及び資機材の整備、防災訓練の 実施等について支援及び援助を行う。

オ リーダーの養成

市及び県は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、 自主防災組織活動の活性化に努める。

(2) 事業所防災体制の強化

ア防火管理体制の強化

学校、病院、大規模店舗等多数の人が出入りする施設の管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。広域消防本部は、こうした施設管理者に対して、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業 所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また,高圧ガスには爆発性,毒性等の性質があり,地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には,防災機関単独では十分な対応が図れないことが考えられる。このため,広域消防本部は,危険物施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第2節 都市防災計画

担当部署|建設部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、「安全安心なまちづくり」を基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることについて定める。

1 防災まちづくり方針の策定

- ア 市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- イ 災害時の緊急活動を支え,市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防 災空間の配置計画
- ウ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難所などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市及び県は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック等の総合的な推進を図る。

(2) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時での道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果 や、避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。

このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難 を確保するための道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等を 総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については、緊急性の高いも のから整備を促進する。

(3) 防災拠点や避難地となる都市公園, 緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園及び緑地の整備を推進するとともに、公園内に 防災パーゴラ、かまどベンチ、自己発電式公園灯などの災害応急対応施設の整備を 促進し、公園の防災機能を一層充実させる。

資料2-42 防災拠点や避難地となる都市公園一覧

(4) 消防活動空間確保のための道路整備

消防車両が進入できない道路幅員が狭い市街地においては、火災延焼の危険性が高いだけではなく、消防活動に支障が生じている。このため、消防活動困難区域において、その解消を図るためセットバックの指導に努めるとともに、道路の計画的な整備を推進する。

3 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 市街地開発の推進

都市の防災力を向上させるために,道路,公園等の都市基盤の整備を進めるとともに,土地利用の適正な誘導を図り,都市計画等の全市的な基本計画に「延焼遮断機能強化」といった防災的観点を一層取り入れる。

5 避難施設の整備

(1) 避難所の指定及び変更

地域内人口と避難所の受入能力などを勘案して,必要に応じて避難所を追加指定する。また,都市化が進むなど周辺状況等により,指定施設が避難所として適さなくなった場合は他の施設に変更する。

(2) 避難所への誘導

ア 避難所標識の整備,管理

避難所に避難所標識を設置し維持管理を行うとともに、高齢者や外国人等要配慮者への配慮を含めた表示の検討を行い、必要に応じた増設・修復に努める。

イ 誘導表示板等の整備

市民のみならず、観光客等の市外住民も考慮にいれた、避難所への誘導表示板を設置し、必要に応じて整備・増設を行う。

第3節 建築物等の安全確保計画

担当部署 全部署

この計画は、地震による建築物等の損壊、焼失等を軽減するための耐震化、不燃化 及び液状化対策について定める。

1 建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策の促進

市長は、地震による建築物の損壊、焼失等を軽減するため、耐震化・不燃化及び液 状化対策を促進する。特に、旧耐震基準の建築物(昭和56年5月末までに着工した 建築物)については、ひたちなか市耐震改修促進計画(平成20年3月策定(令和5 年4月改定)。以下「市耐震改修促進計画」という。)に基づき耐震化を促進する。

(1) 建築物の耐震化の促進

ア 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐 震化を推進する。特に市有施設については、整備プログラムを策定し、計画的な耐 震化を図る。

イ 耐震診断基準の周知

県内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の 耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

ウ 学校施設等の耐震化の推進

児童・生徒等の安全を確保するため、小中学校、幼稚園、保育所等の施設について、耐震化を推進する。また、新たに建築する際には、耐震化に配慮するとともに、耐火性能の高い建築物を建築する。

エ 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (ア) 繁華街等の道路沿いにある3階以上の建築物を対象に落下物の危険性について実態調査を行う。
- (イ) 実態調査の結果,看板等の落下のおそれがある建築物について,その所有者 又は管理者に対し改修を指導する。
- (ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- (エ) 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井落下防止対策に かかる改修について啓発を行う。

オ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため、次の施策を 推進する。

(ア) 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、市報等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等につい

てパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

- (イ) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い,ブロック塀の倒壊危険箇所の把握 に努める。なお,実態調査は通学路及び避難所周辺等を重点的に実施する。
- (ウ) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに, 危険なブロック塀に対しては, 造り替えや生け垣等を奨励する。
- (エ) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。
- (2) 応急危険度判定体制の整備
- ア 判定士の養成と技術向上

市は、余震による二次災害を防止するため、県などが主催する応急危険度判定士講習会や訓練等に積極的に参加させるなど判定士の養成に努める。

イ 動員体制の整備

市は、地震発生時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、必要に応じ県に判定士の派遣を要請するなど、連絡、動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 建築物の不燃化の推進

ア 防火, 準防火地域の指定

市及び県は、建築物が密集し、震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。この防火地域は、商業地域や近隣商業地域の必要な地区で指定を行うほか、集団地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域について検討する。

また,準防火地域は,防火地域以外の商業地域,近隣商業地域及び建築物が密集 し,また用途が混在し,火災の危険性が予想される地域等について指定を検討する。 イ 屋根不燃化の推進

市は、建築基準法第22条に基づき屋根を不燃材料で造らなければならない区域 として指定されている防火、準防火地域以外の市街化区域について、木造等の建築 物の延焼火災を防止するため、屋根の不燃化を指導する。

ウ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき、防火の指導を行うとと もに、既存建築物については、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用す る建築物)の所有者等を対象とし、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

(4) 建築物の液状化被害予防対策の促進

ア 液状化予防対策

- (ア) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。
- (イ) 小規模建築物 (階数が3以下) を対象に, 液状化発生予測手法等を指導する。

イ 液状化対策工法の啓発

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を推奨するものとする。

- (ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート作りのべた基礎とする。
- (イ) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

- (ウ) 基礎杭を用いる。
- (5) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

市長及び各施設管理者は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる次の施設を防災上重要な建築物として指定し、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。また、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、非常用発電設備等の整備に努める。

- ア 本庁舎, 那珂湊支所庁舎(災害対策本部, 現地災害対策本部)
- イ 広域消防本部,消防署,浄水施設(応急活動拠点)
- ウ 生涯保健センター, 那珂湊保健相談センター, 休日夜間診療所(医療救護活動 拠点)
- エ 小・中学校、コミュニティセンター (避難所)
- 才 社会福祉施設(福祉避難所等)
- カ その他重要建築物(不特定多数利用施設)

2 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限に留めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

- (1) 道路施設の耐震化の推進
 - ア 道路施設の耐震性の向上
- (ア) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚及び盛土部の補強等を実施する。
- (イ) 落石や斜面崩壊などのおそれがある箇所について,落石防止柵,法面保護等の災害防止対策を実施する。
- イ 道路ネットワークの確保
- (ア) 市内の主要幹線道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、舗道等の幅員を広げるとともに液状化対策を進め、円滑な道路交通の確保に努める。
- (イ) 都市の防災拠点等の連絡道路あるいは避難路の整備を推進する。
- (ウ) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (エ) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性を向上させるため,広幅員の 歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。
- (2) ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震化事業を進める。

3 ライフライン施設の耐震化の推進

電力,電話,ガス,上下水道等のライフライン施設において,災害時の被害を最小限にとどめる予防策及び速やかな機能回復が極めて重要である。このため,平常時から,ライフライン施設管理者との連絡体制を構築するとともに,市が管理するライフライン施設においては,被害を最小限にとどめるための予防措置を講じていく。

(1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進 する。

ア 浄水施設,配水施設の緊急補強又は更新

浄水施設,配水施設等の重要施設のうち耐震性の低い施設については,速やかに 補強又は更新を図る。

イ 老朽管の更新

老朽管や耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を 図る。

ウ 給水装置・受水槽の耐震化

使用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。 特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

エ 緊急時給水機能の強化

緊急時の給水が確保できるよう、複数の取水源(表流水、県水、地下水)を確保 するとともに非常用発電設備を備えた災害に強い水道施設を整備する。

(2) 下水道施設の耐震化

ア 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹 的施設については、下水道総合地震対策計画等に基づき、老朽化の状況や緊急性を 考慮しながら、施設の耐震に係る改修を実施する。

- (ア) 新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。
- (イ) 補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。
- (ウ) 耐震化の具体策として,可とう性・伸縮性を有する継手を採用し,また地盤 改良等による液状化対策を実施する。

イ 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

4 危険物施設の安全確保

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、広域消防は、これらの法令に基づき規制及び指導の強化を行う。具体的には、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて立入り検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また,危険物施設の被害,機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進して,マニュアルに基づく訓練,啓発等による防災意識の高揚を図る。

第4節 地盤災害防止対策の推進計画

担当部署 建設部・都市整備部・市民生活部

この計画は、市域における土地利用に関し、地震による地盤災害等の被害を未然に防止する方策について定める。

1 土地利用の適正化の誘導

市及び県は、地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

(1) 危険度の把握及び指導

市及び県は、災害危険度の把握を的確に行うとともに、地盤災害について周知を 図る。また、災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保の観点から総合 的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 危険箇所の周知

「市土砂災害ハザードマップ」等の作成,対象地域住民等への配布により,土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに,砂防法,土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2 斜面崩壊防止対策の推進

市及び県は、地震による土砂災害から、市民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、土砂災害警戒区域等における崩壊防止対策事業を推進する。 また、危険区域に標識を設置するなどして危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

市内に残る斜面緑地については、適切な管理を行って安全な緑地環境の保全に努めることを基本にしながら、地盤災害被害を未然に防ぐため斜面緑地の整備を推進していく。

資料2-11 土砂災害警戒区域等の状況

資料2-43 市内の都市緑地一覧

3 造成地災害防止対策の推進

(1) 開発計画に関する予備的調査

開発事業を行う者は、あらかじめ法令等による行為規制、地形・地質・地盤等の土地条件、過去の災害記録等により必要な情報を把握し、実施にあたっては、気象、地形、地質構造、土地利用状況等に関する調査を行い、開発事業区域について、次の各項目の予備的調査を行う。また、開発行為申請者は、市長が必要と認めるときは、該当する予備的調査資料を提出する。

- ア 地質, 地盤調査及び土地調査
- イ 崖面の保護等防災施設の調査
- ウ 地下水位に関する調査
- エ 排水施設に関する調査
- オ その他防災設計上に必要な調査
- (2) 災害防止に関する指導,監督

市は、造成宅地の災害を未然に防止するため、都市計画法関係法令に基づき、適正な開発が行われるよう指導、監督を行う。また、巡視等により違法な開発・建築を監視するとともに、梅雨期や台風期における安全な施工について適切な指導・助言を行う。

(3) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域,急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内 の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下により建築物,土木建造物等の耐震性が劣化する可能性が指摘されている。 このため,地盤沈下の進行を停止させるよう,広域的な地盤沈下の原因である地下 水の過剰揚水を規制する。

5 液状化防止対策の促進

液状化による被害を軽減するため、市、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河川敷等の液状化の恐れがある箇所等の地盤データの充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により、液状化防止対策に努める。

第5節 地震被害軽減への備え

担当部署 全部署

地震による被害を最小限にとどめるため、地震発生後の消防、救急、支援及び安全 確保等のための物資輸送等を効果的に行うための備え等について定める。

1 緊急輸送への備え

地震発生後は、緊急通行車両の調達と、その交通経路(緊急交通経路)の確保のための道路の応急復旧等を迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、県が指定する緊急輸送道路についての整備を進めるとともに、道路応急復旧用資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地 震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路、県内 の防災拠点、緊急輸送拠点の相互を結ぶ緊急輸送道路を選定し、指定を行う。

- ア 第1次緊急輸送道路
- (ア)都市間を結ぶ主要な道路
- (イ) 関係機関(国及び県)を結ぶ主要な道路
- (ウ) 重要港湾及び地方中心都市を連絡する道路
- イ 第2次緊急輸送道路
- (ア) 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- (イ) 第1次緊急輸送道路と関係施設(行政機関,公共機関,主要駅,港湾ヘリポート災害医療拠点,自衛隊等)を結ぶ道路
- ウ 第3次緊急輸送道路

第1次, 第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

(2) 緊急輸送道路の整備

市は、指定された緊急輸送道路の耐震強化及び、緊急輸送道路の整備を行うほか、 緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画として実施し、倒壊建築物や 瓦礫等の障害物の発生を最小化するよう努める。

(3) 港湾・漁港、場外離着陸場の指定・整備

市及び県は、緊急輸送の中継基地となる場外離着陸場を関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得る港湾・漁港の整備に努める。

資料2-2 緊急輸送道路

2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救 急体制の整備、救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、 自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

(1) 出火予防

ア 一般火気器具からの出火の予防

(ア) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにすばやく火を消すこと、耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(イ) 電気器具からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら身の安全を確保し、電気器具のプラグを抜き、特に避難する場合などはブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

(ウ) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

イ 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所,教育機関,研究機関等は,地震による容器の破損が生じないよう,管理を適切かつ厳重に行う。また,市はその旨を周知,指導する。

(2)消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立 するために広域消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適 正配備を行う。

ア 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を推進するほか、ビル保有水、プール、河川、ため 池、海水等の自然水利を活用して水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能 時等の緊急時に備え、管内の水利状況の把握に努める。

イ 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、広域消防本部においては、燃料の確保対策や自家発電の設備の整備を推進する。

ウ 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

エ 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また,応援する立場,応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に 立案しておく。その際には,情報の共有化,通信手段,指揮系統,資機材の共同 利用等について明確化しておく。

オ 緊急消防援助隊への派遣

市は、国内で発生する大規模災害時に、県内の消防本部と協議の上、県が編成する緊急消防援助隊への派遣に備える。

(3) 救助力の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとと もに、救助工作車・救助用資機材の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を 図る。

(4) 救急力の強化

ア 救急活動体制の強化

大規模震災時に大量に発生した傷病者に迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- (ア) 救急救命士の計画的な養成
- (イ) 高規格救急車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (ウ) 救急隊員の専任化の促進
- (エ) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- (オ) 広域消防本部管内の医療機関との連携強化 (緊急時の通信機能の確保)
- (カ) 住民に対する応急手当の普及啓発

イ ヘリコプターによる傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため,場外離着陸場の整備, 関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

ウ 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関 との連携により実施する。

(5) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

ア 初期消火力の向上

自主防災組織等を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

イ 救出・応急手当能力の向上

(ア) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出に役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出資機材の備蓄や、地域内の建築業等者からの調達を推進する。

(イ) 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要である。そのため、 住民に対する応急手当の普及啓発を図るとともに、自主防災組織等を中心として、 家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市、広域消防はその指導 助言にあたるとともに、訓練の安全確保について十分な配慮を行う。

3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供できない場合がある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動に備える。

また,市は,医療救護の活動上重要な拠点となる施設について計画的に耐震診断を 行い,必要に応じ,耐震・免震改修を行う。

4 被災者支援のための備え

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救助物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し、円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

(1) 避難所の整備

ア 避難所の指定

市長は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する収容保護を目的として避難所を指定する。

イ 避難所の代替施設の確保

大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定 されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

ウ 避難所の備蓄物資及び設備の整備

指定された避難所には、以下の品目の物資及び設備の整備に努めるものとする。 また、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など要配慮者への配慮を積極的に 行っていく。

- (ア) 食糧, 飲料水
- (イ) 生活必需品
- (ウ) 衛生用品 (マスク, 手指消毒液等)
- (エ) ラジオ
- (才) 通信機材 (MCA無線機)
- (カ) 放送設備
- (キ) 照明設備(非常用発電機を含む)
- (ク) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (ケ) 給水用資機材
- (コ) 救護所及び医療資機材
- (サ) 簡易トイレ等
- (シ) 防災備蓄倉庫

(2) 食糧,生活必需品,感染症対策及び衛生用品の供給体制の整備

ア 食糧の備蓄並びに調達体制の整備

市長は、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備し、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として災害時における食糧の備蓄等に努める。また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀、乾パン等の買い受けを円滑に行えるよう、生産者、協定締結業者(風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」参照)、農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことを想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。また、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要な数量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図る。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

イ 生活必需品,感染症対策及び衛生用品等の備蓄並びに調達体制の整備

市長は、避難所生活等において必要不可欠な生活必需品、感染症対策及び衛生用品の備蓄に努めるとともに、備蓄・調達品目については、乳幼児や高齢者等の要配慮者へ配慮する。また、事業者と物資調達に関する協定の締結に努める。

ウ 住民及び地域・事業者の備蓄

(ア) 住民及び地域

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶を想定し、地域の井戸水の提供体制の構築、各家庭においては、必要な物資を最低1週間程度備蓄するとともに、災害時に非常持ち出しが出来るよう努める。

(イ) 事業所等

災害発生後,安全が確保されるまでは,従業員等を一定期間事業所内にとどめて おくことができるよう,食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努める。

エ 応急給水・応急復旧体制の整備

地震により水道施設が損壊し、断水した場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の応急給水資機材及び応急復旧資機材の備蓄・更新並びに調達体制を整備する。応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 緊急時の指揮命令系統の整備等、指揮命令者との連絡に必要な手順。
- (イ) 給水拠点及び水道施設並びに管路の図面の整備。
- (ウ) 県, 他市町村, 自衛隊等の機関に対する支援要請を行う手順。
- (エ) 外部の支援者に期待する役割とその受入体制。
 - a 集結場所, 駐車場所, 居留場所
 - b 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- (オ) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等。
 - a 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - b 復旧の状況に応じた通水再開の目処

- c 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- (カ) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項。
 - a 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - b 自らの食事, 宿泊用具, 工事用資材の携行

5 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保のための備え

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語で の災害情報が理解できにくい外国人など、いわゆる要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が 多くなっている。

このため、市長は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていく。さらに、路面の平坦性や有効幅員を確保した、車いすにも支障がない出入口のある避難路の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など防災基盤整備を促進していく。

(1) 要配慮者利用施設等の安全体制の確保

ア 防災組織体制の整備

社会福祉施設等における防災組織体制の整備促進や施設管理者が作成する地震 防災応急計画についての指導・助言を行い、施設利用者等の安全確保を図る。

イ 緊急応援連絡体制の整備

福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

ウ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。また、公立の施設については、市耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震診断を行い必要に応じた耐震補強工事を行う。

エ 防災資機材の整備,食糧等の備蓄

要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等(福祉避難所等)に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

オ 防災教育, 防災訓練の実施

施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(2) 要配慮者(避難行動要支援者)の救護体制の確保

ア 避難行動要支援者の状況把握

市避難行動要支援者支援制度による台帳,在宅サービスや民生委員・児童委員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者に係る情報(避難行動要支援者の所在,家族構成,緊急連絡先,日常生活自立度,かかりつけ医等)の整理・保管・更新等を行うことにより,避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等

の把握に努める。

また,自治会(自主防災会),民生委員・児童委員,消防団,広域消防本部,警察,保健所等関係機関との連携を図り,個人情報の取り扱いに十分留意しつつ,避難行動要支援者にかかる情報の共有化に努める。

イ 緊急通報システムの整備

震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、視聴覚障害者などの情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなどの通報装置の給付や障害者団体との連携により、情報伝達体制の確立に努める。

ウ 相互協力体制の整備

自治会,民生委員・児童委員を中心として,近隣住民や自主防災組織等の地域支援者,地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により,要配慮者が迅速に避難できるよう,防災担当部局と福祉担当部局とが連携し安全確保に係る相互協力体制及び避難支援体制の整備に努める。

エ 防災知識の普及・啓発, 防災訓練の実施

近隣住民、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。また、避難行動要支援者の地域支援者用マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

(3) 外国人に対する防災対策の充実

ア 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように,平 常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため,外国人を含めた防災訓練を 積極的に実施する。

ウ 防災知識の普及・啓発

やさしい日本語や,外国語による防災に関するパンフレットを作成し,外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行う等,防災知識の普及・啓発に努める。

エ 外国人が安心して生活できる環境の整備

(ア) 外国語の併記

避難所や避難路の表示等災害に関する案内版等について、外国語の併記表示を 促進する。

(イ) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため, 広報紙やガイドブック,ホームページ,ラジオ,インターネット等,各種の広報 媒体を利用してやさしい日本語や,外国語による情報提供を行う。

(ウ) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら 生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、 外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(エ) 語学ボランティアの確保等

災害発生時における語学ボランティア活動を支援するため、あらかじめ語学ボランティアの担当窓口を設置するとともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第6節 防災教育・訓練計画

担当部署 全部署

この計画は、地震による被害を最小限にとどめるために、市が実施する防災教育および防災訓練について定める。

1 防災教育

市民一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに,災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり,また,災害時には,初期消火,近隣の負傷者を救助するなど,防災への寄与に努めることが求められるため,市,県及び防災関係機関は,自主防災思想の普及,徹底を図る。

(1) 市民向けの防災教育

ア 広報紙,パンフレットの配布

市,広域消防及び県は、広報紙、パンフレット等の作成・配布、防災訓練や講演会、講習会の開催、ホームページ等により、災害・防災に関する知識の普及、防災 意識の高揚を図る。

イ 緊急地震速報の普及啓発

水戸地方気象台等は、地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に市民がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

ウ 周知啓発事項

- (ア) 家族の中で、避難所・避難路を確認するとともに、離れて避難したときの連絡 方法を決めておく。
- (イ) 家具や大型家電製品などの転倒防止策,装飾品などの落下防止策を講じておく。
- (ウ) 自宅の耐震診断を実施して、必要な補強策を講じておく。
- (エ) 平常時から, 備蓄品として, 家族が最低1週間程度は, 自足できる食糧や水, 燃料などを確保しておくとともに, 非常用持ち出し袋などにより, 必要な備蓄を持ち出せるよう備えておく。また, 出火に備えて, 消火器や消火水も備えておく。
- (2) 児童生徒に対する防災教育
- ア 児童生徒に対する防災教育
- (ア)小、中学校、保育所等及びその他教育機関(以下「学校等」という。)各学校で策定した学校安全計画に従って、園児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
- (イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災訓練を行う。

(ウ) 災害時には、一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営訓練などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては,登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し,授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

イ 指導者に対する防災教育

指導のための手引書の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い資質の向上を図る。

(3) 市職員に対する防災教育

応急対策を実施する市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

災害時に職員は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に 従事することから、現場での活動を示した応急活動計画マニュアルを作成・配布し、 対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講習会の開催

災害に関する学識経験者,防災機関の担当者,災害を被った自治体の担当者等を 講師として招き,研修会,講習会を開催するなどし,防災意識の啓発を図る。

2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう、実効性のある訓練を継続的に実施する必要がある。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1)訓練参加機関

市は、防災関係機関のできるだけ多くの機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、 応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

(2) 市が実施する訓練

ア 避難訓練

(ア) 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及び関係機関の参加のもと、自主防災組織及び避難行動要支援者も含めた住民等の協力を得て実施する。

(イ) 施設管理者による避難訓練

幼稚園,保育所等,小中学校,病院及び社会福祉施設等における幼児,児童,生徒,傷病者,障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り,被害を最小限にとどめるため,施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(ウ) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童及び生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行えるよう努める。

イ 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施して、災害時の即応体制の 強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集 訓練等も併せて実施する。

ウ 通信訓練

市及び県は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災情報システムが使用不能になったときに備え、関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 事業所, 自主防災組織及び住民等の訓練

ア 事業所(防火管理者)における訓練

学校,病院,工場,事業所,大規模店舗及びその他の施設で,消防法で定められた防火管理者は,その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。また,地域の一員として,市,消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し,事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

イ 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化,防災意識の向上,組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため,市及び広域消防本部の指導のもと,地域の事業所とも協調して,組織的な訓練を実施する。訓練種目は,初期消火訓練,応急救護訓練,避難訓練及び避難行動要支援者等安全確保訓練等を主として行う。また,自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は,関連する諸機関との連携を取り,積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

ウー般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での話し合いなど防災行動を継続的に実施するよう努める。

(4) 防災訓練時の交通規制

警察署長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

3 災害に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフラインの破壊等災害事象が広範でかつ多様である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的かつ効果的に推進していく。

(1) 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図,表層地質図,液状化危険箇所図等

イ 活断層の状況 (活断層の分布,活断層の動態等) 活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

防災関係機関が市内に設置する地震観測機器の活用

(2) 社会条件

ア ハード面

- (ア) 建築物の用途,規模,構造等の現況
- (イ) 公共土木施設の現況
- (ウ) 危険物施設の現況
- (エ) 消防水利の現況等

イ ソフト面

- (ア) 昼夜間人口, 避難行動要支援者等の人口分布
- (イ) 市民の防災意識等
- (3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱,復旧・復興対策等 過去の震災事例に対する調査研究を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

担当部署 市民生活部

この計画は、地震災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の、市が 災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。

1 ひたちなか市災害対策本部

風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

2 ひたちなか市警戒体制本部

風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

3 ひたちなか市災害対策連絡会議

風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」に定めるところによる。

第2節 動員計画

担当部署 市民生活部

この計画は、円滑な災害応急対策活動を行うために必要な職員の参集及び動員体制 について定める。

風水害対策編第3章第2節「動員計画」に定めるところによる。

第3節 災害情報の収集・伝達計画

担当部署 市民生活部 · 広域消防本部

この計画は、地震災害発生後における応急対策を実施するため、災害情報を迅速かつ的確に収集および伝達する方策について定める。

1 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握して伝達できる通信手段を確保する。詳細は、風水害等対策計画編第3章第5節「通信連絡計画」に定める。

2 災害情報の収集・伝達

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報,津波情報,被害情報, 措置情報は,防災関係機関相互の連携のもと,迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 地震(緊急地震速報等)・津波情報の収集・伝達系統

気象庁から発せられた津波警報・注意報,地震・津波情報を市,県及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的には住民に伝える。

対は水木	は生し、私が別には正式にはた。	少 ⊙
地震情報 の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に,震度3以上を観測
		した地域名(全国を約188地域に区分)と
		地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関	震度3以上(津波警報または注	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグ
する情報	意報を発表した場合は、発表し	ニチュード)を発表
	ない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面
		変動があるかもしれないが被害の心配はな
		い」の旨を付加
震源・震	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグ
度に関す	• 震度 3 以上	ニチュード), 震度3以上の地域名と市町村
る情報	津波警報または注意報発表時	名を発表
	・若干の海面変動が予想される	震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を
	場合	入手していない地点がある場合には,その市
	・緊急地震速報 (警報) を発表し	町村名を発表
	た場合	
各地の震	震度1以上	震度1以上を観測した地点の他, 地震の発
度に関す		生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)
る情報		を発表
		震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を
		入手していない地点がある場合には,その市
		町村名を発表
その他の	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素変更のお知らせや
情報	た場合や地震が多発した場合な	地震が多発した場合の震度1以上を観測し
	ど	た地震回数情報等を発表
推計震度	震度5弱以上	観測した各地のデータをもとに, 1 km四方
分布図		ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報
		として発表

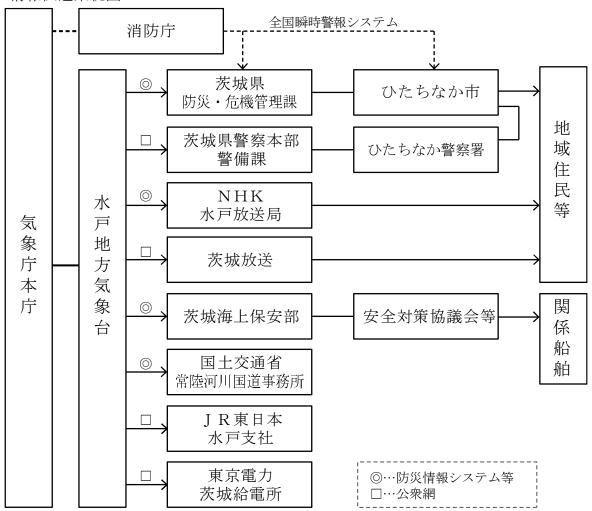
南海トラフ地震に関する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の 推移等を発表する場合。 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会 合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地 震臨時情報を発表する場合を除く)。

本市沿岸に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁から津波警報・注意報が発表され、NHK、東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)、警察署及び海上保安庁等の各機関を通じて一般への情報伝達がなされるほか、市にも県防災情報システムを通して伝達される。また、全国瞬時警報システム (J-ALERT) により、気象庁の発表と同時に、情報を受信することができる。

こうして収集された津波警報・注意報は、防災行政無線等を用いて、迅速かつ確実に伝達する。津波警報・注意報は、一般の予報等と異なり危険区域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、各防災関係機関は、次に示す系統により的確に伝達する。

※1 緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。この情報を受信して列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避し、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させることが期待される。ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあり、また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もある。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。

情報伝達系統図



(2) 住民等への伝達

全国瞬時警報システム(J-ALERT),県,警察,東日本電信電話株式会社又はテレビ,ラジオ放送等により津波注意報の発表を知ったときは,直ちに海浜にいる者や海岸沿いの住民に防災行政無線放送(津波注意報等が発表された場合は自動起動する)等を使用して,高台などの安全な場所に避難するよう指示する。また,津波警報が発表されたときも同様の方法で大至急高台などの安全な場所に避難するよう指示する。

(3) 近地地震津波に対する自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。従って、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

ア 市の判断による措置

近地地震を感知したときは、直ちに当該地震又は津波に関する情報の収集に努めるとともに、津波監視システムを用いて海面監視等を実施し、海岸付近の者に急いで安全な場所へ避難するように指示する。

イ 住民等の対応

強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、海浜にいる者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ・ラジオ放送等で最新の情報を確認する。

(4) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察若しくは海上保安部に通報しなればならない。また、この通報を受けた警察 又は海上保安部は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知しなければならない。

3 災害情報の報告

(1)消防庁(直接即報基準)への報告

火災・災害即報要領に基づき、震度5強以上を記録した場合は(被害の有無を問わない。)第1報を県に加え、消防庁に対しても報告し、消防庁長官から要請があった場合は第1報後に引き続き消防庁へ報告する。

(2) 県(災害対策本部)への報告

災害が発生したときは、災害対策基本法第53条の規定に基づき、速やかに被害情報を収集して報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては国(消防庁)へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

<報告先>

茨城県防災・危機管理課	電 話:029-301-2885 (直通)
	FAX: 029-301-2898
消防庁応急対策室	電 話:03-5253-7527
	FAX: 03-5253-7537

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ)被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- (カ) その他必要な事項
- (3) 報告の区分

ア 災害緊急報告

災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また、第1報の後、詳細判明の都度直ちに電話・FAX等で報告する。

イ 即報

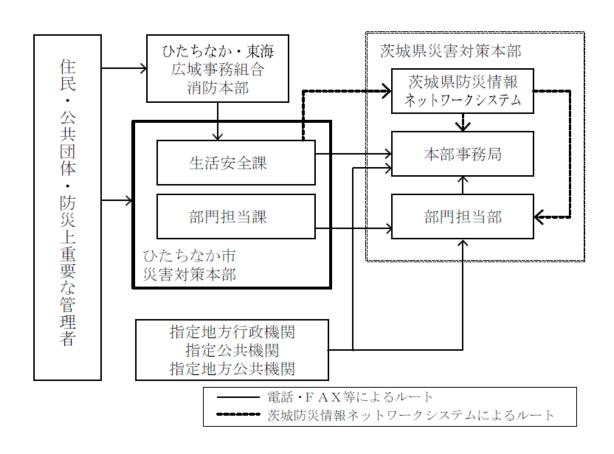
把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報システム 等を利用して報告する。

ウ確定報

災害に対する応急対策が終了した後,被害状況,措置情報及び被害総額情報等を 10日以内に文書及び茨城県防災情報システム等により報告する。

(4) 災害情報の報告系統

市長は、知事に対し、被害状況等を逐次報告する。報告系統は次のとおりとする。



4 災害情報の広報活動

市長は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災 地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な 情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

(1)被災地住民に対する広報

被災地住民の行動に必要な広報活動は、以下の情報を優先的に行う。

- ア 火災防止の呼びかけ (通電火災の防止,ガス漏れ警戒,放火警戒等)
- イ 避難指示の出されている地域,指示の内容
- ウ 流言、飛語防止の呼びかけ
- エ 治安状況,犯罪防止の呼びかけ

- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所,救護所の開設状況
- キ ライフラインの被害状況,復旧状況
- ク 鉄道,バスの被害状況,運行状況
- ケ 救援物資,食糧,水の配布等の状況
- コ し尿処理,衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死者安置場所,死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況
- (2)被災地外の住民に対する広報

被災地での応急対策が円滑に行われるよう、被災地外の住民に対して協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地市民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難指示の出されている地域, 指示の内容
- イ 流言, 飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況,犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
- オ ボランティア活動への参加呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況
- (3) 広報手段

市は、保有するあらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第6節「広報計画」に定める。

第4節 被害軽減対策計画

担当部署 全部署

この計画は、地震災害における、避難指示・誘導、緊急輸送および消防活動等の住民の被害を軽減する方策について定める。

1 避難指示・誘導

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地震発生後、住民の生命又は身体を地震災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、関係機関の協力を得て、危険地域にいる住民等に対し避難に関する指示を行い、安全に誘導して未然に被害をくいとめる必要がある。

地震発生後,被害の拡大要因となる災害として,津波,崖崩れ,地すべり,延焼火災,危険物(劇毒物,爆発物)の流出,余震による建物倒壊,地震水害(河川,海岸,ため池等)等があるが,これらについては、十分な警戒を行い,積極的な情報収集に努め,適切な避難指示を行う。

詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」に定める。

2 緊急輸送

災害応急対策の実施において,人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、市長は、震災時の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関と協議の上、道路の被害状況を迅速に把握し、幹線道路の障害物を除去する。また、輸送車両等の確保、緊急物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制等を関係機関と協議して、迅速、的確に実施していく。

(1) 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

- ア 総括的に優先されるもの
- (ア) 人命の救助, 安全の確保
- (イ)被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施
- イ 災害発生後の各段階において優先されるもの
- (ア) 第1段階(地震発生後の初動期)
 - a 救助・救急活動, 医療活動の従事者, 医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - b 消防,水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
 - c 被災地外の医療機関へ搬送する被災者
 - d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要因等初動期の応急対策用 員及び物資
 - e 緊急輸送に必要な輸送施設,輸送拠点の応急復旧,交通規制等に必要な人員 及び物資

- (イ) 第2段階(応急対策活動期)
 - a 第1段階の続行
 - b 食糧,水等生命維持に必要な物資
 - c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - d 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 第3段階(復旧活動期)
 - a 第2段階の続行
 - b 災害復旧に必要な人員及び物資
 - c 生活用品
 - d 郵便物
 - e 廃棄物の搬出
- (2) 緊急輸送道路の確保
- ア 被害状況の把握

あらかじめ県より指定されている緊急輸送道路の被害状況,緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため,速やかに調査を実施し,応急対策を実施する関係機関に対し,調査結果を伝達する。

イ 緊急輸送道路の応急復旧

緊急輸送道路の被害状況,緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し,速やかに常 陸大宮土木事務所長に報告するとともに,所管する緊急輸送道路については,応急 復旧作業を実施する。

資料2-2 緊急輸送道路

3 消防活動

- (1) 消防機関による消防活動
- ア 情報の収集, 伝達
- (ア)被害状況の把握
 - 119番通報,駆け込み通報,参集職員からの情報,消防団員,自主防災組織及び地域住民等からの情報等を総合し,被害の状況を把握し初動体制を整える。
- (イ) 災害状況の報告

消防長は,災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに,応援要請等 の手続きに遅れのないように努める。

イ 災害応急活動の基本方針

地震災害発生時に,消防機関が行う消防活動は人命の安全確保を最優先とし,次 の活動方針に基づき実施する。

(ア) 消火活動の優先

地震災害は、人命に係わる多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。従って、地震発生時における消防活動は、総力を上げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止に努める。また、火災が各地に続発したときは、あらかじめ指定する重要防ぎよ地域等を優先し、避難の

安全確保を図る。

(イ) 人命救助・救急活動

地震発生時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等の車両の衝突、 毒劇物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測される ことから、必要に応じ、人命救助・救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。 (ウ)避難路及び避難所等の安全確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が危険地域から避難を完了するまで火 災の鎮圧と延焼拡大の防止を図る。特に、避難所、空地、広場等には、多数の市民 が殺到し、混乱を極める実態も予想されるため、自主防災組織等の協力を求め、こ れらの避難路及び避難所等の安全確保に努める。

ウ 重要防ぎょ地域等の指定

震災時における消防効果をあげるため、地域及び対象物等の重要度に応じ、現有 消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため、消防長は、重要防ぎょ地 域及び重要対象物を指定する。

(ア) 重要防ぎょ地域の指定

重要防ぎょ地域とは、住民が避難するにあたって重要な地域及び延焼危険が高い地域並びに被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地域であり、重点的に選択防ぎょをする。指定基準は、以下の通り。

- a 木造建築物密集区域,中・高層建築物,特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス・放射性同位元素の貯蔵取扱い,崖崩れの危険区域
- b 準防火地域等市街地の構成内容から,消防長が判断して,特に避難上確保すべき必要性の高い地域
- c 重要駅 (JR勝田駅等) 周辺

(イ) 重要対象物の指定

重要対象物の指定は,市民生活に直接影響を及ぼす災害対策中枢機関施設,避難・被災者収容施設,医療施設及び食料供給施設等で,延焼危険がある地域に所在する次の施設とする。

a 避難者の収容施設

本市計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」に定める避難所及び 指定した施設が開設できず、一時的に指定した他の安全な施設

b 食糧品備蓄場所

本市計画風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」に定める政府指定倉庫

- c 病院,診療所等の医療施設
- d 災害対策中枢機関
 - (a) 市庁舎及び市の関係施設
 - (b) 陸上自衛隊施設学校
 - (c) 茨城海上保安部
 - (d) ひたちなか警察署
 - (e) ひたちなか郵便事業株式会社

- (f) 東日本電信電話株式会社茨城支店
- (g) 関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所
- (h) 水戸刑務所
- (i) 幼稚園, 小学校, 中学校及び高等学校等の学校教育施設
- (j) その他広域消防長が必要と認めるもの

エ 同時多発災害への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に従いそれぞれの鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は,重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は,重要対象物の防護 上に必要な消防活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- a 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- b 火災規模と対比して,消防力が優勢と判断したときは,積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して,消防力が劣勢と判断したときは,住民の安全確保を最優先とし,道路,河川,耐火建築物,空地等を活用し,守勢的現場活動により延焼を阻止する。

才 応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定 に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。消防相互応援協定 に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他 の都道府県への応援要請を依頼する。

カ 応援隊の派遣

市が被災してない場合,市長は,消防相互応援協定及び知事の指示により,また緊急消防援助隊の一部として,消防隊を被災地に派遣し,被災自治体の消防活動を応援する。特に,近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

地震発生後,市民は,直ちに火気の停止,ガス・電気の使用中止,近隣への声かけ等を呼びかけ,火災が発見された場合は消防機関に通報し,近隣の住民とともに初期消火に当たる。

イ 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。

また, 倒壊家屋, 留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

4 救急・救助活動

- (1)消防機関による救急・救助活動
- ア 情報の収集, 伝達
- (ア)被害状況の把握
- 119番通報,駆け込み通報,参集職員からの情報,消防団員及び自主防災組織からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- (イ) 災害状況の報告

消防長は,災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに,応援要請等の 手続きに遅れのないように努める。

イ 救急・救助活動の原則

震災時の救急・救助活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人 命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

(ア) 重傷者優先の原則

救急・救助措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

(イ) 要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救命活動は、幼児・高齢者・障害者等の要配慮者を優 先して実施する。

(ウ) 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

(エ) 効率重視の原則

同時に小規模救急・救助事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救急・ 救助活動を行う。また、延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発している ときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。 ウ 救助資機材の調達

家屋の圧壊, 土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は, 民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し,医療機関,消防団,自主防災組織, 医療ボランティア等と協力し,傷病者の応急手当,トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

オ 後方医療機関への搬送

- (ア) 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- (イ) 広域消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途 絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロー ルセンターから、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救 急隊に対して、情報伝達する。
- (ウ) 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を 行い、積極的に活用を図る。

力 応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

キ 応援隊の派遣

市域が被災してない場合,市長は,消防相互応援協定及び知事の指示により,また緊急消防援助隊の一部として,救助隊,救急隊を被災地に派遣し,現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。特に,近隣都県での被害に対しては,あらかじめ定めた救急・救助計画等により,直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救急・救助活動

地震発生後,消防機関による早急な救急・救助活動が困難な場合も想定できるため,市民及び自主防災組織等は,協力して,自主的な救急・救助活動を実施する。

5 水害防止活動

震災時における水防活動は、下記によるほか、本市計画風水害等対策計画編各節及 び茨城県水防計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合,ため池,河川等の堤防,護岸の決壊,又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので,市長は,地震(震度4以上)が発生した場合は,水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信,情報,警戒,点検及び防ぎょ体制を強化するとともに,水防活動にあたっては,ダム,堤防等の施設の管理者,警察,海上保安部等の各機関及び住民組織等との連携を密にし,特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ため池,堤防,水閘門等の管理者は,地震(震度4以上)が発生した場合は,直ちに施設の巡視,点検を行い,被害の有無,予想される危険等を把握し,必要に応じ

関係機関及び地域住民に連絡するとともに,水門等の操作体制を整え,状況により, 適切な開閉等の措置を講じる。

6 海上災害対策

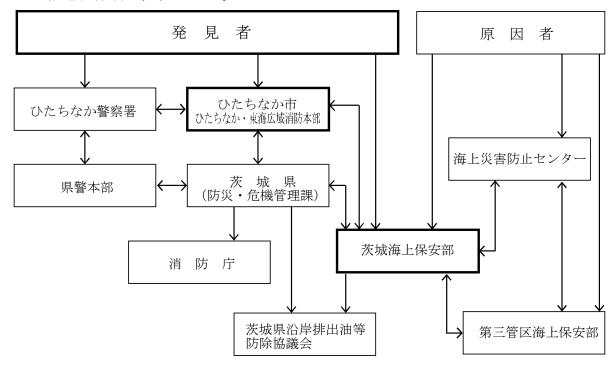
地震のため沿岸海面への油の排出及びこれに伴う油火災が発生した場合,又は津波による船舶の座礁,遭難事故等が発生した場合は,各防災関係機関は,相互に緊密に連携し,被害防止措置等を講じる。

(1) 排出油応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊による油等の排出事故が発生、又はこれに伴う油火 災が発生した場合は、防災関係機関は、相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講 じ、損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

ア 通報連絡体制

通報連絡体制は、次の通り。



イ 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

(2)海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

7 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには, 危険物等施設の被害程度を 速やかに把握し, 二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限に とどめ,施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために,市長は,関係機関 と協力し,総合的な被害軽減対策を講ずる。

(1) 危険物流出対策

地震により危険物等施設が損傷し,河川,海域等に大量の危険物等が流出又は漏 洩した場合,次の対策を講じ,迅速かつ適切に被害の防止に努める。

ア 被害状況の報告

危険物等取扱業者から危険物等流出の連絡を受けた場合には,速やかに被害状況 を調査し、その結果を県に報告する。

イ 地域住民に対する広報

防災行政無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うととも に、県及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

市長は、市域内の危険物施設における被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等必要な措置を講じる。また、災害状況を県に報告して、市単独で十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

(3) 毒劇物取扱施設の安全対策

毒物又は劇物の流出等の届け出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署と協力の上、住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第5節 燃料対策計画

担当部署 |総務部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、大規模災害時において応急対策に必要な燃料を確保するための方策について定める。

1 連絡体制の確保と情報の収集

(1) 連絡体制の確保

市,県及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 給油所の被災状況の確認

市は、優先燃料供給に関する協定を締結した県石油業協同組合ひたちなか支部を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3)燃料の供給状況の確認

市は、県石油業協同組合ひたちなか支部を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

2 重要施設への燃料の供給

(1) 重要施設の燃料供給状況の確認

市は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、予め指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し、県石油業協同組合ひたちなか支部と情報を共有する。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には市 に対し、その旨を報告する。市は重要施設からの報告に基づき、県石油業協同組合 ひたちなか支部に対し、燃料供給の依頼を行う。

3 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと 判断した場合には、県石油業協同組合ひたちなか支部に対し、予め指定した給油所 において災害応急対策車両等(自治会の給水車両等含む。)への優先給油を行うよう 依頼する。

(2)「災害時緊急給油票」の発行

市,県及び防災関係機関等は,事前に指定のできない県外からの応援車両や応急 復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し,必要に応じて「災害時緊急給 油票」を発行する。なお,「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は,その車両 がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととす る。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は,災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

4 燃料の確保

市は,重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には,県に対し燃料の確保を依頼する。

5 市民への広報

市及び県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第6節 応急医療計画

担当部署 | 保健福祉部・子ども部・広域消防本部

この計画は、地震災害時における応急医療体制の確保及び応急医療活動等の方策について定める。

1 応急医療体制の確保

(1)情報の収集・伝達

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために,市及び県の災害対策本部設置に併せ,各医療機関,医療関係団体においても災害対策部門を設置し,初動体制を整える。また,全ての医療関係者は,可能な手段を用いて迅速かつ的確な情報の把握に努め,被災により医療機能の一部を失った場合においても,可能な限り医療の継続を図るとともに,自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には,自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど,応急医療の確保に協力するよう努める。

(2) 医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)の編成,派遣

国、県、各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)を編成し、被災地域内の県保健福祉部現地対策本部または保健所に派遣するよう努める。また、必要に応じ国及び医師会を通じ、日本医師会の災害医療チーム(JMAT)の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の編成

災害の種類及び程度に応じ、ひたちなか市医師会及び市薬剤師会に医療救護班の 派遣を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度によ り、市は、県に協力を要請する。

(4) 医療救護所の設置

小中学校・コミュニティセンター等の避難所,病院,生涯保健センター,那珂湊 保健相談センター等に医療救護所を設置し,応急医療を行う。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

被災地域内の災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる 体制を確保するとともに、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

(2) 医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)等の輸送

医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。また、市、県及び国は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・災害派遣医療チーム(DMAT)等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(3) 医療救護チーム等の業務

医療救護チーム等の業務は、以下に示すとおりである。

- ア 被災者のスクリーニング(症状判別)
- イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- エ 死亡の確認
- オ 死体の検案
- カ その他状況に応じた処置
- (4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チーム等は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、活動を行う。

3 後方支援活動

(1)後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災をまぬがれた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。また、病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき病院等間で転院調整を図るよう努めるとともに、病院間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。県は、病院等からの要請を受けて、後方医療施設(精神病院を含む。)を確保する。

(2)後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に 後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

4 重病者等の搬送体制の確立

(1) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、広域消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。広域消防本部で救急自動車を確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市または県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して緊急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

5 人工透折情報の提供等

(1) 人工透析情報の提供

市は県と協力して、被災地内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

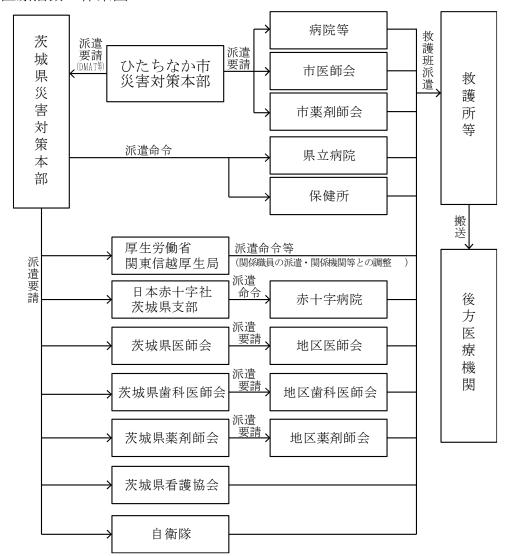
(2) 県への報告

人口呼吸療法,酸素療法,経静脈栄養療法,経管栄養療法等,市は,被災地内の 在宅療患者等の被災状況を確認し,県災害対策本部(保健福祉部)に報告する。

(3) 周產期医療

市保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。 併せて、消防機関への依頼等により、適切な患者の搬送を実施する。

応急医療活動の体系図



第7節 被災者生活支援計画

担当部署 全部署

この計画は、地震による災害が発生した場合の、被災者の把握及び避難生活における支援等の方策について定める。

1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、市長は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

(1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

ア 登録窓口の設置

避難所開設後、各避難所に、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等を登録する 窓口を設置する。

イ 避難者等の調査

災害救助法の適用,避難所の開設,食糧・水・生活必需品等の供給,義援金の配分,災害弔慰金等の支給,応急仮設住宅入居者の選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう,あらかじめ調査体制を整備し、被災認定のため調査を実施する。

(ア)調査チームの編成

被災者状況,建物被害等を把握するため,関係部課の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し,調査責任者を定め調査を行う。

(イ)調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

ウ 調査結果の報告

調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、 県に対し調査結果を報告する。

2 避難生活の確保. 健康管理

災害によって住居等を失った被災者に対しては、避難所を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかし、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、市長は、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

(1)避難所の開設,運営

ア 避難所の開設

被害状況により避難所を設置するときには、次により開設する。

また,乳幼児や高齢者等要配慮者に配慮し,福祉避難所を開設するとともに,被 災地以外の地域にある施設を含め,旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人, 通行人等)した者
- c 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 設置場所

- a 避難所としてあらかじめ指定している施設(小中学校, 高等学校等)
- b 臨時的に公園等に設置する小屋,テント等の野外収容施設

(ウ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受ける。

(エ) 県への協力要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材調達への協力を要請する。

(才)報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- a 避難所開設の目的
- b 筒所数及び収容人員
- c 開設期間の見込み

イ 避難所の運営

避難所の開設に伴い,職員及びボランティア等を各避難所に配置し,自主防災会等の協力を得て,あらかじめ策定したマニュアルに基づいて,避難所の運営を行う。その際,女性の参画を推進し,避難の長期化など必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また,愛玩動物の同行避難者についても,(避難所の隣接した場所に受け入れる場所を確保するなど)配慮に努める。更に,必要あるときは,県や近隣市町村に対しても協力を要請する。また,避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察の配置についても配慮する。

ウ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に 努め、次の点に心がける。また、市は避難所における生活上の心得について住民周 知に努める。

- (ア) 各避難所における自治組織の結成とリーダーへの協力
- (イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- (ウ) 要配慮者への配慮
- (エ) プライバシーの保護
- (オ) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(2) 福祉避難所における支援

ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

イ 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

ウ 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、福祉避難所の開設フローを含め、直接配布するなどして、周知を徹底する。

エ 食料品・生活用品,感染症対策及び衛生用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留 意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。 オ 福祉避難所の開設

市は、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した避難所の必要性が認められる場合には、福祉避難所を開設する。

カ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 福祉避難所開設の目的
- (イ)施設名,各対象収容人員(高齢者,障害者等)
- (ウ) 開設期間の見込み
- (3) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

イ 対象に合わせた場所の確保

市及び県は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、 体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保 や着替えの場所等の確保を行う。

なお,一般の避難所で対応が困難である場合は,必要に応じて市は福祉避難所の 設置または,協定に基づくホテル,旅館等の宿泊施設を活用する。

ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市及び県は、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染予防 のため、マスク着用の徹底、手洗い、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健 康教育を行う。

(4) 健康管理

ア 被災者の健康(身体,精神)状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康(身体、精神)状態の把握及び健康相談を行う。把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて効果的な処遇検討ができるように努める。継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

イ 要配慮者の把握

市及び県は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

ウ 関係機関との連携強化

市及び県は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに 応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行 う。

エ 被災者の精神不安定の軽減

避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

オ 遊び場等の確保

幼児や児童の保育については、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力 を得ながら行う。

- カ 精神保健、心のケア対策
- (ア) 市及び保健所は、連携して次のことを実施する。
 - a 第一段階
 - ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動
 - ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
 - b 第二段階(近隣の精神科医療機関による診療再開)
 - ・長期ケアの継続が必要なケースの把握、対応
 - c 第三段階
 - 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
 - ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応
- (イ) 市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、 高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分配慮するとともに、適切なケアを 行う。

3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合,震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、市長は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることによ

り被害拡大の防止を図る。詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第33節「災害時ボランティア活動の体制整備計画」に定めるところによる。(市長は、ひたちなか市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを設置(「市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル平成24年度策定)」等に基づく)して、ボランティアの受入体制を確保する。)

4 ニーズの把握、相談窓口の設置、生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し,できるだけ早期の自立を促していくために,きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに,被災者の多種 多様な悩みに対応するため,各種相談窓口を設置する。

(1) ニーズの把握

ア 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。さらに、 被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を 巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

イ 要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり,独居),障害者等のケアニーズの 把握については,市職員,民生委員・児童委員,地域包括支援センター職員,ホームへルパー,保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて,各種サービス供給の早期確保を図るため,以下の内容を優先的に行う。

(ア) 避難所

- a 介護サービス(食事,入浴,洗濯等)
- b 病院通院介助
- c 話し相手
- d 応急仮設住宅への入居募集
- e メンタルケア
- f 家財の持ち出し、家の片付け、引越し(荷物の搬入、搬出)
- (イ) 在宅(独居,寝たきり,高齢者,外国人世帯等)
 - a 介護サービス(食事,入浴,洗濯等)
 - b 病院通院介助
 - c 買物
 - d 縁故者への連絡
 - e 話し相手
 - f メンタルケア
 - g 母国との連絡

(2) 相談窓口の設置

ア 総合窓口の設置

総合窓口を設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険, 損害保険(支払い条件等)
- (イ) 家電製品(感電,発火等の二次災害)
- (ウ) 法律相談(借地借家契約,マンション修復,損害補償等)
- (エ)心の悩み(不安,虚脱感,不眠,ストレス,人間関係,PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- (才) 外国人(安否確認, 震災関連情報等)
- (カ) 住宅(仮設住宅,空家情報,公営住宅,復旧工事)
- (キ) 雇用, 労働(失業, 解雇, 休業, 賃金未払い, 労災補償等)
- (ク)消費(物価,必需品の入手)
- (ケ)教育(学校)
- (コ) 福祉(障害者, 高齢者, 児童等)
- (サ) 医療・衛生(医療,薬,風呂)
- (シ) 廃棄物 (ガレキ, ゴミ, 産業廃棄物, 家屋の解体)
- (ス) 金融(融資,税の減免)
- (セ) ライフライン(電気,ガス,水道,下水道,電話,交通)
- (ソ) 手続き(り災証明, 死亡認定等)
- (タ) 複合災害に関する相談(例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)
- (3) 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義と思われる生活情報は、各種媒体を 活用して積極的に提供する。

- ア テレビ・ラジオの活用
- イ インターネットの活用
- ウ パソコン通信の活用
- エ ファクシミリの活用
- オ 震災ニュースの発行
- カ FM局との連携

5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても,市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため,市長は,食糧,生活必需品,飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

(1) 食糧の供給

食糧の供給は、本市計画風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」に 定める。

(2) 生活必需品等の供給

生活必需品等の供給は、本市計画風水害等対策計画編第3章第13節「生活必需品等供給計画」に定める。

(3) 応急給水の実施

給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し,次に示す応急給水の行動指 針に基づき応急給水を実施する。

- ア 被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定する。
- イ 保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を定める。
- ウ 水道事業管理者が果たす役割,他の公共機関が果たす役割,自主防災組織等に よる住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定める。
- エ 乳幼児や高齢者等の要配慮者や中高層住宅への水の運搬支援方策を定める。
- オ 継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにする。
- カ 応急給水実施に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにする。

その他の詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第14節「給水計画」に定める。

(4) 義援物資の供給

- ア 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県 に対し、要請を行う。
- イ 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市町村ホームページ等を通じて情報発信する。

第8節 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画

担当部署|保健福祉部・子ども部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、地震災害時における、高齢者等の要配慮者の安全を確保する方策について定める。

1 要配慮者安全確保体制

市長は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実状に応じた配慮を行い、自主防災会、民生委員・児童委員等に協力を要請し、安全確保を図るとともに、必要な支援を行う。

2 要配慮者利用施設利用者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入れ先の確保

市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し利用者等を安全に搬送するため救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3)食糧,飲料水及び生活必需品等の調達

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4)介護職員等の確保

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

被災した施設利用者や他の施設等に避難した利用者に対して、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

3 要配慮者(避難行動要支援者)に対する安全確保対策

(1) 安否確認, 救助活動

避難行動要支援者名簿等を活用し、自治会、自主防災組織を中心に、民生委員・ 児童委員、近隣住民、社会福祉協議会、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に 取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動をあらかじめ定める避難行動 要支援者支援マニュアル等に基づき、適切に実施する。

(2) 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送手段として,近隣住民,自主防災組織等の協力を得ると ともに,救急自動車や社会福祉施設所有又は地域支援者等の自動車により行う。ま た,これらが確保できない場合,県等が確保した輸送車輌により,避難行動要支援 者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・ 朗読・手話・要約筆記の奉仕員及び災害ボランティア等の協力を得てチームを編成 し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など状況調査を実施す るとともに、保健・医療・福祉サービス等の情報を随時提供する。また、一般の避 難所での生活が困難な場合は、市長は、福祉避難所を速やかに開設し、受け入れる 体制を整える。

(4) 食糧, 飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

食糧,飲料水,生活必需品等を確保するとともに,自主防災組織や民生委員・児 童委員,ボランティアの協力を得て,要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市及び県は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームへルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市及び県は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に 応じる。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、県または(公財)茨城県国際交流協会に語学ボランティアの協力を要請する。広報車、防災行政無線などを活用し、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認及び救助活動

警察,近隣住民,自主防災組織,語学ボランティアなどと連携し,外国人の安否確認をすると共に,救助活動を行う。

(3)情報の提供

災害の状況について、外国語による情報の提供を行い、外国人市民の不安解消を 図る。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、(公財)茨城県国際交流協会内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設する。また、市及び県は、「相談窓口」のネットワークを図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5 帰宅困難者対策計画

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の 周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係 る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市及び企業等は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、衛生用品、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3)情報提供

市は,交通事業等との連携を図り,鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を 把握し,関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築する。

第9節 応急教育計画

担当部署 | 教育委員会・市民生活部

この計画は、地震災害により教育施設等が被災した場合の児童、生徒等の安全確保及び応急的な学用品の給与並びに応急教育等について定める。

1 児童、生徒等の安全確保

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、学校長に対し、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達し、必要な措置を指示する。詳細については、本市計画風水害等対策計画編第3章第25節「応急教育計画」1情報等の収集・伝達を準用する。

2 教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等喪失または毀損した小・中学校及び特殊教育学校等の 児童生徒等に対して学用品等を給付する。また,自らの給付・実施が困難な場合には, 県に実施・調達の応援を要請する。

詳細については、本市計画風水害等対策計画編第3章第25節「応急教育計画」4 学用品の調達・給与を準用する。

第10節 事後処理対策計画

担当部署 建設部・経済環境部・保健福祉部・市民生活部・広域消防本部

この計画は、地震災害による清掃・防疫・障害物の除去及び行方不明者の捜索等、 事後処理の方策について定める。

1 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ,不燃性ごみ,可燃性ごみ,し尿等)や倒壊物・ 落下物等による障害物の発生,並びに感染症等の発生は,市民の生活に著しい混乱を もたらす。

このため、特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体、がれき処理等の活動を迅速に行い、市民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

(1)清掃

アごみ処理

(ア) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

(イ) 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

(ウ) 処理対策

- a 市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況 把握に努める。
- b 市民への広報

市は、速やかに仮置場及び収集日時を定めて市民に広報する。

c 処理の実施

市は、市民によって集められた仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

イ し尿処理

(ア) し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。 このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし 尿排出量を推計するとともに,作業計画を策定する。

(イ) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(ウ) 処理対策

a 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の 汲み置き等による生活用水の確保などを指導する。

c 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

d し尿処理の広域応援体制

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、 災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

(2) 防疫

ア 防疫組織の設置

市は、健康推進班が防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

イ 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後、県、気象庁、警察等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また,適切な防疫措置を講じるため,被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに,避難所感染症サーベイランスシステムを活用し,定期的な状況の把握に努める。

ウ 防疫計画及び対応策

市及び県は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

エ 消毒薬品・器具機材等の調達

市及び県は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

オ 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

カ 患者等の措置

市は、被災地において、感染症法に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

キ 予防教育及び広報活動の実施

市及び県は、平常時から災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

ク 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をひたちなか保健所長に報告する。

ケ 医療ボランティア

市及び県は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に対し、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(3) 障害物の除去

ア 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を 最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

ウ 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川,港湾及び漁港管理者は,所管する河川,港湾,漁港区域内の航路等について沈船,漂流物等障害物の状況を把握し,船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

2 行方不明者の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡している と推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等 の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

(1) 行方不明者等の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡 していると推定される行方不明者等を、消防職員、消防団員、自主防災組織をはじ めとする地元ボランティア等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対 し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は、市長がひたちなか市医師会等の協力を得て実施するものとするが、 災害救助法が適用されたときは、知事及び市長が行う。遺体が多数にのぼる等、市で 対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、近隣市町村及びその他防災関係 機関に応援を要請し、県内での対応が困難な場合は、県は近隣県に応援の要請を行う。

また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

ア 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班 (県及び日本赤十字社茨城県支部が組織する)は、人心の安定上、腐敗防止又は識 別作業上必要な措置である、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時 保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

イ検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、救護班が実施する。ただし、遺体が多数の場合等により救護班単独で十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 遺体の収容(安置),一時保存

検視、検案を終えた遺体は、遺体収容所に収容する。

(ア)遺体収容所(安置所) の設置

市は、被害地域の周辺の適当な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(イ) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、 ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保 に努める。

(ウ) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(エ)身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を 作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(オ) 周辺市町村への協力

被害が集中した市町村においては、遺体の収容・収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は設置・運営に協力する。

(3)遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適 用時に県が自ら行うことを妨げない。

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県は、周辺市町村に対して遺体の 火葬受入れを要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行 う。身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が 判明し次第、遺族に引き渡す。

第11節 応急復旧計画

担当部署 | 企画部・経済環境部・建設部・都市整備部・水道事業所・市民生活部

この計画は、地震により被災した建築物、土木施設及びライフライン施設を応急復旧する方策について定める。

1 建築物の応急復旧

市及び県は、地震の発生により破損、また耐震性が低下した建築物については、余 震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」とい う。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

また,市長は,災害のために住家が滅失した被災者のうち,自らの資力で住宅を確保できない市民に対し,仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していく。

(1) 応急危険度判定等

ア 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の応援派遣を県に要請する。

(2) 被災建築物応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は 3日間を限度に判定作業を行う。
- (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。
- イ 判定の指揮, 監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本 建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造 の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い,外部から判定が可能な場合には,内部の調査を省略する。
- (3)被災宅地危険度判定活動
- ア 判定の基本的事項
- (ア) 危険度判定は、被災した市が行うものとする。
- (イ) 判定結果の責任については、市が負う。
- イ 判定の指揮,監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- (イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を 行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
- (4) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

詳細については、本計画風水害等対策計画編第3章第16節「応急仮設住宅の建 設及び住宅の応急修理計画」に定める。

2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難,救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め,道路, 鉄道等の交通施設,河川及びその他公共土木施設は,市民の日常生活及び社会,経済 活動,地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急復旧体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

(1) 道路の応急復旧

ア 応急措置

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視を実施するとともに、地域住民からの道路情報の収集に努め、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路については、最優先に復旧作業を行う。

(2)港湾,漁港の応急復旧

ア 被害状況の把握

港湾,漁港の管理者は、水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

イ 応急措置の実施

港湾,漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

ウ 復旧作業の実施

港湾,漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用に配慮し、計画的に被災施設の 復旧工事を実施する。

3 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川施設の応急復旧

河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を導入して内水の排除に努める。

(2) 農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は,被害状況を速やかに調査し,応急 復旧に努める。

ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、 受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、 点検を行う。

イ 用水の確保

受益土地改良区等は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。 ウ 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については,可搬ポンプを確保し, 優先的に排水を行う。

エー農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

4 ライフライン施設の応急復旧

上下水道,電力,ガス及び電話等のライフライン施設は,市民の日常生活及び社会, 経済活動,また,地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において 重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態となる。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備し、また、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

(1) 上水道施設の応急復旧

ア 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

水道事業管理者は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市単独では作業が困難な場合は、県に対し 協力を要請する。

(イ) 応急復旧の行動指針

水道事業管理者は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、社会福祉施設、高齢者施設等への配水管については、優先的に作業を行うものとする。

- a 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- b 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要がある基 幹施設や避難所等への配水管網を明らかにする。
- c 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際,被 災して集合できない職員があることを想定する。
- d 被災状況の調査,把握方法を明らかにする。
- e 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- f 応急復旧の公平感を確保するため復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期 の広報等,応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(ウ) 応急復旧作業の実施

- a 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、 復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急仮配管を行い、給水 を行う。
- b 上水道施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理 するとともに、特に浸水地区等で汚濁水等が流入するおそれがある場合は、水 道の使用を一時停止するよう市民に周知する。
- (エ) 応急復旧資機材の確保

水道事業管理者は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、 メーカーや各工事会社等に協力を要請する。

(オ) 広報の実施

水道事業管理者は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

- (2) 下水道施設の応急復旧
- ア 下水道停止時の代替措置
- (ア) 緊急汲取りの実施

市は, 便槽等が使用不能となった地域に対し, 応急的に部分汲取りを実施する。

(イ) 仮設トイレの設置

市は、避難所、避難所等に仮設トイレを設置する。また、近年普及が進んでいるマンホールトイレについても施工を検討する。

イ 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、下水道事業業務継続計画に基づき速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市単独では作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

- (イ) 応急復旧作業の実施
- a 下水管渠

管渠,マンホール内部の土砂の浚渫,止水バンドによる圧送管の止水,可搬式ポンプによる下水の送水,仮水路,仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

b ポンプ場,終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、 機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被 害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響がでた場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

c 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

担当部署 総務部、保健福祉部、経済環境部、建設部

大規模な地震災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び茨城県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

- (1) 災害 中慰金及び災害障害 見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 風水害等対策計画編第4章第1節第2「災害 中慰金等の支給及び災害援護資金 等の貸付」を準用する。
- (2) 災害見舞金の支給 風水害等対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金 等の貸付」を準用する。
- (3) 生活福祉資金の貸付 風水害等対策計画編第4章第1節第3「生活福祉資金」を準用する。
- (4)農林漁業復旧資金風水害等対策計画編第4章第1節第4「農林漁業復旧資金」を準用する。
- (5) 中小企業復興資金 風水害等対策計画編第4章第1節第5「中小企業復興資金」を準用する。
- (6) 住宅復興資金 風水害等対策計画編第4章第1節第6「住宅復興資金」を準用する。

2 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

国税等の徴収猶予及び減免の措置及び公共料金の特例措置については、風水害等対策計画編第4章第1節第7「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

3 住宅建設の促進

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行い、市で対応が困難な場合は県に災害公営住宅の建設を要請する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(1)建設計画の作成

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

(2) 事業の実施

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

(3) 入居者の選定

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

4 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1)被害状況の把握及び被災世帯の認定

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」,第10 「り災証明書の発行」を準用する。

(2) 支援法の適用基準

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(3) 支援法の適用手続き

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(4) 支援金の支給額

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(5)支援金支給申請手続き

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(6)支援金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧

担当部署 全部署

1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える 事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

(1) 災害復旧事業計画の作成

風水害等対策計画編第4章第2節第1「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置 の調整」を準用する。

(3) 災害復旧事業の実施

風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置 の調整」を準用する。

2 災害廃棄物の処理

地震被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

その他詳細については、風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

担当部署 全部署

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興・復旧が円滑に行われるよう努める。激甚災害指定の手続き及び基準等は、風水害等対策計画編第4章第3節「激甚災害の指定」を準用する。

第4節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画

担当部署 全部署

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。また、大規模な地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は,市民や企業,その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。 これを効果的に実施するためには,被災後速やかに復興計画を作成し,関係する主体 との調整及び合意形成を行い,計画的な復興事業を推進する。

1 事前復興対策の実施

風水害等対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」を準用する。

2 復興対策本部の設置

風水害等対策計画編第4章第4節第1「災害復興対策本部の設置」を準用する。

3 復興方針・計画の策定

風水害等対策計画編第4章第4節第2「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

4 復興事業の実施

風水害等対策計画編第4章第4節第3「災害復興事業の実施」を準用する。

【津波災害対策計画編】

第1章総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が策定する計画であって、市内の津波災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における津波による災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の基本方針

本計画は、主として津波によるものを対象としているが、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、「ひたちなか市地域防災計画地震災害対策計画編(以下「地震災害対策計画編」とする。)」では、主として揺れによるものを対象としている。しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

また,本計画の運用にあたり,規定のない事項については,「ひたちなか市地域防災計画風水害等対策計画編(以下「風水害等対策計画編」とする。)」及び「地震災害対策計画編」に規定する事項に準拠するものとする。

津波災害対策計画の基本方針は、次のとおりとする。

- 1. 東日本大震災の教訓を踏まえ,同震災クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
- 2. 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たと え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応 急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3.「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- 4. 市,県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

第3節 災害の想定

1 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては,以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (L2津波)
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもた らす津波(L1津波)

2 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難所・避難路・避難階段等の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

3 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

第4節 国内の津波被害の歴史(茨城県地域防災計画から抜粋)

1 明治以前の津波を伴った地震

発震年	月日	震央の位置		マグニ	***
西曆	日本暦	北緯	東経	チュード	被害摘要
799. 9. 18	延暦 18.8.11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に 津波,早朝より夕刻まで約15回。波は平常の 汀線より1町(約110m)の内陸に達し,平常 の汀線より20余町(約2.2km)の沖まで水が 引いた。
869. 7. 19	貞観 11.5.26			M≒8. 3	東北地方三陸沿岸で、城郭・倉庫・垣壁な ど、崩れ落ち倒壊したものが無数にあった。 溺者約1千人。
1420. 9. 7	応永 27.7.20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄す ること4時間に9回。地震記事なし。
1677.11. 4	延宝 5.10.9	35° 5'	142° 0'	M≒8. 0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550(あるいは487)軒,死・不明130余(あるいは189)。水戸領内で潰家189,溺死36。舟破損または流失353。房総で倒家233余,溺死246余。奥州岩沼領で流家490余,死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1703. 12. 31	元禄 16.11.23	34° 7'	139° 8'	M≧8.1	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく倒壊家屋8千以上,死者2300人以上。津波が犬吠埼から下田沿岸を襲い,溺死者数千人。

最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001 (宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用)

2 明治以後の津波を伴った地震

発震年	月日	震央の位置		マグニ	http://doi.org/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001/10.1001
西暦	日本暦	北緯	東経	チュード	被害摘要
1896. 1. 9	明治 29. 1. 9	36° 30'	141° _'	7. 3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家 屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被 害があった。弱い津波あり(周期8分)。
1896. 6. 15	明治 29. 6. 15	39° 5'	144° —	8. 2	明治三陸地震。 震害はなく,津波が北海道から牡鹿半島の沿 岸に襲来し,死者 21,959,家屋の流出・全 半壊1万戸以上。
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	35° 19'	139° 8'	7.9	関東大地震。 全潰 128, 266。半潰 126, 233。焼失 477, 128。津波による流出 868。死者 99, 331。負傷 103, 733。行方不明 43, 476。茨 城県の被害は死者 5名, 負傷 40名, 全潰 517, 半潰 681。

発震年	月日	発震症	————— 年月日	マグニ	
西暦	西曆	北緯	東経	チュード	被害摘要
1933. 3. 3	昭和 8.3.3	39° 7'	145° 7'	8. 1	昭和三陸地震。 震害は少なく,津波による被害が甚大。三陸 沿岸の溺死者・行方不明者 3064,流出家屋 4034,倒壊 1817 浸水 4018。
1938. 5.23	昭和 13. 5.23	36° 34'	141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く,煉瓦煙突の折損,壁落,壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し,磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 11. 5	昭和 13.11.5	36° 56'	141° 55'	7. 5	福島県東方沖の地震。福島県で死1,傷9,住家全潰4,半潰29,非住家全潰16,半潰42,その他小崖崩れ,道路の亀裂,鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害,津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1952. 3. 4	昭和 27.3.4	41° 42'	144° 9'	8. 2	十勝沖地震。 北海道南部・東北北部で被害。死者 28, 行 方不明者 5, 家屋全壊 815, 半壊 1324, 流出 91。津波は関東地方まで及んだ。
1960. 5. 23	昭和 35. 5. 23	38° 17' (南緯)	73°3' (西経)	9. 5	チリ地震。 5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津 波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本 全体で死者・行方不明者142,家屋全壊1500 余,半壊2000余。
1987. 12. 17	昭和 62.12.17	35° 23'	140° 30'	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子,勝浦,千葉で震度5であった。被害の とくに大きかったのは山武郡,長生郡,市原 市など。千葉県で死者2人,負傷者144人, 住家全壊16,半壊102,一部破損71,212。 茨城県で負傷者4,住家一部破損1,259。
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	38° 6′	142° 52′	9. 0	東日本大震災 宮城県北部で最大震度7,東北から関東にかけて,震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。人的被害:死者18,493,行方不明2,683,負傷者6,217。 住宅被害:全壊128,801,半壊269,675,一部損壊756,794(平成25年3月現在)(本市の状況)本市では,震度6弱を観測。津波,最大4.0mを観測。人的被害:死者2名,行方不明者0名,負傷者28人。物的被害:全壊195棟,半壊1,165棟,一部損壊7,141棟,床上浸水344棟,床下浸水184棟,火災1件(平成25年2月現在)

注:1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。被害摘要は2004年から消防庁による。

第2章 災害予防計画

第1節 津波防災計画

担当部署 | 全部署

1 津波に強いまちの形成

市及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会 経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想 定を設定するものとする。

市,県及び各施設管理者は,施設整備,警戒避難体制,土地利用等が有機的に連携 した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画,できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保,建築物や公共施設の耐浪化等により,津波に強いまちの形成を図るものとする。なお,事業の実施にあたっては,効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機 的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大ク ラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

2 海岸保全施設等の整備

各施設管理者は、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1)海岸堤防·防潮堤,防潮水門等海岸保全施設,防波堤等港湾施設及び漁港施設,河川堤防等河川管理施設,海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに,各施設については,地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう,耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門等の自動化や遠隔操作化を図るとともに、水門等が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4)海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、 その応急復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとっておくとと もに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

3 避難関連施設の整備

(1) 避難所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、 避難所の整備を行う。避難所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、でき るだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によ ってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、 避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮 のための工夫・改善に努めるものとする。

- ア 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるため の避難路となるよう配慮する。
- イ 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

4 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

市,県及び各施設管理者は,行政関連施設,要配慮者に関わる施設等については,できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし,やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には,以下の対策を図るものとする。

- ア 建築物の耐浪化
- イ 非常用電源の設置場所の工夫
- ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津 波災害対策に万全を期すものとする。

- (2) 浸水危険性の低い場所(高台)への誘導
- (1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所(高台)への誘導を図るものとする。

5 ライフラインの耐浪化

電力,電話,ガス,上下水道等のライフライン施設は,住民の避難,安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから,ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに,系統多重化,拠点の分散,代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(2) 電力施設

電力施設については、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、 やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を 図るよう努めるものとする。

(3) 水道施設

水道施設については、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、 やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。 (4)下水道施設

ひたちなか市下水浄化センターの放流きょが浸水予測範囲に含まれていることから,下水道総合地震対策計画において定めている耐津波性能を満たすよう必要に応じ維持改修を行うものとする。

また,河川支流等への逆流を防ぐために必要に応じて水門等を開閉すべく,事前に 各設備に係る操作規則を策定し災害時に備えるものとする。

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節3「ライフライン施設 の耐震化の推進」を準用する。

6 危険物等施設の安全確保

市,広域消防,県及び各施設管理者は,石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保,護岸等の耐津波性能の向上,緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節4「危険物等施設の安全確保」を準用する。

第2節 津波防災教育・訓練計画

担当部署 市民生活部,教育委員会

1 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(1) 住民への防災教育

ホームページや SNS などを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じて、住民に対し、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識

- ・本市に限らず沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき 又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことな く迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたら、迷うことなく迅速かつ自 主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

イ 津波の特性に関する情報

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも,第二波,第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から 場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地 地震の発生の可能性があることなど
- ウ 津波に関する想定・予測の不確実性
- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど
- エ 家庭での予防・安全策等
- ・1週間程度の食料,飲料水,携帯トイレ,トイレットペーパー等の備蓄,非常持出品(救急箱,懐中電灯,ラジオ,乾電池等)を準備すること
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策を講じること
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制や避難経路の取決め

- オ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動,緊急避難場所や避難所での 行動
- ・「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は直ちに避難すること
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報を見聞きしたら速やかに避難することなど
- (2) 児童生徒への防災教育

ア 継続的な防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、内陸部の学校等においても、津波に関する正しい知識を身に付けるための防災教育を実施する必要がある。

イ 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

2 津波ハザードマップの充実、活用

(1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

市は、県が設定した津波浸水想定を踏まえて、避難所、主な避難路等を示す津波ハザードマップ等を配布し、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続きの際にハザードマップ等を渡し、区域内の全 ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう,その内容を十分検討するとともに,土地取引における活用等を通じて,その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(3) 掲載内容の充実

市は、津波ハザードマップの作成にあたっては、津波・高潮ハザードマップ研究会 (事務局: 内閣府等)が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予想区域、避難所、主な避難路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

市は、想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、 住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内 容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

市は、沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣りなどのレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の主な避難経路や避難所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

3 避難誘導標識等による啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域、標高、避難所や主な避難路などを、電柱、看板等に表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。また、市は、市内の海岸域の電柱に標高表示をし、浸水想定区域や避難所、主な避難路などを示した看板を設置する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、避難行動要支援者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また,本市には,阿字ヶ浦海水浴場,平磯海水浴場,那珂湊お魚市場等,多くの観光客や海水浴客が訪れることから,観光事業者等と連携のもと,その避難を踏まえた訓練についても定期的に実施するものとする。

その他については、地震災害対策計画編第2章第6節2「防災訓練」を準用する。

第3節 災害発生直前対策計画

担当部署 全部署

1 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示等の伝達体制の確保

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な 発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示 等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模 と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 伝達手段の多重化, 多様化

市は、さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話(緊急速報メール等)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(3) 住民等への伝達内容の検討

市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、 緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるもの とする。

(4) 津波地震や遠地地震への対応

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 安全な津波監視のための対策

市,国,県等,各施設管理者は,住民や関係機関に対する情報伝達及び避難指示等の範囲検討にあたり,発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても沿岸域における津波襲来状況を把握できるよう,監視カメラを用いた津波監視システム等を活用した安全な監視体制の構築に努める。

2 住民等の避難誘導体制

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は、具体的な想定や訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の 策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、津波 ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難所や避難路・避難階段等の整 備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

興行場,駅,その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津 波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、 多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が 発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを 原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行 うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

イ 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の 状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避 難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。 検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

ウ 避難誘導を行う者の安全の確保

市職員、消防職団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられた場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

エ 避難行動要支援者等の避難誘導

・避難行動要支援者の情報把握, 共有等

市は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を 行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要 支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し、登録者一人ひとりの避難誘導計画である個別避難支援計画を作成する等、普段から警察、消防署、自主防災組織や民生委員・児童委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また,病院及び社会福祉施設は,津波発生時に備え,入院患者や利用者等の避難 手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに,定期的な避難訓練の実施に努め るものとする。

・避難行動要支援者等の避難後の支援

避難行動要支援者等が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、災害前から受け入れ施設を確保し、必要に応じて社会福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

オ海水浴客等の避難誘導

・情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋 外スピーカーや携帯電話の緊急速報メールを利用するなど、津波に関する情報を多 様な手段で確実に伝達するための対策を図るものとする。

・ 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法(避難路・避難所)及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

3 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

津波対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市・県及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

(1)情報通信ネットワークの整備

地震災害対策計画編第3章第3節「災害情報の収集・伝達計画」,風水害等対策計画編第3章第5節「通信連絡計画」を準用する。

(2)対策に携わる組織の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

(3) 相互応援体制の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

(4) 防災組織等の活動体制の整備

地震災害対策計画編第2章第1節「防災組織体制の整備計画」を準用する。

4 被害軽減のための備え

津波による被害を最小限に抑える、津波発生後の消防活動や救助・救急活動、津波 災害発生後の緊急輸送経路の確保、被災者支援を迅速かつ円滑に実施しするめに、それぞれについて事前対策を図るものとする。

(1) 消火活動, 救助・救急活動への備え

地震災害対策計画編第2章第5節2「消火活動、救助・救急活動への備え」を準用する。

(2) 医療救護活動への備え

地震災害対策計画編第2章第5節3「医療救護活動への備え」を準用する。

(3) 緊急輸送への備え

ア 緊急輸送道路の指定

地震災害対策計画編第2章第5節1「緊急輸送への備え」を準用する。

イ 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された各施設の管理者は、地震対策計画や防災業務計画等の 各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の 整備を行う。

また、津波による通行不能(津波被害、津波警報の継続)を想定した、緊急輸送 道路を補完する代替ルート確保のための道路整備を行う。 その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第5節1「緊急輸送への備え」を準用する。

5 被災者支援のための備え

地震災害対策計画編第2章第5節4「被災者支援のための備え」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

担当部署|市民生活部

風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

第2節 動員計画

担当部署 市民生活部

風水害対策編第3章第2節「動員計画」に定めるところによる。

第3節 津波情報の収集・伝達計画

担当部署 市民生活部・広域消防本部

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

1 津波警報・注意報の収集・伝達

本県沿岸(津波予報区: 茨城県) に津波襲来のおそれがある場合は, 気象庁より津波警報・注意報が発表されるので, 各関係機関は沿岸の住民, 船舶等に迅速かつ正確に伝達し, 被害の発生を最小限に食い止める。

(1) 津波警報・注意報の伝達

気象庁本庁と水戸地方気象台からの津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に津波警報・注意報を伝達するものとする。

(2) 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(JーALERT)、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話(緊急速報メール等)等のあらゆる情報伝達手段を活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

(3) 発表基準と伝達内容

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分程度)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注

意報を, 津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

<津波警報・注意報の種類>

	へ 洋波言報・注息報の性類/						
		発表される津	波の高さ				
種		数値での発表	巨大地震	 想定される被害と			
類	発表基準	(津波の高さ予	Ø	取るべき行動			
750		想の区分)	場合の発	松の「〇日勤			
			表				
		10m超		木造家屋が全壊・流失し、人			
		(10 m < 予想高		は津波による流れに巻き込ま			
大	予想される津	さ)		れまる。沿岸部や川沿いにいる			
津	波の高さが高	1 0 m		人は、ただちに高台や避難ビル			
波	いところで3	(5m<予想高さ	巨大	など安全な場所へ避難する。			
警	mを超える場	≦10m)					
報	合	5 m					
		(3m<予想高さ					
		≦5m)					
	予想される津	3 m		標高の低いところでは津波			
津	波の高さが高	(1m<予想高さ		が襲い、浸水被害が発生しま			
波	ひところで1	≦ 3m)	高い	す。人は津波による流れに巻き			
警	mを超え、3		let) 4	込まれる。沿岸部や川沿いにい			
報	m以下の場合			る人は、ただちに高台や避難ビ			
	1112/ 1 02/10/11			ルなど安全な場所へ避難する。			
	予想される津	1 m		海の中では人は速い流れに			
	波の高さが高	(0.2m≦予想高		巻き込まれ、また、養殖いかだ			
津	いところで	さ≦1m)		が流失し小型船舶が転覆する。			
波	0.2m以上、			海の中にいる人はただちに海			
注	1 m以下の場		(表記し	から上がって、海岸から離れ			
意	合であって、		ない)	る。			
報	津波による災						
11/	害のおそれが						
	ある場合。						
	с, о <i>т</i> по						

※津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても 長い揺れがあったら、すぐに避難を開始すること。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をすること。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここな ら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続けること。

(4) 住民等への伝達

市は、津波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に 呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

その際,広報手段として,防災行政無線(屋外放送塔,戸別受信機)を使用するほか,県防災へリコプター,広報車,ハンドマイク,緊急速報メール等を併用するものとし,伝達手順について事前に作成しておくものとする。なお,広報にあたり,鐘またはサイレンを用いる場合は,その標識は次のとおりとする。

伝達のため使用する鐘音及びサイレン音は次による。(昭和 51.11.16 気象庁告示第 3 号)

① 津波注意報

無数の番粕	標	識	
標識の種類	鐘 音	サイレン音	
津波注意報標 識	(3点と2点の斑打) ●●● ●●	(約 10 秒) (約 2 秒)	
津波注意報及び 津波警報解除標 識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●	(約10秒) (約1分) (約3秒)	

② 津波警報

西沙の		標	識	
標識の種類	鐘	音	サイレン音	
	(2)	占)	(約5秒)	
津波警報標識		~~ - ● ••	0~0—	
	0-0 0-0 0-0		(約6秒)	
			(約3秒)	
大津波警報	(連	点)	040-	
標 識	●	-●●	(短声連点)	
			(約2秒)	

(5) 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

(6) 住民等の対応

強い地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、 急いで安全な場所に避難する。

2 津波情報の収集・伝達

大津波警報・津波警報・注意報が発表されると、気象庁から津波情報が発表され 津波に関する詳細な情報が得られるので、関係機関は本情報を必要な機関に伝達す ることとする。

(1)津波情報

気象庁では、津波注意報または津波警報が発表されたとき又はその他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるときに、津波情報を発表する。

<津波情報の種類と内容>

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想 される津波の高さに関す る情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津 波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到 達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する 情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測 値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを 津波予報区単位で発表

(2) 津波予報

気象庁では、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下 の内容を津波予報で発表する。

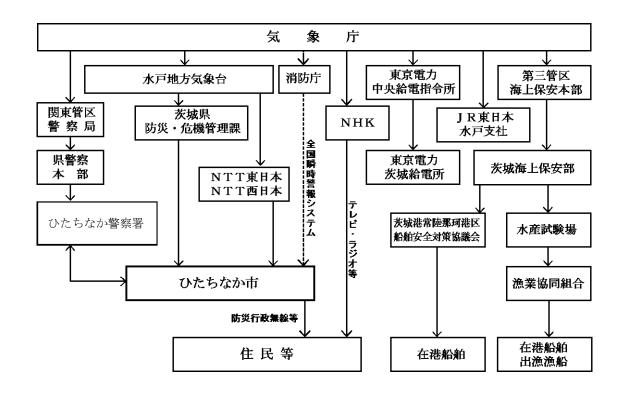
<津波予報が発表される場合と内容>

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の
予想されたとき	心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続
変動が継続するとき	する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、
	海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を
	発表

3 津波情報の伝達系統及び措置

(1) 伝達系統

気象庁本庁と水戸地方気象台からの津波警報・注意報は次の伝達経路により通報される。



(2) 各機関の措置

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。 また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。 さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図(県内 1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図)を防災情報提供システムが配 備された関係機関に提供する。

イ 県における措置

津波警報等について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直 ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。

ウ 市における措置

市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や県防災情報システム等を活用し、情報の速やかな入手と伝達を行い、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。また、市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

エ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県警察本部(警備課)が受領し、警備 課長は関係各警察署に通知するものとする。

オ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

カ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ 放送に留意し、さらに市、県と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して 情報の周知徹底を図るものとする。

(3)地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対策に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等	発表基準	内容
の種類		
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合	地震発生後 30 分程度を目途
(速報版)	大津波警報,津波警報,津波	に、防災関係機関の初動対応に
	注意報発表時	資するため、津波警報等の発表
	・震度4以上	状況,震度分布,地震・津波の
	(但し, 地震が頻発している場	情報,防災上の留意事項等をと
	合,その都度の発表はしない。)	りまとめた防災関係機関向けに

		提供する資料。
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合	地震発生後 1~2 時間を目途
(詳細版)	·大津波警報,津波警報,津波	に、地震や津波の特徴を解説す
	注意報発表時	るため、より詳しい状況等を取
	震度5弱以上	りまとめ、震度解説資料(速報
	社会的に関心の高い地震が発	版)の内容に加えて、防災上の
	生	留意事項やその後の地震活動の
		見通し、津波や長周期地震動の
		観測状況,緊急地震速報の発表
		状況,周辺の地域の過去の地震
		活動など関連する情報を編集し
		た資料。
管内地震	· 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図
活動図		の作成,その他防災に係る活動
		を支援するために、毎月の地震
		活動の状況をとりまとめた地震
		活動の傾向等を示す資料。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ,海面の急激な低下等,災害が発生するおそれがある異常現象を発見した 者は,直ちにその旨を市長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければなら ない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

その他詳細については、地震災害対策編第3章第3節2「災害情報の収集・伝達 計画」を準用する。

第4節 被害軽減対策・応急医療計画

担当部署 全部署

災害発生後,火災や浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動 を行うとともに,負傷者に対し必要な医療活動,消火活動を行う。

1 救急・救助活動

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

2 医療活動

地震災害対策計画編第3章第6節「応急医療計画」を準用する。

3 消火活動

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

4 水害防止活動

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。。

5 海上災害対策活動

地震災害対策計画編第3章第4節「被害軽減対策計画」を準用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急,医療又は消火活動を実施する各機関は,職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また,消防機関は,必要に応じて,消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 避難計画

担当部署 全部署

災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民や観光客等を安全に誘導して未然に被害を食い止めるものとする。

1 避難指示・高齢者等避難情報

地震災害対策計画編第3章第4節第1「避難指示・誘導」,風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

2 警戒区域の設定

風水害等災害対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

3 避難の誘導

地震災害対策計画編第3章第4節第1「避難指示・誘導」,風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」を準用する。

4 避難所及び被災者の把握等

津波のおそれのある場合又は発生した場合,被災者を速やかに避難誘導し,安全な避難所に収容することにより,当面の居所を確保する。

また、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災者状況を十分に把握し それに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に 行う。

(1) 被災者, 疎開者, 自宅被災者の把握

地震災害対策計画編第3章第7節第1「被災者の把握」を準用する。

(2) 避難所の開設, 運営

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

(3) 広域的避難収容

市は,災害の規模,被災者の避難,収容状況,避難の長期化等に鑑み,被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所等への収容が必要であると判断した場合には,必要に応じて,国において設置した非常災害対策本部,又は緊急災害対策本部を通じて,若しくは避難収容関係省庁(警察庁,防衛省,厚生労働省,国土交通省,消防庁),又は県に広域避難収容に関する支援を要請する。

避難収容関係省庁及び県は、非常災害対策本部等が作成した広域的避難収容実施計画に基づき、広域的避難収容活動を実施する。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

流言, 飛語等による社会的混乱を防止し, 民心の安定を図るとともに, 被災地の住民等の適切な判断と行動を助け, 住民等の安全を確保するためには, 正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達, 広報活動が重要である。また, 住民等から, 問い合わせ, 要望, 意見などが数多く寄せられるため, 適切な対応を行える体制を整備する。

詳細については、風水害等対策計画編第3章第34節「被災者生活支援計画」を準用する。

第6節 物資調達・供給活動計画

担当部署 | 企画部・保健福祉部・経済環境部・水道事業所・市民生活部

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を 調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

1 食料の供給

風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」を準用する。

2 生活必需品の供給

風水害等対策計画編第3章第13節「生活必需品等供給計画」を準用する。

3 応急給水の実施

風水害等対策計画編第3章第14節「給水計画」を準用する。

第7節 要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画

担当部署 保健福祉部・子ども部・市民生活部・広域消防本部

災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

1 要配慮者利用施設の安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」,風水害等対策計画編第3章第15節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」を準用する。

2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」,風水害等対策計画編第3章第15節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」を準用する。

3 外国人に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第8節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」,風水害等対策計画編第3章第15節「要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画」を準用する。

第8節 事後処理対策計画

担当部署 全部署

1 保健衛生

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

(1) 避難所生活環境の整備

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

(2) 健康管理

地震災害対策計画編第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

(3) 精神保健, 心のケア対策

地震災害対策計画変第3章第7節第2「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

2 防疫及び遺体処理等

災害後の感染症の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。 このため防疫活動を迅速に実施し、地域住民の保健衛生を積極的に推進する。また、 災害の際に死亡した者について、死体識別等の処理を行い、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

(1) 防疫

風水害等対策計画編第3章第18節「防疫計画」, 地震災害対策計画編第3章第 10節第1「清掃・防疫・障害物の除去」を準用する。

(2) 行方不明者等の捜索

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画」, 地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の捜索」を準用する。

(3)遺体の処理

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画」, 地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の捜索」を準用する。

(4) 遺体の火葬

風水害等対策計画編第3章第21節「行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画」, 地震災害対策計画編第3章第10節第2「行方不明者の捜索」を準用する。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動計画

担当部署 全部署

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

1 社会秩序の維持

市,県及び県警等防災関係機関は、自主防犯組織等と連携し、被災地に限らず、 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー 攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑 制に努める。

また,被災地付近の海上においては,海上保安庁が巡視船艇を配備し,速やかな 安全確保に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

市, 県及び国は, 生活必需品等の物価が高騰しないよう, また, 買い占め・売り惜しみが生じないよう, 監視するとともに, 必要に応じ指導等を行うものとする。

第 10 節 応急復旧及び二次災害の防止活動

担当部署 全部署

1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等,及び二次災害を防止する ための国土保全施設等に加え,被災者の生活確保のため,ライフライン及び公共施 設等の応急復旧を迅速に行う。

(1) 土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節2「十木施設の応急復旧」を準用する。

(2) その他土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節3「その他土木施設の応急復旧」を準用する。

(3) 上下水道施設・電力施設・電話施設等の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第11節4「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

(4) 建築物の応急危険度判定

地震災害対策計画編第3章第11節1「建築物の応急復旧」を準用する。

(5) 住宅の応急修理

地震災害対策計画編第3章第11節1「建築物の応急復旧」,風水害等対策計画編第3章第16節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

2 二次災害の防止活動

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

(1) 水害・土砂災害対策

ア 危険箇所の点検と応急対策

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

イ 土砂災害への対応

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

ウ 土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

気象庁及び県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き

下げを実施するものとし、市は、市報、ホームページ等により、市民に広報するものとする。

(2) 高潮,波浪等の対策

市及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(3) 危険物等流出対策

地震災害対策計画編第3章第4節7「危険物等災害防止対策」を準用する。

- (4) 石油類等危険物施設・毒劇物取扱施設等の安全確保 地震災害対策計画編第3章第4節7「危険物等災害防止対策」を準用する。
- (5) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

風水害等対策計画編第2章第8節「危険物取扱施設等災害予防計画」等を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

担当部署 | 保健福祉部,経済環境部,建設部

大規模な津波災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び茨城県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

- (1) 災害 中慰金及び災害障害 見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 風水害等対策計画編第4章第1節2「災害 中慰金等の支給及び災害援護資金等 の貸付」を準用する。
- (2) 災害見舞金の支給 風水害等対策計画編第4章第1節2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等 の貸付」を準用する。
- (3) 生活福祉資金の貸付 風水害等対策計画編第4章第1節3「生活福祉資金」を準用する。
- (4)農林漁業復旧資金風水害等対策計画編第4章第1節4「農林漁業復旧資金」を準用する。
- (5) 中小企業復興資金 風水害等対策計画編第4章第1節5「中小企業復興資金」を準用する。
- (6) 住宅復興資金 風水害等対策計画編第4章第1節6「住宅復興資金」を準用する。

2 租税及び公共料金等の特例措置

津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

国税等の徴収猶予及び減免の措置及び公共料金の特例措置については、風水害等対策計画編第4章第1節第7「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

3 住宅建設の促進

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行い、市で対応が困難な場合は県に災害公営住宅の建設を要請する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(1)建設計画の作成

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

(2)事業の実施

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

(3)入居者の選定

風水害等対策計画編第4章第1節8「住宅建設の促進」を準用する。

4 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1)被害状況の把握及び被災世帯の認定

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(2)支援法の適用基準

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(3)支援法の適用手続き

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(4)支援金の支給額

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(5)支援金支給申請手続き

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(6)支援金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧

担当部署 全部署

1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える 事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

(1) 災害復旧事業計画の作成

風水害等対策計画編第4章第2節1「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

(3) 災害復旧事業の実施

風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の 調整」を準用する。

2 災害廃棄物の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生する ことから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討す る必要がある。

また,災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに,仮置場, 最終処分地を確保し,計画的な収集,運搬及び処分を図ることにより,災害廃棄物の 円滑かつ適正な処理を行う。

その他詳細については、風水害等対策計画編第4章第2節2「災害復旧事業に伴う 財政援助・助成措置の調整」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

担当部署 全部署

の指定」を準用する。

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興・復旧が円滑に行われるよう努める。激甚災害指定の手続き及び基準等は、風水害等対策計画編第4章第3節「激甚災害

第4節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画

担当部署 全部署

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 事前復興対策の実施

風水害等対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」を準用する。

2 復興対策本部の設置

風水害等対策計画編第4章第4節1「災害復興対策本部の設置」を準用する。

3 復興方針・計画の策定

風水害等対策計画編第4章第4節2「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

4 復興事業の実施

風水害等対策計画編第4章第4節3「災害復興事業の実施」を準用する。

【資料編】

資料 1 一 1 地目別土地面積

(令和4年1月1日現在 単位:k m²)

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積	99. 97	9. 27	19. 08	30. 38	6. 43	0.64	18. 48	15. 69
比 率	100.00	9. 27	19. 09	30. 39	6. 43	0.64	18. 49	15. 69

資料:資産税課

資料1-2 ひたちなか市の気象概要

			天 候	(日)		复	〔温(℃	C)	風向・風	l速(m/	S)	
						最	最	平	最	平	10 m	
区 分		n±	₽	#	雪				多	均	以	降水量 (mm)
		晴	雲	雨	当				風	風	上	(IIIII)
						高	低	均	向	速	(目)	
平成	文28年	212	121	32	1	37. 7	-4.6	14.8	北東	2. 1	146	1, 371. 5
平成	文29年	215	118	31	1	34. 6	-5.5	14. 2	北東	2.0	142	1, 136. 5
平成	30年	216	129	18	2	38. 3	-7.3	15.3	北東	2.0	139	1, 178. 0
令	和元年	223	101	39	2	35. 1	-4.7	14. 9	北東	1. 9	139	1, 428. 5
令	和2年	198	127	37	3	37. 5	-6.0	14.8	北東	1. 9	134	1, 321. 5
	1月	16	12	3	-	16.8	-2.7	5.6	北北西	1. 7	9	133. 5
	2月	18	9	2	-	18. 0	-6.0	6. 1	北北西	1. 9	10	42. 5
令	3月	18	7	3	3	23. 9	-1.7	9. 1	北北西	2. 3	17	120.0
和	4月	19	9	2	-	24.0	1.4	11.3	北東	2. 5	20	161. 0
2	5月	14	12	5	-	29. 5	7.9	18.2	南南東	2.0	11	149. 5
年	6月	13	14	3	-	32.8	16. 4	21.4	北東	1. 9	12	192. 5
	7月	2	22	7	-	31.0	16. 5	22.2	西南西	1.9	13	202. 5
の	8月	29	2	-	-	37. 5	20.0	27.0	西南西	1. 7	5	45. 5
内	9月	15	10	4	I	34. 6	13. 9	23.3	北東	2.6	18	96. 5
訳	10 月	11	15	5	-	25. 1	6.0	16. 3	北北東	1. 9	9	149. 5
	11月	20	10	-	ı	24. 7	2.8	12. 1	北北西	1. 4	5	19. 0
	12 月	23	5	3	-	15. 9	-4.9	5.3	北北西	1. 4	5	9. 5

資料: ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部

資料1-3 ひたちなか市防災会議委員構成

ひたちなか市防災会議委員

	いたらなが用	別	T
区 分	職名	住所	電話番号
会 長	ひたちなか市長	ひたちなか市東石川2-10-1	273-0111
第1号委員	関東地方整備局 常陸河川国道事務所長	水戸市千波町1962-2	240-4061
IJ	茨城海上保安部長	ひたちなか市和田町3-4-16	263-4118
第2号委員	茨城県防災・危機管理課長	水戸市笠原町978-6	301-1111
IJ	ひたちなか保健所長	ひたちなか市新光町95	265-5515
IJ	常陸大宮土木事務所長	常陸大宮市野中町3083-2	0295-52-3151
第3号委員	ひたちなか警察署長	ひたちなか市東石川897-2	272-0110
第4号委員	ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部次長	ひたちなか市笹野町2-8-1	273-0211
第5号委員	ひたちなか市副市長	ひたちなか市東石川2-10-1	273-0111
IJ.	ひたちなか市水道事業管理者	ひたちなか市阿字ヶ浦町1552-1	"
IJ	ひたちなか市市民生活部長	ひたちなか市東石川2-10-1	JJ
IJ	ひたちなか市保健福祉部長	II .	"
IJ.	ひたちなか市建設部長	II .	"
第6号委員	ひたちなか市教育長	ひたちなか市東石川 2-10-1	273-0111
第7号委員	ひたちなか市消防団長	ひたちなか市笹野町2-8-1	270-0025
第8号委員	東京電力パワーグリッド 株式会社 茨城総支社長	水戸市南町2-6-2	387-3810
IJ	日本赤十字社 茨城県支部事務局長	水戸市小吹町2551	241-4516
"	東日本旅客鉄道株式会社 勝田駅長	ひたちなか市勝田中央 1-1	272-3329
IJ.	東日本電信電話株式会社 茨城支店長	水戸市北見町8-8	224-4504
IJ.	茨城交通株式会社 勝田営業所長	ひたちなか市東石川3139-7	272-7311
第9号委員	ひたちなか市医師会会長	ひたちなか市石川町20-32	274-4313
"	陸上自衛隊施設教導隊長	ひたちなか市勝倉3433	274-3211
IJ	社会福祉法人ひたちなか市 社会福祉協議会事務局長	ひたちなか市西大島3-16-1	274-3241
"	ひたちなか商工会議所会頭	ひたちなか市勝田中央14-8	273-1371
"	常陸農業協同組合 勝田支店支店長	ひたちなか市大平1-20-1	273-3711
IJ.	ひたちなか市自治会連合会会長	ひたちなか市東石川2-10-1	273-0111

区分	職名	住所	電話番号
IJ	ひたちなか市建設業協同組合 理事長	ひたちなか市長堀町2-14-8	273-2096
IJ	ひたちなか市指定管工事業 協同組合理事長	ひたちなか市東大島3-10-17	273-8739
IJ	ひたちなか市保健推進委員 連絡協議会会長	ひたちなか市東石川2-10-1	273-0111
IJ	特定非営利活動法人 生活支援ネットワークこもれび 理事長	ひたちなか市津田2031-797	273-8897

資料1-4 ひたちなか市防災会議条例

ひたちなか市防災会議条例

平成6年11月1日 条例第17号 改正 平成11年12月22日条例第40号 平成18年3月30日条例第2号 平成23年12月28日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、ひたちなか市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) ひたちなか市地域防災計画の作成及びその実施の推進に関すること。
 - (2) ひたちなか市水防計画に関し調査審議すること。
 - (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する 事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) ひたちなか・東海広域事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 教育長
 - (7)消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が必要と認め委嘱する者

- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるもの とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか, 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な 事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成11年条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(ひたちなか市水防協議会条例の廃止)

2 ひたちなか市水防協議会条例(平成6年条例第19号)は、廃止する。

付 則(平成23年条例第25号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

資料1-5 ひたちなか市防災会議運営規程

ひたちなか市防災会議運営規程

平成6年11月1日 訓令第3号 改正 平成7年3月31日訓令第7号 平成15年3月31日訓令第6号 平成19年3月29日訓令第7号 平成20年3月28日訓令第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市防災会議条例(平成6年条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、ひたちなか市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理者)

第2条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員である副市長がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 防災会議は、会長が招集する。
- 2 会長は,防災会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。 (専決処分)
- 第4条 会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集 することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分すること ができる。
- 2 次の各号に掲げる事項については、会長において専決処分することができる。
 - (1) 災害に関する情報を収集すること。
 - (2)災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
 - (3) ひたちなか市災害対策本部設置に関すること。
- 3 前2項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。 (会議録)
- 第5条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名等を記載しなければならない。
- 2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

(委員の異動等の報告)

- 第6条 条例第3条第5項に規定する委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は、後任者の職氏名及び異動等年月日を直ちに会長に報告するものとする。 (会議の庶務)
- 第7条 会議の庶務は、市民生活部生活安全課において行う。

付 則

- この訓令は、平成6年11月1日から施行する。 付 則(平成7年訓令第7号)
- この訓令は、平成7年4月1日から施行する。 付 則 (平成15年訓令第6号)
- この訓令は、平成15年4月1日から施行する。付 則 (平成19年訓令第7号)
- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。付 則(平成20年訓令第15号)
- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

資料 1-6 ひたちなか市災害対策本部条例

ひたちなか市災害対策本部条例

平成6年11月1日 条例第18号

改正 平成8年3月28日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定 に基づき、ひたちなか市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は,災害対策本部長の命を受け,災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。
- 4 部に属すべき災害対策本部員は,災害対策本部長が指名する。 (現地災害対策本部)
- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き,災害対策副本部長,災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか,災害対策本部に関し必要な事項は,災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成8年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-7 ひたちなか市災害対策本部規程

ひたちなか市災害対策本部規程

平成6年11月1日 訓令第4号

改正 平成19年3月29日訓令第7号

(設置)

第1条 災害に際して、警戒防御、救助その他緊急措置を迅速に行うためひたちなか市役所 にひたちなか市災害対策本部(以下「本部」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 第3条 本部長は、本部を統轄する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 第4条 本部に本部付を置く。
- 2 本部付は、本部長が行う災害対策事務が円滑に処理されるように協力するものとする。
- 第5条 本部に部及び班を設け、部には部長を、班には班長を置く。
- 2 部長は、本部長の命を受け、班の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 班長は、上司の命を受け、担当事務に従事する。
- 第6条 部及び班の分掌事務並びに配置体制等は、ひたちなか市地域防災計画の定めるところによる。

(出動及び服務)

第7条 本部員は、本部長の招集又は命令によって出動し、服務するものとする。招集を受けない場合であっても、災害発生を知ったときは、ひたちなか市地域防災計画の定める編成に従い、直ちに出動し、服務しなければならない。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要なことは、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

発生年月日	
(台風名等)	県内の被害
昭和 22 年 9 月 15 日 (台風第 9 号: カスリーン台風)	9日マリアナ諸島東方海上で発生した台風第9号は,15日夜半房総半島南端をかすめて東方海上に去った。12日から15日までの水戸の総降水量は385.7 mmに達し,特に15日の21時から3時間の降雨量は最も激しく,1時間に81.7 mm,3時間に188 mmという水戸測候所(S32.9.1 水戸地方気象台に昇格)創設以来の記録的な豪雨で,那珂川上流の塩原でも516 mmの降水量を記録したのをはじめ,各地で300 mm以上の豪雨となり,那珂川をはじめ中小河川が氾濫した。県内の主な被害は,死者74名,負傷者24名,家屋被害は22,143戸(流出194戸,倒壊294戸,半壊146戸,床上浸水11,996戸,床下浸水9,513戸)に達した。農地被害は34,557ha(水田の流出204ha,冠水22,441ha,畑地の流出324ha,冠水11,588ha)に達した。道路決壊は418個所,橋梁流出180箇所,堤防決壊1,111箇所,鉄道不通83箇所に及んだ。
昭和 23 年 9 月 16 日 (台風第 21 号: アイオン台風)	マリアナ諸島東方海上で発生した台風第 21 号は,15 日夕刻伊豆半島南部をかすめ,夜,房総半島南部に上陸し,千葉県銚子市付近から鹿島灘に抜け,北海道南東沖へと進んだ。そのため,中部地方から関東,東北,北海道の河川が氾濫した。県内では 150~200mm の降水量があり,主な被害は、死者 3 名,負傷者 3 名,家屋被害は2,761 戸(流出 251 戸,浸水 2,510 戸)に達した。農地被害は田畑の流出 161ha,橋梁流失 18 箇所,堤防決壊 20 箇所に及んだ。
昭和 33 年 7 月 23 日 (台風第 11 号)	13 日トラック島の南西海上に弱い熱帯低気圧が発生し、徐々に発達しながら北西に進み、14 日ウルシー島の東方海上で台第風 11 号となった。17 日朝には、沖ノ鳥島の南方海上から北に進路を変え 19 日沖ノ鳥島西方海上通過。20 日夜頃北東に転向し、南大東島付近を通過後 21 日夜半過ぎに潮岬の南方海上に進み、23 日 6 時前に御前崎付近に上陸。上陸後時速 50km で富士山付近から東京都西部、埼玉県、栃木県、福島県を経て三陸沖に去った。本県でも台風の接近ともに風雨が強まり、那珂川上流部では 500 mmの降水量があったため、那珂川は増水し、水府橋付近で最高水位 7.37mに達した。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 3 名、家屋被害は、全壊 4 戸、半壊 2 戸、流出 2 戸、床上浸水 148 戸、床下浸水 1,401 戸で、農地は、水田流出 68ha、水田冠水 5,525ha、畑地流出 31ha、畑地冠水 701ha、橋梁損壊 70 個所、道路損壊 454 個所等があった。
昭和 33 年 9 月 27 日 (台風第 22 号と秋雨 前線(狩野川台風))	21日グアム島近海で発生した台風第22号は,26日21時過ぎに伊豆半島の南端をかすめ三浦半島,東京を通過,海岸沿いを北上した。南方海上にあった前線が活発化しながら北上したため,静岡県伊豆半島,関東地方で大雨となり土砂災害や河川の氾濫が発生した。県内の主な被害は死者5名,負傷者18名,家屋の浸水2,204戸,全・半壊161戸,山崩れ45箇所,農地の冠水6,638haに及んだ。
昭和36年6月27日 (台風第6号と梅雨前 線)	台風第6号は27日午後四国沖で消滅したが、この影響で梅雨前線の活動が活発になり各地に集中豪雨をもたらした。水戸の総降水量は、329.9 mmであった。県内の主な被害は、河川氾濫により死者・行方不明者12名、負傷者7名、家屋の全・半壊、流出35戸、浸水8、210戸、山崩れ192箇所、堤防の決壊727箇所、農業被害は66億円に達した。

発生年月日	
(台風名等)	県内の被害
昭和 57 年 9 月 12 日 (台風第 18 号)	5日グアム島南西海上に発生した弱い熱帯低気圧は、西進しながら発達し台風第 18 号となり、その後北西に進みながら勢力を強め、12 日 18 時頃静岡県御前崎町付近に上陸し山梨県東部を縦断し北海道へ進んだ。本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が台風の北上に伴い、活発になり県南部の龍ヶ崎市で総降水量 256mm を記録した。1時間降水量も花園で44mm (12 日)を記録し県内の河川が氾濫した。県内の主な被害は、住家の半壊・一部損壊2戸、浸水874戸、山崩れ13箇所、農業被害23億6,227万円、道路被害9箇所、停電1、509戸、また交通機関などに影響がでた。
昭和 61 年 8 月 5 日 (台風第 10 号)	7月31日,フィリピンの東方海上に発生した熱帯低気圧は,8月1日,台風第10号となり,北東に進み,8月4日21時には大島の南南西約80kmの海上で温帯低気圧となり,房総半島を縦断し三陸沖に去った。那珂川上流部の太田原では313mm,その他の流域でも160mmから300mmの雨量を記録した。このため那珂川の水府橋の水位は9.15mに達し,溢水による被害が出た。本市の主な被害は,住家半壊2戸,床上浸水582戸,床下浸水283戸,畑冠水979.7haなど大きな損害を生じた。
平成3年9月19日 (台風第18号)	台風第 18 号は 15 日沖の鳥島の南方海上で発生し、沖縄の南方海上を経て北東に進み、19 日夜に房総半島の沿岸に接近した。それに伴い本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が活発となり、太平洋側で大雨となった。その後、台風は本州の東方海上を北東に進み、三陸沖に去った。水戸では、9 月としては観測史上第 1 位の日降雨量 200 mmを観測した。
平成 10 年 8 月 27~ 30日(前線と台風第4 号)	前線が日本付近に停滞し、南方海上で発生した台風第4号が日本の南方海上をゆっくりと北上した。台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり大雨となった。特に、那珂川上流の栃木県那須町では1,254mmの記録的な降水量となり、水府橋付近で計画水位を上回る8.43mに達し溢水による被害が出た。本市の被害は、床上浸水71戸、床下浸水104戸等であった。
平成 11 年 7 月 14 日 (大雨)	弱い熱帯低気圧が東日本から北日本に進み、県北を中心に 24 時間で 100mm を超える降水量を記録した。このため那珂川の水府橋付近で 14 日午前 2 時過ぎに警戒水位の 4m を突破し、午後 6 時には 7.69m を記録。 本市の被害は、大雨による河川等の溢水等床下浸水 104 戸のほか 1,400 トンの海岸漂着ごみ処理で多額の損害を生じた。
平成 14 年 7 月 10 日 〜11 日(台風第 6 号 と梅雨前線)	6月29日にトラック島近海で発生した台風第6号は、発達しながら北西に進み、9日南大東島東方海上で次第に勢力を弱めながら北東に向きを変え、11日0時過ぎに千葉県館山市付近に上陸し、鹿島灘から三陸沖を北北東に進んだ。この間、梅雨前線が本州上に停滞し前線の活動が活発化し中部から東北にかけて大雨となり、本県平野部においても期間降水量200mmを超える大雨となった。那珂川の水府橋付近では、10日午後10時過ぎに警戒水位の4mを突破し、11日午後1時半には8.24mを記録した。県内の主な被害は、床上浸水12戸、床下浸水39戸、橋梁流失1箇所等であった。

発生年月日	
(台風名等)	県内の被害
平成 14 年 10 月 1 日 (台風第 21 号)	9月27日南鳥島の南方海上で発生した台風第21号は、発達しながら西に進み、30日に沖ノ鳥島の北方海上で進路を北に変え、10月1日20時頃神奈川県三浦半島を通過し、21時半頃川崎市付近に上陸し、その後関東、東北地方を通過した。県内では、雨の被害よりも風の被害が多く発生した。 県内での主な被害は、潮来市、鹿嶋市で送電線の鉄塔9基が倒壊した。本市においても住家半壊2戸、一部損壊19戸、船舶5隻、倒木52本、小学校の体育館の屋根が吹き飛ぶ等の被害が生じた。
平成 15 年 10 月 13 日 (ダウンバースト等)	関東南部を低気圧が通過し、これに併せて前線が南下し、県南、鹿行地域では局地的に雷を伴う激しい雨となった。また、神栖町においてダウンバーストと見られる突風が発生した。被害は、死者2名、負傷者5名、住家被害(一部損壊46、床上浸水4、床下浸水108)、非住家被害46等。
平成16年8月30日~ 31日(台風第16号)	日本海を北東に進んだ台風第 16 号の影響により,31 日午前中には県内全域で強風が吹き,最大瞬間風速は水戸で 25.5m/s を観測した。被害は負傷者 3 名等。
平成16年10月9日 (台風第22号)	台風第22号は、伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部 を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で 259mm、江戸崎で211mmを記録するなど、県南部で200mmを超す大雨 となった。被害は負傷者6名、住家被害(一部損壊50、床上浸水 9、床下浸水156)、非住家被害4等。
平成16年10月20日~ 21日(台風第23号)	台風第23号は、高知県に上陸後、関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し太平洋に抜けた。その影響により総雨量は県全域で150mm~200mmの大雨となり、協和で206mm、笠間で201mmを記録した。被害は負傷者2名、住家被害(一部損壊2、床上浸水9、床下浸水210)、非住家被害128、田畑流失・埋没約5,250ha、田畑冠水約940ha等)。
平成19年9月6日~7 日(台風第9号)	台風第9号は、関東の南海上を北上し、7日2時には神奈川県に上陸した。その後関東地方を北上して、県内でも大雨となり、総雨量は北茨城市花園で267mm、高萩市大能で231mmを記録した。被害は、負傷者10名、住家被害(床上浸水1、床下浸水1)。
平成 21 年 10 月 8 日 (台風第 18 号)	台風第18号は,日12時頃に最接近し,7日11時から8日11時までの総降水量は,花園で167.0mm,北茨城で129.5mm,大能で116.5mm,日立で130.0mm,柿岡で102.5mmを観測した。また,8日朝に土浦市,龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は,負傷者15名,住家被害(半壊34,一部損壊222,床上浸水1,床下浸水19)。
平成 23 年 9 月 21 日 (台風第 15 号)	台風第15号の影響で県内の所々で総降水量(19 日18 時~21 日24 時)が100mmを超え、花園で288.0mmを観測した。日最大瞬間風速は北茨城で南南東31.2m/s,笠間で南30.2m/s、下妻で南南東31.6m/s,龍ケ崎で南31.4m/s(21 日19 時01 分)を観測した。県内の被害は、死者1名、負傷者15名(重傷1,軽傷11)、住家被害(半壊3,一部損壊47,床上浸水52,床下浸水88)。
平成 24 年 5 月 6 日 (竜巻災害)	県内3地域(常総市〜つくば市,筑西市〜桜川市,栃木県真岡市 〜常陸大宮市)で竜巻が発生し、常総市からつくば市にかけては 国内最大級となるF3の強さの竜巻であった。被害は、死者1名、負 傷者41名、住家被害838棟(全壊89、半壊193、一部損壊556)、非 住家被害660棟(全壊139、半壊70、一部損壊451)

発生年月日	
(台風名等)	県内の被害
平成25年10月15日 (台風第26号)	茨城県では、10月15日夜から16日にかけて大雨、暴風、高波の影響を受け、鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり、鹿嶋では16日05時54分までの1時間に62.5mmを、鉾田では16日06時27分までの1時間に53.5mmを観測した。また、降り始めからの総降水量は鹿嶋で362.5mm、鉾田で317.0mmとなるなど、県内各地で大雨となった。16日未明からは風も強まり、北茨城では10時56分に西北西32.2m/sの最大瞬間風速を観測するなど、県内各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。県内の被害は、負傷者13名(重傷1、軽傷12)、住家被害(全壊7、半壊6、一部損壊50、床上浸水89、床下浸水368)、がけ崩れ485箇所。
平成27年9月9日~11 日(平成27年9月関 東・東北豪雨)	太平洋沿岸に停滞する前線の影響や台風18号及び台風18号から変わった低気圧に向かって湿った空気が流れ込んだ影響により、南部を中心に記録的な大雨となった。最大1時間降水量は、石岡市柿岡で56.0mm、常陸太田市中野で49.5mm、小美玉市美野里で46.0mmを観測した。この大雨により、鬼怒川堤防の決壊等、河川被害も相次ぎ、甚大な浸水被害が発生した。県内の被害は、死者15名、負傷者56名(重傷5、軽傷51)、住宅被害(全壊54、半壊5、542、床上浸水230、床下浸水3、880)。
平成28年8月23日 (大雨)	湿った空気と上空の寒気の影響により、大気の状態が不安定となり、激しい雨が降り大雨となった。 県内の被害は、負傷者2名(中等症1,軽傷1),住宅被害(床上浸水12,床下浸水174)。
平成29年10月23日 (台風第21号)	台風第21号は、超大型の強い勢力で23日3時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。県内では、22日昼前から雨が強まり、1時間降水量が古河で27.5mm、北茨城市花園で26.5mmの強い雨となった。県内の被害は、行方不明者1名、負傷者7名(重傷1、軽傷6)、住宅被害(全壊1、床下浸水5、一部損壊4)。
平成30年9月29日~ 10月1日 (台風第24号)	前線と台風第24号の影響により、県内で大雨となったほか、強風による人的被害が発生し、鉄道の運休や航空機・船舶の結構、停電など、交通機関やライフラインにも影響があった。 台風の中心が最も接近した10月1日は、笠間で35.4m/sの最大瞬間風速を観測した。10月1日にかけての1時間降水量は、高萩市大能で42.0mm、北茨城市花園で39.5mmの激しい雨となった。 県内の被害は、負傷者7名(中等症1、軽傷6)、住宅被害(一部損壊25)。
令和元年9月8日~9 日(令和元年房総半 島台風)	9日3時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過,同日5時前に 千葉市付近に上陸後,関東地方を北東に進んだ。県内では全域で 暴風となり,所により非常に激しい雨が降った。9日15時までの総 降水量は,北茨城市花園で202.5mm,高萩市大能で164.0mmなどを 観測した。最大瞬間風速は,龍ケ崎市で36.9m/s,鹿嶋市で 36.6m/sを観測した。 県内の被害は,負傷者21名(重傷1,中等症2,軽傷18),住宅 被害(全壊2,一部損壊85,床下浸水1)。

発生年月日 (台風名等)	県内の被害
令和元年10月12日~ 13日 (令和元年東日本台 風)	12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後,関東地方を通過し,13日未明に東北地方の東海上に抜けた。県内では13日にかけて大雨や強風となった。 13日9時までの総降水量は,北茨城市花園で479.0mm,高萩市大能で405.5mmを観測した。災害瞬間風速は,つくば市で32.5m/s,鹿嶋市で30.7m/sを観測した。 大雨の影響で広い範囲で河川の氾濫が相次ぎ,久慈川及び那珂川の本川,支川においても氾濫,越水し,甚大な浸水被害が発生している。 県内の被害は,死者2名,負傷者20名(中等症7,軽傷13),行方不明者1名,住宅被害(全壊146,半壊1,590,一部損壊1,721,床上浸水104,床下浸水443)
令和元年10月25日 (大雨)	強い台風第 21 号が日本の東海上を東北東に進み、夜に温帯低気 圧に変わった。また、低気圧が本州の南岸を北東に進み、台風周辺 の暖かく湿った空気が流れ込み、上空の寒気の影響を受け大雨となり、県内では日中から夜にかけて非常に激しい雨が降り、広範囲で 記録的な大雨となった。 降水量は鉾田市で 200.5mm、稲敷市で 194.5mm などを観測した。 県内の被害は、住宅被害(一部損壊 1、床上浸水 12、床下浸水 107)。
令和5年6月2日 (大雨)	大型の台風 2 号は本州の南海上を東北東に進み,3 日の朝には紀伊半島の南海上に接近した後,3 日の15 時に伊豆諸島近海で温帯低気圧に変わった。本州付近には梅雨前線が停滞,この前線の活動が活発となり,茨城県では6月2日から3日昼過ぎにかけて南部を中心に1時間に40ミリを超える激しい雨が降り大雨となった。 県内の被害は負傷者5名,住宅被害(全壊1,半壊327,床上浸水31)。
令和5年9月8日 (大雨)	台風第13号は、勢力が強まらず北東進し東海地方に接近した。7日夜からは速度が遅くなり8日21時に東海道沖で熱帯低気圧に変わったが、茨城県では8日昼過ぎから夜にかけて沿岸部を中心に非常に激しい雨が降り大雨となり、日立(日立市)で282.5 ミリを記録するなど各地で通年及び9月の1位の値を更新した。 県内の被害は、死者2名、負傷者2名、住宅被害(全壊4、半壊566、床上浸水39)。

資料2-2 緊急輸送道路

緊急輸送道路(令和4年4月1日現在)

【第1次緊急輸送道路】(9路線)

〈高速道路〉(1路線)

No.	路線名	起点側	終点側
1	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県まで)

〈一般国道自動車専用道路〉(1路線)

No.	路線名	起 点 側	終点側
2	東水戸道路	水戸市元石川町 国道6号バイパス (水戸南インター)終点から	部田野 主要地方道常陸那珂港南 線交差(ひたちなかインター)まで

〈有 料 道 路〉(1路線)

No.	路線名	起 点 側	終点側
3	常陸那珂有料道路	部田野 主要地方道常陸那珂港南 線交差(ひたちなかインター)終点 から	新光町(ひたち海浜公園インター) まで

〈一般国道〉(2路線)

No.	路線名	起点側	終点側
4	国道6号	取手市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県まで)
5	国道 245 号	水戸市塩崎 国道 51 号分岐から	日立市鹿島町2丁目 国道6号交差 まで

〈主要地方道〉(3路線)

No.	路線名	起 点 側	終点側
6	那珂湊那珂線	峰後 国道 245 号交差から	那珂市豊喰 国道 118 号交差まで
7	常陸那珂港南線	常陸那珂港山方線交差から	新光町 常陸那珂有料道路交差まで
8	常陸那珂港山方線	常陸那珂港南線交差から	東海村照沼 国道 245 号交差まで

〈市町村道〉(1路線)

N	b. 路線名	起 点 側	終点側
ő	市道1級2号線, 1級22号線	ひたちなか市境 (那珂市) から	新光町 国道 245 号交差まで

【第2次緊急輸送道路】(8路線)

〈主要地方道〉(2路線)

`	_,,,_ , , , , , , , , ,		
No.	路線名	起点側	終点側
10	水戸那珂湊線	峰後 国道 245 号交差から	湊本町 那珂湊大洗線交差まで
11	水戸勝田那珂湊線	勝倉 馬渡水戸線交差から	部田野 国道 245 号交差まで

(一般県道) (3路線)

No.	路線名	起 点 側	終点側
12	那珂湊大洗線	湊本町 水戸那珂湊線交差から	大洗町磯浜町 水戸鉾田佐原線交 差まで
13	馬渡水戸線	勝倉 主要地方道水戸勝田那珂湊 線交差から	水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線まで
14	常陸海浜公園線	馬渡 常陸那珂港南線交差から	東海村照沼 常陸那珂港山方線交 差まで

〈市町村道〉(3路線)

15	市道1級1号線	勝田中央 JR 勝田駅東口前から	馬渡 国道 245 号線交差まで
16	市道1級8号線	田彦 国道6号線交差から	外野2丁目 外野跨線橋交差まで
17	市道 1 級 12 号線	東石川 外野跨線橋交差から	勝倉 那珂湊那珂線交差まで

【第3次緊急輸送道路】(19路線)

〈主要地方道〉(2路線)

No.	路線名	起点側	終点側
16	水戸那珂湊線	湊本町 那珂湊大洗線交差から	平磯漁港まで
17	瓜連馬渡線 高場1丁目 豊岡佐和停車場線交差 から		高野 高野十字路交差点まで

· 般 県 道> (4路線)

No.	路線名	起点側	終点側
18	那珂湊大洗線	部田野 国道 245 号交差から	西十三奉行 磯崎港線交差まで
19	中根平磯磯﨑線	磯崎町 磯崎港線交差から	磯崎漁港まで
20	磯崎港線	磯崎町 中根平磯磯﨑線交差から	阿字ヶ浦町 市道交差まで
	II	阿字ヶ浦町 市道交差から	西十三奉行 那珂湊大洗線交差まで
21	豊岡佐和停車場線	高場 瓜連馬渡線交差から	JR 佐和駅まで

(市町村道)(9路線)

No.	路線名	起点側	終点側	
22	市道1級1号線	勝田中央 勝田駅入口交差点から	IR 勝田駅前広場まで	
23	市道 1 級 12 号線	高野 高野十字路交差点から	高場 高場十字路交差点まで	
24	市道 1 級 16 号線	表町 表町中央交差点から	ひたちなか総合病院まで	
25	市道 1 級 8 号, 中央地区 474 号線	中根 水戸勝田那珂湊線交差から	勝田病院まで	
26	市道中央地区 2級12号線	東石川2丁目 市道交差から	ひたちなか市役所まで	
27	市道湊1級1号線	和田町3丁目 臨港道路交差から	湊本町 市道交差まで	
28	市道湊2級6号線	阿字ヶ浦町 磯崎港線交差から	新光町 磯崎港線交差まで	
29	市道湊中部地区 35 号線	湊本町 県道水戸那珂湊線交差から	湊本町 魚市場前交差点まで	
30	市道湊北部 409 号線	新光町 那珂湊大洗線交差から	ひたちなか保健所まで	

〈臨 港 道 路〉(4路線)

No.	路線名	起 点 側	終点側
31	(茨城港常陸那珂 港区) 臨港道路 6 号線	長砂 常陸海浜公園線交差から	流域下水道事務所 那珂久慈浄化 センターまで
32	(那珂湊漁港) 臨港道路 V4	和田町3丁目 市道交差から	那珂湊漁港まで
33	(那珂湊漁港) 臨港道路 V7	和田町3丁目 市道交差から	第三管区海上保安部 茨城海上保 安部まで
34	(磯崎漁港) 臨港道路 V2	磯崎町 中根平磯磯﨑線交差から	磯崎漁港まで

資料2-3 災害時優先電話の配備状況

令和3年4月1日現在

	T .	1	7和3年4月1日現住
設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
市役所	273-0111	那珂湊第一小学校	263-7825
子育て支援・多世代交流 施設 (ふぁみりこらぼ)	272-9297	那珂湊第二小学校	263-7699
中根小学校	272-2742	那珂湊第三小学校	263-7356
勝倉小学校	273-1986	勝田第一中学校	272-2417
三反田小学校	274-7419	勝田第二中学校	272-2036
枝川小学校	2 2 1 - 1 4 3 4	勝田第三中学校	272-6249
東石川小学校	272-2309	佐野中学校	285-7250
市毛小学校	274-9579	大島中学校	272-3930
前渡小学校	274-6917	田彦中学校	274-9351
佐野小学校	285-7246	那珂湊中学校	262-4349
堀口小学校	274-7494	美乃浜学園	200-2201
高野小学校	285-7248	佐野幼稚園	285-0924
田彦小学校	274-2728	東石川幼稚園	274-8571
津田小学校	274-2010	那珂湊第一幼稚園	262-4443
長堀小学校	272-3105	那珂湊第三幼稚園	263-3271
外野小学校	274-6412		

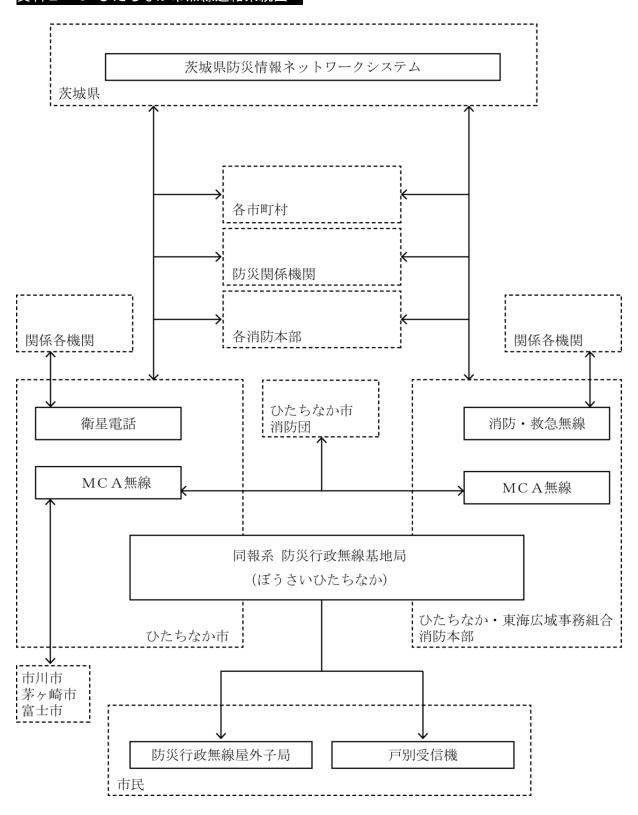
資料2-4原子力災害時臨時電話の配備状況

令和6年2月1日現在

		1410 271115012
設置場所	電話番号(直通)	備考
市役所	271-0857	生活安全課
	2 7 1 - 0 8 2 7 2 7 1 - 0 8 3 7	防災会議室
	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	防災会議室
学校等	263-6359	那珂湊中学校(体育館)
	202-0735	佐野公民館 (事務室)
	271-0744	前渡公民館(事務室)
	271-1063	金上ふれあいセンター (事務室)

[※] 原子力災害時において、緊急連絡用として使用できる専用電話。平常時は使用不可のため、 使用する場合は東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策室(232-4825)へ連 絡する。

資料2-5 ひたちなか市無線連絡系統図



令和6年2月1日現在

番号	子局No.	子局名	所 在 地	設置年月
1	1	孫目	佐和2468	H12. 12
2	2	さわの杜	佐和2043-66	H12. 12
3	3	佐和	佐和1897-3	Н 5. 3
4	4	佐和北	佐和290-1	S53. 1
5	5	佐和西	佐和717	H 2. 3
6	6	佐和南	佐和1768-1	S43. 1
7	7	佐和下宿	佐和1365-1	H12. 12
8	8	稲田西第2	佐和1225	S43. 4
9	9	稲田西第1	稲田847	S53. 1
10	10	稲田東第1	稲田313	S43. 1
11	11	稲田東第2	稲田 5 4 4	S53. 1
12	12	柏野団地入口	高野2383-9	H12. 12
13	13	佐和駅北	稲田204-1	S53. 1
14	14	稲田団地	稲田1166-73	H 2. 10
15	15	稲田今鹿島	稲田100-70	S53. 1
16	16	稲田南	稲田1474	H 4. 3
17	17	柏野	高野2426-67	S43. 1
18	18	常葉台団地	高野 3 3 2 9 - 4	H12. 12
19	19	小貫山北	高野 2 2 8 7 - 1	H12. 12
20	21	高野	高野489-1	S53. 1
21	22	高野宿集会所	高野 5 6 - 3	S43. 1
22	23	高野幼稚園	高野 2 1 6 - 2	H12. 12
23	24	足崎転作センター	足崎658	H12. 12
24	25	足崎北	足崎358	S40. 11
25	26	足崎西	足崎1302-33	S53. 1
26	27	足崎東	足崎1271-1	S53. 1
27	28	足崎資源リサイクルセンター南	長砂1528	H12. 12
28	29	西原北	足崎1457-89	S40. 11
29	30	西原東	足崎1474-25	S57. 1
30	31	西原南	足崎1474-8	S57. 1
31	32	長砂日立化成北	長砂1220-3	H12. 12
32	33	長砂北	長砂336-2	S40. 11
33	34	長砂中	長砂40-1	S53. 1
34	35	足崎資源リサイクルセンター東	長砂1509-2	H12. 12
35	36	長砂南	長砂590-1	S40. 11
36	37	長砂南	長砂703	H12. 12
37	38	佐和駅西	高場252-1	H12. 12
38	39	上高場会館	高場 2	S43. 1
39	40	高場東第2	高場1307	S53. 1
40	41	高場陸橋下	高場1080-1	H12. 12
41	42	高場東第1	高場1557-23	S55. 11
42	43	房田	高場2584-2	S53. 1
43	44	高場団地	高場2076-4	H12. 12
44	45	東高場団地	高場1977-36	Н 5. 3
45	46	新光町	新光町38	H12. 12

番号	子局No.	子 局 名		設置年月
46	47	馬渡北第3	馬渡2980-5	H 4. 3
47	48	馬渡北第2	馬渡388-1	S53. 1
48	49	向野団地	馬渡2920-76	H 1. 3
49	50	馬渡北第1	馬渡261	S40. 11
50	51	馬渡西	馬渡60	H12. 12
51	52	- 弥生	馬渡3301	S43. 1
52	53	馬渡南第2	馬渡3545	S53. 1
53	54	馬渡南第1	馬渡1289-1	S40. 11
54	55	馬渡南	馬渡1143-1	H12. 12
55	56	本郷台団地	馬渡2525-500	S53. 1
56	57	馬渡本郷	馬渡3699	S45. 8
57	58	田彦西第1	田彦394-2	S53. 1
58	59	田彦公民館	田彦950-128	H12. 12
59	60	西消防署北	田彦1290	S53. 1
60	61	田彦小北	東石川 3 5 3 5 - 1	S53. 1
61	62	田彦西第2	田彦552	S43. 1
62	63	田彦小南	田彦1441-1	S57. 1
63	64	外野北	東石川 3 1 1 2 - 1	S57. 1
64	65	はしかべ第2公園	はしかべ2-7	H12. 12
65	66	はしかべ第1公園	はしかべ1-8	S58. 9
66	67	外野南	外野2-15	S43. 1
67	68	電車庫北	西大島2-14-43	S55. 1
68	69	大島公園	西大島3-5	S53. 1
69	70	電車庫南	西大島1-10-1	H12. 12
70	71	大島自治会館	東大島2-3-11	S43. 1
71	72	大島中南	東大島3-12	S53. 1
72	73	六ツ野公園	東石川2577-55	H12. 12
73	74	東大島浜道公園	東大島1-4	Η元. 1
74	75	中央図書館	元町5-1	H12. 12
75	76	石川町第1	石川町19-11	S43. 4
76	77	市役所	東石川 2-10-1	H12. 12
77	78	石川町第2	東石川475-2	S53. 1
78	79	表町	石川町22-1	S53. 1
79	80	笹野	笹野町1-3174-16	S53. 1
80	81	松戸町	松戸町1-4	S53. 1
81	82	長堀小北	長堀町3-7	S40. 11
82	83	青葉町	青葉町11-30	S53. 1
83	84	一中東	大成町49-3	S53. 1
84	85	六ッ野北	中根4941-2	H12. 12
85	86	六ッ野	中根4854	S43. 1
86	87	中根深谷津	中根3319	S53. 1
87	88	弥生西	中根3648-21	S53. 1
88	89	富士山団地	中根3337-261	S40. 11
89	90	後野	中根4785-1	H12. 12
90	91	富士山南	中根4704-1	S53. 1
91	92	東中根住宅団地	中根3600-1	S55. 11
92	93	柴田住宅入口	中根 5 2 7 5	S53. 1
93	94	西中根会館	中根2925	S40.11

番号	子局No.	子 局 名	所 在 地	設置年月
94	95	中根小北	中根1941-1	S40. 11
95	96	中根小南	中根4425-1	H12. 12
96	97	中根大和田	中根4657	S45. 8
97	98	大平会館	大平1-7-1	S40. 11
98	99	大平	大平1-20-1	H12. 12
99	100	勝倉大平	金上1202-4	S53. 1
100	101	津田片岡	後台460-45	S53. 1
101	102	津田小学校	津田1972-3	H12. 12
102	103	駒形団地	津田2014-170	S53. 1
103	104	駒形南	津田1906	S43. 4
104	105	水戸少年刑務所西	津田字台泉 調整池	H12. 12
105	106	津田北第2	津田 2 6 1 5	S53. 1
106	107	津田公民館	津田 2 7 3 2	H12. 12
107	108	津田北第1	津田 2 3 7 2 - 1	S43. 1
108	109	津田南第2	津田 2 1 4 7 - 1 1 7	S43. 1
109	110	天神山団地西	津田 3 5 1 6	H12. 12
110	111	津田南第1	津田 2 9 2 4	S48. 8
111	112	市毛北第2	市毛842-1	Н 2.10
112	113	市毛北	市毛1027	S53. 1
113	114	市毛西	市毛1082-2	S43. 1
114	115	市毛西第2	市毛1200	Н 2. 3
115	116	市毛南	市毛949	S53. 1
116	117	堀口北	堀口710	S43. 1
117	118	堀口南	堀口152	S53. 1
118	119	本町	勝田本町19	S53. 1
119	120	武田	武田 5 2 9 - 1	S43. 1
120	121	枝川第4	枝川477-1	S63. 3
121	122	枝川第2	枝川200-19	S53. 1
122	123	枝川第3	枝川246	S63. 3
123	124	枝川第1	枝川1518	S53. 1
124	125	枝川第5	枝川2629-1	Н 2.10
125	126	勝倉第3	勝倉1379	S43. 1
126	127	勝倉第2	勝倉1178-2	S53. 1
127	128	地蔵根	勝倉2914	S43. 1
128	129	勝倉小学校	勝倉3000-1	Н 5. 3
129	130	勝倉第4	勝倉4125	S63. 3
130	131	勝倉第1	勝倉500-2	S40. 11
131	132	金上	金上865-2	S40. 11
132	133	新堀団地	金上1234-27	Н 2. 3
133	134	三反田西第2	三反田3684	S53. 1
134	135	三反田西第1	三反田3365	S47. 6
135	136	新平溜北	三反田 3 1 2 8 - 2	H12. 12
136	137	三反田東第2	三反田3056	S40. 11
137	138	三反田小学校東	三反田5000	H12. 12
138	139	三反田南第3	三反田 3 4 7 - 1	Н 4. 3
139	140	三反田南第1	三反田 5 4 6 5 - 2	H 元. 3
140	141	三反田南第2	三反田1298	H 元. 3
141	142	常陸那珂港区1	長砂163-3	H25. 3

番号	子局No.	子 局 名	所 在 地	設置年月
142	143	常陸那珂港区2	長砂163-3	H25. 3
143	201	阿字ヶ浦ふれあい交流館	阿字ケ浦町610	H12. 12
144	202	阿字ケ浦火の見	阿字ケ浦町820-1	S41. 6
145	203	阿字ケ浦駅	阿字ケ浦町185-17	S41. 6
146	204	阿子ケ浦線 阿字ケ浦海岸	阿字ケ浦町2229-1	S61. 8
147	205	那珂湊第三保育園	磯崎町4625-10	H 2. 3
148	206	酒列磯前神社	磯崎町4623-10 磯崎町4607	S41. 6
149	207	磯崎漁港南	磯崎町238-1	H12. 12
150	208	磯崎	磯崎町4241-3	S61. 3
150	208		磯崎町4541-5 磯崎町4564	S45. 3
151	210	阿字ケ浦原	阿字ケ浦町1417	H12. 12
152	211	山崎工業団地	山崎12	H 9
			西十三奉行11584-7	S41. 6
154	212	十三奉行		
155	213	部田野火の見	部田野697-2	S41. 6 H12. 12
156 157	214 215	部田野東 第1ひばりヶ丘	西十三奉行11436-9 西十三奉行11423-1	S41. 3
158	216	平磯中学校	平磯町3550-1	H12. 12
159	216-2	美乃浜学園	磯崎町5135 	R 3. 3 S45. 3
160	217	平磯津神社延長	平磯町	
161	218	平磯新道	平磯町5226-3	S58. 3
162	219	平磯津神社	平磯町3541	S45. 3
163	220	市営遠原台住宅	平磯町858	S46. 3
164	221	平磯駅	平磯町461-3	S58. 3
165	222	平磯コミュニティセンター	平磯町1349	H 7. 2
166	223	平磯漁港	平磯町地先 平磯町1008-2	H 8. 12
167	224	平磯清水町	, ,,	S51. 12
168	225	水産加工団地 和尚塚	沢メキ1110-48 道メキ1293	S62. 11 H12. 12
169	226	, , , , ,		
170	227	第2ひばりヶ丘	西十三奉行11332-1	S58. 3
171 172	228	小谷金集会所	小谷金11121-2	H 4. 2
	229	田宮原住宅	田宮原4355-1	S41. 6 H 2.11
173	230	東消防署 廻り目	南神敷台7-1 廻り目2896	S46. 3
174	231			
175	232	相金児童公園 相金集会所	相金町7 相金町22	S51. 3
176 177	234	柳沢西	柳沢240	S61.11 H9.3
178	234	柳沢	柳沢 4 7 2	ня . з S41. 6
178	236	柳が丘児童公園	柳が丘12	S51. 12
180	237	美田多	美田多町地内	S46. 3
181	238		関戸地内	S46. 3
182	239	殿山	殿山2-10-40	S40. 3
183	240		牛久保2丁目地内	S60. 3
184	240	和田町北	和田町3-13413	H 8. 12
		富士ノ上	富士/上2	
185	242		畠エノ上2 和田町2-12-1	H 元. 1 S41. 6
186	243	那珂湊支所 和田町2丁目		
187	244	和田町3丁目	和田町3-13403	S61. 8
188	245	和田町南	和田町3-13423	H 8. 12
189	246	六丁目稲荷	東本町16-7	S51. 12

番号	子局No.	子 局 名	所 在 地	設置年月
190	247	魚市場前	湊本町16番地先道路敷	S45. 3
191	248	浄光寺	館山9009-1	S60. 3
192	249	JA那珂湊	釈迦町22-22	S45. 3
193	250	釈迦町火の見	釈迦町11-24	S41. 6
194	251	栄町神社	栄町2-8118-1	S60. 3
195	252	栄町	栄町6380-6	S62. 3
196	253	那珂湊第一小学校	山ノ上町1-1	Н 7. 2
197	254	海門町駐車場	海門町1-2	S41. 6
198	255	海門町	海門町13-19	S61. 3
199	256	海門町河川敷	海門町2丁目無番地	S60. 3
200	257	観涛所北	磯崎町3609	Н25. 3

資料2-7 ひたちなか市MCA無線の整備状況

令和6年2月1日現在

No.	呼出番号	呼出名称	所 属	種類	備考
1		指令01	生活安全課(指令局 主)	半固定	一斉機能
2	002	指令02	生活安全課(指令局 副)	携帯	一斉機能
3	0 0 3	指令03	生活安全課	携帯	一斉機能
4	1 0 1	市長公室	秘書課	携帯	
5	102	水道管理	水道事業管理者	携帯	
6	103	市民生活	市民生活部長	携帯	
7	1 0 4	企画部	企画部長	携帯	
8	1 0 5	総務部	総務部長	携帯	
9	106	福祉部	保健福祉部長	携帯	
10	2 2 7	生安17	子ども部長	携帯	
11	107	経済環境	経済環境部長	携帯	
12	108	建設部	建設部長	携帯	
13	109	都市整備	都市整備部長	携帯	
14	1 1 0	会計管理	会計管理者	携帯	
15	1 1 1	議会事務	議会事務局長	携帯	
16	1 1 2	教育次長	教育部長	携帯	
17	1 1 3	消防次長	消防次長	携帯	
18	200	協定00	生活安全課	携帯	
19	201	協定01	生活安全課	携帯	
20	2 1 1	生安01	生活安全課	携帯	
21	2 1 2	生安02	生活安全課	携帯	
22	2 1 3	生安03	生活安全課	携帯	
23	2 1 4	生安04	生活安全課	携帯	
24	2 1 5	生安05	生活安全課	携帯	
25	2 1 6	生安06	生活安全課	携帯	
26	2 1 7	生安07	生活安全課	携帯	
27	2 1 8	生安08	生活安全課	携帯	
28	2 1 9	生安09	生活安全課	携帯	
29	2 2 0	生安10	生活安全課	携帯	
30	2 2 1	生安11	生活安全課	携帯	
31	2 2 2	生安12	生活安全課	携帯	
32	2 2 3	生安13	生活安全課	携帯	
33	2 2 4	生安14	生活安全課	携帯	
34	2 2 5	生安15	生活安全課	携帯	
35	2 2 6	生安16	生活安全課	携帯	
36	3 0 1	道建01	道路建設課	半固定	
37	3 0 2	道建02	道路建設課	携帯	

No.	呼出番号	呼出名称	所属	種類	備	考
38	3 1 1	道管 0 1	道路管理課	携帯		
39	3 1 2	道管 0 2	道路管理課	携帯		
40	3 1 3	道管 0 3	道路管理課	携帯		
41	3 1 4	道管 0 4	道路管理課	携帯		
42	3 1 5	道管 0 5	道路管理課	携帯		
43	3 2 1	河川 0 1	河川課	携帯		
44	3 2 2	河川 0 2	河川課	携帯		
45	3 2 3	河川 0 3	河川課	携帯		
46	3 2 4	河川 0 4	河川課	携帯		
47	3 3 1	下水道1	下水道課	携帯		
48	3 3 2	下水道2	下水道課	携帯		
49	3 4 1	住宅01	住宅課	携帯		
50	3 4 2	住宅02	住宅課	携帯		
51	3 4 3	住宅03	住宅課	携帯		
52	3 5 1	水道01	水道事業所(所長)	携帯		
53	3 5 2	水道02	水道事業所(総務課)	携帯		
54	3 5 3	水道03	水道事業所(工務課)	携帯		
55	3 6 1	浄水場	水道事業所(浄水場)	携帯		
56	3 7 1	都市整1	都市整備部(都市計画課)	携帯		
57	3 7 2	都市整 2	都市整備部(都市計画課)	携帯		
58	3 7 3	都市整3	都市整備部(公園緑地課)	携帯		
59	3 7 4	都市整4	都市整備部(公園緑地課)	携帯		
60	3 8 1	区画整1	区画整理事務所(区画整理事業課)	携帯		
61	3 8 2	区画整 2	区画整理事務所(区画整理事業課)	携帯		
62	3 8 3	区画整3	区画整理事業所 (区画整理一課)	携帯		
63	3 8 4	区画整 4	区画整理事業所 (区画整理二課)	携帯		
64	3 8 5	区画整 5	区画整理事業所 (那珂湊土地区画)	携帯		
65	4 0 1	救護01	健康推進課	半固定		
66	4 0 2	救護02	健康推進課	携帯		
67	403	救護03	健康推進課	携帯		
68	4 0 4	救護04	健康推進課	携帯		
69	4 0 5	救護05	健康推進課	携帯		
70	4 1 1	社会福1	生活支援課	携帯		
71	4 1 2	社会福2	生活支援課	携帯		
72	4 2 1	障害福1	障害福祉課	携帯		
73	4 2 2	障害福 2	障害福祉課	携帯		
74	4 3 1	高齢福1	高齢福祉課	携帯		
75	4 3 2	高齢福2	高齢福祉課	携帯		
76	4 4 1	児童福1	子ども政策課	携帯		

No.	呼出番号	呼出名称	所 属	種類	備	考
77	4 4 2	児童福2	子ども政策課	携帯		
78	5 0 1	中根小	生活安全課	携帯		
79	5 0 2	勝倉小	生活安全課	携帯		
80	5 0 3	三反田小	生活安全課	携帯		
81	5 0 4	枝川小	生活安全課	携帯		
82	5 0 5	東石川小	生活安全課	携帯		
83	5 0 6	市毛小	生活安全課	携帯		
84	5 0 7	前渡小	生活安全課	携帯		
85	5 0 8	佐野小	生活安全課	携帯		
86	5 0 9	堀口小	生活安全課	携帯		
87	5 1 0	高野小	生活安全課	携帯		
88	5 1 1	田彦小	生活安全課	携帯		
89	5 1 2	津田小	生活安全課	携帯		
90	5 1 3	長堀小	生活安全課	携帯		
91	5 1 4	外野小	生活安全課	携帯		
92	5 1 5	湊一小	生活安全課	携帯		
93	5 1 6	湊二小	那珂湊支所	携帯		
94	5 1 7	湊三小	生活安全課	携帯		
95	5 1 8	平磯小	生活安全課	携帯		
96	5 1 9	磯崎小	生活安全課	携帯		
97	5 2 0	阿字小	那珂湊支所	携帯		
98	5 2 1	勝田一中	生活安全課	携帯		
99	5 2 2	勝田二中	生活安全課	携帯		
100	5 2 3	勝田三中	生活安全課	携帯		
101	5 2 4	佐野中	生活安全課	携帯		
102	5 2 5	大島中	生活安全課	携帯		
103	5 2 6	田彦中	生活安全課	携帯		
104	5 2 7	那珂湊中	生活安全課	携帯		
105	5 2 8	平磯中	生活安全課	携帯		
106	5 2 9	阿字中	生活安全課	携帯		
107	5 3 0	勝田工高	生活安全課	携帯		
108	5 3 1	勝田高	生活安全課	携帯		
109	5 3 2	佐和高	生活安全課	携帯		
110	5 3 3	那珂湊高	生活安全課	携帯		
111	5 3 4	茨城高専	生活安全課	携帯		
112	5 3 5	勝田養護	生活安全課	携帯		
113	5 3 6	茨大支援	生活安全課	携帯		
114	5 3 7	ふぁみり	ふぁみりこらぼ	携帯		
115	5 3 8	津田コミ	津田コミュニティセンター	携帯		

No.	呼出番号	呼出名称	所属	種類	備	考
116	5 3 9	市毛コミ	市毛コミュニティセンター	携帯		
117	5 4 0	前渡コミ	前渡コミュニティセンター	携帯		
118	5 4 1	佐野コミ	佐野コミュニティセンター	携帯		
119	5 4 2	田彦コミ	田彦コミュニティセンター	携帯		
120	5 4 3	湊コミ	那珂湊コミュニティセンター	携帯		
121	5 4 4	柳沢館	那珂湊コミュニティセンター柳沢館	携帯		
122	5 4 5	部田野館	那珂湊コミュニティセンター部田野館	携帯		
123	5 4 6	大島コミ	大島コミュニティセンター	携帯		
124	5 4 7	一中コミ	一中地区コミュニティセンター	携帯		
125	5 4 8	中央図書	中央図書館	携帯		
126	5 4 9	文化会館	生活・文化・スポーツ公社	携帯		
127	5 5 0	ワーク	生活・文化・スポーツ公社	携帯		
128	5 5 1	松戸体育	生活・文化・スポーツ公社	携帯		
129	5 5 2	笠松公園	生活安全課	携帯		
130	5 5 3	総合体育	生活・文化・スポーツ公社	携帯		
131	5 5 4	湊公園	生活安全課	携帯		
132	5 5 5	ヘルケア	健康推進課	携帯		
133	5 5 6	湊保健	健康推進課	携帯		
134	5 5 7	大島社協	社会福祉協議会	携帯		
135	5 5 8	湊社協	社会福祉協議会	携帯		
136	5 5 9	金上ふれ	社会福祉協議会	携帯		
137	5 6 0	高場荘	生活安全課	携帯		
138	5 6 1	支所	那珂湊支所	携帯		
139	562	避難予備	生活安全課	携帯		
140	6 0 1	物資01	農政課	携帯		
141	6 0 2	物資02	農政課	携帯		
142	603	物資03	農政課	携帯		
143	6 0 4	物資04	農政課	携帯		
144	6 0 5	物資05	商工振興課	携帯		
145	6 0 6	物資06	商工振興課	携帯		
146	6 0 7	物資07	観光振興課	携帯		
147	608	物資08	観光振興課	携帯		
148	609	物資09	水産課	携帯		
149	6 1 0	物資10	農業委員会事務局	携帯		
150	7 0 1	教委 0 1	教育委員会(総務課)	半固定		
151	702	教委 0 2	教育委員会(総務課)	携帯		
152	800	団本部	消防団本部	携帯		
153	8 0 1	1 分団	第1分団	携帯		
154	8 0 2	2 分団	第2分団	携帯		

No.	呼出番号	呼出名称	所属	種類	備考
155	803	3分団	第3分団	携帯	
156	8 0 4	4 分団	第4分団	携帯	
157	8 0 5	5 分団	第5分団	携帯	
158	8 0 6	6 分団	第6分団	携带	
159	8 0 7	7分団	第7分団	携帯	
160	8 0 8	8 分団	第8分団	携帯	
161	809	9 分団	第9分団	携帯	
162	8 1 0	10分団	第10分団	携帯	
163	8 1 1	1 1 分団	第11分団	携帯	
164	8 1 2	1 2 分団	第12分団	携帯	
165	8 1 3	1 3 分団	第13分団	携帯	
166	8 1 4	1 4 分団	第14分団	携帯	
167	8 1 5	15分団	第15分団	携帯	
168	8 1 6	16分団	第16分団	携帯	
169	8 1 7	17分団	第17分団	携帯	
170	8 1 8	18分団	第18分団	携带	
171	8 1 9	19分団	第19分団	携带	
172	8 2 0	20分団	第20分団	携带	
173	8 2 1	2 1 分団	第21分団	携帯	
174	8 2 2	2 2 分団	第22分団	携帯	
175	8 2 3	2 3 分団	第23分団	携帯	
176	8 2 4	2 4 分団	第24分団	携帯	
177	8 2 5	2 5 分団	第25分団	携帯	
178	8 2 6	26分団	第26分団	携帯	
179	8 2 7	2 7 分団	第27分団	携帯	
180	8 2 8	28分団	第28分団	携帯	
181	8 2 9	2 9 分団	第29分団	携帯	
182	8 3 0	団長	消防団長	携帯	
183	8 3 1	副団長 1	消防副団長	携帯	
184	8 3 2	副団長 2	消防副団長	携帯	
185	8 3 3	副団長3	消防副団長	携帯	
186	901	消防本部	消防本部 (通信指令課)	半固定	
187	902	笹野署	笹野消防署	半固定	
188	903	田彦署	田彦消防署	半固定	
189	9 0 4	神敷台署	神敷台消防署	半固定	

資料2一8 茨城県防災情報システムの配備状況

ひたちなか市				
生活安全課	8-718-409	衛星電話機		
企画調整課	8-718-402	衛星電話機		
市民税課	8-718-404	衛星電話機		
廃棄物対策課	8-718-405	衛星電話機		
FAX (生活安全課)	8-718-300	衛星FAX		

- 1. 衛星電話機からのかけ方:相手先の衛生電話番号をプッシュする。
- 2. 一般電話機からのかけ方:*9をプッシュしてから相手先の衛星電話番号をプッシュする。

資料2-9 気象注意報及び警報の種類と発表基準

(1) 注 意 報

種	類	発 表 基	準	
風雪注意報		平均風速が,おおむね陸上で12m/sまたは海上 害が予想される場合(雪を伴うもの)。	:で15m/s	を超え,被
強風注意報		平均風速が、おおむね陸上で12m/sまたは海上として強風による被害が予想される場合。	:で15m/ s	を超え,主
大雨注意報		大雨によって災害が予想される場合。具体的に 意報基準一覧表)の基準以上になると予想され		∤(警報・注
大雪注意報		大雪によって災害が予想される場合。具体的にんが5cm以上になると予想される場合。	は12時間の	降雪の深さ
濃霧注意報		濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼす。 具体的には視程が陸上で100m以下又は海上で 想される場合。		· · · · -
雷注意報		落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され水戸地方気象台における最小湿度が40%、実効とと予想される場合。		
着氷(雪)注	三意報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等に被害が表合。	起こると予	想される場
霜注意報		早霜・晩霜期に、農作物に著しい被害が予想され 最低気温が3℃以下になると予想される場合。	いる場合。身	具体的には,
低温注意報		低温のため農作物等に著しい被害が予想される 気温が夏期に15℃以下の日が2日以上継続する たは冬期に-7℃以下になると予想される場合。	と予想され	
高潮注意報		台風等による海面の異常上昇により災害の起こ想される場合。具体的には潮位が1.0m以上にな		
波浪注意報		風浪・うねり等によって災害が起こるおそれか合。具体的には有義波高が2.5m以上になると予		
洪水注意報		大雨,長雨,融雪等の現象により河川の水が増想される場合。具体的には別紙資料(警報・注意 準以上になると予想される場合。	,	

(2) 警報等

種類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速が、おおむね陸上で $20\mathrm{m/s}$ または海上で $25\mathrm{m/s}$ を超え、重大な災害が起こると予想される場合。
暴風雪警報	平均風速が、おおむね陸上で20m/sまたは海上で25m/sを超え、重大な災害が起こると予想される場合(雪を伴うもの)。
大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には別紙資料(警報・注意報基準一覧表)の基準以上になると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には潮位が1.5m以上になると予想される場合。
波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高が6.0m以上になると予想される場合。
洪水警報	大雨,長雨,融雪等の現象により河川の水が増水し,重大な災害が起こると予想される場合。具体的には別紙資料(警報・注意報基準一覧表)のいずれかの基準以上になると予想される場合。
記録的短時間大雨 情報(1時間雨量)	数年に1度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表する。具体的には、1時間100mmの雨量が予想される場合。

(3) 特別警報

種類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

警報・注意報発表基準一覧

令和5年6月8日現在 発表官署 水戸地方気象台

ひたちなか 市	府県予報区	茨城県				
	一次細分区域	北部				
	市町村等をまとめた地域	県北地域				
	(浸水害)	表面雨量指数基準	19			
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	137			
		流域雨量指数基準	中丸川流域=7.9			
	洪水	複合基準	那珂川流域=(5. 38.4)			
	洪小	指定河川洪水予報 による基準				
警報	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
	茶瓜	十均風逐	海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
	茶 <u>瓜</u>	十均風逐	海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 c m			
	波浪	有義波高	6. 0m			
	高潮	潮位	1.5m			
	大雨	表面雨量指数基準	7			
	入門	土壌雨量指数基準	94			
		流域雨量指数基準	中丸川流域=6.3			
	洪水	複合基準※1	那珂川流域=(5.34.6),那珂川流域=(5.5.9)			
	添 小	指定河川洪水予報 による基準	那珂川[水府橋]			
	34 F	亚 华 园 法	陸上	12m/s		
	強風	平均風速 	海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
	風当		海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ			
注意報	波浪	有義波高	2. 5m			
	高潮	潮位	1.0m			
	雷	落雷等により被害が	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		_			
	濃霧	□ │視程	陸上	100m		
	加灰布穷	1元11主	海上	500m		
	乾燥	最小湿度 40%で,実効温度 60%※2				
	なだれ					
	低温		夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間	引大雨情報	1時間雨量				

^{※1 (}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{※2} 湿度は水戸地方気象台の値。

資料2-10「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」概要図

土砂災害防止対策基本指針の指定(第3条) 指定者:国土交通大臣

- 土砂災害防止対策の基本的事項
- 基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等



基礎調査の実施(第4条) 行為者: 都道府県知事

・区域指定及び土砂災害防止対策に 必要な調査を実施

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保 のための措置に関する計画の作成等 (第8条の2)

行為者:市町村地域防災計画に名称,所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者

・避難確保計画の作成及び訓練の実施

土砂災害警戒区域(第7条) 指定者:都道府県知事

土砂災害のおそれがある区域(通称:イエローゾーン)

対策主体:市町村長

- 1 市町村地域防災計画への記載
 - ・警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める
- 2 災害時要配慮者関連施設の警戒避難体制
 - ・当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に 関する情報,予報及ぶ警報の伝達方法を定める
- 3 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
 - ・警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の 配布その他必要な措置を講じる

土砂災害特別警戒区域(第9条)

指定者:都道府県知事

建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が 生じるおそれがある区域(通称:レッドゾーン)

行為主体:都道府県知事

- 1 特定開発行為に対する許可制
 - ・特別警戒区域内における,住宅地分譲や社会福祉施設, 学校及び医療施設等の災害時要配慮者施設建築の為の 開発行為については、許可を受けなければならない。
- 2 建築物の構造の規制
 - ・特別警戒区域では、建築物の構造が土砂災害を防止・ 軽減するための基準を満たすか、建築主事の確認を受 けることが必要になる。
- 3 建築物の移転等の勧告及び支援措置
 - ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は 身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めると きは、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は 軽減するために必要な措置をとることを勧告すること ができる。また、勧告をした場合に、必要があると認め るときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得について あっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

区域設定の目安

- · 土砂災害警戒区域
- ○急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍 (50m を超える場合は 50m) 以内の区域
- ○土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- ○地滑り
 - イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りする恐れのある区域)
 - ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250m を超える場合は、250m)の範囲内の区域
- · 土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

資料2-11 土砂災害警戒区域等の状況

急傾斜崩壊危険区域指定箇所

1. 人工斜面

箇 所 番 号	分類	所 在 地	危険箇所の状況		
			下端延長(m)	平均勾配(度)	平均高さ(m)
221- I -001	Ι	石光	80	35	6

2. 自然斜面

箇 所 番 号	分類 所在地	== 	危険箇所の状況		
		所 在 地 	下端延長(m)	平均勾配(度)	平均高さ(m)
221- I -002-1	I	磯崎町−1	85	47	7
221- I -002-2	I	磯崎町-1	87	54	7
221- I -002-3	I	磯崎町−1	51	31	19
221- I -003-1	I	磯崎町-2	98	32	7
221- I -003-2	I	磯崎町-2	122	44	7
221- I -004	I	磯崎町−3	225	35	13
221- I -005	I	圷-1	289	43	9
221- I -006-1	I	圷	94	43	10
221- I -006-2	I	圷	341	44	11
221- I -007	I	南坂	118	57	8
221- I -008-1	I	清水町	12	58	7
221- I -008-2	I	清水町	314	56	9
221- I -009	I	殿山町	769	43	13
221- I -010	I	八幡町-1	226	38	9
221- I -011	I	八幡町-2	84	53	5
221- I -012	I	八幡町-3	160	54	6
221- I -013-1	I	富士の上	44	44	7
221- I -013-2	I	富士の上	61	37	9
221- I -014	I	和田町	117	43	8
221- I -015	I	牛久保	478	53	11
221- I -016-1	I	栄町−1	109	35	8
221- I -016-2	I	栄町-1	47	39	9
221- I -017	I	湊栄町-2	359	56	13
221- I -018	I	海門町	126	57	15
221- I -019-1	I	中央	337	57	12
221- I -019-2	I	中央	49	40	6
221- I -019-3	I	中央	72	41	7
221- I -020	I	川戸	220	42	7
221- I -021-1	I	大成町	82	35	10
221- I -021-2	I	大成町	29	53	6

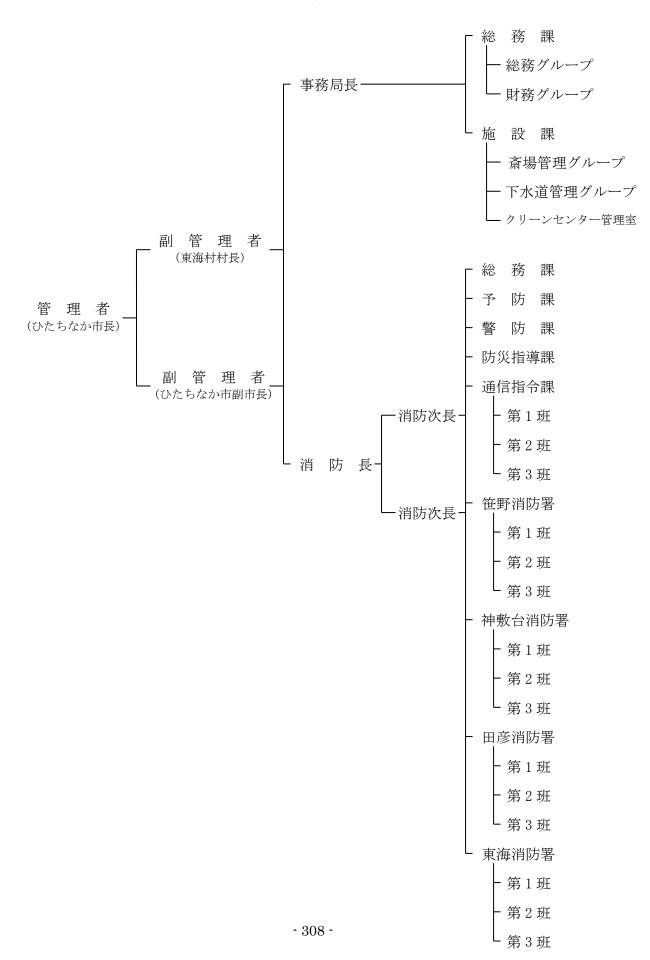
箇 所 番 号	八平	=: + ub	危険箇所の状況		
	分類	所 在 地	下端延長(m)	平均勾配(度)	平均高さ(m)
221- I -022	I	勝倉	434	40	10
221- I -023	I	天王下	776	39	12
221- I -024-1	I	殿山町1	60	38	8
221- I -024-2	I	殿山町1	154	49	9
221- I -025	Ι	湊中央	116	50	8
221- I -026	I	平磯町	134	44	8
221- I -027	I	本郷坪	499	39	8
221-Ⅱ-001	П	黒袴	47	38	9
221-Ⅱ-002-1	П	西原	101	38	6
221-Ⅱ-002-2	П	西原	33	42	5
221-Ⅲ-001	Ш	磯崎町	247	36	11
221-Ⅲ-002	Ш	新平a	175	39	12
221-Ⅲ-003-1	Ш	新平b	238	40	10
221-Ⅲ-003-2	Ш	新平b	576	36	12
221- III -004	Ш	合ノ内	293	41	8

※分類 I・Ⅲ・Ⅲは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家5戸以上ある場合は、急傾斜地崩壊危険箇所 I、同区域内に人家が1~4戸の場合は II、人家がないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をIIIとする。

茨城県土砂災害危険箇所マップ参照(茨城県土木部河川課ホームページ)

https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/map/

ひたちなか・東海広域事務組合行政組織機構図(令和5年4月1日現在)



資料2-13 消防団の状況

階級 団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団 定員(人) 1 3 30 30 30 60 246 実員(人) 1 3 30 30 30 59 203 消防団員配置状況	
階級 団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団 定員(人) 1 3 30 30 30 60 246 実員(人) 1 3 30 30 30 59 203 消防団員配置状況	員 合 計 6 400
図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	6 400
定 員(人) 1 3 30 30 30 60 246 実 員(人) 1 3 30 30 30 59 203 消防団員配置状況	
実 員 (人) 1 3 30 30 30 59 203 消防団員配置状況	
消防団員配置状況	3 000
	5年4月1日現在
階級	E A 31
団 長 副団長 分団長 副分団長 部 長 班 長 団 区分	員 合 計
団 本 部 1 3	4
第 1分団 (勝田駅前) 1 1 1 2 1(
第 2分団 (外 野) 1 1 1 2 6	6 11
第 3分団 (田 彦) 1 1 1 2 7	7 12
第 4分団 (津田) 1 1 2 6	6 11
第 5分団 (市 毛) 1 1 1 2 8	8 13
第 6分団 (枝 川) 1 1 1 2	4 9
第 7分団 (勝 倉) 1 1 1 2 7	7 12
第 8分団 (金上) 1 1 1 2 8	8 13
第 9分団 (三 反 田) 1 1 1 2 6	6 11
第10分団 (中根) 1 1 1 2 7	7 12
第11分団 (部田野) 1 1 1 2 8	8 13
第12分団 (柳沢) 1 1 1 2	6 11
第13分団 (湊駅前) 1 1 1 2	4 9
	8 13
	7 12
第16分団 (湊 泉 町) 1 1 1 1 2	2 6
	4 9
	8 13
	7 12
	8 13
	8 13
	8 13
	7 12
	7 12
	8 13
	7 12
	7 12
	6 11 8 13
	8 13 6 11
計(人) 1 3 30 30 30 59 203	

資料 2 一 1 4 茨城県広域消防相互応援協定書

茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律 第226号)第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防 を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の消防力を活用して、災害による 被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとす る。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の 全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等(以下「大規模災害等」という。)の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域 の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相 互 応 援

(応援要請)

- 第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等(以下「被災地市町等」という。) の長又は消防長(以下「被災地市町等の長」という。)は、原則として県を経由して、 応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。
- 2 前項に規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画(以下「基本計画」という。)に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

- 第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等(以下「応援市町等」という。)の 長又は消防長(以下「応援市町等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留消 防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるとのところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について 依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長 に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。
- 2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

- 第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 応援市町等が負担する経費
 - ア 人件費,燃料等の経常的経費
 - イ 応援職員(消防団員含む。以下同じ。)が応援業務による負傷,疾病,又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
 - ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償 費
 - エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費
 - (2)被災地市町等が負担する経費
 - ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達 経費
 - イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要す る経費
 - (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書(別記様式)により、被災地市町等の長に請求するものとする。

第四章 雜 則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相 互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑義)

第12条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、 協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各 1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。 従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

戸 長 水 市 日 立 市 長 土 浦 市 長 石 岡市 長 常陸太田市長 高 萩 市 長 北茨城市長 笠 間 市 長 取 手 市 長 つくば市長 常陸大宮市長 那 珂 市 長 かすみがうら市長 小美玉市長 茨 城 町 長 大 洗 町 長 大 子 町 長 鹿島地方事務組合管理者 茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者 筑西広域市町村圏事務組合管理者 常総地方広域市町村圏事務組合管理者 鹿行広域事務組合管理者 稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者 ひたちなか・東海広域事務組合管理者 城 里 町 長

靖 高 橋 小 川春 樹 中 Ш 清 今 泉文 彦 大久保太一 小田 木 真代 豊 田 稔 山 伸 樹 П 藤 井 信 吾 五十 嵐 立青 三次 真 一郎 海 野 徹 坪 井 透 島 穣 田 小 林 宣 夫 小 亮 谷 隆 綿 引久 男 男 保 力 針 谷 茂 須 藤 松 丸 修 久 原 浩 道 中 生 山 基 本 間源 上 遠 野 修

資料2-15 隣接消防相互応援協定の状況

1 協定先

名 称	所 在 地	電話番号	締結年月日
水戸市	水戸市中央1丁目4番1号	221-0111	H24.4.26
那珂市	那珂市菅谷651-3	295 - 2111	H 2 4. 4. 1
大洗町	大洗町磯浜6881-191	266 - 1119	H 2 4. 4. 1
日立市	日立市神峰町2丁目4-1	24-0119	H24.4.1

○○市, ひたちなか・東海広域事務組合消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき,○○市(以下「甲」という。)とひたちなか・東海広域事務組合(以下「乙」という。)との間において,次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、火災及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した際、甲、 乙、相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減することを目的とする。 (応援の種別)

- 第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。
 - (1) 普通応援
 - 甲,又は乙の管轄区域の境界付近で発生した災害に,応援要請を待たずして出動する応援
 - (2) 特別応援
 - 甲,又は乙の管轄区域内に発生した災害で,応援要請に基づいて出動する応援 (応援要請の方法)
- 第3条 応援要請は、受援側の長が応援側の長に電話、その他の方法により次の事項を明確にして行うものとする。
- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援隊数及び人員
- (4)機械器具及び消火薬剤等の種別、数量
- (5) 応援隊受領場所(誘導員配置)
- (6) 使用無線周波数(県波)
- (7) その他必要事項

(応援隊の派遣等)

- 第4条 応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の警備に支障ない範囲において 応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、次の事項を受援側の長へ通報するものとする。
- (1) 応援隊数
- (2) 出動時刻
- (3) 到着予定時刻
- 3 応援側の長は、災害の同時発生、又は特別の事由により応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報しなければならない。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援側の最高指揮者が行うものとする。

(活動完了報告)

第6条 応援隊の長は、災害活動完了後活動の結果を速やかに現場指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第7条 応援のため要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。 2 前項以外の経費は、受援側の負担とする。

(疑義)

第8条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するもとする。

(委 任)

第9条 この協定にさだめるもののほか必要な事項は、甲、乙の消防長が協議して定める ことができる

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。
- 2 従前の○○市(町・村),ひたちなか市及び東海村消防相互応援協定は廃止する。

平成24年4月1日

甲	○○市(町・村)長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	EI
乙	ひたちなか・東海広域事務組合管理者	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	ED

資料2-16 茨城県緊急消防援助隊受援計画

茨城県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、水戸市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は日立市消防本部及びつくば市消防本部とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。 (連絡体制)
- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- 2 連絡方法は、原則として有線電話又は茨城県(以下「県」という。)防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波 5、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

- 第4 緊急消防援助隊の応援等要請に係る手続きは、別紙第1のとおり行うものとする。
- 2 茨城県知事(以下「知事」という。)は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況 及び茨城県(以下「県」という。)内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要 な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊 急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 前3項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、県防災情報ネットワークシステム、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1に記載し、県防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする。
- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 5 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討し、その判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における 災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、応援等の要請と併せて報告するよう努めるものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 県知事(以下「知事」という。)は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及 び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した 場合は、長官に対して 緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で要請要綱別記様式1-1に記載し、県防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況 下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討し、その判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

- 第6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で要請要綱別記様式1-2に記載し、県防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)により速やかに行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡する ものとする。
- 3 被災地の市町村長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に 直ちに電話により連絡することができるものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らか になり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種 別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2に記載し、県防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)により速やかに行うもの とする。
- 4 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に 重大な支障を生じる恐れのある施設が存在するときは、前項の連絡と併せて報告するもの とする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)

及び被災地の市町村長に対し通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先 市町村を調整するものとする。

2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対し通知するものとする。

(迅速出動適用時の対応)

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請 要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直 ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して 報告するものとする。
 - (1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合
 - (2) 大津波警報が発表された場合
 - (3) 噴火警報 (居住区域) が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に 規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した 場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまと め、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速 やかに消防庁に対して報告するものとする。
- 4 迅速出動は、次に掲げる場合は適用しない。
- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

第3章 受援体制

(調整本部の設置)

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出場したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が1の場合であっても、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、県庁6階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)と緊密な連携が可能な連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。
- 3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又はその委任を受けた者) をもって充 てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、防災・危機管理部長及び本県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集 することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応する ものとする。
- (1) 防災・危機管理部の職員
- (2) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 県防災航空隊の職員
- (5) その他調整本部長が必要と認める職員
- 6 調整本部は、「茨城県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について 長官に対し、速やかに報告するものとする。
- 8 調整本部は、県災対本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事

務を行うものとする。

- (1)被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。
- (4)自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 県災対本部に設けられた航空運用調整班等の関係機関との連絡調整に関すること。(7) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、様式1から4を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の 会議に出席 させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を 連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部 及び消防団の活動状況、県消防広域応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとす る。
- 15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が 整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。 16 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、 速やかにその旨を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)被害情報(ライフラインの状況、道路の通行)の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮 支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本 部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支 援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防 本部及び消防団の活動状況、県消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとす る。
- 5 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。
- 6 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(進出拠点)

- 第11 調整本部(調整本部が設置されていない場合は被災地)は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。
 - (1) 陸上隊の1次進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
 - (2) 陸上隊の2次進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

- (3) 航空小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- (4) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定された進出拠点について進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。) の隊名及び規模、資機材等について確認し、指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、活動場所及び宿場場所までの経路を示すものとする。なお、到着した応援都道府県大隊等の長から調整本部へ報告を依頼された場合は、確認した事項を調整本部に報告するものとする。(宿営場所)
- 第12 調整本部(調整本部が設置されていない場合は被災地)は、別表第8のうちから緊急 消防援助隊の宿営場所について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、 宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。
- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と 共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定された宿営場所について被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に 対して連絡するものとする。
- 4 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所に連絡員等を派遣し施設管理者等と調整するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第13 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、県災対本部長又は調整本部 長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。) に係る緊 急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における 陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しく は指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を 行うものとする。
- 7 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 NBC 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 緊急消防援助隊の連絡体制は要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信連絡体制等)

第14 無線通信運用体制は、別表第9のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与等)

第15 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊の長に対して情報提供 を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1)被害状况
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第16 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間に おける情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものと する。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

- 第17 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他 活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等の長に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

(ヘリコプターランディングポイント)

第18 ヘリコプターランディングポイントは、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

- 第 19 調整本部は、燃料補給場所について、統括指揮支援部隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第6のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第7のとおりとする。

(燃料調達要請)

- 第20 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりと する。

(重機派遣要請)

- 第21 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(物資等調達要請)

- 第 22 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、 災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(増隊要請)

- 第23 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。 (部隊移動)
- 第24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。 (長官の求め又は指示による部隊移動)
- 第25 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の 市町村長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 前項により意見を求められた被災地の市町村長は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 第1項により意見を求められた知事は、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び消防広域

応援隊の活動状況を考慮し、前項の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請 要綱別記様式6-2により回答するものとする。

- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対してその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対してその旨を通知するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 前項により意見を求められた調整本部は、被災地の市町村長の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県消防広域応援隊の活動状況を考慮し、知事に対して部 隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、前項の意見を踏まえ指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対して、 要請要綱別記様式6-6により部隊移動の指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して、要請要綱別 記様式6-7により速やかその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により 速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容を適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の措置を要請するものとする。

第6章 活動中止の判断

(二次災害防止のための活動中止の判断基準)

第 28 緊急消防援助隊等の活動隊における二次災害を防止するため、別表第 12 を参考に、 指揮者は、指揮支援本部、調整本部と協議の上、緊急消防援助隊の活動中止の判断基準等 を示す等、隊員の安全管理の徹底を図るものとする。ただし、緊急消防援助隊の応援を要 する市町村が複数あり、県で一体的に活動中止の判断基準等を定めることが適当と考えら れる場合には、調整本部が中心となり、各指揮本部、各指揮支援本部と協議を行うものと する。

第7章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整 結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断 するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 30 第 29 の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び本県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、要請要綱別記様式4-1に記載し県防災情報ネットワークシステム(ファクシミリ)により速やかに通知するものとする。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 第 31 第 30 の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊等の長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定について連絡する。
- 2 前項の連絡を受けた応援都道府県大隊等の長は、被災地における活動を終了するととも に、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚 げるものとする。
- (1) 各隊の活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2)活動中の異動の有無

- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。
- 4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び知事に対してその旨を報告し、知事の了承を得て引揚げるものとする。

第8章 防災関係機関等との連携

(防災関係機関等との連携)

- 第32 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機 関と連絡調整について、必要に応じて、県災対本部及び市町村災害対策本部に依頼するも のとする。

第9章 その他

(情報共有)

- 第33 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援 情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災へリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第34 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(県受援計画の変更)

- 第35 知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長及び代表消防機関代行の長 と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、県内消防機関の長の意見を集約するも のとする。
- 2 知事は、受援計画の変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して報告するとともに、本県に対応する 第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに本県に対応す る統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、変更した旨を連絡する ものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第36 各消防本部の消防長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の 応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 14年法律第92号) に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、県が策定する受援計画 及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第37 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

- 第38 各消防本部 は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。
 - (1) 広域地図
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5)消防水利位置図
- (6)物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(訓練)

第39 県は、県総合防災訓練、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練等において、関係機関 と合同で調整本部の設置運用訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るも のとする。

(即応体制等の強化)

- 第40 県は、知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、知事が 不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体 制を確保するものと する。
- 2 県は、調整本部の運営にあたる責任者等については緊急参集できる体制を整備するものとする。

附則

- この計画は、平成28年4月28日から施行する。
- この計画は、平成29年3月1日から施行する。
- この計画は、平成31年3月20日から施行する。
- この計画は、令和2年3月10日から施行する。
- この計画は、令和3年3月4日から施行する。
- この計画は、令和4年4月19日から施行する。

完了

令和5年4月1日現在

配	置場所	車両名	シャシ・艤装	形状	登録年	備考
第	1 分団	消防ポンプ自動車	トヨタ・日本機械	CD-I型	平成31年	
第	2分団	"	トヨタ・ドライケミカル	CD- I 型	令和 3年	
第	3分団	"	トヨタ・小池機械	CD- I 型	令和 2年	
第	4分団	"	トヨタ・ドライケミカル	CD- I 型	平成29年	
第	5分団	II.	トヨタ・小池機械	CD- I 型	平成27年	
第	6 分団	JJ	三菱・モリタ	CD-I型	平成11年	
第	7分団	II.	三菱・小池機械	CD-I型	平成12年	
第	8 分団	II.	トヨタ・モリタ	CD-I型	平成23年	
第	9 分団	IJ	トヨタ・モリタ	CD-I型	平成25年	
第1	0 分団	JJ	日野・ジーエムいちは ら工業	CD-I型	令和 5年	
第1	1分団	II.	トヨタ・ドライケミカル	CD- I 型	平成12年	
第1	2 分団	JJ	トヨタ・ドライケミカル	CD- I 型	平成17年	
第1	3分団	JJ	トヨタ・ドライケミカル	CD-I型	平成13年	
第1	4 分団	JJ	トヨタ・日本機械	CD- I 型	平成11年	
第1	5分団	11	トヨタ・日本機械	CD-I型	平成10年	
第1	6 分団	11	日野・ジーエムいちは ら工業	CD-I型	令和 5年	
第1	7分団	11	トヨタ・ナカムラ消防 科学	CD-I型	令和 5年	
第1	8 分団	II.	トヨタ・小池機械	CD-I型	平成16年	
第1	9 分団	II.	トヨタ・日本機械	CD-I型	平成14年	
第2	0分団	11	トヨタ・日本機械	CD-I型	平成15年	
第2	1分団	11	トヨタ・日本機械	CD-I型	平成31年	
第2	2分団	11	日野・日本機械	CD-I型	平成16年	
第2	3分団	11	トヨタ・小池機械	CD-I型	平成25年	
第 2	4分団	11	トヨタ・ドライケミカル	CD-I型	平成27年	
第2	5分団	11	トヨタ・小池機械	CD-I型	平成30年	
第2	6分団	11	トヨタ・ドライケミカル	CD-I型	令和 3年	
第2	7分団	II.	トヨタ・ドライケミカル	CD-I型	平成27年	
第2	8分団	II.	三菱・小池機械	CD-I型	平成10年	
第2	9 分団	11	トヨタ・ドライケミカル	CD-I型	平成29年	

資料2-18 消防水利の現況

1 消火栓及び防火水槽

令和5年4月1日現在

	7	\wedge		ひたちなか市	
区		分	公 設 私 設		合 計
	消	火 栓	3,990 栓	250 栓	4,240 栓
防		100 ㎡ 以上	1 基	31 基	32 基
火		60 ~ 100 ㎡ 未満	2 基	57 基	59 基
水		40 ~ 60 m³ 未満	154 基	174 基	328 基
槽		計	157 基	262 基	419 基

2 その他の水利

令和5年4月1日現在

河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等	計(箇所)
4	3	13	5	25

資料2-19 防火対象物件の状況

令和5年3月31日現在

		元州 5 年	丰3月31	
			ひたち	なか市
	ļ	用 途 区 分	棟数 (棟)	查察 (件)
1	イ	劇場,映画館,演芸場又は観覧場	11	
項	口	公会堂又は集会場	92	2
	1	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ等		
2	口	遊技場又はダンスホール	31	
項	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		
	<u> </u>	カラオケボックス, 個室ビデオ店等	13	
3	イ	待合,料理店等	7	
項	口	飲食店	206	18
	4項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等	720	5
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	66	28
項	口	寄宿舎,下宿又は共同住宅	1, 978	
	イ (1)	避難のために患者に介護が必要な病院	1	
	イ (2)	避難のために患者に介護が必要な有床診療所	6	1
	イ (3)	病院(1)を除く,有床診療所(2)を除く,有床助 産所	8	
	イ (4)	無床診療所, 無床助産所	89	
	口(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム等	61	
	口 (2)	救護施設		
C	□ (3)	乳児院		
6 項	口 (4)	障害児入所施設		
	口(5)	障害者支援施設	7	
	ハ (1)	老人デイサービスセンター等	50	
	ハ(2)	更生施設		
	ン(3)	助産施設、保育所、養護連携認定こども園等	41	14
	ハ (4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等	4	
	ハ (5)	身体障害者福祉センター. 障害者支援施設ロ (5) を 除く等	32	1
	<u> </u>	幼稚園又は特別支援学校	48	6
	7項	学校等	174	4
	8項	図書館, 博物館, 美術館等	6	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場に類するもの		
項	口	イ以外の公衆浴場,銭湯等	4	
	10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	4	
	11項	神社,寺院,教会等	18	

12	イ	工場又は作業場	714	13
項	口	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13	イ	自動車車庫又は駐車場等	29	
項	П	飛行機又はヘリコプターの格納庫		
	14 項	倉庫等	376	17
	15 項	前各項に該当しない事業場	769	11
16	イ	複合用途防火対象物(特定)	236	5
項	口	複合用途防火対象物(非特定)	44	2
10	6項の2	地下街		
10	6項の3	準地下街		
	17項	重要文化財等	2	
18項 3		延長 50m以上のアーケード		
19 項		市町村長の指定する山林		_
20 項		総務省令で定める舟車		
		合 計	5, 847	126

資料2-20 自主防災組織等の状況

1 自主防災組織

(令和6年2月1日現在)

1 ∄	目主防災組織			(令和6年2月	1 日現在)
No.	名 称	結成日	No.	名 称	結 成 日
1	弥生西谷津自主防災会	Н 8.12.13	43	金上自主防災会	H11.11.5
2	大平自主防災会	Н 9. 1.12	44	田彦西自主防災会	H11. 11. 21
3	佐和駅前自主防災会	Н 9. 1.26	45	佐和自主防災会	H11. 11. 28
4	柳が丘自主防災会	Н 9. 1.29	46	東石川自主防災会	H11.12. 5
5	六ツ野自主防災会	Н 9. 3. 1	47	市毛北自主防災会	H11.12. 5
6	枝川自主防災会	Н 9.11. 9	48	※勝田駅前自主防災会	H11.12. 5
7	大成町自主防災会	Н 9.11.16	49	足崎自主防災会	H11.12. 8
8	向野自主防災会	Н 9.12. 7	50	和田町自主防災会	H12. 4.15
9	市毛南自主防災会	Н 9.12.21	51	高野宿自主防災会	H12. 7.30
10	堂端自主防災会	H10. 1.17	52	さわ野杜自主防災会	H12. 8. 1
11	津田第3自主防災会	H10. 1.18	53	薬師台自主防災会	H12. 8. 5
12	富士山自主防災会	H10. 1.18	54	平磯清水町自主防災会	H12. 8.27
13	上高場自主防災会	H10. 1.24	55	阿字ヶ浦自主防災会	H12. 9.30
14	幸町自主防災会	H10. 2. 8	56	中根自主防災会	H12. 10. 22
15	津田第2自主防災会	H10. 2.15	57	釈迦町自主防災会	H12. 10. 23
16	柏野自主防災会	H10. 2.15	58	西原自主防災会	H12.11. 5
17	下高場自主防災会	H10. 3. 8	59	平磯自主防災会	H12. 11. 16
18	はしかべ自主防災会	H10. 3.11	60	十三奉行自主防災会	H12. 11. 19
19	東大島自主防災会	H10. 6.20	61	高野小貫山自主防災会	H12. 11. 19
20	東石川1丁目自主防災会	H10. 7. 4	62	牛久保町自主防災会	H12. 11. 19
21	東中根団地自主防災会	H10.11. 7	63	相金自主防災会	H12. 11. 22
22	津田西山自主防災会	H10. 11. 22	64	神敷台自主防災会	H12. 11. 23
23	笹野自主防災会	H10. 11. 28	65	武田自主防災会	H12. 11. 23
24	勝倉自主防災会	H10. 11. 29	66	高野原自主防災会	H12.12. 2
25	磯崎自主防災会	H10. 12. 1	67	馬渡自主防災会	H12. 12. 12
26	本郷台自主防災会	H10.12. 5	68	柳沢美田多自主防災会	H12. 12. 16
27	西大島自主防災会	H10.12.6	69	長砂自主防災会	H13. 2.10
28	堀口自主防災会	H10.12.6	70	常葉台自主防災会	H13.11. 3
29	田彦東自主防災会	H10. 12. 6	71	七丁目自主防災会	H14. 2.13
30	足崎団地自主防災会	H10.12.6	72	田中町自主防災会	H14. 3. 9
31	勝田駅前南自主防災会	H10. 12. 8	73	小川自主防災会	H14. 3.15
32	大島公園西自主防災会	H10. 12. 10	74	湊泉町自主防災会	H14. 3.17
33	三反田自主防災会	H10. 12. 19	75	部田野小谷金自主防災会	H15. 2. 1
34	外野自主防災会	H10. 12. 20	76	龍之口町自主防災会	H16. 2.27
35	稲田自主防災会	H10. 12. 20	77	関戸自主防災会	H16. 3.13
36	津田第1自主防災会	H11. 1.24	78	湊本町自主防災会	H16.11. 6
37	勝田本町自主防災会	H11. 4. 4	79	勝田中央自主防災会	H18. 4. 1
38	西中根自主防災会	H11. 4.24	80	湊中央自主防災会	H20. 8. 1
39	青葉石川自主防災会	H11. 7.4	81	津田東自主防災会	H21. 8. 5
40	佐和駅前東自主防災会	H11. 7.25	82	高場南自主防災会	H25. 7.20
41	殿山町自主防災会	H11.10. 9	83	田宮原自主防災会	R5. 4. 1
42	長堀松戸自主防災会	H11. 10. 31	j		
	man and the second second and the second sec			11 - 11 b	

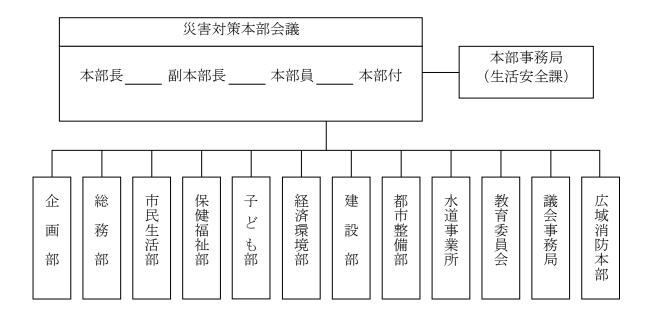
※勝田駅前自主防災会は、勝田元町、共栄町が合体して結成。

資料2-21 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(令和4年3月31日現在)

No.	施設名	所在地	浸水	土砂
1	梅原歯科医院	相金34-15	\circ	_
2	かなざわ歯科クリニック	田中後7512	0	_
3	遊座医院	釈迦町1-34	0	_
4	(医社) 克仁会 恵愛小林クリニック	幸町16-1	0	_
5	介護老人保健施設 みなと苑	幸町16-1	0	-
6	(医社) 亘洋会 湊整形外科・内科	釈迦町15-9	0	-
7	湊整形外科・内科 通所リハビリテーション ラメール	釈迦町15-9	0	_
8	介護老人保健施設 ラプラス津田	津田3728	0	_
9	(医社)秀峰会 つだ中央クリニック	津田3728-1	0	_
10	グループホーム あゆみ荘	津田3723-2	0	-
11	ひたちなか市立枝川小学校	枝川160	0	_
12	枝川小学校学童クラブ	枝川160	0	_
13	那珂湊児童館	海門町1-6-9	0	-
14	勝田すみれ保育園	枝川2560	0	_
15	アリア美波音	釈迦町13-8	0	_
16	夕なぎの空	田中後45-8	0	_
17	グループホームはまぎく	柳沢2832-1	0	_
18	ひたちなか市立勝倉小学校	勝倉3010	_	0
19	勝倉小学校学童クラブ	勝倉3010	_	0
20	茨城県立那珂湊高等学校	山ノ上町4-6	_	0
21	堀川保育園	八幡町5-14	_	0
22	グループホームはまぎく	部田野3706-1	0	_
23	ハートケアセンターひたちなか	柳沢2831	0	_
24	地域活動支援センター「ふわり」	柳沢2831	0	_
25	(医社) 大成会 勝田大成歯科医院	大成町42-3	_	0
26	野沢歯科医院	幸町16-10	0	_
27	阿部歯科診療所	枝川356-8	0	_
28	デイサービスひめの	釈迦町17-19	0	_
29	宇津見眼科医院	田中後22-1	0	_
30	黒澤内科医院	湊中央1-5783-1	0	_
31	ひたちなかメンタルクリニック	幸町14-1	0	

資料2-22 災害対策本部組織図



資料2-23 通信の内容

非常通信における送受信の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象,地震,火山等の観測資料
- 4 電波法(昭和25年法律第131号)第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾,復旧,交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う 緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 道路,鉄道,電力設備,電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための 資材の手配及び運搬,要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 各防災会議及び各災害対策本部相互間に送受信する災害救援その他緊急措置を要する労務,施設,設備,物資及び資金の調達,配分,輸送等に関するもの

※官公庁、会社、船舶及びアマチュア等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には免許業務以外の通信を取り扱うことができることになっている。

但し,無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので,各防災関係機関は災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

資料2-24 市周辺の報道機関の状況

社名	所在地	電話番号
NHK水戸放送局	水戸市大町3-4-4	232-9885
(株)茨城放送	水戸市千波町2084-2	244-2121
水戸コミュニティ放送(株)	水戸市酒門町1261-6	2 4 8 - 2 7 2 7
(株)茨城新聞社	水戸市笠原町978-25	2 3 9 - 3 0 0 1
(株)茨城新聞社ひたちなか支局	ひたちなか市笹野町2-2-26	273-1719
(株)読売新聞社水戸支局	水戸市北見町5-7	231-3311
(株)産業経済新聞社水戸支局	水戸市南町3-4-57	221-7158
(株)毎日新聞社水戸支局	水戸市三の丸1-5-18	221-3161
(株)朝日新聞社水戸総局	水戸市大町1-2-38	2 2 6 - 0 1 3 1
(株)東京新聞社水戸支局	水戸市三の丸1-4-73	221-7128
(一社)共同通信社水戸支局	水戸市笠原町978-25	301-1805
(株)時事通信社水戸支局	水戸市三の丸1-1-25	221-3907

資料2-25 救急告示医療機関の状況

1 救急告示医療機関 令和5年4月時点

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
1	(株) 日立製作所 ひたちなか総合病院	石川町 20-1	354-5111	救急総合診療科・循環器内科・消化器内科・外科・整形外科・小児神経精神発達科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科・代謝内分泌内科・神経内科・血液内科・小児科・脳神経外科・泌尿器科・麻酔科・放射線科・婦人科・腎臓内科・呼吸器内科・リウマチ科・形成外科・眼科・皮膚科・病理科・リハビリテーション科・放射線技術科
2	(医社)愛友会 勝田病院	中根 5125-2	272-5184	内科・呼吸器内科・脳神経内科・脳神経 外科・循環器内科・外科・整形外科・皮 膚科・腎臓内科

2 救急医療協力医療機関 令和5年4月時点

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
3	加瀬病院	市毛 835	273-2071	産婦人科・小児科
4	ひたちなか 母と子の病院	青葉町 19-7	273-2888	産科・婦人科
5	アイビークリニック	笹野町 1-3-1	274-1155	外科・内科・整形外科・心臓血管外科・ リハビリテーション科
6	小浜産科婦人科 クリニック	堀口 616	272-2535	小児科・産科・婦人科
7	(医社) 克仁会 恵愛小林クリニック	幸町 16-1	263-0651	外科・内科・循環器内科・放射線科・リ ハビリテーション科・臨床検査科
8	四方医院	春日町 12-2	272-1246	内科・循環器科・消化器内科・外科・肛 門科
9	尚仁会クリニック	堀口 616-1	271-3409	内科・循環器科・消化器科・泌尿器科 ・外科・整形外科・皮膚科・リハビリテー ション科

3 その他の医療機関

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
10	北友会勝田病院 (休止中)	津田 1895	273-0024	内科・外科
11	(医社) 亘洋会 湊整形外科・内科	釈迦町 15-9	263-7255	内科・整形外科・リハビリテーション科
12	アイメンタル クリニック	勝田中央 5-1 平戸ビル 2 階	272-4976	精神科・心療内科
13	赤津眼科	大成町 17-2	274-2610	眼科
14	あさか耳鼻咽喉科 クリニック	東石川 2713-1	219-7601	耳鼻咽喉科
15	あすくレディス クリニック	中根 3324-1	270-2020	婦人科
16	あやべ内科医院	西大島 2-12-14	276-2800	内科・リウマチ科・アレルギー科
17	飯島医院	湊中央 1-11- 28	262-3557	内科・婦人科・リハビリテーション科
18	いずみ眼科 クリニック	東石川 3444-8	219-5687	眼科
19	いちげ皮フ科 クリニック	市毛 404-32	219-7704	皮膚科
20	(医)藤城会 伊藤医院	勝田本町 4-15	272-2628	内科・美容皮膚科
21	いばらき診療所	高場 5-3-7	285-6040	内科・皮膚科
22	宇津見眼科医院	田中後 22-1	262-2604	眼科
23	おいかわクリニック	中根 3646-7	272-3408	内科・泌尿器科
24	大平医院	八幡町 9-7	263-3922	内科・泌尿器科
25	おやけクリニック	馬渡 2835-5	272-2230	内科・循環器内科・小児科
26	小宅小児科医院	東石川 3-7-19	273-7181	小児科
27	海原医院	稲田 221-5	285-1010	内科・循環器内科・小児科
28	勝田整形外科医院	東大島 4-4-13	274-5121	リウマチ科・整形外科・外科
29	(医社)柳澤会 勝田皮膚科クリニック	大成町 35-1	275-4112	内科・皮膚科
30	亀山医院	馬渡 3283-2	272-3778	内科・胃腸科・小児科・外科
31	河村クリニック	堀口 611-11	272-2068	内科・皮膚科・小児科・泌尿器科
32	紀有堂クリニック	高野 563	285-6151	内科・循環器科

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
33	グルコピア ひたちなか	笹 野町 2-12-25	229-3030	糖尿病内科・内科・内分泌内科
34	黒澤内科医院	湊中央 1-5783-1	264-1700	内科
35	後藤医院	道メキ 12986-2	264-7110	内科・循環器科・小児科
36	(医) 薫光会 小松整形外科医院	津田 3245-1	275-4141	整形外科
37	斉藤内科	田彦 1391-2	272-7200	内科
38	さくら水戸 クリニック	東石川 1581	271-1100	皮膚科・腎臓内科・泌尿器科・整形外科
39	佐藤内科クリニック	高野 2441-6	267-6116	内科・小児科・皮膚泌尿器科・リハビリ テーション科
40	さわ西クリニック	高場 5-4-20	354-3700	内科・泌尿器科・皮膚科
41	サンキュー耳鼻科 クリニック	高場 167-3	219-6239	耳鼻咽喉科
42	三友歯科耳鼻咽喉科	石川町 14-6	275-1188	耳鼻咽喉科・歯科・矯正歯科・小児歯 科・口腔外科
43	ジュン整形外科クリ ニック	中根 4782-1	212-5600	整形外科・リハビリテーション科
44	新光町眼科	新光町 35	229-0530	眼科
45	鈴木内科	佐和 534-1	270-3656	内科・小児科
46	(医)関内科医院	大平 4-2-13	272-3675	内科・呼吸器内科・循環器内科・小児科
47	曾野内科医院	東大島 4-16-17	273-5550	内科・消化器内科
48	田崎外科医院	市毛 520-2	272-5524	内科・胃腸科・皮膚科・外科・整形外科
49	立原耳鼻咽喉科	中根 3648-1	270-1187	耳鼻咽喉科
50	田中循環器内科 クリニック	津田 2031-1078	229-1300	内科・循環器内科
51	(医社) 秀峰会 つだ中央クリニック	津田 3728-1	303-7555	呼吸器内科・脂質代謝内科・内分泌内 科・臨床検査科
52	つちだ内科泌尿器科 クリニック	馬渡 3841-10	353-3135	内科・小児科・外科・泌尿器科
53	ながおこども クリニック	高場 1180-6	285-9040	小児科
54	中村医院	殿山町 1-2-8	262-2326	内科・皮膚科・小児科・泌尿器科
55	(医社)雄々会 中村眼科医院	勝田中央 7-19	272-2925	眼科
56	中山整形	東石川 3-15-10	274-9955	整形外科

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
57	沼田内科クリニック	津田 2829-5	276-1515	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・小 児科
58	(医) 聖麗会 脳神 経外科聖麗メモリア ルひたちなか	馬渡 2835-2	219-8400	脳神経外科
59	(医) 桜丘会 脳神経外科ブレインピアひたちなか	馬渡 541-1	219-7702	循環器内科・脳神経外科
60	ハートクリニック 松本	高場 1673-12	276-2800	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・小 児科
61	花の杜クリニック (休止)	幸町 16-5	262-3201	精神科・心療内科
62	はやかわクリニック	津田 1952-1	354-4114	産科・婦人科
63	原レディス クリニック	笹野町 2-11- 10	276-6617	産婦人科
64	ひたちなかアイクリ ニック	高場 3-1-1	285-5285	眼科
65	ひたちなか海浜 クリニック	馬渡 3006-1	219-5955	呼吸器内科
66	ひたちなか記念 クリニック	東大島 3-5-1	272-5781	内科・皮膚科
67	ひたちなか中央クリ ニック	東石川 3-20-8	212-7800	皮膚科・形成外科・美容外科
68	ひたちなかファミリ ークリニック	三反田 4551-1	212-5585	内科・消化器内科・外科
69	ひたちなかメンタル クリニック	幸町 14-1	212-5730	精神科・心療内科
70	藤咲整形外科医院	足畸 1474-257	275-0777	整形外科・リウマチ科・内科
71	(医法) 英俊会 富士山内科 クリニック	中根 4746-5	273-4565	内科・リウマチ科
72	ますおか内科 クリニック	外野 1-35-17	354-0567	内科·呼吸器内科·糖尿病内科·循環器内 科
73	松島眼科医院	笹野町 2-18- 18	276-5565	眼科
74	マナ・クリニック	中根 4811-1	354-0707	内科・胃腸消火器内科・外科・肛門診療
75	馬渡眼科	馬渡 2768-2	276-3131	眼科
76	(医社) 亘洋会 湊 整形外科・内科	釈迦町 15-9	263-7255	内科・整形外科・リハビリテーション科
77	三村小児科内科クリ ニック	馬渡 2896-19	229-2666	内科・糖尿病内科・小児科
78	三代内科クリニック	長堀町 3-8-4	354-0348	内科・呼吸器科・消化器科・小児科

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目
79	森田記念クリニック	高野 2444-3	212-3227	内科・呼吸器内科・泌尿器科
80	やまき内科 クリニック	津田東 2-7-8	354-6680	内科・小児科・腎臓内科・アレルギー科
81	(医社) 至仁会 山口内科クリニック	東石川 3379- 13	276-0700	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化 器内科・小児科
82	山崎クリニック	赤坂 12391	263-3621	内科・胃腸科・皮膚科・外科・肛門科・ 整形外科・理学療法科
83	遊座医院	釈迦町 1-34	262-2368	内科・小児科
84	渡辺耳鼻咽喉科 クリニック	津田 2952-7	219-6339	耳鼻咽喉科
85	わたなべ内科 クリニック	稲田 38-1	202-6155	内科

資料2-26 近隣の二次・三次救急医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
水戸医療センター	茨城町桜の郷280	029-240-7711
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	029-254-5151
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	029-221-5177
水府病院	水戸市赤塚1-1	029-309-5000
水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1	029-309-8600
水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	029-231-2371
誠潤会水戸病院 (旧 城北病院)	水戸市袴塚3-2787-9	029-353-7077
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121
茨城東病院	東海村照沼825	029-282-1151
大洗海岸病院	大洗町大貫町915	029-267-2191
常陸大宮済生会病院	常陸大宮市田子内町3033-3	0295-52-5151
水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町4028	029-222-7007
西山堂病院	常陸太田市木崎二町931-2	0294-72-5121

資料2-27 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度,方法及び期間」早見表

	7	切法他们神則に定める教	列 マン 1 王 1 又 ,	「人人」の別問。十九人
救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設	災害により現に被害	(基本額)	災害発生の	1 費用は、避難所の設置、維
置	を受け、又は受けるお	避難所設置費	日から7日以	持及び管理のための賃金職
	それのある者に供与す	1人 1日当たり	内	員等雇上費,消耗器材費,建
	る。	310円以内	但し内閣総	物等の使用謝金, 借上費又は
		(加算額)	理大臣の同	購入費,光熱水費並びに仮設
		冬季 別に定める額を加算	意を得た場	便所等の設置費を含む。
			合に限り期	2 避難にあたっての輸送費
		高齢者等の要援護者等に供	間延長あり	は別途計上
		与する「福祉避難所」を設置し		3 福祉避難所を設置した場
		た場合,当該地域における通常		合, 当該地域の実費加算
		の実費を支出でき,上記を超え		
		る額を加算できる。		
応急仮設住	住家が全壊,全焼又	1 規格 1戸当たり平均	災害発生の	1 基準面積は平均1戸当たり
宅の供与	は流失し,居住する住	29.7㎡ (9坪) を基準とする。	日から20日	29.7㎡, 2,530,000円以内で
	家がない者であって,	2 限度額 1戸当たり	以内に着工	あればよい。
	自らの資力では住宅を	2,530,000円以内	4-4	2 高齢者等の要援護者等数
	得ることができない者	3 同一敷地内等におおむね		人以上に供与する「福祉仮設
		50戸以上設置した場合は,集		住宅」を設置できる。
		会等に利用するための施設		3 供与期間 最高2年以内
		を設置できる。(規模,費用		4 民間賃貸住宅の借り上げ
		は別に定めるところによる)		による設置も対象とする。
炊き出しそ	1 避難所に避難して	1人1日当たり	災害発生の	食品給与のための総経費を延
の他による	いる者	1,040円以内	日から7日以	給食日数で除した金額が限度
食品の給与	2 全半壊(焼),流失,		内	額以内であればよい。
	床上浸水で炊事でき		(但し内閣総)	(1食は1/3日)
	ない者		理大臣の同	
			意を得た場	
			合に限り期	
			間延長あり	
飲料水の供	現に飲料水を得るこ	当該地域における通常の実費	災害発生の	輸送費、人件費は別途計上
給	とができない者(飲料		日から7日以	
	水及び炊事のための水		内	
	であること。)		但し内閣総	
			理大臣の同	
			意を得た場	
			合に限り期	
			間延長あり	
			8 - 6	

救助の種類	対 象	費用	の限度額	Î	期	間		備	考	
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊 (焼),流失, 床上浸水等により,生 活上必要な被服,寝具 その他生活必需品を喪 失又は毀損し,直ちに 日常生活を営むことが 困難な者	月~3月) (の日をもっ	1 夏季 (4月~9月) 冬季 (10 月~3月) の季別は災害発生 の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内					1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分	1人世帯	2人世	.带 ;	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1 人を増す ごとに加 算する額	
		全壊		22, 9	円 900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500	
		全 焼	5 20 400	34,	1000 T	53, 100	62, 100	78, 100	10,700	
		半壊り	[5 900	400	800	11,700	14,200	18,000	2,500	
		床上浸水	9.400	12,	300	17,400	20,600	26,100	3,400	
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	療材料,医療費 2 病院又は記保険の診療 3 施術者協定料金の	参療所…国目報酬の額以内の額以内	学の実 発健康	日以但理意合間	発ら 内臣得限長の日 総同場期			t 別途計上	
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって、災 害のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等 用した衛生 2 助産師に 料金の100分	材料等の実施 よる場合は	費價行	日内但理意合	んら7日 閣のたり 関のたりり は同場期	妊婦等	の移送費に	t別途計上	
被災者の救出	1 現に生命,身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域にお	ける通常の	実費	日内但理意合	発生日 閣の 関の 関 関 の 以 総 同 場 期 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ならな 体の捜	い場合は 索」とし	が明らかに、以後「死 、以後「死 で取り扱う。 かは、別途計	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除 会 登費 及び	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者 1 被災者の避難	133,900円以内	災日以但理意合間 教 を り り り り り り り り り り り り り り り り り り	
質金職員等 雇上費	2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理 配分		が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 10条第1号から第4号ま でに規定する者		救助の実施 が認期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

令和3年4月1日現在

No.	避難所名称	所在地	電話番号
1	中根小学校	中根 1863	272-2742
2	勝倉小学校	勝倉 3010	272-2546
3	三反田小学校	三反田 3065	272-3443
4	枝川小学校 (洪水時使用不可)	枝川 160	221-5619
5	東石川小学校	東石川 1-1-1	272-2308
6	市毛小学校	市毛 825	272-2747
7	前渡小学校	馬渡 309	272-6443
8	佐野小学校	稲田 76	285 - 0347
9	堀口小学校	堀口 588	272-2866
10	高野小学校	高野 474	285-1772
11	田彦小学校	田彦 1457	274-2665
12	津田小学校	津田東 1-1-1	274-2010
13	長堀小学校	長堀町 3-5-1	274-5800
14	外野小学校	外野 1-30-1	274-2851
15	那珂湊第一小学校	山ノ上町 1-1	262-2450
16	那珂湊第二小学校	富士ノ上 10-1	262-2744
17	那珂湊第三小学校	西十三奉行 13251-1	262-2859
18	旧平磯小学校	平磯町 250	-
19	旧磯崎小学校	磯崎町 4598	_
20	勝田第一中学校	大成町 38-1	272-2416
21	勝田第二中学校	市毛 979	272 - 2624
22	勝田第三中学校	馬渡 2982	272 — 5215
23	佐野中学校	佐和 1504	285 - 0207
24	大島中学校	東大島 4-6-1	272-3930
25	田彦中学校	田彦 1442-1	274-9383
26	那珂湊中学校	廻り目 2896	262-4349
27	阿字ヶ浦ふれあい交流館	阿字ケ浦町 610	212-6751
28	美乃浜学園	磯崎町 5135	212-9311
29	勝田工業高等学校	松戸町 3-10-1	272-4351
30	勝田中等教育学校	足崎 1458	273-7411
31	佐和高等学校	稲田 636-1	285-1819
32	那珂湊高等学校	山ノ上町 4-6	262-2642
33	茨城工業高等専門学校	中根 866	272-5201 (夜間)272-7812
34	茨城県立勝田特別支援学校	高場 2452	285-5644
35	茨城大学附属特別支援学校	津田 1955	274-6712
36	子育て支援・多世代交流施設 (ふぁみりこらぼ)	石川町 11-1	272-6301

No.	避難所名称	所在地	電話番号
37	津田コミュニティセンター	津田 2732	274-4121
38	市毛コミュニティセンター	市毛 980	272 - 3766
39	前渡コミュニティセンター	馬渡 2980-1	274 - 7727
40	佐野コミュニティセンター	高場 190	285 - 6685
41	田彦コミュニティセンター	田彦 950-128	274 - 5222
42	那珂湊コミュニティセンター	鍛治屋窪 3566	263 - 7266
43	那珂湊コミュニティセンター柳沢館	柳沢 472	263 - 2498
44	那珂湊コミュニティセンター部田野館	部田野 1180-1	263 - 2472
45	大島コミュニティセンター	外野 1-1-1	274 - 1226
46	1中地区コミュニティセンター	長堀町 3-4-1	275 - 2671
47	中央図書館	元町 5-3	273 - 2247
48	文化会館	青葉町 1-1	275 - 1122
49	ワークプラザ勝田	東石川 1279	275 - 8000
50	松戸体育館	松戸町 2-6-1	274-8273
51	笠松運動公園	佐和 2197-28	202 - 0808
52	総合体育館	新光町 49	273-9370
53	湊公園ふれあい館	湊中央 1-1-1	262 - 3167
54	生涯保健センター (ヘルスケアセンター)	松戸町 1-14-1	276 - 5222
55	那珂湊保健相談センター	和田町 2-11-21	262 - 2161
56	総合福祉センター	西大島 3-16-1	274 - 3241
57	那珂湊総合福祉センター (しあわせプラザ)	南神敷台 17-6	262 - 5775
58	金上ふれあいセンター	金上 562-1	354 - 4170
59	老人福祉センター高場荘	高場 594-2	285 - 8422
60	特別養護老人ホーム 恵苑	烏ヶ台 11835-2	262 - 5566
61	特別養護老人ホーム はまぎくの里	中根 952-1	273 - 4165
	#1. = #1. Ye = #4. 14. 1	F = 1	

60	特別養護老人ホーム 恵苑	鳥ヶ台 11835-2	262 - 5566
61	特別養護老人ホーム はまぎくの里	中根 952-1	273 — 4165
62	特別養護老人ホーム サンフラワーひたちなか	長砂 633-1	285 — 9288
63	特別養護老人ホーム さわの森	高野 2448	354-3711
64	介護老人福祉施設 北勝園	津田 2093-1	272-1178
65	特別養護老人ホーム いくり苑	磯崎町 4555−1	272-1178
66	勝田ゴルフ倶楽部	長砂 1506	285 — 5131
67	ピアポート屋上駐車場	栄町 2-13-25	263 - 5323

No.54~65 は福祉避難所 (60~65 は民間社会福祉施設)

No.66 は原子力一時避難所

No.67 は大規模津波一時避難所

資料2-29 災害時等の相互応援に関する協定

災害時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の 趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では 十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、 必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 食料,飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職,技術職,技能職等の職員の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

- 第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は 電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。
 - (1) 被害及び被害が予想される状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定めることができる。
- 2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがまく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

- 第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、 生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。 (他の協定との関係)
- 第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条 第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し 締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

- 第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 市町村が協議して別に定めるものとする。
- 第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。
 - この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成6年4月1日

水戸市長	岡田 弘	日立市長	飯山 利雄
土浦市長	助川 弘之	古河市長	針谷 善吉
石岡市長	木村 芳城	下館市長	鈴木 良一
結城市長	荒井 秀吉	龍ヶ崎市長	海老原龍生
那珂湊市長	根本 甚市	下妻市長	横島 良市
水海道市長	神林 弘	常陸太田市長	渡辺 龍一
勝田市長	清水 曻	高萩市長	大久保 清
北茨城市長	豊田稔	笠間市長	笹目宗兵衛
取手市長	菊地勝志郎	岩井市長	吉原 英一
牛久市長	大野 喜男	つくば市長	木村 操
茨城町長	郡司 和幸	小川町長	安達務
			-
美野里町長	島田穣一	内原町長	大関 茂
常北町長	松崎和治	桂村長	大森 藤和
御前山町長	川又利夫	大洗町長	竹内 宏
友部町長職務代:		岩間町長	柴山 弘
七会村長	岩下 金司	岩瀬町長	川那子明三
東海村長	須藤 富雄	那珂町長	浅川 泰郷
瓜連町長	先崎 千尋	大宮町長	矢数 浩
山方町長	根本 嘉朗	美和村長	大滝 典夫
緒川村長	大津喜代志	金砂郷町長	成井光一郎
水府村長	平山嘉郎	里美村長	荷見 泰男
大子町長	黒田 宏	十王町長	関 義弘
旭村長	米川 一郎	鉾田町長	小室 光
大洋村長	石津 政雄	大野村長	生井澤健二
鹿島町長	五十里 武	神栖町長	岡野敬四郎
波崎町長	村田 康博	麻生町長	栗又 宏三
牛堀町長	森内 捷夫	潮来町長	今泉 利拓
北浦村長	磯山 伸知	玉造町長	坂本 常蔵
江戸崎町長	第 信	美浦村長	市川 紀行
阿見町長	川田 弘二	茎崎町長	石川 玄蔵
新利根町長	内藤 謙吉	河内村長	細谷 忠男
桜川村長	飯田 稔	東村長	成毛 平昌
出島村長	宮嶋 光昭	玉里村長	渡邉 伸
八郷町長	桜井 盾夫	千代田町長	鈴木 三男
新治村長	御田寺義也	伊奈町長	飯島 善
谷和原村長	飯島 文彦	関城町長	斎藤 和夫
明野町長	加倉井豊邦	真壁町長	平間小四郎
大和村長	飯島 輝信	協和町長	岡野 英一
八千代町長	大久保敏夫	千代川村長	永瀬 純一
石下町長	飯塚富雄	総和町長	植竹 忻一
五霞村長	鈴木 理一	三和町長	舘野喜重郎
猿島町長	木村 好	境町長	橋本正士
守谷町長	会田 真一	藤代町長	小林 靖男
利根町長	鈴木 嘉昌	114 1 V	4 11 PHING
TIMITA	かけ/ 17 カロ 口		

資料2-30 災害時相互応援協定

1 協定先

協定(1)

<u> </u>						
名	名 称 住 所		電話番号	締結年月日	1	
宮城県石港	宮城県石巻市 宮城県石巻市穀町 14-1		0225 (95) 1111	平成7年7月	6 日	
栃木県那須	頁塩原市	栃木県那須塩原河	市共墾社 108−2	0287 (62) 7111	平成7年8月	11 日

協定②

名 称	住所	電話番号	締結年月日
千葉県四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地	043 (421) 2111	平成 30 年 7 月 24 日

[※]協定先名称は令和4年現在(市町村合併後)のものを表記している。

2 協定文

協定①

災害時相互応援協定

○○市とひたちなか市は、いずれかの市域において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

- 第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食料, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出, 医療, 防疫, 施設等の応急復旧活動等に必要な資器材及び物資の 提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 消火, 救援, 医療, 防疫, 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
 - (5) ボランティアの斡旋
 - (6) 児童生徒の受入れ
 - (7) 被災者に対する住宅の斡旋
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

- 第2条 応援を要請する市は、つぎに掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名,数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

- 第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。
- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合には、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、 両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成○年○月○○日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇〇日

○○市長	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
ひたちかか市長	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc

災害時相互応援協定書

四街道市とひたちなか市は、いずれかの市域において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

- 第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 食料,飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な物資及び資器材の提供
 - (3) 救援及び救出活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の提供
 - (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
 - (6) ボランティアの斡旋
 - (7) 児童生徒の受入れ
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続き)

- 第2条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急 の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものと する。
 - (1)被害の状況
 - (2) 前条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び 資器材の種類、品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第4条 応援のために派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。
- 2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく,立替支弁を要請した場合は,応援を要請された市は,一時立替支弁するものとする。

(連絡担当者)

- 第6条 両市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成30年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年7月24日

四街道市長 佐渡 斉

ひたちなか市長 本間源基

資料2-31 災害時相互応援に関する協定書

1 協定先

名 称	住所	電話番号	締結年月日
千葉県市川市	千葉県市川市 八幡一丁目1番1号	047 (334) 1111	平成9年10月3日
神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県茅ヶ崎市 茅ヶ崎一丁目1番1号	0467 (82) 1111	IJ
静岡県富士市	静岡県富士市 永田町一丁目 100 番地	0545 (51) 0123	11

2 協定文

災害時相互応援に関する協定書

ひたちなか市,市川市,茅ヶ崎市及び富士市(以下「協定市」という。)は、いずれかの市域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市(以下「被災市」という。)の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

- 第1条 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 食料, 飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (3) 被災者の救出, 医療及び防疫並びに施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
 - (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
 - (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
 - (6) ボランティアのあっせん
 - (7) 児童・生徒の受入れ
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続き)

- 第2条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、 緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付する ものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

- 第3条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。
 - (応援のために派遣された職員の指揮)
- 第4条 応援のために派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。 (経費の負担)
- 第5条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。
- 2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替え支弁を要請した場合は、応援を統制された市は、一時立替え支弁するものとする。

(連絡担当部局)

- 第6条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡担当部教は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行なうものとする。

(体制の整備)

第7条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努める ものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行なわれるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(細目協定)

第9条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1998年(平成10年)3月31日までとする。ただしこの期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協 定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、四市長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1997年(平成9年)10月3日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目10番1号 ひたちなか市 ひたちなか市長 清水 曻

千葉県市川市八幡一丁目1番1号

市川市

市川市長高橋國雄

神奈川県茅ヶ崎市一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長根本康明

静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市

富士市市長 鈴木清見

資料2-32 水防倉庫設置場所

水防倉庫名	所 在 地	備考
枝川倉庫	枝川200-19	第6分団車庫敷地内
勝倉倉庫	勝倉3995	第7分団倉庫内
三反田水防基地	三反田1278-1	
東石川倉庫	東石川2-10-1	市役所本庁敷地内
笹野倉庫	笹野町2-8-1	笹野消防署敷地内
田彦倉庫	田彦1428	田彦消防署敷地内
神敷台倉庫	南神敷台7-1	神敷台消防署敷地内

資料2-33 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報の種類と基準

発表の種類と基準

那珂川はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
那珂川はん濫警戒情報	避難判断水位に達したとき、あるいは、水位予報に基づき はん濫危険水位に達すると見込まれたとき
那珂川はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき,あるいは,氾濫危険水位を 超え,さらに水位の上昇が見込まれるとき
那珂川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

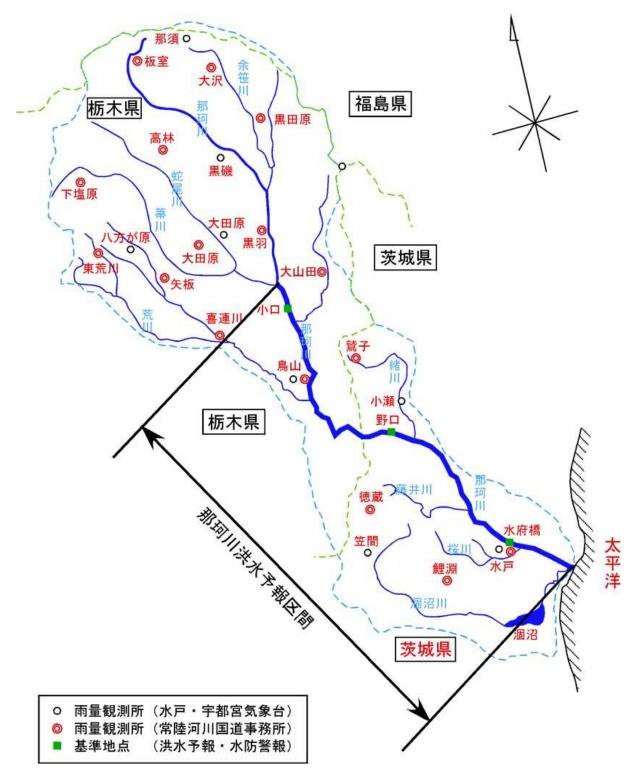
資料2-34 基準水位観測所

観測所	水位標所在地	水 防 団 待 機 水 位(通報 水位)	はん濫 注意水 位(警戒 水 位)	避難判断水位(特別警戒水位)	は ん 濫 危 険 水 位(危険 水位)	計画高水位	位 置
小口	栃木県那須郡 那珂川町小口	4. 00 m	5. 00 m	5. 00 m	5. 50 m	9. 67 m	河口から 82.0 km
野口	茨城県常陸大 宮市野口	2.50m	3. 50 m	4. 10m	4. 50 m	7. 56m	河口から 38.3 km
水府橋	茨城県水戸市 根本町	3. 00 m	4. 00 m	5. 40m	5. 80m	8. 36m	河口から 12.4 km

資料2-35 水防警報該当河川

種	別	上 流 端	下 流 端
	本 川	左 栃木県大田原市亀久字大平 419 番 4 番地先右 栃木県大田原市佐良土宇野島 2835 番 1 地先	海に至るまで
#17 Tat	支 川藤井川	左 水戸市藤井町字下高畑 92 番 4 地先藤井新橋 右 水戸市飯富町字塙下 54 番 1 地先藤井新橋	幹川合流点まで
那珂川	支 川 桜 川	左 水戸市千波町字千波山 2486 番 2 地先右 水戸市中央二丁目 3020 番 2 地先千波大橋	幹川合流点まで
	涸沼川	左 東茨城郡茨城町大字下石崎字海東 2995 番 2 地先 右 東茨城郡大洗町神山町字神山 5233 番地先	幹川合流点まで

資料2-36 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



河川名	実 施 区 域	洪水予報 基準 地点
那珂川	左岸:栃木県大田原市亀久字大平419番4番地先から海まで 右岸:栃木県大田原市佐良土宇野島2835番1番地先から海まで	小 口 野 口 水府橋

資料2-37 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員をへらしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報及び河川状況によ り必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡,水防資器材の整備,水閘門機能等の点検,通信及び輸送の確保等に努めるとともに,水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量,水位,流量その他の河 川状況により必要と認める とき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により,又は 水位,流量その他の河川状 況により,氾濫注意水位を 超えるおそれがあるとき
指示 及び 情報	水位,滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに,越水,漏水,法崩,亀裂その他河川 状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により, 又既に 氾濫注意水位を超え災害の 起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び 当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除 する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位 以上であっても水防作業を 必要とする河川状況が解消 したと認めるとき

資料2-38 待機の時期

状	当 該 区 域
地域的集中豪雨があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起 こることが予想されたとき,当該水系の上流部において非 常に大きな出水となったとき	上流部,中流部
当該水系脳部において非常に大きな出水となったとき	中流部,下流部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが、出動人員を減らしても差支えないと認められたとき	下流部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに,当該基準 観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめた とき	上流,中流,下流部
その他の事由により必要と認めたとき	上流,中流,下流部

資料2-39 指示の時期

指示についてはその基準となるものは定めがたいが次表を考慮し指示区域内の危機度並びに現地状況等を勘案して行なう。

指示内容	状 況	水防工法
越水	洪水警報によって予想された水位,あるいは上流 部の水位より推定して越水のおそれが予想され るとき	「積土のう 蛇篭積」 等
欠 壊	洪水時に既に発表された予報や警報,あるいは洪 水規模から堤防の波かけや護岸の欠壊が想定さ れるとき	「木流し及び竹流し, 麦むしろ張」水衝部に は「川倉,聖牛」
漏水	洪水の大きさ及び滞水時間等を洪水予報あるい は上流側の水位から推定して漏水のおそれが予 想されるとき	「月の輪,釜段工」「麦 むしろ張」等
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な 堤防,又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合 等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「つなぎ縫」「五 徳縫」等
法崩れ	洪水規模が大きく,かつ滞水時間が長時間にわたるとき,あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報,警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土の う羽口」「五徳縫」等
その他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻, 滞水時間等の実況を示すとき	

資料2-40 水防関係様式

®様式第1号

公用負担権限委任証明書

公用負担権限委任証明書

第 号

氏 名

上記の者に $\bigcirc\bigcirc$ 区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 ひたちなか市長

印

®様式第2号

公用負担命令票

公用負担命令 第 号	票					
			住 氏 名			
目 的 物 負担内容			種類 使用,	収用,	員数 処分	
年 .	月 日					
		水防管理者 事務取扱者	ひたちなか市長		印 印	

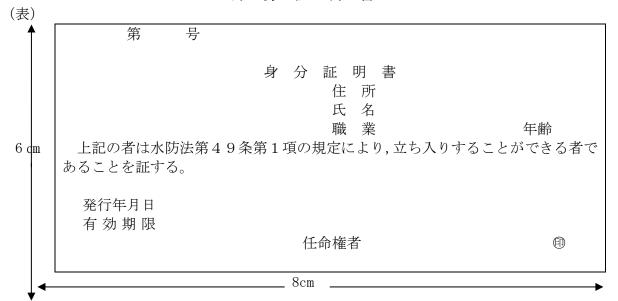
水防てん末報告書

								(作)	龙責任	-(者)					印
管理団体名						指定,	非指定	官別							
水防実	施時の台	台風又は	雨名					報告年	F月日	平瓦	以	. 月	目		
水計					日時										
防								管理	型団体 分	}	県支	出金	台		計
実					所用	人作	牛費			円		F			円
施画					所用経費	物作	牛費								
出勤	水防団員	消防 団員	その 他	計		合	計				I				_
人員								堤 防 (m)	田 (a)	畑 (a)	家 (戸)	道 路 (m)	道 路 (m)	人 口 (人)	その他
数	工法				水	効	果								
水防作業の概					防の結果										
況及工法						被	害								
他団体より応援の状況			状 況												
居住	者 等	の出	当動:	状 況											
警察,	自律	野隊 の	援 助	状 況											
現場指導員氏名															
水防関係者の氏名															
立 ち 退 き の 状 況 及 び そ れ を 支 持 し た 理 由															
水防功労者の氏名と年齢所属及びその功績概要															
所属及びその切痕 概要 堤防その他の異常有無及び緊 急工事を要するものが生じた ときは、その場所及び損害状況															
水防活動に対する自己批判															

- 注 1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所ごとに作成する。
 - 2 各水防管理団体は、管轄現地指導班に箇所ごとの報告書に集計表をつけて2部提出すること。
 - 3 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所は箇所数のみ記入する。
 - 4 所轄土木事務所長経由知事へ提出すること。
- ⊛様式第4号

備

身 分 証 明 書



(裏)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入)

- 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は担当職員、水防団長若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
 - 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合において、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

資料2一41 指定避難所等(那珂川沿岸及び沿岸地区)

対 象 地 区	避難場所名称	所 在 地	電 話 番 号
枝 川	市毛小学校	市毛825	272-2747
	勝田第二中学校	市毛979	272-2624
	津田コミュニティセンター	津田2732	274-4121
一時避難場所	枝川小学校※	枝川160	221-5619
	枝川転作推進センター※	枝川1513	_
	枝川第一災害時現地連絡所※	枝川1518	_
	枝川第二災害時現地連絡所※	枝川1510-3	_
勝倉	勝倉小学校	勝倉3010	272-2546
	堀口小学校	堀口588	272-2866
	市毛コミュニティセンター	市毛980	272-3766
	金上ふれあいセンター	金上562-1	354-4170
一時避難場所	勝倉災害時現地連絡所※	勝倉4157-2	_
三 反 田	三反田小学校	三反田3065	272-3443
柳沢・美田多	那珂湊コミュニティセンター柳沢館	柳沢472	263-2498
関戸・栄町・海門町 旧 湊 海 岸	那珂湊第一小学校	山ノ上町1-1	262 - 2450
旧 湊 海 岸 	那珂湊第二小学校	富士/上10-1	262 - 2744
	那珂湊第三小学校	西十三奉行3251-1	262-2859
	那珂湊高等学校	山ノ上町4-6	262 - 2642
	湊公園ふれあい館	湊中央1-1-1	262-3167
	那珂湊保健相談センター	和田町2-11-21	262-2161
平 磯 海 岸	旧平磯小学校	平磯町250	_
磯 崎 海 岸	旧磯崎小学校	磯崎町4598	_
	美乃浜学園	磯崎町5135	212-9311
阿字ヶ浦海岸	阿字ヶ浦ふれあい交流館	阿字ケ浦町610	212-6751

※那珂川浸水想定地域内

資料2-42 防災拠点や避難地となる都市公園一覧

令和5年4月1日現在

●防災拠点となる規模の大きい公園

公園名	所在地	面積 m²
東石川第4公園	石川町25	30,116.15
長堀公園	長堀町2丁目4-1	10,836.50
中根上野公園	中根字深谷津3655-3	13,878.00
上高場公園	高場4丁目7	11,207.40
湊公園	湊中央1丁目6522番1	26,320.88
六ッ野公園	東石川字六ツ野3379-10	12,613.72

●一時的な避難地となる公園

公園名	所在地	面積 m²
中根第1公園	笹野町3丁目6	1,576.78
東中根第1公園	中根字後野3600-493	3,273.00
津田第2公園	津田東2丁目10	2,998.89
津田第3公園	津田東3丁目8	2,997.92
本町第2公園	勝田本町19-6	2,774.34
向野第3公園	馬渡字向野2920-76	942.95
外野第2公園	外野2丁目15-3	2,000.02
はしかべ第1公園	はしかべ1丁目8	3,989.12
大島公園	西大島3丁目-5-1	48,145.70
幸町児童公園	幸町12-2	2,995.66
館野脇公園	中根字館野脇	1,600.00
六ッ野1号公園	大字東石川(未整備)	2,900.00
武田湫尾公園	武田字塙(未整備)	2,050.00
芝野公園	中根字芝野(未整備)	6,963.00
阿字ヶ浦1号公園	阿字ヶ浦町 (未整備)	2,500.00
平磯海浜公園	平磯町4656-1	4,767.00
名平洞公園	南神敷台18	66,561.00
佐野運動ひろば	高野2456	23,043.00

資料2-43 市内の都市緑地一覧

令和5年4月1日現在

公園名	所在地	面積 ㎡
さわ野杜緑地	佐和字篠根沢2023-9 外	30,831.00
後谷津緑地	馬渡字後谷津2660-135 外	4,998.00
三反田北長緑地	三反田字北長町3446-17 外	751.00
山崎工業団地緑地	山崎95 外	14,315.00
平磯三ツ塚緑地	平磯町3551	20.00
平磯南町緑地	平磯町1046-2	374.00
常葉台緑地	高野字常葉3291-6 外	42,761.00
館山緑地	四十発句 1 0 7 5 2 - 1 外	11,665.00
向野団地緑地	馬渡字孫目沢2822-1 外	1,987.00
小貫山緑地	小貫山1-17 外	3,112.00
市毛団地緑地	市毛字二ノ久保847-125 外	526.00
田彦後原緑地	田彦字後原980-4	96.00
三反田塙緑地	三反田字塙3520-1 外	700.00
髙田緑地	高場字高田3071	468.00
青葉町緑地	青葉町12-48 外	39.00
第一田中後緑地	峰後16	1,672.00
長堀町緑地	長堀町3丁目3-45	4,448.00
西光地緑地	西光地2丁目12 外	3,608.00
柳が丘緑地	柳が丘2-13	284.00
百色山緑地	三反田字上瀬323 外	4,932.81
市毛上坪緑地	市毛字上坪640-12 外	8,639.00
六ツ野緑地	中根字六ツ野	473.60

資料3-1 気象庁震度階級

震度階級	計測震度
0	0.5 未満
1	0.5 以上 1.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満
3	2.5 以上 3.5 未満
4	3.5 以上 4.5 未満
5弱	4.5 以上 5.0 未満
5強	5.0 以上 5.5 未満
6弱	5.5 以上 6.0 未満
6強	6.0 以上 6.5 未満
7	6.5 以上

資料3-2 地震の震度階級解説表

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計に は記録される。	_	_
1	屋内で静かにしている人の中に は、揺れをわずかに感じる人がい る。	_	_
2	屋内で静かにしている人の大半 が、揺れを感じる。眠っている人 の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わず かに揺れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れ を感じる。歩いている人の中に は、揺れを感じる人もいる。眠っ ている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている 人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を 覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく 揺れ、棚にある食器類は音を立 てる。座りの悪い置物が、倒れ ることがある。	電線が大きく揺れる。自動 車を運転していて、揺れに 気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につ かまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく 揺れ、棚にある食器類、書棚の 本が落ちることがある。座りの 悪い置物の大半が倒れる。固定 していない家具が移動すること があり、不安定なものは倒れる ことがある。	まれに窓ガラスが割れて落 ちることがある。電柱が揺 れるのがわかる。道路に被 害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと 歩くことが難しいなど、行動に支 障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れること がある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドア が開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわな いと動くことができない。揺れに	固定していない家具のほとんど が移動し、倒れるものが多くな る。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	ほんろうされ、動くこともでき ず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし、飛ぶ こともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物(住宅)		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5弱	_	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	
5強	_	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるもの もある。	
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	

- (注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物				
	耐震性が高い	耐震性が低い			
5強	_	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることが ある。			
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。			
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀 裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。			
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀 裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。			

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

_	O			
震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況		
5 弱	亀裂^{※1} や液状化^{※2}が生じることがある 。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強	电衣 で次次に が上しることがめる。			
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が		
7	人さな地刮れが生しることがめる。	発生することがある ^{※3} 。		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。 ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出 や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする などの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大 量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動
	し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、
道路の規制等	速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や
	地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安 否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。
	そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者
	により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止
正	する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

[※] 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(水戸市金町, 水戸地方気象台)

震度 1 2 3 4 5弱 5強 6弱 6強	
	7 合計
1919~1969 3,613 769 196 24 5	4, 607
1970 34 15 3	52
71 36 16 8 1	61
72 39 30 4 1	74
73 36 33 11 1	81
74 30 22 11 2	65
75 27 19 7	53
76 19 26 8 1	54
77 40 20 4 3	67
78 31 29 7 2	69
79 27 20 10	57
80 21 23 7 2	53
81 27 16 3 1	47
82 58 27 9 2	96
83 27 20 6 2	55
	65
84 28 24 13 85 30 16 6	52
86 42 15 8 1	66
87 40 36 9 5	90
88 23 24 6	53
89 23 24 14 2	63
90 27 27 10 4	68
91 19 28 3 2	52
92 44 17 11 2	74
93 48 17 6 1	72
94 30 20 6	56
95 46 18 5 2	71
96 43 16 3 2	64
97 37 18 2	57
98 45 25 2 1	73
99 40 12 2 2	56
2000 49 24 6 1	80
01 43 17 2	62
02 40 15 1 2	58
03 35 27 7 3	72
04 48 24 8 1	81
05 46 19 10 2	IJ
06 40 24	64
07 33 11 2 1	47
08 68 23 7 3	101
09 37 14 6	57
10 38 16 5	59
11 894 278 71 11 1 1	1, 256
12 171 61 14 3	249
13 116 36 9 2	163
14 83 26 3	112

年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6 弱	6強	7	合計
	2015	65	14	6	2						87
	16	67	17	11	4						99
	17	60	27	4	1						92
	18	65	21	2	2						90
	19	44	15	5							64
	20	37	28	7	3						77
	21	55	18	9	2						84
	22	58	23	5	1						87
合言	計	6, 280	2,016	553	95	6	1	1	0	0	8, 952

資料4-1 主要防災関係機関等の連絡先

1 指定地方行政機関

機関の名称	担当課	連絡先
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	【電話】048-600-6000
関東総合通信局	無線通信部陸上第二課	【電話】03-6238-1774
関東財務局 水戸財務事務所	総務課	【電話】029-221-3189
水戸原子力事務所	放射線監視係	【電話】029-224-3830
関東信越厚生局	総務課	【電話】048-740-0711
茨城労働局	健康安全課	【電話】029-224-6215
関東農政局	農産課	【電話】048-600-0600
関東農政局 茨城県拠点	総務課	【電話】029-221-2184
関東経済産業局	総務課	【電話】048-600-0213
関東地方整備局	防災課	【電話】048-601-3151
関東運輸局	総務課	【電話】045-211-7204
水戸地方気象台	防災業務課	【電話】029-224-1106
海上保安庁 第三管区海上保安本部 茨城海上保安部	警備救難課	【電話】029-262-4304

2 指定公共機関

機関の名称	連絡先
東日本電信電話(株)茨城支店	【電話】029-232-4825
(株)ドコモCS茨城支店	【電話】029-222-5285
KDD I (株)水戸支店	【電話】029-228-6671
東日本旅客鉄道(株)水戸支社	【電話】029-225-3140
日本貨物鉄道(株)水戸営業支店	【電話】029-227-2213
日本銀行水戸事務所	【電話】029-224-2734
日本赤十字社茨城県支部	【電話】029-241-4516
日本放送協会水戸放送局	【電話】029-232-9885
東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社	【電話】029-387-3600

機関の名称	連絡先
日本通運(株)水戸営業所	【電話】029-248-6251
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	【電話】029-282-1111
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	【電話】029-282-5111
東日本高速道路(株)関東支社	【電話】048-631-0185
東京ガス(株)日立支社	【電話】0294-224-4131
日本郵政(株)ひたちなか郵便局	【電話】029-272-2827

3 指定地方公共機関

機関の名称	連絡先
茨城交通(株) 本社	【電話】029-251-2331
勝田営業所	【電話】029-272-7311
(一社)茨城県トラック協会常陸那珂支部	【電話】029-285-1252
(株) 茨城新聞社 本社	【電話】029-221-3121
ひたちなか支局	【電話】029-273-1719
(株) 茨城放送	【電話】029-244-2121
(一社)茨城県高圧ガス保安協会	【電話】029-225-3261
茨城県土地改良事業団体連合会	【電話】029-225-5651
(福)茨城県社会福祉協議会	【電話】029-241-1133
(一社) 茨城県医師会	【電話】029-241-8446
(公社) 茨城県歯科医師会	【電話】029-252-2561
(公社) 茨城県薬剤師会	【電話】029-225-9393
(公社) 茨城県看護協会	【電話】029-221-6900

4 自衛隊

機関の名称	担当課	連絡先
陸上自衛隊施設学校(勝田)	警備課	【電話】029-274-3211
陸上自衛隊第一施設団 (古河)	第3科	【電話】0280-32-4141
航空自衛隊第7航空団(百里基地)	防衛班	【電話】0299-52-1331

5 その他公共的団体

機関の名称	連絡先
ひたちなか市医師会	【電話】029-274-4313
ひたちなか市歯科医師会	【電話】029-274-4313
ひたちなか薬剤師会	【電話】029-212-7445
(福)ひたちなか市社会福祉協議会	【電話】029-274-3241
常陸農業協同組合 勝田支店	【電話】029-273-3711
那珂湊漁業協同組合	【電話】029-262-6311
磯崎漁業協同組合	【電話】029-265-8111
ひたちなか商工会議所	【電話】029-273-1371

ひたちなか市地域防災計画 令和6年2月修正版

発行 ひたちなか市防災会議 代表者 ひたちなか市長 大谷 明

編集 ひたちなか市役所 市民生活部 生活安全課

郵 便 312-8501

住 所 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電 話 029-273-0111 (代表)

FAX 0 29 - 271 - 0851